

平成30年度
「幼児教育の推進体制構築事業の
成果に係る調査分析」
成果報告書

平成31年3月

東京大学大学院教育学研究科附属
発達保育実践政策学センター

はじめに

本報告書は、文部科学省「幼児教育の推進体制構築事業」の成果に係る調査分析の委託を受け、東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センターが実施した聞き取り調査及び質問紙調査の結果をまとめたものです。

第1章では、全国の都道府県及び市区町村を対象とする質問紙調査の結果を報告します。第2章では幼児教育施設対象質問紙調査の結果を報告します。第3章では、各自治体における取組の類型を提示します。第4章では各自治体の実践事例を報告します。第5章では、以上の結果を踏まえて、幼児教育推進体制の構築・充実に向けて検討すべきことを提示します。

最後になりましたが、聞き取り調査や質問紙調査にご協力いただいた関係者の皆様に、この場をお借りしてお礼申し上げます。本報告書が全国の幼児教育推進体制の構築、幼児教育の質の向上に少しでもお役に立てれば幸いです。

研究代表者
東京大学大学院教育学研究科
准教授 村上祐介

目 次

第1章	全国の都道府県及び市区町村を対象とする質問紙調査の報告・・・・・・・・・・	1
第1節	質問紙調査の概要	
第2節	幼児教育センター・幼児教育アドバイザーの現状と認識	
第3節	幼児教育センター・幼児教育アドバイザーの効果	
第4節	幼児教育センター・幼児教育アドバイザーを置いている自治体の特徴	
第5節	小括・今後の分析の方向性	
第2章	幼児教育施設を対象とする質問紙調査の報告・・・・・・・・・・	20
第1節	質問紙調査の概要	
第2節	幼児教育アドバイザーの支援の実態と効果実感	
第3節	幼児教育アドバイザーの効果認識への影響要因	
第4節	小括・今後の分析の方向性	
第3章	各自治体における取組の類型・・・・・・・・・・	32
第1節	はじめに	
第2節	一元化した自治体における成果と課題について	
第3節	関係部局との連携上の課題とその対策について	
第4節	幼児教育アドバイザーについて	
第4章	各自治体の実践事例・・・・・・・・・・	48
第5章	本調査研究のまとめ・・・・・・・・・・	178
附 録		
1.	全国の都道府県及び市区町村を対象とする調査票	
2.	全国の都道府県及び市区町村を対象とする調査票の単純集計	
3.	幼児教育施設を対象とする調査票	
4.	幼児教育施設を対象とする調査票の単純集計	
5.	受託自治体対象の質問票	

【執筆担当者】

- 第1章・2章・5章・附録1～4：佐々木織恵（発達保育実践政策学センター）
第3章：天野美和子（発達保育実践政策学センター）
第4章・附録5：阿部慶徳（発達保育実践政策学センター）

第1章 全国の都道府県及び市区町村を対象とする質問紙調査の報告

佐々木織恵

第1節 質問紙調査の概要

今年度行った全国質問紙調査の目的は、乳幼児期の保育・教育に関する自治体の取り組みの成果と今後の課題を明らかにすることである。平成30年7月4日から7月31日にかけて、質問紙調査票を都道府県と市区町村の教育委員会に郵送した。調査対象は1785自治体で、その内訳は47都道府県・1715市町村（教育委員会の設置数）・東京23区である。

自治体には、同封した返信用封筒で記入済みの調査票を返送してもらった。その結果、931自治体にご回答いただき、最終的な回答率は52.2%であった。なお、平成28年度に同事業を受託して行った質問紙調査の回収率は61%（回答自治体数：1097）であり、今回は回収率が下がってしまったが、その原因として質問量の増加と回答期間が短かったことが考えられる。

主な調査項目は、自治体の実施体制、都道府県と市区町村の関係、幼児教育施設等との関係、幼児教育センター、幼児教育アドバイザーについてであり、大きな構成は平成28年度質問紙調査（以下、平成28年度調査）と同様である。今年度の質問紙調査（以下、平成30年度調査）の具体的な設問内容については巻末の調査票をご覧ください。また平成28年度調査については、平成28年度の委託調査報告書¹を参照していただきたい。

以下、第2節と第3節では平成28年度調査と平成30年度調査を用いた分析を、第4節では平成30年度調査を用いた分析を行い、最後に第5節で本章の結論としての小括と今後の分析の方向性を示す。

第2節 幼児教育センター・幼児教育アドバイザーの現状と認識

(1) 幼児教育センターの設置数の変化

幼児教育センターを設置している自治体数は、平成28年度調査が全回答自治体中43自治体（4%）なのに対し、平成30年度調査は全回答自治体中50自治体（5.5%）に増加した（表1-1）。

¹ 報告書は以下のURLを参照いただきたい。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/_icsFiles/afieldfile/2017/05/08/1385242_1.pdf

表 1-1 幼児教育センター設置数の変化

	回答総数	センターの設置
H28	1090 (100%)	43 (4%)
H30	905 (100%)	50 (5.5%)

平成 28 年度調査回答自治体のうち、幼児教育センターを設置していると回答した自治体は、以下のとおりである。

都道府県名	秋田県、栃木県、群馬県、千葉県、石川県、福井県、静岡県、奈良県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
市区町村名	青森県黒石市、宮城県気仙沼市、宮城県栗原市、秋田県大館市、栃木県那須町、群馬県前橋市、東京都北区、新潟県湯沢町、福井県越前市、京都府舞鶴市、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県相生市、奈良県宇陀市、岡山県鏡野町、福岡県直方市、佐賀県玄海町、北海道札幌市、宮城県登米市、山形県西村山郡河北町、東京都大田区、石川県金沢市、長野県筑北村、岐阜県岐阜市、岐阜県本巣市、静岡県御前崎市、三重県亀山市、兵庫県三木市、奈良県奈良市、福岡県北九州市

平成 30 年度回答自治体のうち、幼児教育センターを設置していると回答した自治体は以下の通りである。

都道府県名	群馬県、石川県、福井県、千葉県、静岡県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、秋田県、栃木県
市区町村名	宮城県気仙沼市、福島県郡山市、茨城県鹿嶋市、茨城県行方市、群馬県前橋市、北海道札幌市、千葉県成田市、東京都立川市、神奈川県大磯町、新潟県湯沢町、岐阜県岐阜市、静岡県静岡市、愛知県犬山市、三重県名張市、滋賀県東近江市、滋賀県米原市、京都府京都市、京都府亀岡市、大阪府池田市、兵庫県桐生市、兵庫県豊岡市、兵庫県西脇市、兵庫県宝塚市、鳥取県岩美町、岡山県津山市、岡山県新見市、岡山県鏡野町、岡山県吉備中央町、愛媛県松山市、福岡県北九州市、福岡県久留米市、長崎県佐世保市、鹿児島県日置市、岐阜県郡上市

(2) 幼児教育アドバイザー配置数の変化

次に幼児教育アドバイザーの配置数の変化を表 1-2 に示す。

表 1-2 幼児教育アドバイザー配置数の変化

	常勤アドバイザーの配置	非常勤アドバイザーの配置
H28	80 自治体／700 回答自治体（12%）	132 自治体／707 回答自治体（19%）
H30	95 自治体／931 回答自治体（10.2%）	106 自治体／931 回答自治体（11.4%）

平成 30 年度調査では回答自治体数が増加したため、割合は減少しているが、配置数でみると、常勤アドバイザーが増加し、非常勤アドバイザーが減少していることが分かる。なお、幼児教育担当指導主事の配置自治体数は平成 30 年度調査によれば、931 自治体中 362 自治体（38.9%）である。

平成 28 年度調査で幼児教育アドバイザーを配置していると回答した自治体のうち、都道府県と政令指定都市は以下のとおりである。

都道府県名	北海道、秋田県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、長野県、静岡県、三重県、滋賀県、奈良県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、高知県、熊本県、茨城県、大阪府、福岡県
市区町村名 （政令指定 都市のみ）	北海道札幌市、静岡県浜松市、大阪府堺市、兵庫県神戸市、岡山県岡山市、福岡県北九州市

平成 30 年度調査で幼児教育アドバイザーを配置していると回答した自治体（都道府県と政令指定都市）は以下のとおりである。

都道府県名	秋田県、茨城県、栃木県、北海道、群馬県、千葉県、石川県、福井県、静岡県、三重県、埼玉県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、高知県、宮城県、福岡県、熊本県、大分県
市区町村名 （政令指定 都市のみ）	千葉県千葉市、静岡県静岡市、大阪府堺市、兵庫県神戸市、広島県広島市、福岡県北九州市

（３）幼児教育センター設置の成果・課題認識

平成 30 年度調査で、幼児教育センター設置の成果として、各自治体担当者の認識を 1(全く当てはまらない)～5(とても当てはまる)で問うたところ、自治体の幼児教育関係者は「幼稚園教諭・保育士・保育教諭に対する研修機会の提供や相談業務」を最も重要な成果と捉えており、続いて「幼保小連携の推進」を二番目に大きな成果と捉えていることが分かった。

幼児教育センターを設置した成果についての認識

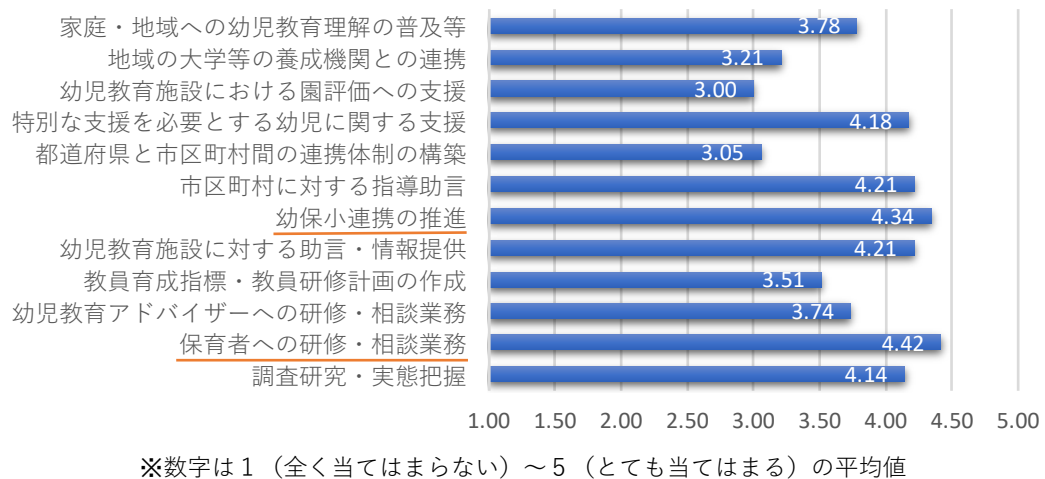


図1-1 自治体担当者の幼児教育センター設置の効果認識

また同じく平成30年度調査で幼児教育センターの施設類型ごとの課題を自治体幼児教育担当者に問うたところ、「施設の独自性や建学の精神を尊重する必要性」や「所掌外の施設に対して関係部局との調整が難しい」といった点を挙げる回答が多く、いずれも施設類型を問わず私立に共通する課題として挙げられた。

幼児教育センターの施設類型ごとの課題

（自治体幼児教育担当者の認識）

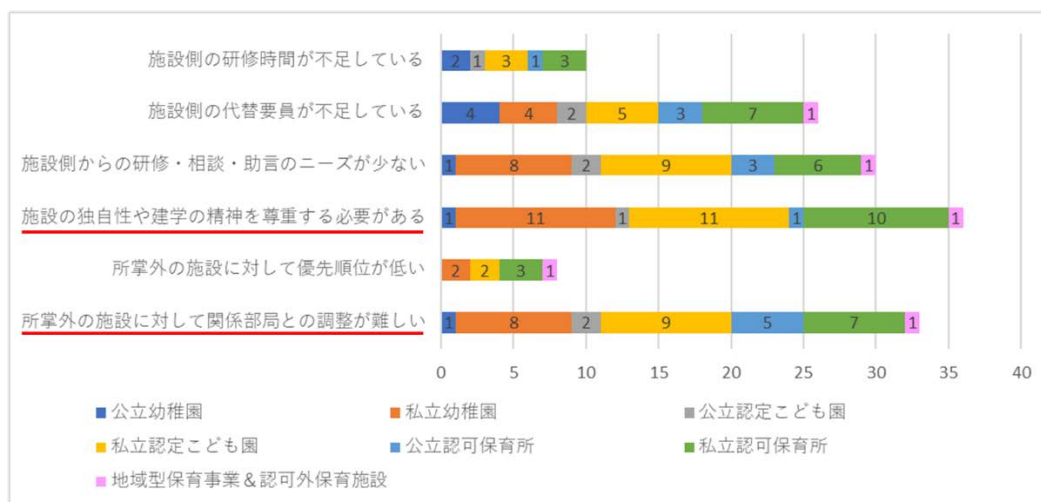


図1-2 自治体担当者の幼児教育センター設置の課題認識

（４）幼児教育アドバイザー配置の成果・課題認識

また幼児教育アドバイザー配置の成果について、各自治体担当者の認識を1(全く当てはまらない)～5(とても当てはまる)で問うたところ、自治体の幼児教育関係者は、「園長以外の教職員・保育士の資質向上」を最も重要な成果と捉えており、続いて「園内研修の機会の確保・質の向上」を二番目に大きな成果と捉えていることが分かる。

幼児教育アドバイザー配置の成果についての認識

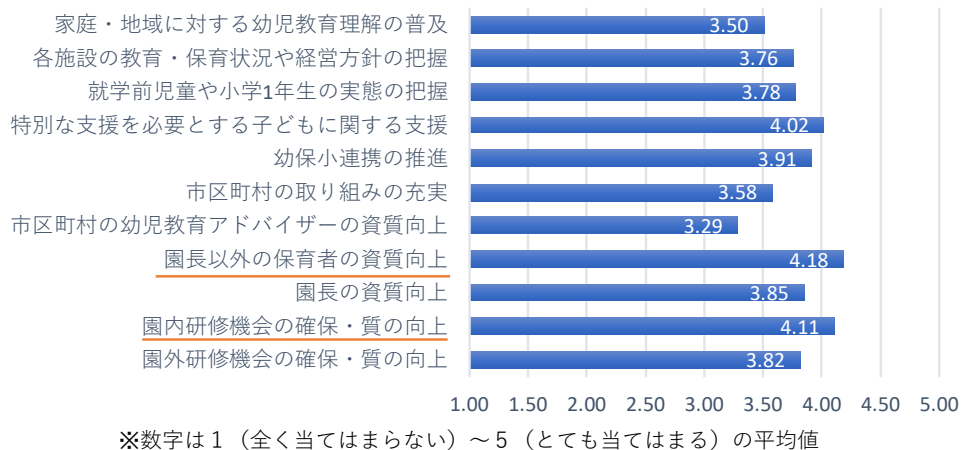


図1-3 自治体担当者の幼児教育アドバイザー配置の効果認識

また同じく平成30年度調査で幼児教育アドバイザーの施設類型ごとの課題を自治体幼児教育担当者に問うたところ、「施設側からの研修・相談・助言のニーズが少ない」「施設の独自性や建学の精神を尊重する必要がある」といった点を挙げる回答が多く、いずれも私立と認可外・地域型保育施設に共通する課題として挙げられた。

幼児教育アドバイザーの施設類型ごとの課題

（自治体幼児教育担当者の認識）

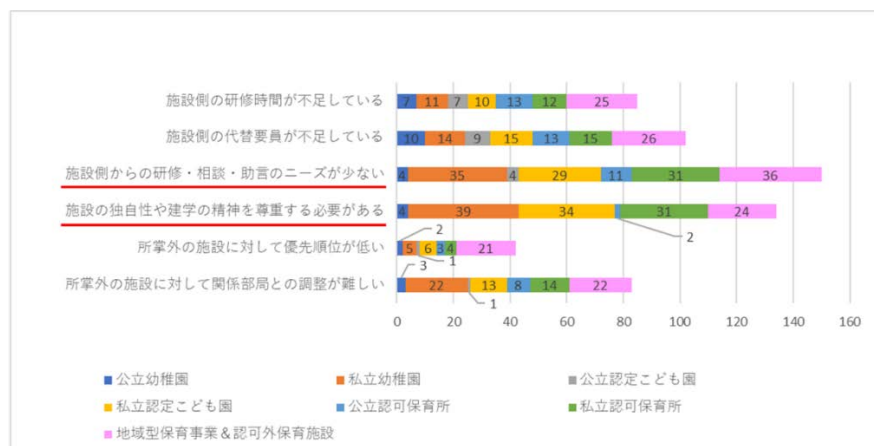


図1-4 自治体担当者の幼児教育アドバイザー配置の課題認識

第3節 幼児教育センター・幼児教育アドバイザーの効果

(1) 分析手法の概要

本節では幼児教育センター、幼児教育アドバイザー、一元化の効果を差分の差分法（difference in differences : DID）を用いて検証する。差分の差分法とは計量経済学や社会学における量的調査において用いられる、観測データによって実験的な研究を模倣するための統計手法である。差分の差分法は成果（つまり、反応変数や被説明変数）における介入（つまり、説明変数や独立変数）の効果を、介入群における成果変数の時間を通じた平均的な変化と非介入群における時間を通じた変化と比較することで計算するものである。同一被験者による時間についての差を測る場合と、異なる被験者間（介入群と非介入群）の間の差を測る場合とは対照的に、差分の差分法は異なる時点での介入群と非介入群の間の差を取り、さらにその異なる時点の差の差を取る（下図参照）。今回の場合は、幼児教育センターの設置、幼児教育アドバイザーの配置、一元化といった介入が、①平成 28 年度時点及び平成 30 年度にない自治体と、②平成 28 年度はなかったが平成 30 年度はある自治体を比較し、2 年間という短いタイムスパンではあるが、それぞれの介入の影響を定量的に示すこととしたい。

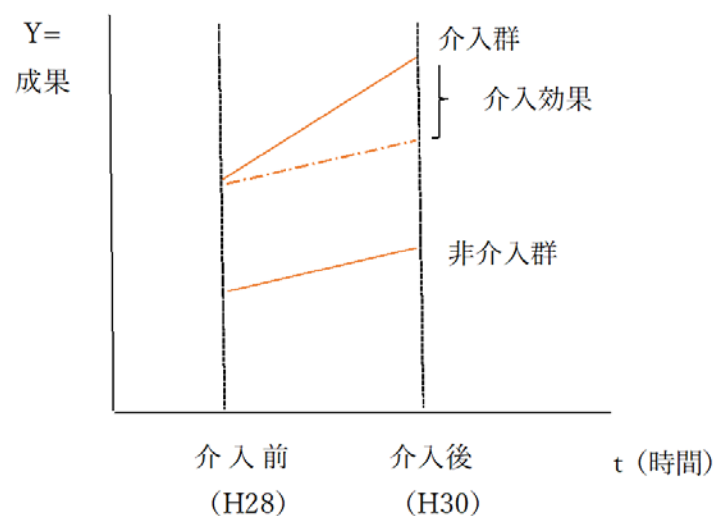


図 1-5 差の差分分析概念図

(2) 仮説

なお、仮説として設定した独立変数と従属変数は以下の通りである。

① 幼児教育センター設置の効果

独立変数：幼児教育センター設置の有無

従属変数：「公私合同研修回数²」、「地域の大学等の養成機関と連携した研修の実施」、「幼児教育・保育関係団体等と連携した研修の実施」、「研修時の代替要員の派遣・配置」、「研修時の代替要員確保のための費用負担・確保」、「外部の研修への参加費用の負担・確保」

② 幼児教育アドバイザー配置の効果

独立変数：幼児教育アドバイザー配置の有無

従属変数：公私合同研修回数

③ 一元化の効果

独立変数：担当部局の一元化の有無³

従属変数：公私合同研修回数

（３）分析結果の概要

幼児教育センターの設置により、統計的に有意とは言えないものの、公私合同研修の実施回数が増えている。幼児教育センターの設置は、研修機会の提供等に係る外部研修費の負担や、研修に参加する職員の代替要員派遣に効果を持っているとは考えられない反面、公私合同研修や、大学や関連団体と連携した研修の実施には、有意ではないものの、ポジティブな傾向を認めることができた。また、幼児教育アドバイザーの配置は公私合同研修回数にポジティブな影響を及ぼす傾向が認められるのに対し、一元化の有無はそうした傾向は見られなかった。

なお、本分析においては、今回設定したいずれの従属変数についても有意な差は認められなかった。今後も大規模かつ長期的なスパンで分析を進めていく必要がある。有意な分析結果が得られなかった主な理由としては、本分析で利用できるサンプル数が限定されていることと、2年というタイムスパンが十分な効果を認めるには短すぎるものが考えられる。今後再度同様の調査を行って3時点の分析を行っていく必要がある。

以下、各独立変数ごとの詳細の分析を掲載する。

² 「公私合同研修」とは公立と私立の両方の、複数の施設類型を対象とした合同研修を指す。

³ 「乳幼児期の保育・教育に関する政策の担当部局は一元化されているか」に関する質問に「一元化されている」と回答した自治体のうち、公立幼稚園が存在しないことにより、教育委員会が乳幼児期の保育・教育に関する政策を担当せず、結果的に首長部局に一元化している自治体は除外して変数を作成した。（総合的かつ効率的な体制整備を図る等、本来目的での「一元化」の効果を図るため。）

① 幼児教育センター設置の効果

1) 公私合同研修回数への効果

幼児教育センターを平成28年度から平成30年度の間に設置した自治体では、幼児教育センターを設置していない自治体と比較して、2年間に7.2回多く公私合同研修を行っている。

公私合同研修回数

センターの設置	平成28年	平成30年	差	差の差
H28無し&H30有り	10.9	18.6	7.8	7.2
(N=14)	[12.7]	[26.7]	(7.9)	(7.7)
H28無し&H30無し	5.0	5.6	0.6	
(N=251)	[9.7]	[9.2]	(0.8)	

※表中の数値の単位はいずれも(回)

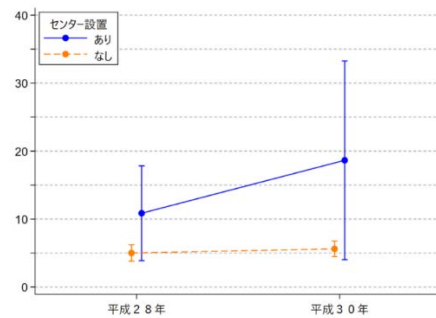


図 1-6 幼児教育センターの公私合同研修回数への効果

2) 外部研修費負担への効果

幼児教育センターを平成28年度から平成30年度の間に設置した自治体では、幼児教育センターを設置していない自治体と比較して外部研修費の負担が0.205ポイント下がっている。本調査においては、幼児教育センターの設置は外部研修費負担にポジティブに作用していなかった。

外部研修費負担

センターの設置	平成28年	平成30年	差	差の差
H28無し&H30有り	.706	.529	-.176	-.205
(N=17)	[.470]	[.514]	(.169)	(.168)
H28無し&H30無し	.513	.542	.029	
(N=452)	[.500]	[.499]	(.033)	

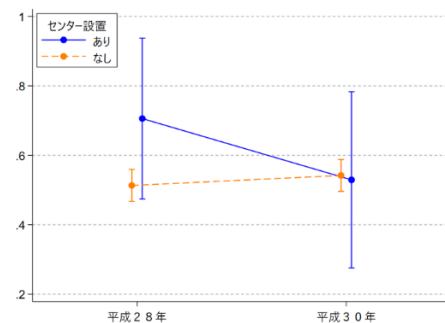


図 1-7 幼児教育センターの外部研修費負担への効果

3) 研修時の代替要員派遣の有無への効果

幼児教育センターを平成28年度から平成30年度の間に設置した自治体では、幼児教育センターを設置していない自治体と比較して代替要員派遣が0.053ポイント下がっている。幼児教育センターの設置は研修時の代替要員の派遣にポジティブに作用しているとは言えない。

研修時の代替要員派遣の有無

センターの設置	平成28年	平成30年	差	差の差
H28無し&H30有り	.118	.117	.000	-.053
(N=17)	[.332]	[.332]	(.114)	(.112)
H28無し&H30無し	.031	.084	.053	
(N=452)	[.173]	[.278]	(.015)	

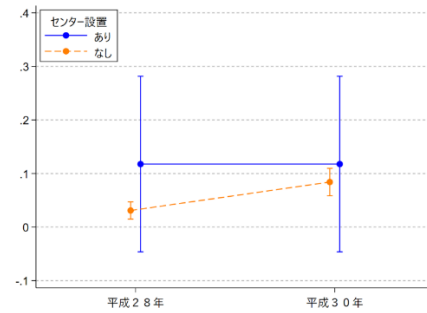


図 1-8 幼児教育センターの、研修時代替要員派遣への効果

4) 代替要員の費用負担への効果

幼児教育センターを平成28年度から平成30年度の間に設置した自治体では、幼児教育センターを設置していない自治体と比較して外部研修の負担が0.041ポイント上がっている。幼児教育センターの設置は研修時の代替要員の費用負担にはポジティブに作用する傾向がある。

代替要員の費用負担

センターの設置	平成28年	平成30年	差	差の差
H28無し&H30有り	.176	.235	.059	.041
(N=17)	[.393]	[.437]	(.143)	(.140)
H28無し&H30無し	.077	.095	.018	
(N=452)	[.268]	[.294]	(.019)	

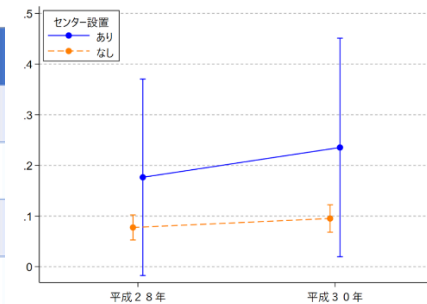


図 1-9 幼児教育センターの、研修時代替要員の費用負担への効果

5) 幼児教育センターの設置の大学と連携した研修の実施への効果

幼児教育センターを平成28年度から平成30年度の間に設置した自治体では、幼児教育センターを設置していない自治体と比較して大学と連携した研修の実施が0.097ポイント上がっている。幼児教育センターの設置は大学と連携した研修の実施にはポジティブに作用する傾向がある。

大学と連携した研修の実施

センターの設置	平成28年	平成30年	差	差の差
H28無し&H30有り	.294	.471	.176	.097
(N=17)	[.470]	[.514]	(.169)	(.166)
H28無し&H30無し	.133	.212	.080	
(N=452)	[.340]	[.409]	(.025)	

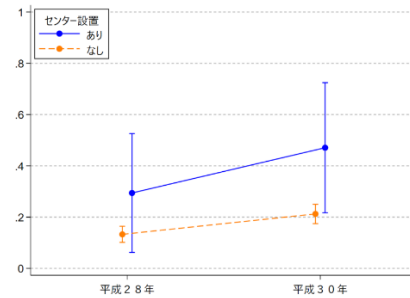


図 1-10 幼児教育センターの、大学と連携した研修実施への効果

6) 関連団体と連携した研修実施への効果

幼児教育センターを平成28年度から平成30年度の間に設置した自治体では、幼児教育センターを設置していない自治体と比較して関連団体と連携した研修の実施が0.183ポイント上がっている。幼児教育センターの設置は関連団体と連携した研修の実施にはポジティブに作用する傾向がある。

関連団体連携研修実施

センターの設置	平成28年	平成30年	差	差の差
H28無し&H30有り	.411	.588	.176	.183
(N=17)	[.507]	[.507]	(.174)	(.172)
H28無し&H30無し	.270	.263	-.007	
(N=452)	[.444]	[.441]	(.029)	

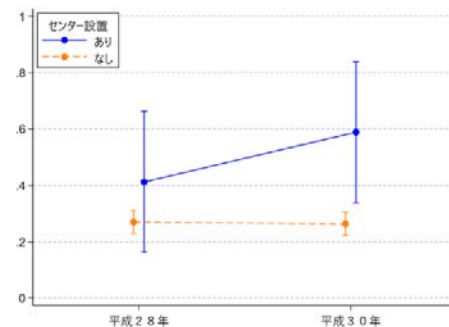


図 1-11 幼児教育センターの、関連団体と連携した研修実施への効果

②幼児教育アドバイザー配置による効果

1) 幼児教育センター研修回数への効果

幼児教育アドバイザーを平成28年度から平成30年度の間に配置した自治体では、幼児教育アドバイザーを配置していない自治体と比較して公私合同研修を2.4回多く実施している。幼児教育アドバイザーの設置は、公私合同研修の実施には効果を持つ全体的な傾向は認められたが、幼児教育アドバイザーに求められる役割が幼児教育施設への助言等に限られる自治体もあるだろう。今後はこうした幼児教育アドバイザーの属性ごとの分析が求められる。

アドバイザーによるセンター研修回数

アドバイザー の設置	平成28年	平成30年	差	差の差
H28無し& H30有り	7.5	9.8	2.2	2.4
(N=33)	[8.5]	[9.5]	(2.2)	(2.4)
H28無し& H30無し	4.0	3.9	-0.2	
(N=174)	[10.1]	[8.0]	(1.0)	

※表中の数値の単位
はいずれも（回）

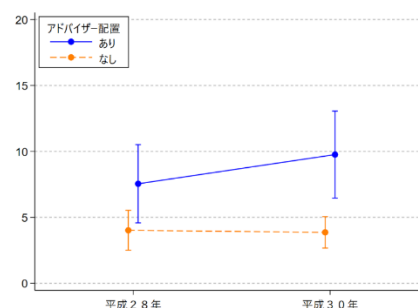


図 1-12 幼児教育アドバイザーの公私合同研修回数への効果

③一元化による効果

1) 幼児教育センター研修回数への効果

平成28年度から平成30年度の間に担当部局の一元化を行った自治体では、一元化していない自治体と比較して公私合同研修を2.9回少なく実施している。担当部局の一元化は、公私合同研修の実施には効果を持たない傾向がある。

一元化による研修回数

一元化の有無	平成28年	平成30年	差	差の差
H28無し& H30有り	4.0	4.3	.3	-2.9
(N=12)	[3.9]	[4.9]	(1.8)	(2.7)
H28無し& H30無し	8.0	11.3	3.2	
(N=108)	[12.9]	[16.4]	(2.0)	

※表中の数値の単位
はいずれも（回）

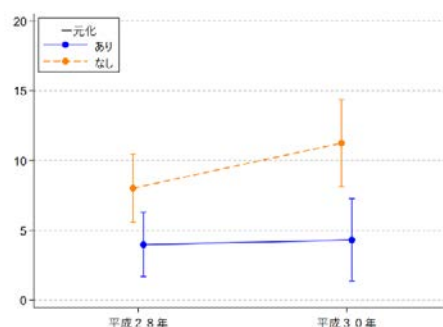


図 1-13 一元化の公私合同研修回数への効果

第4節 幼児教育センター・幼児教育アドバイザーを置いている自治体の特徴

(1) 分析手法の概要

本節では、今年度行った全国自治体向け質問紙調査の結果を用いて、「公開保育の実施回数」、「市町村の幼保小連携に関する取り組み状況」、「幼児教育の質に関する調査の有無」「部署間連携の状況」について、幼児教育センター設置、幼児教育アドバイザー配置と一元化との関係を確認する。具体的には、幼児教育推進体制として①幼児教育センター設置有り群、②幼児教育センター設置無しかつ幼児教育アドバイザー配置有り群、③幼児教育センター設置無しかつ幼児教育アドバイザー配置無し群の3群に分け⁴、一元

⁴ 幼児教育センターを設置して幼児教育アドバイザーを配置していない自治体数が限られるため、幼児教育センター設置は幼児教育アドバイザー配置の有無にかかわらず一つの群として扱う。

化の有無で統制したうえで、各群と上記の変数の関連性をみた。なお、ここで挙げた変数はすべて平成 28 年度質問票では質問していない項目であるため、前節の差の差分法による分析ができず、相関関係のみの分析となっている。

なお、上記の 3 群と一元化の関係、及び「幼児教育センターの設置」、「幼児教育アドバイザーの配置」「一元化の有無」の 3 つの変数間の関係は以下の通りである。主な結果としては、幼児教育センター設置の有無と幼児教育アドバイザー配置の有無の間には有意な相関が見られた。

表 1-3 一元化と幼児教育推進体制構築の関係性

		一元化有無		合計
		一元化無し	一元化有り	
幼児教育推進体制構築	センター有り	31 (68.9%)	14 (31.1%)	45 (100%)
	センター無し & アドバイザー有	54 (51.4%)	51 (48.6%)	105 (100%)
	センター無し & アドバイザー無し	186 (62.6%)	111 (37.4%)	297 (100%)
合計		271 (60.6%)	176 (39.4%)	447 (100%)

10%水準で有意 (p=0.064)

	センター有無		アドバイザー配置有無		一元化有無
センター有無	1.00		0.28***		-0.05
アドバイザー配置有無	0.28***		1.00		0.06
一元化有無	-0.05		0.06		1.00

(2) 分析結果の概要

以下の分析では、幼児教育センター・幼児教育アドバイザーが、一元化の有無の影響を統制しても、公開保育の回数や都道府県の幼保小連携に関する取り組み、市町村の幼保小連携に関する取り組み、幼児教育の質に関する調査、部署間連携と関連があると言えるかを検証した。分析の結果、公開保育については一元化の有無にかかわらず、幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーの配置がされている自治体において、より多く実施される傾向を認めることができた。市町村の幼保小連携に関する取り組みについては、「教師・保育士間の交流」「接続を見通した教育課程の編成・実施」「幼児と児童の相互交流機会の設定」「幼保小合同研修の実施」について有意な関連性が見られた。また幼児教育の質に関する調査や、幼児教育・保育に関する会議の開催についても、幼児教育推進体制を構築している自治体で有意に開催される傾向が見られた。ただし、いず

れも相関関係が示されたにすぎず、今後は因果関係の解明が必要である。以下それぞれの項目の分析結果を示す。

① 公開保育の実施状況

幼児教育推進体制の各群と一元化の有無を独立変数、合同研修としての公開保育の実施回数を従属変数とした 3×2 の分散分析を行った。なお各群における回答数は以下の通りである。

群	度数
センター有り	33
センター無し&アドバイザー有	80
センター無し&アドバイザー無し	223
一元化無し	199
一元化有り	137

分散分析の結果、交互作用は有意にはならず、幼児教育推進体制、一元化それぞれ有意な主効果が認められた（順に $F(1,330) = 5.48, p < .01$; $F(1,330) = 9.19, p < .01$ ）。更に、Tukey 法を用いて多重比較を行ったところ、「幼児教育センター有り群」は「幼児教育センター無し&幼児教育アドバイザー無し群」より平均 2.41 回公開保育を実施する傾向が見られ、その差は 5%水準で有意であった。以上から、一元化の有無にかかわらず「幼児教育センター有り群」は「幼児教育センター無し&幼児教育アドバイザー無し群」より合同研修としての公開保育をより多く実施する傾向があると言える。また幼児教育推進体制にかかわらず、一元化している自治体で合同研修としての公開保育をより多く実施する傾向も認められる。

幼児教育推進体制と一元化による合同研修としての公開保育の平均実施回数の差異

幼児教育推進体制	センター有り		センター無し・アドバイザー有り		センター無し・アドバイザー無し		主効果		
	無	有	無	有	無	有	幼児教育推進体制	一元化	交互作用
H29合同研修としての公開保育の平均実施回数	2.96 (0.96)	6.10 (1.46)	1.40 (0.73)	3.73 (0.73)	1.13 (0.40)	2.09 (0.49)	5.48 **	9.19 **	1.119

上段：平均値 下段：標準誤差
* $p < .01$

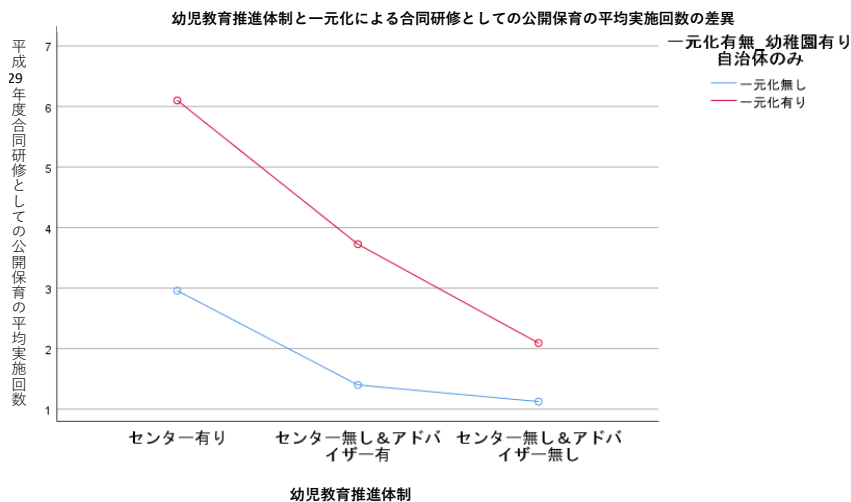


図 1-14 幼児教育推進体制と一元化による合同研修としての公開保育の平均実施回数の差異

② 市町村の幼保小連携に関する取り組み状況

「教師・保育者間の交流」「接続を見通した教育課程の編成・実施」「幼児と児童の相互交流機会の設定」「幼保小合同研修の実施」について、幼児教育センターや幼児教育アドバイザーを置いている自治体のほうが有意に行われる傾向が見られた（順に 5%水準、1%水準、5%水準、0.1%水準）。また一元化との関係は以下の通りである。

- ・「教師・保育者間の交流」「接続を見通した教育課程の編成・実施」については一元化有りの自治体で幼児教育センターや幼児教育アドバイザーを置いている自治体のほうが有意に行われる傾向が見られた（順に 10%水準、5%水準）。(表 1-4、表 1-5 参照)

- ・「幼児と児童の相互交流機会の設定」については、一元化無しの自治体で幼児教育センターや幼児教育アドバイザーを置いている自治体のほうが有意に行われる傾向が見られた（5%水準）。(表 1-8 参照)

- ・幼少合同研修の実施については、一元化の有無に関わらず、幼児教育センターや幼児教育アドバイザーを置いている自治体のほうが有意に行われる傾向が見られた。(表 1-9 参照)

なお、市町村の幼保小連携に関する取り組みのうち、幼児教育施設間の人事異動や、人事交流・長期派遣と、幼児教育推進体制の構築の間には関連性が見られなかった。(表 1-6、表 1-7 参照)

表 1-4 一元化と幼児教育推進体制構築と教師・保育者間の交流の関係性

		教師・保育者間の交流		合計	
		無し	有り		
一元化無し	センター有り	0 0.0%	14 100.0%	14 100.0%	p=0.20
	センター無し & アドバイザー有	6 14.3%	36 85.7%	42 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	31 17.9%	142 82.1%	173 100.0%	
一元化有り	センター有り	0 0.0%	11 100.0%	11 100.0%	10%水準で有意 (p=0.071)
	センター無し & アドバイザー有	10 20.0%	40 80.0%	50 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	31 29.0%	76 71.0%	107 100.0%	
合計	センター有り	0 0.0%	25 100.0%	25 100.0%	5%水準で有意 (p=0.023)
	センター無し & アドバイザー有	16 17.4%	76 82.6%	92 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	62 22.1%	218 77.9%	280 100.0%	
		78 19.6%	319 80.4%	397 100.0%	

表 1-5 一元化と幼児教育推進体制構築と接続を見通した教育課程の関係性

		接続を見通した教育課程の 編成・実施		合計	
		無し	有り		
一元化無し	センター有り	6 42.9%	8 57.1%	14 100.0%	p=0.018
	センター無し & アドバイザー有	19 45.2%	23 54.8%	42 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	114 65.9%	59 34.1%	173 100.0%	
一元化有り	センター有り	5 45.5%	6 54.5%	11 100.0%	5%水準で有意 p=0.035
	センター無し & アドバイザー有	23 46.0%	27 54.0%	50 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	71 66.4%	36 33.6%	107 100.0%	
合計	センター有り	11 44.0%	14 56.0%	25 100.0%	1%水準で有意 p=0.001
	センター無し & アドバイザー有	42 45.7%	50 54.3%	92 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	185 66.1%	95 33.9%	280 100.0%	
		238 59.9%	159 40.1%	397 100.0%	

表 1-6 一元化と幼児教育推進体制構築と幼児教育施設間の人事異動の関係性

		幼児教育施設間の人事異動		合計	
		無し	有り		
一元化無し	センター有り	10 71.4%	4 28.6%	14 100.0%	p=0.751
	センター無し & アドバイザー有	26 61.9%	16 38.1%	42 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	116 67.1%	57 32.9%	173 100.0%	
一元化有り	センター有り	3 27.3%	8 72.7%	11 100.0%	p=0.159
	センター無し & アドバイザー有	19 38.0%	31 62.0%	50 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	54 50.5%	53 49.5%	107 100.0%	
合計	センター有り	13 52.0%	12 48.0%	25 100.0%	p=0.118
	センター無し & アドバイザー有	45 48.9%	47 51.1%	92 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	170 60.7%	110 39.3%	280 100.0%	
		228 57.4%	169 42.6%	397 100.0%	

表 1-7 一元化と幼児教育推進体制構築と人事交流や長期派遣の関係性

		人事交流や長期派遣		合計	
		無し	有り		
一元化無し	センター有り	12 85.7%	2 14.3%	14 100.0%	p=0.982
	センター無し & アドバイザー有	36 85.7%	6 14.3%	42 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	150 86.7%	23 13.3%	173 100.0%	
一元化有り	センター有り	10 90.9%	1 9.1%	11 100.0%	p=0.124
	センター無し & アドバイザー有	39 78.0%	11 22.0%	50 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	96 89.7%	11 10.3%	107 100.0%	
合計	センター有り	22 88.0%	3 12.0%	25 100.0%	p=0.298
	センター無し & アドバイザー有	75 81.5%	17 18.5%	92 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	246 87.9%	34 12.1%	280 100.0%	
		343 86.4%	54 13.6%	397 100.0%	

表 1-8 一元化と幼児教育推進体制構築と幼児と児童の相互交流機会の関係性

		幼児と児童の相互交流機会		合計	
		無し	有り		
一元化無し	センター有り	2 14.3%	12 85.7%	14 100.0%	5%水準で有意 ($p=0.026$)
	センター無し & アドバイザー有	4 9.5%	38 90.5%	42 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	49 28.3%	124 71.7%	173 100.0%	
一元化有り	センター有り	3 27.3%	8 72.7%	11 100.0%	$p=0.302$
	センター無し & アドバイザー有	8 16.0%	42 84.0%	50 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	29 27.1%	78 72.9%	107 100.0%	
合計	センター有り	5 20.0%	20 80.0%	25 100.0%	5%水準で有意 $p=0.014$
	センター無し & アドバイザー有	12 13.0%	80 87.0%	92 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	78 27.9%	202 72.1%	280 100.0%	
		95 23.9%	302 76.1%	397 100.0%	

表 1-9 一元化と幼児教育推進体制構築と幼保小合同研修の実施の関係性

		幼保小合同研修の実施		合計	
		無し	有り		
一元化無し	センター有り	1 7.1%	13 92.9%	14 100.0%	0.1%水準で有意 $p=0.000$
	センター無し & アドバイザー有	7 16.7%	35 83.3%	42 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	77 44.5%	96 55.5%	173 100.0%	
一元化有り	センター有り	2 18.2%	9 81.8%	11 100.0%	1%水準で有意 $p=0.009$
	センター無し & アドバイザー有	11 22.0%	39 78.0%	50 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	48 44.9%	59 55.1%	107 100.0%	
合計	センター有り	3 12.0%	22 88.0%	25 100.0%	0.1%水準で有意 $p=0.000$
	センター無し & アドバイザー有	18 19.6%	74 80.4%	92 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	125 44.6%	155 55.4%	280 100.0%	
		146 36.8%	251 63.2%	397 100.0%	

③ 幼児教育の質に関する調査の有無

一元化の有無にかかわらず、幼児教育センターや幼児教育アドバイザーを置いている自治体のほうが有意に幼児教育の質に関する調査を行う傾向が見られた（0.1%水準）。

表 1-10 一元化と幼児教育推進体制構築と幼児教育の調査実施の関係性

		幼児教育の質に関する調査の有無		合計	
		無し	有り		
一元化無し	センター有り	13 41.9%	18 58.1%	31 100.0%	0.1%水準で有意 p=0.000
	センター無し & アドバイザー有	16 29.6%	38 70.4%	54 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	114 61.3%	72 38.7%	186 100.0%	
一元化有り	センター有り	4 28.6%	10 71.4%	14 100.0%	1%水準で有意 p=0.004
	センター無し & アドバイザー有	22 43.1%	29 56.9%	51 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	72 64.9%	39 35.1%	111 100.0%	
合計	センター有り	17 37.8%	28 62.2%	45 100.0%	0.1%水準で有意 p=0.000
	センター無し & アドバイザー有	38 36.2%	67 63.8%	105 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	186 62.6%	111 37.4%	297 100.0%	
		241 53.9%	206 46.1%	447 100.0%	

④ 部署間連携の状況

幼児教育・保育に関する会議については全体的に幼児教育推進体制を構築している自治体で有意に開催される傾向が見られ、その傾向は特に一元化されていない自治体で顕著である（1%水準）。

表 1-11 一元化と幼児教育推進体制構築と幼児教育に関する会議実施の関係性

		幼児教育・保育に関する会議の開催		合計	
		無し	有り		
一元化無し	センター有り	13 41.9%	18 58.1%	31 100.0%	1%水準で有意 (p=0.001)
	センター無し & アドバイザー有	28 51.9%	26 48.1%	54 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	132 71.0%	54 29.0%	186 100.0%	
一元化有り	センター有り	11 78.6%	3 21.4%	14 100.0%	0=0.201
	センター無し & アドバイザー有	30 58.8%	21 41.2%	51 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	79 71.2%	32 28.8%	111 100.0%	
合計	センター有り	24 53.3%	21 46.7%	45 100.0%	1%水準で有意 p=0.003
	センター無し & アドバイザー有	58 55.2%	47 44.8%	105 100.0%	
	センター無し & アドバイザー無	211 71.0%	86 29.0%	297 100.0%	
		293 65.5%	154 34.5%	447 100.0%	

第5節 小括・今後の分析の方向性

第2節では、幼児教育センターの設置及び幼児教育アドバイザーの配置について増減状況を明らかにするとともに、各自治体担当者のそれらに対する成果と課題に関する認識を明らかにした。各自治体担当者は保育者への研修機会の提供や相談業務、幼保小連携を、幼児教育センター設置の効果と捉える一方で、幼児教育センターの課題として「施設の独自性や建学の精神を尊重する必要性」や「所掌外の施設に対して関係部局との調整が難しい」といった点が私立の幼児教育施設に共通して挙げられた。一方、幼児教育アドバイザー配置の効果として保育者の資質向上や園内研修の充実が挙げられる一方で、「施設側からの研修・相談・助言のニーズが少ない」「施設の独自性や建学の精神を尊重する必要がある」といった点が私立の幼児教育施設と認可外・地域型保育施設に共通する課題として挙げられた。

第3節では幼児教育センター、幼児教育アドバイザーの効果について因果関係の分析を行ったが、分析に耐えうる総数を確保することができず、いずれも有意な効果を示すことはできなかった。ただし幼児教育センターと幼児教育アドバイザーは公私合同研修の実施回数にポジティブな影響を与える傾向は確認することができ、さらに、幼児教育センターの設置によって大学や関連団体と連携した研修の実施にもプラスの影響を与える傾向も見ることができた。

第4節では公開保育や幼保小連携、調査の実施や会議の開催について、幼児教育センターや幼児教育アドバイザーを置いている自治体（幼児教育推進体制を構築している自治体）のほうが有意に行われる傾向が確認された。一元化との関係でいえば、教師・保育者間の交流や接続を見通した教育課程の編成や実施は一元化した上で幼児教育推進体制を構築している自治体で促進される可能性が示された。逆に、幼児と児童の相互交流や幼児教育に関する会議の開催は、一元化されていない自治体で幼児教育推進体制の構築が効果を持つ可能性がある。また、幼児教育推進体制の構築は、一元化されている自治体、されていない自治体、どちらにおいても、幼保小合同研修の実施や幼児教育に関する調査の実施など、幼児教育の質の向上をさらに確実なものにする可能性を考えることができる。

結論として、本章の分析では幼児教育センターや幼児教育アドバイザーのある自治体で研修や幼保小連携が促進される傾向は示されたと考える。

第2章 幼児教育施設を対象とする質問紙調査の報告

佐々木織恵

第1節 質問紙調査の概要

本調査は、アドバイザーへの効果認識とそれへの影響要因を明らかにすることを目的とする。文部科学省「幼児教育の推進体制構築事業」受託自治体全29自治体のうち、アドバイザーの訪問頻度や介入頻度等が一定程度以上の自治体、全12自治体（8都道府県・4市町村）の幼児教育施設117園（幼稚園59園、保育所40園、認定こども園18園）を対象に、2018年9月に調査を行った。調査票は、施設長と保育者（主任及び1歳・3歳・5歳クラスの担任）に配布した。このうち、87園から調査票を回収し、回収率は74%であった。

表2-1 幼児教育施設対象調査回収率

	園長	保育者
回収率	73.5%	62.1%
発送数	117	409
回収数	86	254

第2節 幼児教育アドバイザーの支援の実態と効果実感

（1）幼児教育アドバイザーの活動内容

幼児教育アドバイザーの活動内容について施設長の認識、保育者の認識どちらも、「特別な支援を必要とする子どもの対応に関する助言」と「園内研修への参加や助言」が多かった。一方で、どちらの認識でも、「家庭・地域に対する幼児教育理解の普及」や「管轄内の他の幼児教育施設についての情報共有」などは数値が低くなっている。

アドバイザーの活動内容 （施設長の認識）

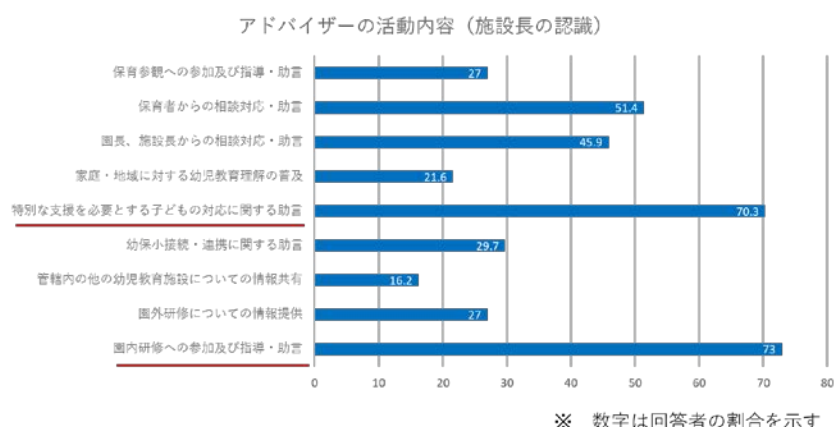


図2-1 幼児教育アドバイザーの活動内容（施設長の認識）

アドバイザーの活動内容（保育者認識）

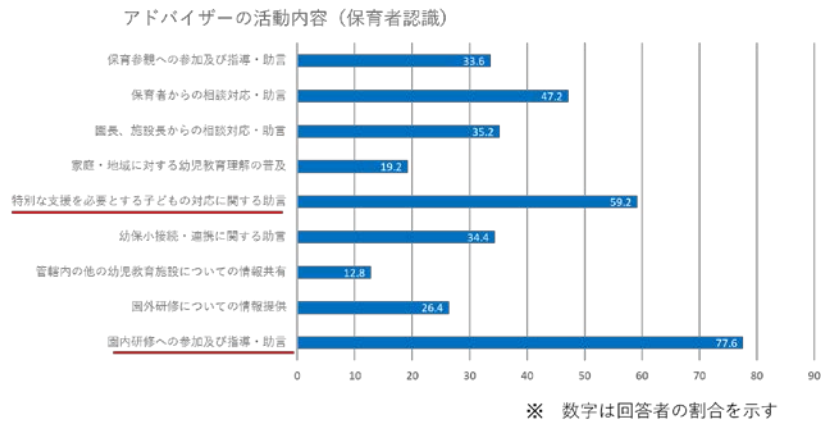


図 2-2 幼児教育アドバイザーの活動内容（保育者の認識）

（２）幼児教育アドバイザーの活動に対する幼児教育施設側の効果認識

幼児教育アドバイザーの活動に対する効果認識を園長・施設長に問うたところ、「園の良い取り組みを認め、後押ししてくれる」「園の自主性を尊重してくれる」といった部分で高い効果認識が見られた。一方、「アドバイザーの支援内容が限定的であること」や「アドバイザーを受け入れることによる多忙化」についての効果認識は低い。同様の項目についての保育者の認識では、「アドバイザーの資質能力」や「支援内容」について高い効果認識が見られる一方で、「アドバイザーへの訪問要請の手続き」や「スケジュール調整」についての効果認識は低い。このように、園長・施設長と保育者で異なる効果認識が見られた。幼児教育アドバイザーには、園の自主性やよい取り組みを尊重する中で園長との信頼関係を築き、保育者が具体的に抱えている課題に的確な助言をすることが求められていると言える。一方で、手続きの煩雑さやスケジュール調整については工夫していく必要があるだろう。

幼児教育アドバイザーに対する効果認識 （施設長の認識）

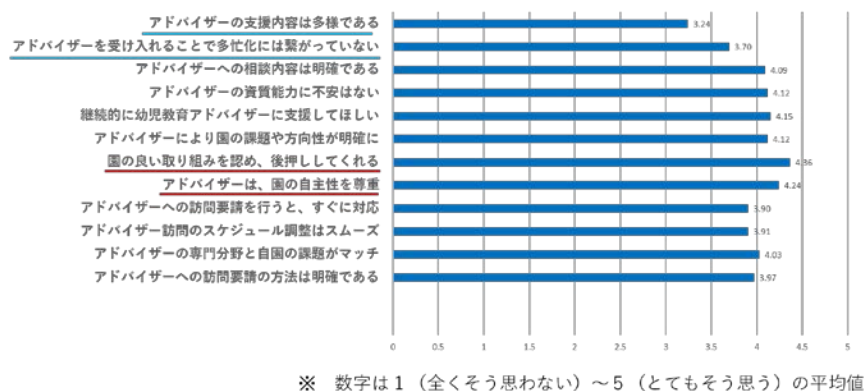


図 2-3 幼児教育アドバイザーに対する効果認識（施設長の認識）

幼児教育アドバイザーに対する効果認識 (保育者の認識)



図 2-4 幼児教育アドバイザーに対する効果認識（保育者の認識）

第 3 節 幼児教育アドバイザーの効果認識への影響要因

（1）幼児教育アドバイザーに対する効果認識の施設類型による差

① 保育者の認識

2-2 で取り上げた効果認識について施設類型ごとの差を見るため、保育者票を用いて分散分析を行った。

分散分析の結果、「幼児教育アドバイザーの支援内容の明確性」、「幼児教育アドバイザーの資質能力への不安」、「幼児教育アドバイザーによる園の自主性の尊重」、「幼児教育アドバイザーによる園の課題や方向性の明確化」の項目について、施設類型ごとに統計的に有意な違いが見られた（順に $F(2,110) = 4.05, p < .05$; $F(2,99) = 5.01, p < .01$; $F(2,98) = 4.91, p < .01$; $F(2,98) = 5.83, p < .01$ ）。更に、Tukey 法を用いて多重比較を行ったところ、上記の項目について、幼稚園の保育者ほうが、保育所の保育者と比べて幼児教育アドバイザーに対する肯定的認識が高い傾向が見られ、その差は統計的に有意であった。

表 2-2 「幼児教育アドバイザーの支援内容の明確性」に関する認識と施設類型

	幼稚園	認定こども園	保育所
平均値	4.35	3.78	3.87

✓ 幼稚園のほうが保育所より有意に約 0.48 ポイント平均値が高い（5%水準で有意）

表 2-3 「幼児教育アドバイザーの資質能力への不安」に関する認識と施設類型

	幼稚園	認定こども園	保育所
平均値	1.73	1.89	2.32

✓ 幼稚園のほうが保育所より有意に約 0.60 ポイント平均値が低い（1%水準で有意）

表 2-4 「幼児教育アドバイザーによる園の自主性の尊重」に関する認識と施設類型

	幼稚園	認定こども園	保育所
平均値	4.18	4.13	3.66

✓ 幼稚園のほうが保育所より有意に 0.52 ポイント平均値が高い（1%水準で有意）

表 2-5 「幼児教育アドバイザーによる園の課題や方向性の明確化」の認識と施設類型

	幼稚園	認定こども園	保育所
平均値	4.05	3.38	3.54

✓ 幼稚園のほうが保育所より有意に 0.51 ポイント平均値が高い（1%水準で有意）

② 園長の認識

次に、園長の幼児教育アドバイザーへの効果認識について、施設類型ごとの差を見たところ、「アドバイザーとのスケジュール調整はスムーズである」、「アドバイザーへの訪問要請を行うとすぐ対応してもらえる」、「アドバイザーは園の自主性を尊重した支援をしている」の三項目について、幼稚園と保育所に統計的に有意な違いが見られた（なお、認定こども園については分析に耐えうる総数を確保できなかったため、分析から外している）。いずれも幼稚園のほうが効果認識が高く、アドバイザー要請に関する手続き面と自主性の尊重といった面で、保育所への支援に課題があると施設長は認識している実態が明らかとなった。

- ✓ 「アドバイザーとのスケジュール調整はスムーズである」については幼稚園のほうが保育所より有意に 0.63 ポイント平均値が高い（5%水準で有意）
- ✓ 「アドバイザーへの訪問要請を行うとすぐ対応してもらえる」については、幼稚園のほうが保育所より有意に 0.79 ポイント平均値が高い（5%水準で有意）
- ✓ 「アドバイザーは園の自主性を尊重した支援をしている」については幼稚園のほうが保育所より有意に 0.52 ポイント平均値が高い（5%水準で有意）

表 2-6 幼児教育アドバイザーの効果認識に関する施設類型ごとの違い
(園長・施設長の認識)

アドバイザーへの効果認識に関する施設類型ごとの違い
(園長・施設長の認識)

アドバイザーへの効果認識	施設類型	N	平均値	標準偏差
アドバイザーの支援内容は明確	幼稚園	16	4.38	0.619
	保育所	12	4.17	0.718
アドバイザーの支援内容は限定的	幼稚園	16	2.81	1.109
	保育所	12	2.75	1.138
アドバイザーの訪問要請の方法は明確	幼稚園	16	4.13	0.885
	保育所	12	3.75	0.866
アドバイザーの資質能力に不安	幼稚園	16	1.69	0.946
	保育所	12	2.00	0.739
アドバイザーの専門性と助言を受けたい課題のマッチ	幼稚園	16	4.13	0.957
	保育所	12	3.92	0.793
アドバイザーとのスケジュール調整はスムーズ	幼稚園	15	4.13	0.834
	保育所	12	3.50	0.522
アドバイザーへの訪問要請を行うとすぐ対応してもらえる	幼稚園	14	4.21	0.893
	保育所	12	3.42	0.515
アドバイザーは園の自主性を尊重した支援をしている	幼稚園	16	4.44	0.629
	保育所	12	3.92	0.669
アドバイザーへの相談内容が分からない	幼稚園	16	1.63	0.619
	保育所	12	2.08	0.900
アドバイザー受け入れによる多忙化	幼稚園	16	2.13	1.147
	保育所	12	2.67	0.888
アドバイザーによる園の良い取り組みの後押し	幼稚園	16	4.50	0.516
	保育所	12	4.17	0.937
アドバイザーによる園の課題や方向性の明確化	幼稚園	16	4.31	0.704
	保育所	12	3.92	0.793
継続的にアドバイザーに支援してほしい	幼稚園	16	4.31	0.602
	保育所	12	3.92	0.793

t (25) =2.291
5%水準で有意 (p=0.031)
t (24) =2.726
5%水準で有意 (p=0.010)
t (26) =2.111
5%水準で有意 (p=0.045)

(2) 幼児教育アドバイザーの効果認識への影響要因

次に重回帰分析を用いて、保育者の幼児教育アドバイザーの効果認識に何が影響しているのかを探索的に明らかにする。

<使用変数>

従属変数：保育者の幼児教育アドバイザーへの効果認識に関する 10 項目 (保育者票 Q9-2)

独立変数：①役職の有無、②正規常勤職員であるか否か、③非常勤職員であるか否か、④現在の園での勤続年数、⑤園児数、⑥幼児教育アドバイザー訪問回数、⑦幼児教育ア

ドバイザーの一回当たり訪問人数、⑧公立幼稚園か否か、⑨公立保育所か否か、⑩私立保育所か否か

※①～④は保育者票の問の情報を基に作成

※⑤～⑩は園長票の問 0-1 及び問 9-1 を基に作成

※以下では従属変数で設定した 10 項目のうち、統計的に有意な結果が得られたもののみ記載する。

①「幼児教育アドバイザーの支援内容は明確である」に関する認識への影響要因

表 2-7 記述統計量（重回帰分析①）

	平均値	標準偏差	最小値	最大値
幼児教育アドバイザーの支援内容は明確	4.03	0.926	2	5
役職無	0.57	0.498	0	1
正規常勤	0.83	0.378	0	1
非常勤	0.03	0.171	0	1
現在の園での勤続年数	7.70	8.500	1	37
園児数	90.88	51.841	11	255
AD訪問回数	0.71	0.946	0	3
AD一回当たり訪問人数	0.76	0.989	0	3
公立幼稚園	0.36	0.482	0	1
公立保育所	0.24	0.429	0	1
私立保育所	0.25	0.435	0	1
N	N=100			

<分析結果>

- ✓ 園児数が多い園でネガティブな影響が見られる（5%水準）
- ✓ 公立保育所でネガティブな影響が見られる（10%水準）
- ✓ 従属変数の 25%を設定した独立変数が説明しており、モデルに統計的に有意（1%水準）な説明力があると言える

表 2-8 分析結果（重回帰分析①）

	B	標準誤差	ベータ
切片	4.65 ***	0.42	
役職無	-0.20	0.19	-0.11
正規常勤	-0.19	0.28	-0.08
非常勤	-0.12	0.55	-0.02
現在の園での勤続年数	-0.01	0.02	-0.13
園児数	0.00 *	0.00	-0.21
AD訪問回数	0.01	0.12	0.01
AD一回当たり訪問人数	0.08	0.11	0.08
公立幼稚園	0.23	0.27	0.12
公立保育所	-0.57 †	0.29	-0.27
私立保育所	0.39	0.35	0.19
決定係数	0.25		
調整済み決定係数	0.16		
F値	2.95 **		
N	100		

②「幼児教育アドバイザーの専門と自園の課題がマッチしている」に関する認識への影響要因

表 2-9 記述統計量（重回帰分析②）

	平均値	標準偏差	最小値	最大値
幼児教育アドバイザーの専門と自園の課題のマッチ	3.75	0.896	1	5
役職無	0.57	0.498	0	1
正規常勤	0.83	0.379	0	1
非常勤	0.03	0.172	0	1
現在の園での勤続年数	7.76	8.524	1	37
園児数	90.53	51.983	11	255
AD訪問回数	0.72	0.948	0	3
AD一回当たり訪問人数	0.77	0.991	0	3
公立幼稚園	0.36	0.483	0	1
公立保育所	0.24	0.431	0	1
私立保育所	0.25	0.437	0	1
N	N=99			

表 2-9 分析結果（重回帰分析②）

	B	標準誤差	ベータ
切片	4.78 ***	0.42	
役職無	-0.13	0.19	-0.07
正規常勤	-0.55 *	0.27	-0.23
非常勤	-0.75	0.54	-0.14
現在の園での勤続年数	-0.01	0.02	-0.08
園児数	0.00	0.00	-0.15
AD訪問回数	-0.19	0.12	-0.20
AD一回当たり訪問人数	0.15	0.11	0.17
公立幼稚園	0.04	0.27	0.02
公立保育所	-0.77 **	0.29	-0.37
私立保育所	0.02	0.35	0.01
決定係数	0.23		
調整済み決定係数	0.14		
F値	2.64 **		
N	99		

- ✓ 正規で常勤の保育士がネガティブな認識を持つ傾向が見られる（5%水準）
- ✓ 公立保育所でネガティブな影響が見られる（1%水準）
- ✓ 従属変数の 23%を設定した独立変数が説明しており、モデルに統計的に有意（1%水準）な説明力があると言える

③「幼児教育アドバイザーによる園の自主性を尊重した支援」に関する認識への影響要因

表 2-10 記述統計量（重回帰分析③）

	平均値	標準偏差	最小値	最大値
幼児教育アドバイザーによる園の自主性を尊重した支援	3.83	0.931	1	5
役職無	0.56	0.499	0	1
正規常勤	0.85	0.362	0	1
非常勤	0.02	0.142	0	1
現在の園での勤続年数	7.79	8.565	1	37
園児数	91.98	51.787	11	255
AD訪問回数	0.70	0.955	0	3
AD一回当たり訪問人数	0.77	0.993	0	3
公立幼稚園	0.37	0.485	0	1
公立保育所	0.22	0.419	0	1
私立保育所	0.26	0.438	0	1
N	N=98			

表 2-11 分析結果（重回帰分析③）

	B	標準誤差	ベータ
切片	4.00 ***	0.45	
役職無	-0.05	0.20	-0.03
正規常勤	0.06	0.30	0.02
非常勤	0.51	0.71	0.08
現在の園での勤続年数	-0.02	0.02	-0.21
園児数	0.00	0.00	-0.11
AD訪問回数	-0.21 †	0.13	-0.22
AD一回当たり訪問人数	0.23 †	0.12	0.25
公立幼稚園	0.38	0.29	0.20
公立保育所	-0.36	0.31	-0.16
私立保育所	0.26	0.37	0.12
決定係数	0.18		
調整済み決定係数	0.09		
F値	1.95 **		
N	98		

- ✓ 幼児教育アドバイザーの訪問回数が多いほどネガティブな傾向が見られる（10%水準）
- ✓ 幼児教育アドバイザーの1回あたり訪問人数が多いほどポジティブな影響が見られる（10%水準）
- ✓ 従属変数の18%を設定した独立変数が説明しており、モデルに統計的に有意（1%水準）な説明力があると言える

④「幼児教育アドバイザーによる園の良い取り組みの認定・後押し」に関する認識への影響要因

表 2-12 記述統計量（重回帰分析④）

	平均値	標準偏差	最小値	最大値
幼児教育アドバイザーによる園の良い取り組みの後押し	3.88	0.886	1	5
役職無	0.56	0.499	0	1
正規常勤	0.84	0.365	0	1
非常勤	0.02	0.144	0	1
現在の園での勤続年数	7.80	8.624	1	37
園児数	91.11	51.880	11	255
AD訪問回数	0.68	0.935	0	3
AD一回当たり訪問人数	0.76	0.999	0	3
公立幼稚園	0.36	0.484	0	1
公立保育所	0.23	0.423	0	1
私立保育所	0.26	0.441	0	1
N	N=96			

表 2-13 分析結果（重回帰分析④）

	B	標準誤差	ベータ
切片	4.01 ***	0.43	
役職無	0.04	0.19	0.02
正規常勤	-0.20	0.29	-0.08
非常勤	0.37	0.69	0.06
現在の園での勤続年数	0.00	0.02	-0.01
園児数	0.00	0.00	-0.18
AD訪問回数	-0.09	0.13	-0.09
AD一回当たり訪問人数	0.23 †	0.12	0.26
公立幼稚園	0.38	0.28	0.21
公立保育所	-0.11	0.30	-0.05
私立保育所	0.21	0.37	0.11
決定係数	0.17		
調整済み決定係数	0.07		
F値	1.75 †		
N	96		

- ✓ 幼児教育アドバイザーの 1 回あたり訪問人数が多いほどポジティブな影響が見られる（10%水準）
- ✓ 従属変数の 17%を設定した独立変数が説明しており、モデルに統計的に有意（10%水準）な説明力があると言える

⑤「幼児教育アドバイザーからの継続的な支援を希望」に関する認識への影響要因

表 2-14 記述統計量（重回帰分析⑤）

	平均値	標準偏差	最小値	最大値
幼児教育アドバイザーによる継続的な支援を希望	3.76	0.937	1	5
役職無	0.56	0.499	0	1
正規常勤	0.84	0.365	0	1
非常勤	0.02	0.144	0	1
現在の園での勤続年数	7.80	8.624	1	37
園児数	91.11	51.880	11	255
AD訪問回数	0.68	0.935	0	3
AD一回当たり訪問人数	0.76	0.999	0	3
公立幼稚園	0.36	0.484	0	1
公立保育所	0.23	0.423	0	1
私立保育所	0.26	0.441	0	1
N	N=96			

表 2-15 分析結果（重回帰分析⑤）

	B	標準誤差	ベータ
切片	5.19 ***	0.45	
役職無	-0.12	0.20	-0.06
正規常勤	-0.49	0.30	-0.19
非常勤	0.48	0.72	0.07
現在の園での勤続年数	-0.01	0.02	-0.12
園児数	0.00 †	0.00	-0.21
AD訪問回数	-0.11	0.13	-0.11
AD一回当たり訪問人数	0.09	0.12	0.09
公立幼稚園	-0.57 †	0.30	-0.29
公立保育所	-0.97 **	0.31	-0.44
私立保育所	-0.31	0.38	-0.14
決定係数	0.20		
調整済み決定係数	0.10		
F値	2.09 *		
N	96		

- ✓ 園児数が多い園でネガティブな影響が見られる（10%水準）
- ✓ 私立幼稚園と比較して、公立幼稚園・保育所でネガティブな影響が見られる（順に10%水準、1%水準）
- ✓ 従属変数の20%を設定した独立変数が説明しており、モデルに統計的に有意（5%水準）な説明力があると言える

第4節 小括と今後の分析の方向性

本章では平成30年度時点での、幼児教育アドバイザーによる支援の実態、幼児教育アドバイザーへの効果認識とそれへの影響要因を質問紙調査から明らかにした。

幼児教育アドバイザーによる支援について、園長・施設長及び保育者の認識から、特別な支援を必要とする子どもへの対応に関する助言と園内研修への参加や助言が多い一方で、管轄内の他の幼児教育施設についての情報共有や家庭・地域に対する幼児教育理解の普及が少ないことが分かった。以上から幼児教育アドバイザーの活動は各園内での取り組みの支援に焦点化されているのではないかと推測される。

幼児教育アドバイザーの活動に対する園長・施設長の効果認識については、園の自主性の尊重や良い取り組みの後押しに効果があるとの認識が高い一方、アドバイザーの支援内容や、アドバイザーの受け入れによる多忙化に懸念を示す傾向が見られた。一方、保育者の認識では、アドバイザーの支援内容・資質能力への肯定的な認識度は高いが、スケジュール調整や訪問申請など手続き上の懸念を示す傾向が見られた。

こうした効果認識への影響要因を調べたところ、施設類型間で保育者の効果認識に差が見られた。具体的には、幼児教育アドバイザーの支援内容や資質能力、幼児教育アドバイザーによる園の自主性の尊重や園の課題や方向性の明確化について、いずれも幼稚園の教員ほうが保育所の保育士より高い効果認識を持っていた。また園長の効果認識でも、幼稚園の園長のほうが保育所の施設長より、アドバイザー要請に関する手続き面と自主性の尊重といった面で、肯定的な認識を示している実態が明らかとなった。

また、幼児教育アドバイザーへの保育者の効果認識に何が影響しているのか、施設類型以外の要因も加えて探索的に検討した。幼児教育アドバイザーの支援内容については公立保育所以外に園児数がネガティブに影響していた。幼児教育アドバイザーの専門と自園の課題の適合性については、公立保育所の正規で常勤の保育士がネガティブな影響を持つ傾向が示された。幼児教育アドバイザーによる園の自主性を尊重した支援については、幼児教育アドバイザーの訪問回数がネガティブに、1回あたり訪問人数がポジティブに影響していた。幼児教育アドバイザーによる園の良い取り組みの認定・後押しについても1回あたり訪問人数がポジティブに影響していた。幼児教育アドバイザーからの継続的な支援を希望するかについての認識には、園児数、施設類型問わず「公立」がネガティブに影響していた。以上から、施設類型以外にも大規模園への支援の難しさが示唆されると同時に、園の自主性の尊重や良い取り組みの後押しには、幼児教育アドバイザーの訪問回数を増やすよりも、複数の幼児教育アドバイザーによる訪問が効果を持つ可能性が示されたと考えられる。

なお、幼児教育アドバイザーが園長・施設長のリーダーシップや主任・保育者の力量の向上等に与える効果について、本来であれば複数時点でのパネルデータを用いて明らかにすることが求められる。今回の調査では1月にも同様の調査を行い、差の差分分析(DID)の手法を用いた因果関係の分析も試みたが、二つの調査間のタイムスパンや、介入群の少なさ、介入頻度のバリエーションの無さ等の理由により、説得的な結果が得られなかった。今後は同様の調査を継続的に行って、より長期的なスパンで、幼児教育アドバイザーの効果を示していく必要があるだろう。また、今回の調査では、私立幼稚園での幼児教育アドバイザーの支援の実態や、幼児教育アドバイザーの経歴が、保育者の効果認識に与える影響の検証ができておらず、今後の課題となっている。

第3章 29自治体における取組の類型からの報告

天野美和子

第1節 はじめに

本章では、幼児教育の推進体制構築事業の委託先として採択された29の自治体について、質問紙調査及び、ヒアリング調査での回答の一部を類型化した結果に基づいて報告する。この29自治体の内訳については表3-1のとおりである。なお、29自治体には規模の偏りがあるため、本項では対象自治体を大きく3つに分け、道府県、大規模自治体、中小規模自治体として表記した。

表3-1 29自治体の内訳（五十音順）

道府県 (15件)	秋田県、石川県、茨城県、大阪府、岡山県、香川県、熊本県、高知県、静岡県、千葉県、徳島県、奈良県、広島県、福岡県、北海道
大規模自治体 (7件)	北九州市、堺市、世田谷区、千葉市、奈良市、広島市、前橋市
中小規模自治体 (7件)	気仙沼市、さぬき市、善通寺市、名張市、東近江市、舞鶴市、丸亀市

第2節 一元化した自治体における成果と課題について

29自治体のうち、全部一元化あるいは一部一元化している自治体は、道府県では、秋田県、大阪府、熊本県、高知県、広島県の5自治体、大規模自治体では、千葉市、奈良市の2自治体、中小規模自治体では、さぬき市、東近江市、舞鶴市、丸亀市の4自治体で、計11自治体であった。表3-2-1～3-2-3は、この11自治体の一元化したことによる成果と課題についての記述やヒアリングでの要点をまとめたものである。なお、各自治体の一元化の具体的な内容については、第4章 各自治体の事例「①幼児教育の実施体制」を参照されたい。

表3-2-1～3-2-3で示した一元化による成果と課題について、3つの自治体規模による明確な違いは見られなかったが、しいて言うならば、秋田県の場合、公私や施設類型問わず指導可能な体制が拡大したことが成果であるとともに、指導者の数が足りず持続的できめ細やかな支援ができない状況であることが課題としてあげられていることである。このような体制の拡大に伴う課題については、他の自治体では見られなかった。ただし、これは自治体規模に係わらず各自治体の事情や、これまでの経緯も様々であるため一概に結論付けることはできない。また、全部一元化している自治体と一部で一元化している自治体の間での成果や課題についての差についても本調査において明確には見られず、概ね、道府県・大規模・中小規模のいずれの自治体においても、一元化することにより

幼稚園・保育所・認定こども園等の施設類型や、公立・私立を超えた取組や情報共有がしやすくなったということが複数の自治体の成果としてあげられている。

また、幼保小接続の取組についても推進されている様子が伺える。たとえば、秋田県では、公立・私立、設置形態を問わず幼小接続に関する研修会に参加し、この研修会が小学校教育への円滑な接続について理解促進を図る場となっており、園児、児童、教職員の相互交流は県でほぼ 100%となっている。舞鶴市では、「乳幼児教育ビジョン」の策定により、教育委員会の指導主事と連携して市内の保育所・幼稚園の保育者、小学校・中学校の教員に関わってもらうことにより、健康・子ども部と教育委員会で「保幼小中連携プロジェクトチーム」も立ちあがり保幼小連携の取組が進み、0 歳～15 歳までの保幼小中接続カリキュラム策定の取組が進んでいる。また、丸亀市の場合是一部で一元化の自治体であるが、幼小接続については以前からの取り組みもあったが、一元化の動きの中でさらに理解が深まり、平成 29 年には丸亀市のアプローチカリキュラムが作成されたという成果も報告されている。

その一方で、東近江市が指摘しているように、幼稚園は教育的要素が強く、福祉が主体の保育所と一緒にになると教育の部分が薄れてしまうのではないかという懸念から、幼保の一元化については幼稚園側の抵抗が大きいということや、さぬき市が指摘しているように、教育を主体とする幼稚園と福祉を主体とする保育所の制度の違いによる意識の隔たりが課題としてあげられている。この幼稚園は教育、保育所は福祉という捉え方の隔たりへの対策としては、東近江市で示されているように、教育、福祉の両方の現場のことが分かる人材が本事業に継続的に関わることが両者をつなげ、共通理解を進めることになるのではないかと考えられる。

表3-2-1 道府県における一元化による成果と課題

自治体	一元化の状況	一元化したことでの成果	一元化したことでの課題
秋田県	全部一元化	●公私、設置形態を問わず園訪問等により指導可能な体制が拡大し、訪問利用率も年々増加傾向にある。 ●公私、設置形態を問わず研修を行い、専門性の向上を図る機会が増加し、受講者数も年々増加傾向にある。 ●公私、設置形態を問わず幼小接続に関する研修会に参加し、小学校教育への円滑な接続について理解促進を図る場となっている。園児、児童、教職員の相互交流は全県でほぼ100%となっている。	●体制の拡大に伴い、指導者の数が足りず複数回訪問による持続的できめ細やかな支援ができない状況であること。 ●受講者の設置形態が異なるため（認可外保育施設等も含むため）、研修内容の精選が難しい。 ●研修会場の収容人数が限定されるため、定員を超えた場合は断らざるを得ない点。 ●幼小接続については、教育課程の編成についてが課題である。
大阪府	全部一元化	-	-
熊本県	一部で一元化	まだ一元化したばかりである。	●国の担当省庁の一元化がされていない点。 ●幼小接続については、小学校を管轄する教育庁義務教育課と連携する必要がある。
高知県	全部一元化	●幼稚園教諭、保育士、保育教諭等に対する研修を国・公・私を問わず全ての保育者を対象として行うことができる。 ●小学校所管の担当課等との連携した保幼小接続の取組を推進し、市町村や各施設長の理解と取組が進みつつある。	-
広島県	一部で一元化	●本県が目指す乳幼児期に育みたい姿の育成を進めることができる。 ●乳幼児期の教育・保育の質の向上について全ての教育・保育施設に対して一貫した取組を進めることができる（特に幼保小接続、教育・保育の質の向上に係る取組について）。	-

表3-2-2 大規模自治体における一元化による成果と課題

自治体	一元化の状況	一元化したことでの成果	一元化したことでの課題
千葉市	全部一元化	幼保小接続に関する施策の企画立案を効果的に実施	－
奈良市	全部一元化	●小学校が教育委員会の所管であるため、意識的に情報交換、連携を密にする必要があり、相互での研修開催の共有、幼小連携に関する研修の参加、定期的な指導主事による各課連絡会を実施し、全ての就学前教育施設での情報共有が可能となった。 ●給与体系を一元化したことで、こども園・幼稚園・保育所間での人事異動が可能となった。 ●市立園として任意研究団体の組織を設立し、研修を含め乳幼児教育の質の均一化を図ることにつながった。	－

表3-2-3 中小規模自治体における一元化による成果と課題

自治体	一元化の状況	一元化したことでの成果	一元化したことでの課題
さぬき市	全部一元化	●幼・保・認の施設種や公私の枠を越えての就学前教育・保育に携わる教職員の情報交換や様々な研修の場を提供することができ、より高い質を旨とするとともに、施設間の連携が少しずつ取れるようになってきた。 ●早期からの教育相談・支援体制構築事業としての早期支援コーディネーターによる巡回訪問や就学前情報交換会を通して、就学前から小学校への支援をつなぐ体制づくりができています。	●教育を主体とする幼稚園と、養護を主体とする保育所の制度の違いからくる意識の隔たりがあり、双方の質の向上につながる研修の在り方が課題である。 ●幼稚園と保育所では、保育時間が異なることにより研修時間の確保が難しい。 ●幼稚園の新規採用教員への研修の機会はあるが、保育所の新規採用を含めた研修の機会が少ないこと。
東近江市	全部一元化	【行政体制的に良かった点】 ●人事異動等の人事管理がしやすくなった ●予算、運営等において均衡を図りやすくなった ●認可外施設、私立園全ての幼児施設の管理がしやすくなった 【現場レベルで良かった点】 ●施設種別なく運営管理について統一できた ●担当課が同じであることから相談等の窓口が分かりやすくなった ●園長会等組織の統一が可能となり、研究等進めやすくなった ●公私施設種別なく、保育の質の向上を図りやすくなった。特に幼小接続に関しては一元化により教育委員会側からも、こども未来部側からも発信がしやすくなり、相互理解につながる体制が整いつつある。	幼保が一元化されることについては、規模にもよるが、概ね幼稚園側の抵抗が大きい。幼稚園は教育であり福祉の考えにはないため、一緒になると教育の部分が薄れるのではないかという懸念をもっていた。本市では、<u>幼保の両方の現場がわかる人材が長く担当課に所属したことで、行政と現場の両輪を並行して一元化に進めたことが大きかったと振り返る。</u>
舞鶴市	全部一元化	●乳幼児教育の質の向上研修への参加を推奨することができ、<u>今までつながりが薄かった幼稚園と行政とのつながりが濃くなった。</u>研修への参加も少し増えた。 ●一元化とともに、公立のこども園ができることがきっかけとなり、H31度に、私立の保育所5園がこども園に移行することとなった。 ●一元化後の担当部署が市長部局だったことから、小学校との連携は課題としてあったが、質の向上研修の中で「保幼小連携」について取り組んできたこと等から、部局間連携は進んだ。特に、「乳幼児教育ビジョン」の策定においては、<u>教育委員会の指導主事と連携して、市内保育所・幼稚園の保育者、小・中学校の教員に関わってもらうことができた。</u> ●文科省の「幼児教育推進の推進体制構築事業」における保幼小連携では、教育委員会と連携して連携協力園・校を設定し、市内全域で5歳児と1年生の生活科を通じた連携活動等や、保育者・教員向けの保幼小連携研修も実施できた。 ●0歳～15歳までの保幼小中接続カリキュラム策定に向け、<u>乳幼児教育ビジョン</u>同様、保幼小中の保育者・教員、園校長の代表者と取り組むこともできた。 ●部署間連携を維持、強化するために、健康・子ども部と教育委員会で「保幼小中連携プロジェクトチーム」を立ち上げた。	—
丸亀市	一部で一元化	●管轄が同じになったことで、共通認識での研修の企画運営が図りやすくなった。 ●<u>幼児教育を中心として取り組んできた幼稚園と、養護と保育という児童福祉の視点で取り組むを進めてきた保育所との間で、教育・保育についての理解や認識の共有が少しずつではあるが図られてきつつある。</u> ●幼小接続については、以前から取り組んでいたが、一元化の中でさらに理解が深まり、H29には本市のアプローチカリキュラムを作成した。	●保育所を含め0歳から18歳までのつながりのある教育とその質の保障が、待機児童対策における行政のサービス面に重点が置かれ、そのことに流されてしまい、保育の質の維持ができなくなるのではないかという懸念が広がっているため、いかに保育の質の維持を図っていくか、また、就学前教育と初等・中等教育へとつながりを深め、どう継続していくかが大きな課題である。 ●指導主事は2名配置されているものの、<u>保育所担当指導主事は保育士不足による保育士確保や県の監査等に業務のほとんどを費やしている状況で、一人一人に即した保育指導にまで十分手が回らない状況にある。</u> ●国や県からの教育と福祉それぞれの周知・依頼が複雑化し、受け止め方や考え方で認識が異なる部分があり、現場において混乱が生じている。職員配置等が現状維持の状態で保育業務、事務業務の大幅な拡大により、業務内容が増加し職員の疲労困憊な状況が深刻化していくことを懸念している。

第3節 関係部局との連携上の課題とその対策について

表 3-3-1～3-3-3 は、29 自治体の幼児教育関係部局との連携上の課題とその対策について、質問紙調査の記述やヒアリング調査の回答から、各自治体の一元化の状況、公立

幼稚園の占める割合⁵、幼児教育センターの設置形態と併せて一覧表にまとめたものである。全部一元化していて幼児教育センターを組織として設置している自治体は、秋田県、高知県、東近江市であった。この3自治体については、関係部局との連携上の課題については特に触れられていなかった。

一元化しておらず幼児教育センターの設置もしていない自治体は、茨城県、福岡県、北海道、堺市、世田谷区、善通寺市であった。これらの自治体における関係部局との連携上の課題として主にあげられていることは、各担当部署が分かれていることによる情報共有や各担当者の業務分担の難しさであった。

たとえば福岡県の場合は、幼児教育アドバイザーに係る指導業務は義務教育課が担当しているが、その義務教育課は、研修等の企画・運営に係る指導業務のノウハウはあるものの、所管する公立幼稚園が閉園傾向にあり施設数が少ないことや（公立幼稚園の割合 2.6%）、幼児教育を直接担当した経験のある指導主事が少ないという点が課題として述べられていた。この対策としては、本事業を進める中で、関係課の事務局会を定期的 to 実施することや、県幼児教育推進協議会を実施することにより、互いの業務内容の共有・理解が進み、従前より連携協働できるようになったと述べられている。

また、善通寺市の場合は、3歳以上の子どもの多くが幼稚園へ行くという地域性があり、なかでも公立幼稚園の占める割合は 53%と高く、幼稚園と保育所が互いの教育や保育について知ることの重要性が受け止められているようである。しかしながら依然として幼稚園、保育所それぞれが、幼稚園は市教育委員会教育総務課、保育所は市子ども課の管轄であるという意識が根強いことを課題としてあげており、その対策として、両者が連携して幼保合同の研修会等を開催するなどの機会をつくる必要があると述べられている。

⁵ 表中の公立幼稚園の比率については、第1章で取り上げた平成30年度全国自治体調査の結果を参照して記載した。最新の幼児教育施設数に関しては、4-5月に以下のURLに掲載予定。http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385617.htm

表3-3-1 道府県における連携上の課題とその対策について

自治体	公立幼稚園の割合	一元化の状況	関係部局との連携上の課題	その対策	幼児教育センターの設置形態
秋田県	1.6%	全部一元化	－	－	組織として設置
石川県	0.5%	していない	－	－	部署間連携で代替
茨城県	16.3%	していない	●関係部局が教育委員会と知事部局に分かれており、連携・協力体制は取れているように思うが、<u>各担当部局において行っている事業の詳細な内容までは把握できていない部分が多い。</u> ●教育委員会内でも「就学前教育・家庭教育推進室」と「学校教育部義務教育課」の両部署で幼児教育を担当している。連携を図って事業を進めているが、<u>担当部署が分かれているため、日程や研修内容の調整が難しい部分がある。</u>	研修等の情報は共有しているが、 <u>事業や研修の内容に被りが見られる部分があり</u> 、内容を整理して必要がある。	設置していない
大阪府	－	全部一元化	－	－	部署間連携で代替
岡山県	30.8%	していない	<u>他課の業務の内容が、十分把握できていないこと。</u>	<u>研修については、一元化を目指して取り組みたいので</u> 、今後、関係課が集まり、話し合いを持つ予定。	部署間連携で代替
香川県	29.9%	していない	●関係部局の場所が離れているため、連携する機会がもちにくい。 ●関係部局内で、今回の3法令同時改訂の趣旨を踏まえ、それぞれの幼児教育施設の独自性を認めながらも、<u>どの部分で整合性を図る必要があるのかについて、共通理解ができていない。</u> ●私立幼稚園については、私立幼稚園連盟が研修の企画・運営を行っており、県の総務学事課では研修を行っていないという現状があり、連携が難しい状況がある。 ●認定こども園の幼稚園部分の指導・監査について、子ども家庭課が幼稚園要領の主管課ではないため、監査体制が十分ではない。 ●県としては、全ての幼児教育施設に法定研修（又は、それに代わる研修）を受けてもらいたいと考えているが、<u>私立幼保連携型認定こども園の幼稚園部分の研修提供については、部局間連携が十分ではなく、できていない。</u>	部局間がもっと連携し、それぞれの幼児教育施設の実態を踏まえた研修内容、持ち方について検討する必要がある。	部署間連携で代替
熊本県	4.0%	一部で一元化	課題として、 <u>事務の一元化</u> 等が挙げられる。	－	設置していない
高知県	4.1%	全部一元化	－	－	組織として設置
静岡県	20.6%	していない	<u>それぞれに目指している方向性が異なっているため、連携体制が確立しにくい。</u>	それぞれの業務を整理し、 <u>連携体制を構築するためのワーキンググループを設置し</u> 、検討を進めていく。	組織として設置

千葉県	6.7%	していない	●公立幼稚園，私立幼稚園，認定こども園（幼稚園型・幼保連携型・保育所型），保育所など，それぞれの園等により管轄が違うため，依頼や通知についてもそれぞれの担当部局が発出することになる。 ●保育内容を扱う保育園と教育内容を扱う幼稚園の担当部局を一元化することも現段階では難しい状況があるため，連携上課題となっている。	-	組織として設置
徳島県	31.3%	していない	-	●<u>幼児教育推進体制連絡協議会事務局会を設置し，定期的に協議を行う機会を設け幼児教育充実に向けた取組を各部局が意識し取り組めるようにしている。</u> ●公立・私立の保育所・幼稚園・認定こども園の実態を把握し，<u>各部局が実施する施策統合や共有を検討することにより，実施施策の効率化と充実に向けて取り組んでいる。</u> ●<u>幼児教育関係の情報を交換し共有するようにしている。</u>	組織として設置
奈良県	33.0%	していない	教育委員会では，教育内容の指導及び施策を中心としている。他部局は行政的な管理や補助金等を主に取り扱っており， <u>目的が異なることから共通理解が図られにくい。</u>	-	組織として設置
広島県	6.5%	一部で一元化	-	<u>プランが策定されてからは，関係部局との連携・協力体制は整ってきており，良好な関係が築けている。特に，保育所・認定こども園所管部局とは，新規採用教員研修や中堅教諭等資質向上研修を共同で実施していることもあり，教育・保育内容についても連携・協力がしやすい関係である。</u>	組織として設置
福岡県	2.6%	していない	●＜課題１：関係課の業務・所管する施設数の違い＞ 幼児教育に係る経年研修等の業務（保育所、認定こども園を除く。）、幼児教育アドバイザー巡回訪問、幼児教育アドバイザー育成講座の指導業務は義務教育課が担当している。<u>義務教育課は、研修等企画・運営に係る指導業務のノウハウはあるものの、所管する公立幼稚園は閉園傾向にあり、施設数が少ない。</u>また、<u>幼稚園等幼児教育を直接担当した経験のある指導主事がない。</u>一方、私学振興課や子育て支援課は、私立幼稚園、保育所、認定こども園（※幼稚園型・保育所型を除く）の多数の施設を所管するが、<u>施設認可等が主業務であり、研修等の教育に係る指導業務のノウハウはもっていない。</u>そこで、義務教育課が幼児教育の指導業務を行う際、対象となる施設のほとんどが、所管外の施設となり、関係課を挟むことで連絡調整等が円滑にできない。また、保育所に係る研修等の実態を十分につかんでいないため、その情報の収集に手間がかかる。 ●＜課題２：関係課間の手続き、担当者の業務分担＞ <u>各課の日程調整、決裁等に手間がかかる。</u>各課の担当者は「幼児教育」専任ではなく、他の業務と兼任している。どの課においても新たに加わる業務であるため、業務量を勘案した上での課内の業務分担等の抜本的な見直しが必要。	<u>幼児教育の推進体制構築事業を進める中で、関係課の事務局会を定期的に実施し（年間１０回程度）、情報を共有しながら事業を進めていくことや、年２回の県幼児教育推進協議会（関係課長出席）を実施することで、互いの業務内容の共有・理解が進んだため、従前より連携協働できるようになった。</u>	設置していない
北海道	3.8%	していない	●北海道に１０００園を超える幼児教育施設のうち、北海道教育委員会の<u>幼児教育担当指導主事が教育・保育の質の向上に関する指導助言ができるものは、公立幼稚園のみである。</u> ●<u>残りの幼児教育施設を担当する関係部局には質の向上に対する指導助言ができる立場の者がおらず、課題となっていた。</u>	●教育委員会で主催する研修の参加対象を広げ、公立幼稚園だけでなく<u>保育所や認定こども園の職員が参加できるようにしたり、「幼児教育相談員派遣事業」により全ての幼児教育施設に対する助言体制を整えたりすること</u>で連携の充実を図った。 ●また、<u>庁内の主幹級会議や局長級会議を充実させることにより、知事部局と教育委員会の連携を密にするよう工夫している。</u>	設置していない

表3-3-2 大規模自治体における連携上の課題とその対策について

自治体	公立幼稚園の割合	一元化の状況	関係部局との連携上の課題	その対策	幼児教育センターの設置形態
北九州市	2.3%	していない	所管が異なっていること。今後、一元化されると組織として連携がスムーズになり、幼児教育のさらなる質の向上、小学校教育との円滑な接続が図られると思われる。	今後、 <u>一元化されると組織として連携がスムーズになり、幼児教育のさらなる質の向上、小学校教育との円滑な接続が図られると思われる。</u>	組織として設置
堺市	5.3%	していない	<u>これまで全く別の動きをとってきたことが多いため、情報共有をしようという意識が低い職員が多い。</u>	地道に関係を作っているところ。	設置していない
世田谷区	3.3%	していない	－	－	設置していない
千葉市	0.4%	全部一元化	－	－	設置していない
奈良市	22.0%	全部一元化	－	－	設置していない
広島市	6.1%	していない	<u>関係部局の場所が離れている（階が違う、建物が違うなど）ため、日常的な緊密な連携が図りにくく、多岐に渡る諸課題や関連施策への共通理解・共通認識にも多くの時間を要する。</u>	必要に応じて担当者が電話やメールで連絡を取り合ったり、各課を訪問し合ったりなどして連携を図っている。	部署間連携で代替
前橋市	4.2%	していない	●幼児教育分野の担当部局である教育委員会事務局（総合教育プラザ）と福祉部は、それぞれ市庁舎とは異なる「前橋市総合教育プラザ」及び「前橋市保健センター」に設置されている。<u>物理的に離れていることもあり、日常的な相談や連絡、情報交換、情報の共有等について難しさがある。</u> ●内線電話やメールを活用しながら、担当係員間で連絡を取り合うようにしてはいるが必要十分な状況とはいえない。 ●教育委員会事務局が所管する公立幼稚園3園に対して、福祉部が所管している公私立保育所(園)・幼稚園・認定こども園等の幼児教育施設は91園になり、保育・幼児教育全般にかかわる業務の中心は福祉部になる。	<u>連携及び役割分担として、教育委員会（幼児教育センター）は、市立幼稚園全般に関することと、幼児教育に関する「研修」、そして小学校入学に向けた年長段階のお子さん・保護者に対する「就学相談」を行っている。</u>	組織として設置

表3-3-3 中小規模自治体における連携上の課題とその対策について

自治体	公立幼稚園の割合	一元化の状況	関係部局との連携上の課題	その対策	幼児教育センターの設置形態
気仙沼市	28.6%	していない	<u>協議する時間がとれない</u> ている。	－	組織として設置
さぬき市	40.0%	全部一元化	－	－	設置していない
善通寺市	53.3%	していない	●幼稚園、保育所（園）には、それぞれ、まだ「幼稚園は市教育委員会教育総務課、保育所（園）は市子ども課の管轄である」という意識がある。幼・保の連携を図っていくためには、今後も市教育委員会教育総務課と市子ども課が連携して<u>合同の研修会を開催したり、互いの保育を参観し合ったりする機会をつくる必要がある。</u> ●幼稚園と保育所（園）では、<u>保育時間や勤務形態が異なることから、平日の保育を参観し合うことは難しい現状もある。相互参観を可能にするために、余裕のある人的配置が必要である。</u>	●市教育長がイニシアチブをとり、市教育委員会教育総務課指導主事（以下、指導主事）が市教育総務課長、市子ども課長と相談しながら本事業の調査研究及び事務処理等を進めてきた。特に、市子ども課長においては、本事業の調査研究実行委員のメンバーとして、H28年度は市内の全ての保育所（園）訪問への同行、年2回の本事業に係る市協議会への参会等により、市教育委員会と各保育所（園）との連携の要となった。 ●本市では、3歳以上の子どもの多くが幼稚園へ行くという地域性もあり、幼稚園と保育所（園）が互いの教育や保育について知ることは大切であると受け止められた。このようにして、H28年度より、市教育委員会による市内の全幼稚園、保育所（園）への訪問が始まった。 ●市教育委員会教育総務課と市子ども課の連携は、本事業だけのものではない。例えば、指導主事が就学前の幼児をもつ保護者向けの講演会（市子ども課主催）に参加して小学校就学までの流れを説明したり、特別な支援を要する幼児について早期から情報交換し合ったりするなどして良好で緊密な関係を築いている。 ●<u>相互参観を可能にするために、公立幼稚園、公立保育所に関しては、市人事課に要望していききたいと考えている。</u>	設置していない
名張市	9.5%	していない	－	－	部署間連携で代替
東近江市	30.0%	全部一元化	－	－	組織として設置
舞鶴市	3.6%	全部一元化	<u>保幼小中の連携を継続していくためには、学校の担当課である教育委員会との連携は欠かせない。</u> 本市では、教育振興大綱の基本理念である「0～15歳までの切れ目のない質の高い教育の充実」を目指していることから、 <u>0～15歳までの教育に関わる担当部署が一元化されることが望ましい。</u> 現在は、 <u>教育委員会（指導主事）と連携して、小・中学校と関わる</u> ことができるような仕組み（体制、研修、研究等）が必要である。	<u>互いの保育・教育の専門職が市長部局と教育委員会のどちらにも籍をおき、兼務とする体制等について検討していく。</u>	部署間連携で代替
丸亀市	18.4%	一部で一元化	●<u>幼稚園と保育所の二元化という体制が長く続き、これまで培ってきた文化や職員の意識の違いには大きな課題がある。</u> ●こども園が開園されたことから国における幼稚園、保育所、こども園の管轄の違いから、求められている書類や周知・依頼が複雑化し、現場サイドにも大きく影響している。 ●国や県からの教育と福祉のそれぞれ同じような調査があったり、<u>それぞれの現場の捉え方の違いから混乱が生じたりすることが頻発している。</u> ●また、関係部局が同一庁舎内でないことで、情報・状況の意図しているものを把握することにも時間がかかる。 ●担当者の在席状況が十分つかみきれないところで行き違いになったり、確認不十分になってしまったりすることもある。特に緊急を要する時など、その場にはいないことですぐに対応がでにくいのが大きな課題である。	少しでも教育部局の情報を把握するため、幼稚園の指導主事がほぼ毎日教育部局に出向くようにしているが、改善するには至っていない。	設置していない

第4節 幼児教育アドバイザーについて

(1) 幼児教育アドバイザーの主な経歴

表3-4は、29自治体に配置された幼児教育アドバイザーの主な経歴について、質問紙調査やヒアリング調査の回答をもとに類型化したものである。幼稚園の現場に精通している「幼稚園園長やその経験者」および、保育所の現場に精通している「保育所長（園長）やその経験者」の両方を幼児教育アドバイザーとして配置している自治体は、道府県では、石川県、茨城県、高知県、静岡県、徳島県、奈良県、広島県、福岡県、北海道、大規模自治体では、北九州市、堺市、世田谷区、広島市、前橋市、中小規模自治体では、気仙沼市、さぬき市、名張市、丸亀市であった。

表3-4の「その他」の項目の内容としては、たとえば福岡県の中学校校長経験者、北海道の特別支援学校教頭などのように保幼小以外の校種での教員経験者や、また、北海道のスクールソーシャルワーカー、前橋市の臨床発達心理士、言語聴覚士などのように専門的な資格を有した者の配置が見られた。これらのことから、幼児教育の現場に直接指導・助言する立場のアドバイザーには、様々な校種の教育現場における経験知や専門性のある人材が配置されていることが示唆されている。

なお、各自治体に配置されている幼児教育アドバイザーの経歴や、配置人数、雇用形態等の詳細については、第4章 各自治体の事例「②幼児教育アドバイザー」を参照されたい。

表3-4 29自治体の幼児教育アドバイザーの主な経歴

経歴の類型
・ 小学校校長やその経験者
・ 幼稚園園長やその経験者
・ 保育所長（園長）やその経験者
・ 学識経験者（大学教員等）
・ 指導主事やその経験者
・ 幼小教諭・保育士やその経験者
・ 幼保の副園長・主任やその経験者
・ 認定こども園園長やその経験者
・ その他

(2) 幼児教育アドバイザー育成のための研修内容

表3-5は、29自治体の幼児教育アドバイザー育成のための研修内容について、質問紙調査やヒアリング調査の回答をもとに類型化したものである。

表3-5 29自治体の幼児教育アドバイザー育成のための研修一覧

研修内容の種類
・ 連絡協議会の実施
・ アドバイザー研修や会議への参加
・ 園訪問に指導主事などが同行
・ スーパーバイザー（自治体内外含む）による助言の機会
・ 訪問記録や報告書を基にした研修
・ 訪問後のアンケート調査
・ アドバイザー複数人での訪問による学び合いや情報共有
・ その他

幼児教育アドバイザー育成のための研修として、連絡協議会や関係者が集まって全体で情報共有する会議などの機会を研修として位置づけている自治体が多く見られた。また、それよりも個別的な支援や指導・助言として、園訪問の際に指導主事等が同行してアドバイザーをサポートしたり直接的に指導や助言をしたり、複数のアドバイザーで訪問することによって学び合いや情報共有の機会を研修と位置づけている自治体も多く自治体で見られた。また、園訪問した際の訪問記録や報告書、訪問後のアンケートなどを用いて指導主事と共にアドバイザー業務について振り返る機会を設けているケースも複数の自治体で見られた。なお、これらの研修の取り入れ方に自治体規模での明確な違いは見られなかったが、たとえば、福岡県の場合は、政令市である北九州市が幼児教育に関する体制が先進的であり、県が学ぶことも多いと述べており、北九州市の取り組み方を県のその他の市町村にモデルとして示すなどの工夫が見られた。

表3-5の「その他」の項目の内容としては、たとえば東近江市のように、専門的な知識を必要とする発達支援などの部分については、専門職（心理士や保健師）と一緒に同行することで情報共有したり、学んだりする機会を設けているケースや、徳島県のように教員養成系大学や附属校での研究会への参加や、舞鶴市のようにニュースレターの作成などを研修として位置づけているなど、自治体の工夫が見られた。

また、幼児教育アドバイザーの育成をサポートするスーパーバイザーを配置している自治体も見られた。秋田県、大阪府、岡山県、香川県、高知県、徳島県、北海道、北九州市、奈良市である。たとえば奈良市の場合には16名のスーパーバイザーが配置されており、幼児教育アドバイザー講習の講師やアドバイザーの学習過程や実践の指導・助言をするなどを務めるなど、次の世代のアドバイザーを育成する体制が整っていると言える。

（3）幼児教育アドバイザーに関する課題と改善点について

29 自治体の幼児教育アドバイザーの派遣や育成等についての課題について、質問紙調査の記述やヒアリング調査の回答をもとに整理すると、表 3-6 に示したような7つの課題に類型化することができた。

表3-6 29自治体の幼児教育アドバイザーに関する課題

課題の類型
・ 仕組みに関する課題
・ 派遣対象に関する課題
・ 育成に関する課題
・ 配置に関する課題
・ 周知に関する課題
・ 人材確保に関する課題
・ 意識に関する課題

表 3-7-1～3-7-3 は、29 の各自治体が幼児教育アドバイザーに関する課題の改善に向けて、それぞれどのような工夫を考えたり実施したりしているかについての回答を対応させた一覧である。課題の類型については【】で示した。

自治体規模にかかわらず、比較的多くの自治体で見られた課題は【育成に関する課題】、【派遣対象に関する課題】、【仕組みに関する課題】であった。

【育成に関する課題】としては、たとえば茨城県や静岡県は、県としての雇用ではない市町の幼児教育アドバイザーに対する資質向上のための機会を設けることの必要性を課題としてあげている。また、舞鶴市は、市の立場から、市では育成研修は実施していないため、専門性の確保を重要な課題であるとし、都道府県や国立教育政策研究所幼児教育センター等での研修実施及び認定または、資格取得などによる幼児教育アドバイザーの専門職としての位置づけの必要性を述べている。これらのことから、都道府県は、各市区町村の幼児教育アドバイザーに対して、その育成や資質向上のための研修等を実施する体制を整える必要があると考えられる。特に中小規模自治体においては幼児教育アドバイザー育成に特化した研修の実施が難しい場合もあるため、都道府県との連携がより必要であると考えられる。その一方で、堺市の場合は、府としての育成は成されているが、その育成されたアドバイザーの経験や資質にばらつきがあることを課題としており、府と市という縦の連携だけではなく連絡会議等を活用した横の連携も必要であると述べている。

【派遣対象に関する課題】としては、該当する自治体のほとんどが、保育所や私立幼稚園に対してもアドバイザーの派遣が出来るようにしていくことを課題としている。たとえば北九州市の場合、保育所や私立幼稚園では、公開保育をする機会があまりなく、保育を見ら

れることに抵抗があり、アドバイザー派遣に対する需要が少ないと分析している。その改善として、小学校教育への接続においては関心が高いので、まずは、接続期に特化して情報提供を行い、アドバイザーの良さを広げていくという工夫をしている。また、市内の幼児教育施設の77%が私立施設である前橋市の場合、園所に主導権を置き、園所発信による依頼・要請に応じてアドバイザーが園所を訪問する出前研修・出前相談方式により、園所とのつながりをつくり広げることができるのではないかと考えて実践している。

【仕組みに関する課題】としては、たとえば茨城県のように、幼児教育アドバイザーの雇用形態について、都道府県で直接雇用するケース、謝金で雇用して派遣するケースの双方にメリット・デメリットがあるという課題が指摘されているが、これについての改善策は提示されていない。また、静岡県のように幼児教育アドバイザーが幼小連携のコーディネーターとして活躍できる仕組み作りを課題としていたり、福岡県のように幼児教育アドバイザー育成講座修了者の活用場の確保を課題としてあげている点などを考慮すると、幼児教育施設への様々な側面からの指導・助言のできる専門性を兼ね備えた幼児教育アドバイザーを本事業だけではなく、より広く活かせるという認識があると考えられる。

以上から、本事業において育成された幼児教育アドバイザーは、自治体により、周知や活用のされ方に多少のばらつきは見られるものの、幼児教育アドバイザーの役割が、きちんと周知されると、その必要性が認められていることが本調査において示唆された。複数の自治体が、幼児教育アドバイザーの継続的な関わりに重きを置いていることから、幼児教育アドバイザーが関わることによる効果には、長期的に継続して各幼児教育施設に関わることをできる仕組みを整えることが、それぞれの幼児教育施設が抱える問題や課題に共に向き合い、解消に導くのではないかと考える。これらの積み重ねが結果として、国全体としての幼児教育の質の向上に貢献することに繋がるのではないかと考える。

表3-7-1 道府県における幼児教育アドバイザーに関する課題と改善点

自治体名	課題	課題の改善に向けての工夫
秋田県	【 仕組みに関する課題 】モデル3市で実施しているため、他市町村へ拡充した場合の対応が課題である。	-
石川県	【 派遣対象に関する課題 】所管外の幼稚園も含めた就学前施設全体を対象とすること	福祉部局が中心となって、所管外の幼稚園も含めた就学前施設全体を対象とする幼児教育アドバイザーの仕組みの導入・運用を実現するため、手法やプロセスを工夫した。
茨城県	①【 育成に関する課題 】ADを県が直接雇用しているわけではないので十分に資質向上の機会を設けられているわけではなく、AD各個人の資質に頼っている点が課題である。 ②【 配置に関する課題 】AD派遣依頼の件数の増加に伴い、研修依頼者の希望との日程調整が上手くいかないこともある。 ③【 仕組みに関する課題 】ADの活用については、都道府県で直接雇用するパターンや、現場の保育者等をその都度派遣するパターン（謝金）が見受けられるが、双方にメリット・デメリットがあり、本県での配置・活用方法において選択の難しさを感じている。	①この解消のために、ADの研修会に向けた事前打ち合わせや研修後の話し合いを担当者が丁寧に行う必要があると考えている。 ②改善のためには、候補日を増やすことや早い時期からの講師の日程調整をするようにしている。
大阪府	-	-
岡山県	①【 周知に関する課題 】ADの必要性が、市町村にさらに認識されること。 ②【 派遣対象に関する課題 】私立園や保育所からの要請が増えることが課題である。	①その改善の工夫として、市町村の幼児教育担当者が集まる就学前教育推進会議を通じ、再委託先4市の就学前教育アドバイザーの取組を広めることで、その有用性を理解してもらう。 ②各所管部からの呼びかけだけでなく、私立幼稚園連盟や保育協議会などに県配置の就学前教育スーパーバイザーの派遣について話をしていく。
香川県	【 派遣対象に関する課題 】私立園や保育所からの利用を促進することが課題である。	そのために、もっと部局間連携を図り、保育所担当課や私立担当課が行っている訪問に、県幼児教育スーパーバイザーが同行しての指導・助言を今後検討したい。
熊本県	【 育成に関する課題 】ADの育成研修を計画、実施し、本事業を継続して行うことができるようにしていく必要がある。	-
高知県	【 配置に関する課題 】各ADによる継続的な活動を確保すること	・自宅からの移動距離が遠くなり水内容に調整する。 ・本人の体調や家族の状況等に合わせた調整を行う。 ・連絡会の日程は早めに決定し、全ADが出席できるようにする。 ・連絡会の協議は、グループ協議と全体協議の時間を設けるなど、これまでの経験や専門性を活かした活発な意見交換ができるようにする。 ・既存の研修への参加、先進地視察等により、スキルアップを図る。
静岡県	・【 配置に関する課題 】市町独自のADの配置を増やしていくこと。 ・【 育成に関する課題 】市町に配置されたADの資質向上。 ・【 育成に関する課題 】ADを務めることができる人材の育成。 ・【 仕組みに関する課題 】ADが幼小連携のコーディネーターとして活躍できる仕組み作り	-
千葉県	【 派遣対象に関する課題 】私立幼稚園への派遣に課題がある。	関係部局及び私立幼稚園団体等との連携を図り、派遣事業を推進していく必要がある。
徳島県	①【 派遣対象に関する課題 】保育所への訪問指導に対応できるADの人材確保。 ②【 人材確保に関する課題 】AD人材の確保。 ③【 育成に関する課題 】施行された三法令、子ども支援法等に対する研修の機会。	①大学教員や保育士養成に関わっているADにも、現場の希望内容に対応できる場合には訪問を依頼する。保育士出身のADと、幼稚園教諭出身のADの2名での訪問体制をとる。現場の派遣希望内容の詳細を事前にセンターで把握し、その詳細をADに伝え、対応可能かを判断してもらう。 ②現ADの人脈等により、推薦、紹介してもらう。 ③保育・幼児教育・幼小接続に関する専門性をもったスーパーバイザーを委嘱し、必要に応じた研修を行う。

奈良県	①【意識に関する課題】認定こども園、保育所のニーズが高まっているが、指導してもらうことを待っている体制が根強い。 ②【意識に関する課題】リーダー育成の人選については、地教委と福祉部の連携を求めた。今年度は保育所からの参加もあったが、市町村の規模や施設設置数の違い、意識の差が大きいため、負担となる部分がある。 ③【派遣対象に関する課題】私立幼稚園へのアプローチは市町村との連携だけでは進まない。	①継続した意識改革が必要である。 ②継続することで定着に向け進んでいる。 ③団体との連携も並行して行う必要がある。
広島県	【派遣対象に関する課題】私立幼稚園・保育所への訪問件数が伸びない。	・工夫としては、私立幼稚園連盟から推薦してもらった園長をADとして任命。また、関係団体が実施する研修の中で、ADを活用することについても検討中。 ・園内研修等を推進するためのリーダー養成に係る研修など、研修前全体について検討中。
福岡県	①【周知に関する課題】この3年間で巡回訪問事業の周知はできていないが、内容や成果についての理解が各園所まで十分にいきわたっていない。 ②【派遣対象に関する課題】ほかの課題と比較し、園内研修の優先順位が低いという声も聞かれるため、保育所の申請が母数に比較して少ない。 ③【仕組みに関する課題】県がADを委嘱し派遣する体制をとってきたが、広域にわたるため、ADに負担をかける場合がある。また、距離の問題から訪問を継続したい園も単発になることも考えられる。 ④【育成に関する課題】保育所からの育成講座への受講申し込みが多いことから、園内の研修リーダーの必要性を保育所の現場が感じてきていることがわかる。園内研修の企画・運営等を学ぶ場が少ない。 ⑤【仕組みに関する課題】AD育成講座修了者の活用場の確保。	①これに対する工夫としては、園長会議等において、AD巡回訪問の成果等を説明し、理解を図る場をもつ。 ③これに対する工夫としては、継続的に支援する効果を示し、市町村や域内においてADを配置する体制づくりにつなぐ。 ⑤これに対する工夫としては、市町村に対しAD育成講座修了者の域内や自園での園内研修等における活用を求めている。
北海道	【仕組みに関する課題】自治体規模等の事情から、他の幼児教育施設と交流するなどの機会が少ないため、園内研修の充実を図ることが必要である。	・工夫としては、自治体単位の研修にも講師として幼児教育相談員を派遣したり、土曜日や時間外に派遣したりするなどの工夫もしている。 ・保育所は、あまり園内研修の時間が取れないことから、午睡の時間に合わせた短時間の研修に派遣するなどの工夫をしている。

表3-7-2 大規模自治体における幼児教育アドバイザーに関する課題と改善点

自治体名	課題	課題の改善に向けての工夫
北九州市	【派遣対象に関する課題】保育所や私立幼稚園では、公開保育をする機会があまりなく、保育を見られることに抵抗があり、AD派遣に対する需要が少ない。	小学校教育への接続においては関心が高いので、まずは、接続期に特化して情報提供を行い、ADの良さを広げていく。
堺市	【育成に関する課題】府が育成するADの資質に大きなばらつきがある（3年程度の現場経験者から園長までの人材が混在する）。	改善のための工夫としては、「幼児教育アドバイザー等連絡会議」を定期的に開催し、横の連携をつくる取組を始めている。また、連絡会議の中で園内研修支援のフォローもねらっているところ。
世田谷区	【育成に関する課題】【人材確保に関する課題】人材の確保、育成の仕組みづくりが急務となっている。	ADの機能の拡充も併せて検討が必要。
千葉市	-	-
奈良市	①【仕組みに関する課題】職員年齢の格差という課題 ②【仕組みに関する課題】人材不足による研修受講の困難さ（園運営のため研修参加が難しい） ③【育成に関する課題】研修内容の質の向上を図ること	①段階に応じた研修の工夫を実施している。 ③ブロック研修を取り入れ、少人数構成で実践的な協議が図れるようにした。
広島市	-	-
前橋市	①【派遣対象に関する課題】市内の幼児教育施設の77%が私立施設のため教育委員会事務局の組織である幼児教育センターや、AD主導で計画的・意図的に園所を訪問することは難しい現状がある。 ②【育成に関する課題】認定こども園に移行する園の増加に伴い、幼児教育センターでは0～2歳の保育に関する経験や実績がないため、対応の難しさがあり、個々のADに頼らざるを得ない状況である。	①そのための工夫として、園所に主導権を置き、園所発信による依頼・要請に応じてADが園所を訪問する出前研修・出前相談方式により、園所とのつながりをつくり広げることができればと考えて実践してきた。

表3-7-3 中小規模自治体における幼児教育アドバイザーに関する課題と改善点

自治体名	課題や改善点	課題の改善に向けての工夫
気仙沼市	【育成に関する課題】 早めのADの育成が必要。	-
さぬき市	【派遣対象に関する課題】 AD派遣の必要性が各保育施設によって異なっていること。	園所長や主任等への周知や派遣しやすい体制を考えていく。
善通寺市	【配置に関する課題】 本市のADは市内の大学教授であるため、幼児教育に関する専門性が高い。その一方で、訪問日が大学の授業と重複することもあり、毎回訪問してもらうことが難しかった。	指導主事が早めに各園所の訪問希望日を市ADに知らせて連絡調整をした。
名張市	①【育成に関する課題】 幼小のなめらかな接続をめざした保育・教育について、園のニーズに合った助言・指導ができるようにすること ②【仕組みに関する課題】 市の接続期カリキュラムの実践を広めること	①年度初めの巡回は必ず保育専門のADと教育専門のADの複数体制で行うようにした。 ②H30年度は、カリキュラムに基づく保育プログラムを元小学校教員が各園を巡回して指導するプロジェクトと連携し、保育実践の提案・検討における助言者としてADが園を訪問するようにした。
東近江市	【仕組みに関する課題】 保育者の資質に関する課題	H30年度から幼児教育センターを設置し、研修等を実践する役割を担う体制作りをした。
舞鶴市	①【育成に関する課題】 市では育成研修は実施しておらず、その専門性の確保が重要 ②【仕組みに関する課題】 園の乳幼児教育の質を維持・向上させるには、園内の保育リーダーの育成が急務であり、キャリアステージに応じた研修を実施する必要があると考える。	①都道府県や国立教育政策研究所幼児教育センター等での研修実施及び認定または、資格取得などによるADの専門職としての位置づけを行うことが必要と感じている。 ②そのためにも、研修の体系化と人材（保育者）育成のための指標を作成することで、市全体の乳幼児教育の質の確保を図っていきたい。
丸亀市	【仕組みに関する課題】 AD以外の指導員について、すべてを指導主事が日程調整するのは難しい	各施設が指導員と連絡を取って行うようにしている。

第4章 各自治体の実践事例

阿部慶徳

本章では、「幼児教育の推進体制構築事業」の委託先として採択された29の自治体について、各自治体の幼児教育に関する実践事例を報告する。本章は、平成30年9月から10月にかけて文部科学省において実施した、受託自治体へのヒアリングと質問紙調査の結果などをもとに、各自治体の取組みや特徴をまとめたものである。

基礎情報として以下の内容が含まれる。各自治体における、幼児教育センターの設置の有無、幼児教育の実施体制（職員数・業務内容）、幼保の一元化の実施の有無、庁内組織間の連携方法、幼児教育アドバイザーの人数やその業務内容及び研修・育成方法である。また、一元化の実施過程、幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担、幼児教育関係団体との連携方法などを別途、記述している。加えて、幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・運用上の工夫については、幼児教育アドバイザーへのヒアリングをもとに、「現場の声」を詳述するよう心掛けた。

1. 北海道

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制		
一元化について	一元化していない	
幼児教育関係部局間の連携方法	・教育委員会で主催する研修の参加対象を広げ、公立幼稚園だけでなく保育所や認定こども園の職員が参加できるようにしたり、「幼児教育相談員派遣事業」により全ての幼児教育施設に対する助言体制を整えたりすることで連携の充実を図っている ・庁内の主幹級会議や局長級会議を充実させることにより、知事部局と教育委員会の連携を密にするよう工夫	
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数
ア 北海道教育委員会総務政策局教育政策課幼児教育推進グループ	・幼稚園教諭・保育士などへの研修機会の提供 「幼児教育を語る会」の実施 ・園に対する助言「幼児教育相談員派遣事業」の実施 ・「幼保小連携・接続の推進」に係る研修や助言の推進 ・幼児教育を全道で振興する指針「北海道幼児教育振興基本方針」の策定	4 名
イ 北海道総務部学事課	・私立幼稚園の認可、指導 ・私立幼稚園に対する助成	4 名
ウ 北海道子ども未来推進局子ども・子育て支援課	・保育所における保育サービスの総合調整 ・子育て支援（負担軽減策）の調整 ・教育、保育給付費負担金に関する業務 ・待機児童の解消の支援 ・認定こども園の総合調整など	7 名
エ 北海道教育委員会学校教育局義務教育課	・主に公立幼稚園への指導主事の派遣 ・幼稚園教諭研修のコンテンツ作成 ・幼稚園教諭研修の講師や運営 ・公立小学校への就学支援に関する業務など	5 名
(出先機関等)	教育事務所 ・各管内の教育局（教育事務所）の義務教育指導班の指導主事の 1 人を幼児教育担当指導主事として配置 ・本庁で幼児教育担当指導主事の研修を受けた	道内 14 管内に 1 名ずつ計 14 名

		のち、専ら公立幼稚園の園訪問による指導助言、 幼保小の接続に関する公立小学校への指導助言 ・本庁主催の「幼児教育を語る会」（14 教育局開 催）の運営補助	
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育アドバイザー			
名称	幼児教育相談員	雇用形態	謝金
人数	44 名（H30 年度）	アドバイザー の主な経歴	保育士等養成大学等の教員、 現役の園長・副園長 退職した園長、特別支援学校 教頭、市教委のスクールソー シャルワーカー
主な業務内容	幼児教育施設の園内研修の充実に向けた助言 ・公開保育の参観と助言 ・園内研修の講師 ・教員や保育士、保育教諭からの個別相談 ・園経営について、園・所長からの相談など		
派遣対象	幼児教育相談員が委嘱さ れている管内（平成 30 年 10 月現在 7 管内）	対象施設	全ての幼児教育施設
イ 幼児教育スーパーバイザー			
名称	北海道幼児教育スーパー バイザー	雇用形態	謝金
人数	1 名（H30 年度）	アドバイザー の主な経歴	保育士等養成短大学長
主な業務内容	・新任の幼児教育相談員への講話や研修の実施など		
派遣対象	全道	対象施設	全ての幼児教育施設
ウ アドバイザーへの研修			
研修内容	・幼児教育相談員研修を年 1 回実施し、要領等の内容などスーパーバ イザーによる講話や DVD 教材を視聴した後、参加者で協議（研修の 日程は一日）		

【北海道の幼児教育における現状・課題】

北海道の 1000 園を超える幼児教育施設のうち、北海道教育委員会の幼児教育担当指導主事が教育・保育の質の向上に関する指導助言ができるものは、公立幼稚園の 52 園のみであ

る。残りの幼児教育施設を担当する関係部局には質の向上に対する指導助言ができる立場の者がおらず、課題となっていた。

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

最も重視するのは学力であるが、北海道は全国でも下位レベルである。そこで、幼児期から丁寧に保育・教育の質の向上をはかる必要があるが、北海道は面積的に広く、僻地などにおいても研修の機会が得られるよう、振興局で幼児教育相談員を配置した。園単位での研修にも応えられるような体制を目指している。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

14 の教育振興局のうち、幼児教育相談員を置いていない局もある。課題としては、相談員の専門分野が異なるので、対応できない相談内容もある。札幌市や旭川市のように、教員・保育士の養成校がある管内はよいが、養成校がないと（大学関係者が就任する場合）相談員のなり手が少ない。今後は札幌などから相談員を派遣するのではなく、各施設が求めるニーズに対応できる相談員を地域ごとに育成する必要がある。

新たに幼児教育相談員となる人を対象にスーパーバイザーが中心となり、以下の点について留意しながら研修を行っている。①北海道の幼児教育相談員として共有したいこと（10年後の北海道の子どものあるべき姿、平成 28 年度の幼稚園教育要領の改訂等の理念）、②幼児教育相談員として認識の共有をはかるため、③幼児教育相談員にはそれぞれの専門分野があるが、現場の求めるものとのズレを解消するため、などである。

また、全日本私立幼稚園幼児教育研究機構が開発した、「公開保育を活用した幼児教育の質向上システム」（ECEQ（Early Childhood Education Quality System））のコーディネーターを幼児教育相談員として登用している。道においては、公立園出身の幼児教育相談員が私立園に入ることの難しさが予想されたことや、どの私立園が質の高い教育・保育を行っているかについての客観的な判断が難しいことなどから、ECEQ コーディネーターが一つの基準となると期待している。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

基本的に幼児教育相談員からのみ助言している。指導主事は、その後の宣材や活動内容の Web 掲載のために取材するなどの役割として同行する。幼児教育相談員は、保育・幼児教育の現場を知ってはいるが、必ずしも幼稚園教育要領や指針等には詳しくはない。この場合、指導主事も訪問に同行することで幼児教育相談員をフォローしている。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

派遣の流れは以下である。①本庁（北海道教育庁総務政策局教育政策課幼児教育推進グル

ープ)に園から直接、申請書の提出により要請、②申請書の要請内容に基づき、担当者が当該管内の相談員に派遣要請(電話での日程調整と内諾後、派遣要請通知)、③要請した園に派遣決定の通知。

アドバイザーの派遣時の一日の流れは、①典型的な派遣内容の場合(午前中に訪問→保育参観→園経営に係る説明・協議(園内研修のテーマや園を取り巻く課題等について園から説明、相談員からの助言)→昼食・休憩→参観した保育に係る協議→協議の最後に助言(園内研修の講話)、②典型的な訪問以外の支援内容(市町村職員と市町村保育者が一緒に研修する場における講師、保育実践の演習の講師)となっている。

なお、幼児教育相談員の派遣に関して、モデル地区・園の指定などは行っていない。

(5) 幼児教育アドバイザーの派遣に関する工夫

園に派遣幼稚園教育要領、保育所保育指針などに基づく教育・保育の適切な実施について重視し、支援をしている。特に、「遊びを通した総合的な指導」がなされているか、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を念頭に置いた指導」の重要性について説明するようにしている。また、一部の幼児教育施設においては、「和楽器の演奏を園の特色としている」「小学校の文字指導の先取りをしている」などが見られるため、前述の内容を重視して助言に当たっている。しかし、園によっては保護者のニーズを踏まえてやむなく行っているなどの幼児教育施設側の事情もあるため、強く指導するのではなく、あくまでも助言や重要性を説く程度にとどめている。なお、当該の幼児教育相談員が最初に訪問するときなどは、必ず指導主事が同行する。

また、幼稚園教諭養成連絡協議会があり、園内研修等で講師が呼びやすいように養成校の大学教員等の人材のリストを作成している。道教育委員会として、今後は、そのリストを活用し、各人の得意分野を踏まえながら、幼児教育相談員の登用を進めたいと考えている。現場の人材を育てていく上でも、中堅以上の教職員も含めてリストを作り、幼児教育相談員として登用していきたい。

特別支援教育との連携についてであるが、特別支援の専門家は幼児教育アドバイザーとしては任用されていないが、別の仕組みにより巡回している。北海道教育委員会総務政策局教育政策課が所管する幼児教育相談員に1人、特別支援学校教員が在籍している。

【都道府県と市町村の役割分担について】

(政令市との関係)札幌市との関係は良好である。札幌市は直轄の幼児教育施設もあり、道とは状況が異なる。道の制度を創設・運用する際にも、札幌市の幼児教育センターやアドバイザーのノウハウを参考にしている。

【取り組みの高度化・拡大について】

(1) 関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

北海道においては、振興局単位で本庁の首長部局がラインでつながっている。そのラインを活用することで、教育委員会・教育局としても市町村の福祉部門が管轄している幼児教育施設に対しても働きかけができるという利点がある。

規模の大きい市町村ほど、幼児教育施設を所管する部局が分かれている。道内 179 市町村のうち、51 の市町村においては 1 つしか幼児教育施設がないので、むしろ、規模の大きい自治体の方が働きかけは難しい。市町村の首長部局がリーダーシップをとっていると、道の教育委員会としては働きかけにくい面はある。全道の 14 管区内で、「幼児教育を語る会」を開催しており、市町村の首長部局の職員にも参加・協力してもらうことで、「道と市町村が一緒にやらなければいけない」という雰囲気をつくっている。

（２）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

研修内容の一元化やキャリアアップ・処遇の改善がバランスよくできればよいと考えている。ただし、キャリアの違いが園種によってあるので（保育士は 7 年未満で、公立幼稚園教諭は 10 年でそれぞれ主任になるなど）、それをふまえた教員育成指標・研修体系をつくる必要がある。

2. 宮城県気仙沼市

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
幼児教育センター	(名称) 幼児教育推進室		
設置形態	組織として設置	設置年度	平成 28 年 8 月
設置場所	教育委員会	職員数	4 名 (うち非常勤 4 名)
業務内容	・ 幼児教育指導体制の整備 ・ 幼保小連携事業体制づくり ・ 調査研究		
一元化について	一元化していない		
幼児教育関係部局間の連携方法	・ 保育所は保健福祉部局の子ども家庭課が管轄しているため、保健福祉部と教育委員会の連携のための会議を実施 (主に研修の回数や進め方、アンケート調査結果内容の共有する場)		
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
ア 教育委員会 学校教育課	・ 幼稚園教諭・保育士などへの研修機会の提供 ・ 幼保小連携の推進 ・ 大学との連携・調査研究 ・ 園に対する指導助言 ・ 幼児教育アドバイザーの人材育成	6 名 (うち常勤 2 名、非常勤 4 名)	
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育アドバイザー			
名称	幼児教育コーディネーター	雇用形態	謝金
人数	4 名	アドバイザーの主な経歴	公立園長経験者 2 名、公立保育所長経験者 1 名、こども家庭課 (行政) 経験者 1 名
主な業務内容	・ 幼児教育指導体制の整備 ・ 幼保小連携事業体制づくり ・ 調査研究		
派遣対象	市内全域	対象施設	全ての幼児教育施設、小学校
イ アドバイザーへの研修			
研修内容	・ 園の訪問記録の作成や訪問後のアンケート調査をアドバイザーで共有		

	・指導主事訪問に参加（市立幼稚園訪問） ・県主催の研修会に参加（学びの土台づくり研修等） ・県外の研修会に参加（秋田県、文部科学省）
--	--

【幼児教育センターについて】

幼児教育推進室という名称で設置し、教育委員会の一つに位置付けている。この推進室は実際には4名の幼児教育コーディネーター（幼児教育アドバイザー）が運営している。

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

気仙沼市は教育委員会部局と、子ども家庭の保健福祉部局との連携がなかったため、幼児教育全体を推進するにあたっては、それをまとめていく繋ぎ役が必要だった。幼児教育コーディネーターを配置することで、アドバイスをしていただくとともに繋ぎ役になってもらいたいと考えた。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

コーディネーターには、研修の機会の提供を提供している（県主催の「学ぶ土台づくり研修」、県外（秋田県・文科省）の研修会、市立幼稚園への指導主事訪問に参加）。

「学ぶ土台づくり事業」は数年前に、宮城県教育庁企画室が中心となって始めた事業である。これは、幼児教育も含めて学ぶ土台として小学校に上がる前の幼児の教育を充実させていくための取り組みである。小学校の先生や幼稚園、保育所の先生を集め、県では、家庭教育アドバイザーという名称での育成を行っている（生涯学習部局が担当）。この育成講座は、講義やワークショップ形式のものが主だった。これについては気仙沼市の場合、幼児教育の専門家を講師として招いたりした。この場では、子育て支援を担う一般の受講者と幼稚園、保育所の保育者らの受講者が共に学ぶ場となっている。この育成研修に市コーディネーターも参加して学んでいる。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

週に2、3日、推進室で指導主事や事務と共に研修内容やアンケート内容について話し合うなどの場を設けている。コーディネーターは園を訪問し、様子を観察したり課題を話し合ったり、聞き取りをするなどをして、そこで気づいたことを指導主事にも共有する。指導主事の業務として直接指導助言できるのは、公立幼稚園の先生方に対してのみである。したがって、公立保育所や私立幼稚園に対しては指導主事からは指導・助言は、現在していない。そのため、その部分についてはアドバイザーがコーディネーター的に関わってもらっている。指導主事が小学校の背景をもっており、アドバイザーが幼児教育の背景をもっているということで、小学校の先生の視点（指導主事）と、幼稚園、保育所の先生の視点（アドバイ

ザー）が交わることで、互いの視点に足りない部分を補い合うことができ、役に立っている。公立幼稚園の場合と違って私立幼稚園の場合は、小学校との接続について、どこの小学校と繋がればよいのか迷っておられるという難しさがある。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

教育委員会側から、「いついつに貴園に視察に行きます」という連絡をし、コーディネーターを派遣する。園からの要請を受けて園に赴くのではない。アドバイザーは園で、保育観察をし、園長先生や保育者と話をし、相談にのったりする。一園に２時間程度滞在である。

年１回、市内の全幼保小への訪問している。訪問の典型的な一日の流れは以下である。

（幼児教育施設訪問の場合）午前中に訪問→施設長との懇談→保育参観→助言等。

（学校訪問の場合）午前中に訪問→学校長との懇談→授業参観→接続に関する話し合い等。典型的な訪問以外の支援としては、園外研修支援がある（アプローチカリキュラム作成、初任者層研修、幼保小接続研修会）。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

研修をするにあたっては、一同に会し、同じ内容を共有し、研修を深めるようにしている。また、縦横のつながりを大事にしている。

なお、特別支援教育の専門家は、教育委員会学校教育課に所属し、要請に応じて、施設を訪問している。

【都道府県と市町村の役割分担について】

県は市町村との連携のために、年２回程度会議を開催している。参加者は、教育部局、保健福祉部局、幼児教育コーディネーター、大学等である。主な会議の内容は、アプローチカリキュラムの作成、幼保小の接続を目指した体制づくりについてである。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

各園所長の考えを否定せず受け入れながら関わる。また、公立幼稚園の場合などは同じ園長時代の顔見知りである場合もあるので、その関係性を大切にしたいと考えている。

平成３０年度から本格的にアプローチカリキュラム作成委員会を立ち上げた。公立、私立の幼児教育施設の各園から代表１名と、コーディネーターとともにアプローチカリキュラムを作っている。気仙沼市の課題としては、震災後の子どもたちの家庭環境の不安定なところが子どもたちに与える影響などである。

（２）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

気仙沼市の教育委員会では、これまで、保育所の先生方を集めての合同での研修というの

がこれまではなく、保育所の先生も一緒に行うことのできる研修をつくることの難しさがあった。小学校との行事（学習発表会や運動会など）での交流は出来たが、研修となると難しい面もある。

幼稚園の研修では、「幼稚園の保育を近隣の小学校の先生が見に行く」あるいは「小学校の授業を幼稚園の先生が見に行く」という研修は実施している。

3. 秋田県

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制					
幼児教育センター の設置形態		組織として設置		設置場所	教育委員会
一元化について		一元化している			
一元化の内容		・ 幼稚園教諭・保育士、保育教諭などへの研修機会の提供 ・ 園に対する指導・助言 ・ 保育・幼児教育アドバイザーなどの人材育成 ・ 市町村に対する指導・助言 ・ 幼保小連携の推進 ・ 待機児童解消の支援 ・ 幼児教育に関する情報提供・発信等			
部署名		業務内容			幼児教育に携わる職員数
ア 秋田県教育 庁幼保推進課		・ 幼稚園教諭・保育士、保育教諭などへの研修機 会の提供 ・ 園に対する指導・助言 ・ 保育・幼児教育アドバイザーなどの人材育成 ・ 市町村に対する指導・助言 ・ 幼保小連携の推進 ・ 待機児童解消の支援 ・ 幼児教育に関する情報提供・発信等			20 名（うち常勤 16 名、非常勤 4 名）
（出先 機関）	教育事 務所	県北・県南地区の訪問指導、研修会の開催			10 名（うち非常勤職 員 4 名）
②幼児教育アドバイザー					
ア 幼児教育スーパーバイザー					
名称		教育・保育アドバイザー		雇用形態	賃金
人数		1 名		アドバイザー の主な経歴	元幼稚園教諭
主な業務内容		各園種の専門性を高めることを目的として幼児教育施設などを県の指 導主事とともに訪問			
派遣対象		全県（県北、県央、県南）		対象施設	全ての幼児教育施設
イ アドバイザーへの研修					
研修の有無		新任に限らず、専門性の向上、保育者に対する指導力の向上、研修の 企画・運営力の向上を柱として育成している。			

研修内容	・県指導主事及び幼保指導員の園訪問への市アドバイザー同行 ・アドバイザーを支援するスーパーバイザーの配置（県教育・保育アドバイザー） ・要領、指針、学校教育の指針等の活用 ・アドバイザーを対象とした連絡協議会 ・幼保推進課所管研修会への参加 ・毎回の訪問記録の作成 ・訪問種別から見たアドバイザーの活動内容の分析
------	--

【一元化の過程・課題などについて】

一元化のきっかけは、昭和 46 年に幼保の一層の連携強化を当時の知事が提唱したことによる。生涯学習の視点から、幼稚園と保育所、施設の違いはあっても、「皆、小学校に行くのだから、幼稚園と保育所が連携することが大事」という趣旨であった。

一元化の成果としては、以下があげられる。①公立・私立、設置形態を問わず園訪問等により指導可能な体制が拡大した。訪問活用率も年々増加傾向にある。②公立・私立、設置形態を問わず研修を行い、専門性の向上を図る機会が増加した。受講者数も年々増加傾向にある。③幼小接続に関する研修会には、公立・私立、設置形態を問わず参加しており、小学校教育への円滑な接続について理解促進を図る場となっている。園児・児童または教職員の相互交流は全県でほぼ 100%となっている。

一方、課題は以下である。①園訪問等により指導可能な体制が拡大し、活用率が高くなった一方、指導者の数が限定されるため、年 1 回の訪問が限界であり、複数回訪問による持続的できめ細かな支援ができない状況にある。②幼保推進課所管研修の受講者数が増加したが、参加者の設置形態が異なる他、認可外保育施設等の受入も行っているため、研修内容の精選が難しい。また、会場の収容人数が限定されるため、定員を超えた場合は断らざるを得ない状況もある。（平成 30 年度 定員 130%）③幼小接続に関しては、園児・児童または教職員の相互交流（ステップ 2）はほぼ 100%であるが、教育課程の編成（ステップ 3）は低い。

【幼児教育センターについて】

本県は幼保一元化しているため、研修や園の訪問指導等、保育の質向上につながる部分のほとんどにおいての取り組みを行っているため、この課がセンターとしての機能を担っている。

【幼児教育アドバイザーについて】

（1）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

平成 16 年度に一元化した時から、県の指導主事や幼保指導員らが園の訪問などもする体制を整えてきたがニーズが多くなってきたため対応が難しくなってきたことで、当委託事業のアドバイザーの配置となった。市のアドバイザーは、一年の間を通して市内の園を支えている。これは県内の園の質を一定以上に保つために必要である。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

アドバイザーの確保に関しては基本的には、市に任せているが、市でも難しいため、初年度は特に、市外や退職園長も視野にいれての人材紹介をした。だが、最後には認められず配置できなかったこともあった。退職園長等を採用するケースが多いが、今後は次期園長になって行く人材を採用し、アドバイザーとしての経験やキャリアを積んでもらい、園長になってもらうというようにできたら良いと考えている。しかし、圧倒的に私立園が多いこともあり、なかなか難しい事情もある。市の希望に応じて相応しい人材を紹介したい。

現職のアドバイザーの質の向上のために以下のような取組みを行っている。①県指導主事及び幼保指導員の園訪問への市アドバイザー同行、②アドバイザーを支援するスーパーバイザーの配置（県教育・保育アドバイザー）、③要領、指針、学校教育の指針等の活用、④アドバイザーを対象とした連絡協議会、⑤幼保推進課所管研修会への参加、⑥毎回の訪問記録の作成、⑦訪問種別から見たアドバイザーの活動内容の分析。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

それぞれの役割は全く異なる。県指導主事は、要請等に基づく園の指導を行い、県教育・保育アドバイザーは市教育・保育アドバイザーの育成・支援を行っている（県教育・保育アドバイザーは、モデル市のアドバイザーに対して指導・助言も行う）。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

具体的な派遣の仕組みとしては、県教育・保育アドバイザー、幼保指導員の場合、モデル市からの要請に基づき訪問日時、内容等を調整している。どのアドバイザーが配属されるかについては、基本的には各市が年度当初に、派遣時期やニーズを園から聞き、派遣の計画は行政が決定している。だいたい２名で訪問して指導するケースが多い。

典型的な一日の流れとしては、県アドバイザー要請訪問（※市のアドバイザーに対する指導）の場合、以下である。

事前 ～ 訪問内容・協議の進め方等の確認

午前 ～ 保育参観（全年齢または指定年齢）

昼食 ～ 指導内容の共有（県アドバイザーと市アドバイザー）

午後 ～ 協議（県アドバイザーは市アドバイザーの保育者の関わりをチェック）

事後 ～ 市アドバイザーに対する指導、今後の指導の方向性を共有

なお、幼保指導員の場合は、流れは同じだが園の教育・保育内容に指導する。

典型的な訪問以外の支援内容としては県教育・保育アドバイザーの場合、市主催研修会の内容及び企画・運営に関する指導を行っている。幼保指導員の場合は、園の課題に応じた内容について指導している。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

市アドバイザーの支援を行っているため現場を直接支援することはないが、市アドバイザーには、園や保育者のニーズに寄り添い、園とのより良い関係性を築くことを徹底して指導している。園や保育者が主体的かつ意欲的に保育改善に取り組むことが教育・保育内容の質の向上を図る上で重要だと考える。なお、特別支援教育との連携についてであるが、特別支援教育の専門家は幼児教育アドバイザーとしては任用されていないが、秋田県教育庁特別支援教育課と教育事務所（北・中央・南）支援学校に所属し、巡回している。

【都道府県と市町村の役割分担について】

県としては一元化しているので問題はないが、モデル市の一部においては、教育委員会と各部局との考え方のすり合わせや役割分担が難しく、県が間に入って連携できるように支援する必要もある。以下の３つのモデル市は、それぞれ異なるタイプの市である。

大館市はアドバイザーを古くから福祉部局で配置し、研修なども行っていたモデル的な市であった。各園のオーダーメードした研修も行っていた。小学校との接続に自前で力を入れていた。０歳から２２歳までを支えていくという市のビジョンがあった。

男鹿市は、県の中央でもあり、今後秋田県内の多くの市の規模（コンパクト）や事情が似ている市が多いこともあり、他の市のモデルとなりやすいと考えられる市であった。

横手市は県南に位置し、私立園が多く、県が指導・助言しにくい面もあった。アドバイザー派遣により風穴を開けたいという試みの市である。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

特に育成だけではなく、ネットワークを大切にしている。アドバイザーの育成体系については以下のことを重視している。①助言アドバイザーのニーズに応える、②県として、どのアドバイザーも一定の質の指導・助言ができるようにする、③アドバイザー同士が連携できる体制を作る、④園同士をつなげるために、アドバイザーとミドルリーダー保育者ネットワークとをドッキングさせる試み（公開保育などがやりやすくなる利点がある。これは私立にも好評だった）。

一方、保育者研修の研修体系については、保育者のキャリアステージに応じた研修体制がすでに出来ている。重視していることとしては、保育者のミドルの研修の場合、他の園に学びに行ける研修や、他園とのネットワークづくりを大切にしている。また、各園が質の向上のために互いに刺激し合える関係づくりについても留意している。

4. 茨城県

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
一元化について		一元化していない	
幼児教育関係部局間の連携方法		「就学前教育・家庭教育推進協議会」を知事部局（総務部、保健福祉部）との連携を図るために、県教育委員会が中心となって年４回開催（ただし、幼児教育団体も参加するので、外部が中心の会議体）	
部署名		業務内容	幼児教育に携わる職員数
ア 教育庁就学前教育・家庭教育推進室		・保幼小の接続に向けて取組を進める保育者向けの研修 ・幼児教育施設及び小学校での合同研修会への指導助言 ・幼児教育アドバイザー（幼児教育指導員）の派遣（育成） ・市町村教育委員会主催の保幼小の研修会へ講師派遣 ・保幼小の接続に向けた事業	2名（うち常勤2名）
イ 教育庁学校教育部義務教育課		・初任者研修・中堅教諭等に対する法定研修を含む保育者向け研修 （保育所・私立幼稚園関係者に対しても参加を呼びかけている） ・市町村教育委員会担当者への指導・助言 ・市町村教育委員会担当者の幼児教育理解に向けた研修機会の提供	2名（うち常勤1名、非常勤1名）
ウ 保健福祉部子ども政策局子ども未来課		・保育士等への研修機会の提供（キャリアアップ研修を含む） ・市町村に対する指導助言 ・待機児童解消の支援（保育所・私立幼稚園・認定こども園の認可等を含む）	17名（うち常勤16名、非常勤1名）
（出先機関）	教育事務所	・本庁と連携を図りながら、県の幼児教育関係事業の実施 ・管内の市町村への指導・助言（本庁は、教育事務所を通して市町村に対して指導・助言することを基本としている）	5名
②幼児教育アドバイザー			

ア 幼児教育スーパーバイザー			
名称	幼児教育指導員	雇用形態	(単費) 謝金
人数	19 名	アドバイザー の主な経歴	大学教員、公立幼稚園長退職者、小学校校長退職者、私立幼稚園長、公立・私立保育所の園長・主任保育士、県教育事務所指導主事など
主な業務内容	各市町村及び幼児教育施設・小学校等において開催される、幼児教育関係者と小学校関係者のための接続のための研修会において講師として講話・指導		
派遣対象	県内全域（幼児教育センターからの派遣ではないため、幼児教育指導員の居住地や勤務地を踏まえて派遣）	対象施設	全ての幼児教育施設
イ アドバイザーへの研修			
研修内容	・指導主事・主査等担当者の同行（基本的には、OJT の考え方を基にして、研修会で講師を務める経験を重ねて、講師としての資質向上を図っているが、研修講師としての心的ストレスに配慮し、研修会に担当課職員が同行） ・スーパーバイザーの配置（連絡会議の開催） ・幼児教育指導員の中に幼児教育専門の大学関係者を複数名加え、スーパーバイザーとしての役割もある ・アドバイザーを対象とした連絡協議会・研修の開催（年に 3 回「幼児教育指導員連絡会議」を開催し、指導員の指導内容の検討や研修講師としての課題等を共有し、スーパーバイザーである大学関係者からの指導・助言を受けられる場を設けている）		

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

平成 26 年度幼児教育実態調査（文部科学省）において、県内 44 市町村のうち、幼小接続のステップ 0（連携・接続の予定・計画なし）の市町村の割合が 20.4%（9 自治体）とかなり高かったことから、市町村における幼児教育の推進体制を見直す必要があった。茨城県における在籍園児（5 歳児）は、教育委員会が所管する公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園に在籍する園児は、県内の 5 歳の全園児数の 2 割にも満たない状況であり、8 割以上の 5 歳児は、公私立保育所又は私立幼稚園等に在園している状況である。加えて、県のほとんどの園児は公立の小学校へ入学する状況（私立の小学校がほとんどない）を考えると、公私立保育所及び私立幼稚園等といった教育委員会の管下にはない幼児教育施設と公立の小

学校との交流・連携・接続を推進し、県内の幼児期における子どもたちの育ちと学びを円滑に小学校教育へとつなぐことが最重要課題である。

茨城県としては、幼児教育における質の向上と幼児教育と小学校教育における円滑な接続は各市町村が主体となって取組を進めるべきであり、そのための必要な支援を県が行うという考えに基づき、幼児教育指導員を配置している。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

幼児教育相談員の確保にあたっては、県内の地域・地区のバランスと専門（幼稚園・保育園など）及び公私・園所等の種類が偏らないように配慮している。幼児教育指導員の人選は、基本的に幼児教育関連団体の推薦によっている。

研修として幼児教育指導員連絡協議会を開催している。連絡協議会という名称ではあるが、幼児教育指導員が一堂に会し、幼児教育指導員でもある大学教授による講話・助言などがある。

- ①市町村幼児教育アドバイザー養成研修（年２回実施。午前中に講義・午後に協議など）。
- ②保幼小接続コーディネーター養成研修（県内５地区で年１回実施。午後に講話とグループ協議などが。参加者は第１学年担当者が多く、教務主任も参加）。
- ③園内リーダー養成研修（県内５地区で年１回実施。午後に講話とグループ協議などが行われる。参加者は、各地域の幼児教育施設からの希望者）。

幼児教育アドバイザーの活用・確保については、都道府県では直接雇用するパターンや現場の保育者等をその都度派遣するパターン（いわゆる謝金型）が見受けられるが、双方メリット・デメリットがあり、茨城県での配置・活用方法において選択の難しさを感じている（例えば、謝金型の場合、様々な専門性を有する方を幅広くアドバイザーとして活用できるため、設置形態や施設・学校からのニーズに応じた派遣が可能となるが、アドバイザーになる方の本来業務との調整や負担などに課題がある。一方、直接雇用の場合、専任のアドバイザーが配置できるため、調整が容易に、継続的な支援が可能になると考えられるが、費用面で配置人数に限度があることから、アドバイザー全体の専門性の幅は狭くなると思われる）。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

ほぼ同じであるが、以下の点でことなる。研修会における講師としての役割は変わらないが、指導主事は研修会において行政説明などを行う役目を担っている。また、県教育委員会は幼児教育指導員の派遣に関し、事務局としてコーディネーターの役割を果たしている。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

市町村研修会の場合は、６月に募集し、７月～翌年２月の中で市町村の希望に応じて、全４４市町村に１回派遣している。幼児教育施設・小学校の合同研修会の場合は、７月に募集し、９月～翌年２月の中で要請（申込み）のあった施設・学校に１回派遣している。個々の

園所からの幼児教育指導員の訪問要請があったときには、近隣の施設とともに合同の研修を推奨している。

アドバイザーの典型的な一日の流れとしては、講話（40分）→グループ協議（30分）→指導・講評である。研修会における講師としての役割を担っている。

また、典型的な訪問以外の支援内容としては、接続カリキュラム作成に向けた支援がある（アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの作成支援含む）。幼児教育施設及び小学校での合同研修会へ講師として派遣する中で、上記の支援を実施している。

なお、派遣にあたってモデル地区を5つ選定したが、県の教育事務所が5ブロックに分かれており、地域的なバランスも考え選定した（東海村・日立市・鹿嶋市・美浦村・八千代町の5市町村）。

（5）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

幼児教育指導員は、それぞれの専門が異なるので（幼稚園出身あるいは保育園出身など）、その専門に応じた派遣を行えるよう、コーディネートしている。県の教育事務所指導主事は、幼児教育の専門家ではない場合もあるため、幼児教育指導員が専門性をいかし、指導主事の活動をフォローすることもある。

派遣に際し大切にしていることは、幼児教育関係者と小学校関係者が一つ屋根の下で一堂に会して、それぞれの教育の特徴や疑問などを語り合いながら相互理解を深めることで、公立・私立、様々な設置形態の施設、幼児教育と小学校など、立場の違いはあっても地域の子どもの育ちと学びをつないでいくことを関係者に意識してもらっている。

また、参加する方のニーズに対応する研修内容を心掛けている。協議の場を設けて、参加者の意見を聞いたり、アンケートを実施して実態の把握に努めたりするなど、参加者の要望を意識した研修会を開催するようにしている。教育委員会の所管ではない保育所や私立幼稚園と小学校が連携・接続を図っていくためには、まず県教育委員会との信頼関係の構築が何よりも大切であると考えているからである。

課題等としては、幼児教育アドバイザーを県が直接雇用していないため、十分に資質向上の機会を設けられているわけではなく、各個人のもっている資質に頼ってアドバイザー派遣制度を行っている点である。こうした点を解消するために、アドバイザーとの研修会に向けた事前打ち合わせや研修後の話し合いは、担当者が丁寧に行う必要があると考えている。

幼児教育アドバイザーの派遣依頼の件数は、増加の一途をたどっている。アドバイザーは常駐しているわけではなく、園の運営等それぞれの本来の業務の合間を縫って研修会の講師を務めている。そのため、研修依頼者の希望日と講師の日程調整がうまくいかないことも少なくない。改善のために、できる限り候補日を設けることや早い時期から講師の日程を調整することを行っている。

なお、特別支援の専門家は幼児教育アドバイザーとしては任用されていないが、教育庁学校教育部特別支援教育課に所属し、別の仕組みにより巡回している。

【都道府県と市町村の役割分担について】

年間3回程度、幼児教育分野に関連する担当者会議を開催している。参加メンバーは、県教育委員会担当者、市町村教育委員会幼児教育担当者である。会議の主な内容は、国や県の施策や事業等に関する情報提供、市町村幼児教育担当者同士の情報交換（グループ協議）である。

平成30年度から県としては、全市町村で「市町村幼児教育アドバイザー」（市町村において、幼児教育の推進と保幼小の接続に向けて中心的な役割を担う者）、「保幼小接続コーディネーター」（小学校において幼児教育との接続に向けて中心的な役割を担う者）、「園内リーダー」（幼児教育施設において小学校教育との接続に向けて中心的な役割を担う者）といった人材が連携して幼児教育を推進する体制を構築するため、この人材育成を県が担っている。また市町村は、上記の「市町村幼児教育アドバイザー」「保幼小接続コーディネーター」「園内リーダー」といった人材を活用し、市町村幼児教育アドバイザーを中心に幼児教育の質の向上と保幼小の接続に向けた取組を進めている。

加えて県としては、保育者専門研修（保育者の保育技術の向上のための研修）、園長等専門研修（新任園長等を対象とする園運営等を充実させるための研修）を実施している。一方、市町村は、公開保育等を市町村内の幼児教育施設に依頼し、保育者等の研修の機会を提供している。また、積極的に小学校へ授業公開を呼び掛け、保育者が小学校の授業参観の機会を提供している（小学校以降の教育を見据えた幼児教育の在り方を踏まえた保育の実践）。

【取り組みの高度化・拡大について】

（1）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

関係部局が教育委員会と知事部局に分かれており、連携・協力体制は取れているが、各担当部局において行っている事業の詳細な内容までは把握できていない部分が多い。教育委員会内でも「就学前教育・家庭教育推進室」と「学校教育部義務教育課」の両部署で幼児教育を担当している。連携を図って事業を進めているが、担当部署が分かれているため日程や研修内容の調整が難しい部分がある。研修等の情報は共有しているが、事業や研修の内容に重複が見られる部分があり、内容を整理していく必要がある。

連携上の課題として、公立幼稚園がない市町村においては、教育委員会に所管する幼児教育施設が存在しないことになり、公立幼稚園がある市町村と比べて意識の差も含め、二極化してしまう場合がある。市町村に属する指導主事は意欲があっても教育長の意向などもあり、自治体の中で十分に活動できない場面も見受けられる。

（2）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

「いばらき教育プラン」においては、自主性・自立性の育成をかかげており、また幼児期における教育を重視している。また、平成28年12月「茨城県家庭教育を支援するための条例」が公布・施行された。

5. 群馬県前橋市

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
幼児教育センター	(名称) 総合教育プラザ幼児教育センター		
設置形態	組織として設置	設置年度	平成 15 年 4 月
設置場所	教育委員会	職員数	10 名 (うち常勤 3 名、非常勤 7 名)
業務内容	・ 幼児教育に関わる研修に関すること ・ 就学相談、幼児教室に関すること ・ 市立幼稚園全般に関すること		
一元化について	一元化していない		
幼児教育関係部局間の連携方法	首長部局と教育委員会間で定期的な協議会は開いていないが、担当者間で必要があれば、適宜メールや電話でやり取りを行う		
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
ア 教育委員会事務局	・ 幼児教育の研修に関すること ・ 保幼小連携に関すること ・ 出前研修・出前相談に関すること ・ 就学相談に関すること ・ 就学时教育相談に関すること ・ 通級教室「幼児教室」に関すること (年長児対象) ・ 市立幼稚園全般に関すること	16 名 (うち常勤 7 名、非常勤 9 名)	
イ 福祉部	・ 特定教育・保育施設の保育に関すること ・ 子ども・子育て事業計画に関すること ・ 公立保育所の職員、保育指導、施設整備等に関すること ・ 公私立保育所の給食指導・検査及び衛生管理に関すること ・ 公私立保育所、私立幼稚園及び認定こども園の巡回指導に関すること ・ 公私立保育所の児童及び職員の健康管理に関すること ・ 認可外保育施設に関すること ・ 就園奨励費等幼稚園の各種補助事業に関すること ・ 発達障害児等に関すること ・ 保護者への支援に関すること	41 名 (うち常勤 35 名、非常勤 6 名)	

	・ 地域支援事業に関すること ・ 出前講座、園所巡回相談に関すること		
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育アドバイザー			
名称	16 名	雇用形態	謝金
人数	16 名	アドバイザー の主な経歴	大学教授・准教授・講師、公立幼稚園長・公立保育所長経験者、公立小学校、公立小学校長経験者、臨床発達心理士、言語聴覚士、特別支援教育経験者、子育て支援サークル、障害児療育施設長等
主な業務内容	園所等訪問（出前研修・出前相談） 研修講師		
派遣対象	市内全域	対象施設	全ての幼児教育施設
イ アドバイザーへの研修			
研修内容	・ 幼児教育アドバイザーを対象とする研修会・会議の開催 ・ 園所訪問（出前研修・出前相談）の報告書作成 ・ 園所訪問（出前研修・出前相談）の様子を共有 ・ 公立幼稚園を対象とする園所訪問の際、複数のアドバイザーで訪問するようにして、アドバイザー相互の保育の見方・捉え方や経験や専門性に基づく指導・助言の在り方等について情報交換をする機会の設定		

【前橋市の幼児教育に関する現状】

幼児教育分野の担当部局である教育委員会事務局（総合教育プラザ）と福祉部は、それぞれ市庁舎とは異なる「前橋市総合教育プラザ」及び「前橋市保健センター」に設置されている。物理的に離れていることもあり、日常的な相談や連絡、情報交換、情報の共有等について難しさがある。内線電話やメールを活用しながら、担当係員間で連絡を取り合うようにしてはいるが十分な状況とはいえない。

教育委員会事務局が所管する公立幼稚園 3 園に対して、福祉部が所管している公私立保育所(園)・幼稚園・認定こども園等の幼児教育施設は 91 園になり、保育・幼児教育全般にかかわる業務の中心は福祉部になる。

連携及び役割分担として、教育委員会（幼児教育センター）は、市立幼稚園全般に関することと、幼児教育に関する「研修」、そして小学校入学に向けた年長段階のお子さん・保護者に対する「就学相談」を行っている。

【幼児教育センターについて】

平成 15 年 4 月、『先生と子どもを応援(先生方の研修や相談)』、『幼保小連携を応援(幼児教育と小学校教育との連携)』、『親と子を応援(保護者向け研修や相談)』の 3 つの応援スローガンを掲げ、市内園所をはじめ、関係機関との連携とともに情報提供や調査研究を行い、幼児教育の充実を目指すことを目的として、前橋市立まえばし幼稚園に併設して開所した。

現在は、教育委員会事務局内の担当課が総合教育プラザであり、その中の一つの係として幼児教育センターを設置している。

【幼児教育アドバイザーについて】

(1) 幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

前橋市の現状として、市内にある幼児教育施設 95 園所のうち、77%にあたる 73 園が私立施設であり、教育委員会事務局の組織である幼児教育センター、そして、幼児教育アドバイザー主導で計画的・意図的に園所を訪問することは難しい。そのため、前橋市では園所に主導権をおき、園所発信による依頼・要請に応じて、幼児教育アドバイザーが園所を訪問する出前研修・出前相談方式により、園所とのつながりをつくり、広げることができればと考えて実践してきた。

また、平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度施行以来、認定こども園へ移行する園が多く、平成 30 年度、幼保連携型認定こども園が 32 園、幼稚園型認定こども園（11 園）をあわせると 43 園となり、全体の 45.3%を占めている（すべて私立施設）。しかし、幼児教育センターでは、0～2 歳の保育に関する実績や経験はなく、対応の難しさがある。現状では、個々の幼児教育アドバイザーに頼らざるを得ない状況で、今後の市立幼稚園の在り方や認定こども園への移行も含めて、課題であると考えている。

平成 28 年度、幼児教育の推進体制構築事業を受託するにあたって、それまでの幼児教育に関する様々な経験や専門性を有する外部関係者を教育委員会（幼児教育センター）が委嘱し、市内すべての公私立園所等を対象にサポートするという基本方針は継続しながら、それぞれ「保育カウンセラー」、「幼小連携アドバイザー」として委嘱していたものを「幼児教育アドバイザー」に統一することとした。

それまでの取組みで十分ではなかった「私立施設との連携」をはじめ、公立幼稚園をモデル園として幼児教育アドバイザーを活用し、その成果や課題をまとめることにより、今後の市全体の幼児教育の充実と質の向上に向けた取組や、幼児教育センターの在り方について検証していきたいと考え、現在の取組みをスタートした。

(2) 幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

特に関連団体からの推薦による人選は行っていない。私立園にかかわる大学准教授も 1 名

いるが、基本的に私立園の関係者は少ない。これは私立園 OB だと、自園に対するアドバイスはできても、他園へのアドバイスが難しい面もあるからである。また、現職の保育・幼稚園職員であると、日々の保育現場が多忙なこともあり、アドバイザーとしての業務をおこなうとなると、現場の人員が少なくなってしまうことから難しい。

公立幼稚園の保育・幼児教育の充実とあわせて、次期幼児教育アドバイザー育成という意味合いも含めた研修として、公立幼稚園（3 園）の教頭を対象に、幼児教育アドバイザーを講師として実施している「幼児教育推進研修」がある。主に、管理職として、各園の保育について経営的視点から捉えるとともに、個々の職員の成長、資質・能力の向上を担ってほしいということと、次期アドバイザー候補者の育成をねらいとして実施している。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

常勤(正規)職員である指導主事と、委嘱による幼児教育アドバイザーの役割として、園所等を訪問して、保育・幼児教育の在り方や気になる幼児や保護者への支援や対応等について指導・助言を行うことについては基本的に同じであるが、以下の部分で異なる。

幼児教育にかかわる指導主事の訪問内容は、公立幼稚園を対象に、年間計画に基づく計画訪問があげられる。対して、幼児教育アドバイザーの訪問は、原則、園所からの依頼・要請に対応した園所訪問（出前研修・出前相談）になる。

指導主事（教育委員会）は、市立幼稚園を訪問対象とし、計画訪問・要請訪問（保育実践・園内研修等に関する指導・助言）を行っている。また、市立幼稚園全般に関すること（保育料、入退園、臨時職員任用事務等）を扱い、各種研修会の主催、幼児教育アドバイザーの派遣業務を担っている。

一方、幼児教育アドバイザーは、市内全ての公私立校園所を訪問対象とし、園所からの依頼・要請に対応して訪問（出前研修・出前相談）している。また、保育参観後、担任・保護者等へのカンファレンス・助言や各種研修会の講師を務めている。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

公立幼稚園については、モデル 3 園について、年度初めに幼児教育アドバイザーの担当園を決定し、年間を通じて継続訪問する。訪問回数については、明確に定めてはいないが、1 ヶ月に 1 回程度を目安とする。

公私立保育所(園)・私立幼稚園・認定こども園については、園所からの依頼・要請を受けて、幼児教育センターが各幼児教育アドバイザーと連絡をとり、訪問するアドバイザーや日程等を調整して実施する（巡回は基本的にしていない）。

典型的な一日の流れは以下である。午前中に訪問→保育参観→担任・保護者等とのカンファレンス・相談→園内研修に参加、指導・助言。典型的な訪問以外の支援としては、校園所で開催する研修会や保護者向け講演会等の講師、時間外（18：00～）や土曜日に開催される研修会・保護者会で講話がある。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

複数（２～３名）で継続派遣を実施している。モデル園の公立幼稚園３園に関しては、特別支援、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校などそれぞれの専門分野がいかされるように、担当のアドバイザーを５名ずつ配置している。これは、複数の専門家の目で保育の現場を見てもらい、現場に対してアドバイスを行うためである。

派遣依頼に対応して園所を訪問する幼児教育アドバイザーとして、依頼内容について「伝える」という使命を感じつつも、それと同等に「聞くこと」を大切に、園所及び保育者、保護者の思いを受け止め、認め、寄り添うことを基本にしている。

幼児教育アドバイザーを派遣する担当部局が「教育委員会」であるという部分で、私立施設の掟えとして、縦の関係性を感じてしまう傾向がある（「幼児教育センター事業充実会議」での私立施設代表委員の意見から）ことから、「訪問（園の保育を見せることについて）」に対してマイナスのイメージを抱きがちである。この縦関係を意識した「する側とされる側」の関係においては、うまく繋がることができないと考え、縦ではなく横のつながりを前面に押し出し、園所とともに「子どもたちのよりよい成長に向けて…」、各園の取組や保育のよい部分を捉え、認めたうえで、一緒に考えていくスタンスでの助言を心がけてもらっている。

なお、特別支援の専門家は、教育委員会事務局総合教育プラザ（特別支援教育室・幼児教育センター）と福祉部子育て支援課（こども発達支援センター）にそれぞれ所属しており、前者は幼児教育アドバイザーとして任用され巡回しているが、後者は別の仕組みで巡回している。

【都道府県と市町村の役割分担について】

県と市の連携のため、年２回程度幼児教育に関する会議を開催している。参加者は、大学教授、市教育長、市教育次長、市の子育て施設課長、私立幼稚園代表、私立保育園代表、認定こども園代表、公立幼稚園代表、県幼児教育センター長、総合教育プラザ館長、幼児教育センター職員らである。会議の主な内容は、①平成 28～30 年度幼児教育アドバイザー派遣事業について（園所訪問（出前研修・出前相談）の活用増進、幼児教育アドバイザーの活用）、②今後の幼児教育の在り方・充実に向けて（まえばし幼児教育充実指針の作成）、③幼児教育センター業務について（研修に関すること、相談に関すること）である。

群馬県にも幼児教育センターが設置（群馬県総合教育センター内）されており、幼児教育の充実に向けた各種研修会を実施しているとともに、幼児教育アドバイザーの派遣事業も同様に取り組んでいる。

幼児教育アドバイザー派遣にかかわる、県と市の役割分担及び連携方法について、明確に定めてはいないものの、前橋市内については前橋市幼児教育センターが、そして、前橋市も含めつつ、それ以外の市町村を中心に、県の幼児教育センターがカバーし、園所からの派遣依頼に対応するようにしている。その際、前橋市で対応できない依頼等については県へとつ

なぐ等の連携も図っている。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

まえばし幼児教育充実指針「めぶく～幼児の育ち～」を作成した際には、そのワーキング・グループとして、幼児教育関係団体にも委員として参加してもらった。また、幼児教育の推進体制構築事業の「幼児教育センター事業充実会議」の委員として幼児教育関係団体の長にも参加してもらっている。ただし、日常的に団体の長と話し合いの場を設けてはいない。

（２）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

まえばし教育充実指針の中に、「まえばし幼児教育充実指針「めぶく～幼児の育ち～」（平成 29 年 2 月作成）」として幼児教育を位置づけている。全ての幼児に体験させたいこととして「めぶきの 1～5」を設定し、主な内容や必要性を記載するとともに、園所等の教職員及び保護者・地域での活用をすすめるものとして冊子にまとめた。市内全ての園所及び園所に通う幼児（保護者）に配付した「めぶく～幼児の育ち～」について、実際に活用してみた「活用事例」を掲載するとともに、幼児教育にかかわる 3 法令の同時改訂(改定)から、ポイントとなる「幼児期に育みたい 3 つの資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」を追加掲載して改訂版を作成した。

6. 千葉県

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
幼児教育センター の設置形態	組織として設置	設置年度	平成 28 年 9 月
設置場所	教育委員会	職員数	6 名（うち常勤 4 名、 非常勤 2 名）
業務内容	・ 幼児教育アドバイザーの派遣 ・ 幼児教育関係研修の企画、運営		
一元化について	一元化していない		
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
ア 教育庁教育 振興部学習指導 課（千葉県総合 教育センター含 む）	・ 幼稚園教諭・保育士などへの研修機会の提供 ・ 園に対する指導助言 ・ 保育・幼児教育アドバイザーなどの人材育成 ・ 市区町村に対する指導助言 ・ 幼保小連携の推進	8 名（うち常勤 4 名、 非常勤 4 名）	
イ 総務部学事 課	・ 園に対する指導助言 ・ 園に対する助成	9 名（うち常勤 9 名）	
ウ 健康福祉部 子育て支援課	・ 幼稚園教諭・保育士などへの研修機会の提供 ・ 園に対する指導助言 ・ 待機児童解消の支援	1 名（うち常勤 1 名）	
（出先 機関）	教育事 務所	・ 各域内の公立幼稚園等の指導・助言 ・ 幼児教育関係の研修会に運営委員として参加 や各種調査等において各域内の状況を取りまと め ・ 連携については、年に 4 回実施される指導主 事会議において年間の計画等をもとに打合せの 実施	8 名
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育スーパーバイザー			
名称	幼児教育アドバイザー 4 名	雇用形態	賃金（2 名）、謝金（2 名）
人数	4 名	アドバイザー の主な経歴	元公立幼稚園長（賃金の 2 名 に該当。嘱託、週 3 日 19.5 時間勤務）、現私立幼稚園長

			(謝金の2名に該当。月3回程度、月毎に調整し依頼)
主な業務内容	・幼稚園、市町村等を訪問しての指導・助言 ・県が実施する幼児教育研修の企画、運営等に係る指導・助言 ・県及び市町村等が実施する研修会における講師、指導・助言者 ・接続期のカリキュラム作成に係る指導・助言 ・千葉県長期研修生（幼小連携課題）の研修内容に対する指導・助言		
派遣対象	県内全域	対象施設	全ての幼児教育施設
イ アドバイザーへの研修			
アドバイザーへの研修の有無	幼児教育アドバイザーには、ある程度幼児教育に携わった知識や経験が必要であるため、公立・私立幼稚園長及び各園の中心的な役割を担う者を対象として実施		
研修内容	・現職の幼児教育アドバイザー及び大学教授等による講義を実施		

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

千葉県における幼児教育施設の割合は幼稚園と保育所の施設数が 1:2 である。幼稚園数における公立幼稚園の割合は、全幼稚園の約 2 割を占める。このため公立幼稚園に通う幼児は、全幼児の 1 割程度である。9 割以上の子供が通う私立幼稚園、認定こども園、保育所等については、所管が異なるため、県教委が教育課程上の指導・助言を行ったり、県教委主催の研修会に教員を積極的に参加させたりということはほとんどない状況である。また、園等の事情から、園外での研修の機会は少ない。よって、アドバイザーの訪問によって、県下の幼児教育・保育の質の向上を図る必要があった。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

アドバイザーの確保にあたっては、幼児教育関係団体からの推薦によっている。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

役割はほぼ同じであるが、幼児教育アドバイザーについては、要請文になるべく対応できるようにしているため、若手の育成中心に指導・助言を行うなど、様々な内容を取り扱っている。指導主事については、各種帳簿等の点検及び職員全体の育成を図れるよう指導・助言を主に行っている。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

各園からの要請により派遣している。要請文については、総合教育センターのホームページでダウンロードしたり、研修会で配布されたものを活用したりしている。

派遣の典型的な一日の流れは、午前中に訪問→保育参観→園内研修や打ち合わせでの協議・助言等を行っている。訪問時間は、2-3 時間程度である。

典型的な訪問以外の支援内容としては、接続期のカリキュラム千葉県モデルプラン作成に係る助言、市町村主催の幼児教育関係研修の講師等、県総合教育センター主催の研修の講師等がある。

なお、特別支援の専門家は教育庁教育振興部特別支援教育課に所属しているが、アドバイザーのように域内は巡回していない。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関する工夫

指導・助言を行っているが、基本的には他の園の参考となる取組を紹介するなど、助言を中心としている。各園の経営については、それぞれの園長等を中心として、これまでに培ってきた教育方針等があり、幼児教育アドバイザーを派遣することで各園の方針を否定するようなことは避けたいと考えている。アドバイザー派遣の需要を増やすためにも、各園にとってプラスとなるような情報をお伝えすることを心掛けている。また、幼児教育アドバイザー派遣後にアンケートを行い、支援方法の見直し等を複数名で行っている。

【都道府県と市町村の役割分担について】

幼児教育施設を所管する部署が市町村ごとに異なっており、窓口を一本化することができないため、県として連携の必要性を感じている。一方で、自治体の状況が異なるので、「このモデル」といった提案をしにくく、どうバランスをとるのが課題となっている。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

現在、幼児教育分野に関し、県と市町村の担当者の会議等は開催していない。

公立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園（幼稚園型・幼保連携型・保育所型）、保育所など、それぞれの園等により管轄が異なるため、依頼や通知についてもそれぞれの担当部局が発出することになる。また、保育内容を扱う保育園と教育内容を扱う幼稚園の担当部局を一元化することも現段階では難しい状況があるため、連携上課題となっている。

（２）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

知事の「政策集」を受けて立ち上げた「光り輝く『教育立県ちば』を推進する懇話会」（平成 25 年度）及び「光り輝く『教育立県ちば』を実現する有識者会議」（平成 26 年度）において、「幼児教育及び家庭教育の向上」を本県教育の喫緊の課題の 5 本柱の一つとして掲げて議論を進め、第 2 期教育振興基本計画においても「人格形成の基礎を培う幼児教育の充実」が施策の柱として新たに位置づけている。また、公立だけではなく私立幼稚園教諭も含め参加できる、研修体系を目指している。

7. 千葉県千葉市

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
一元化について	全部一元化している		
一元化の内容	幼児教育の推進体制構築		
幼児教育関係部局間の連携方法	・ こども未来局に幼児教育分野について一元化の実施 ・ 教育委員会の主催で、幼保小関連推進協議会を年 1 回開催		
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
ア こども未来局こども未来部幼保支援課	・ 幼稚園（団体）との連絡調整 ・ 幼稚園（団体）の運営に対する補助（預かり保育、研修、資格取得等） ・ 幼稚園就園世帯に対する補助（就園奨励費） ・ 認定こども園移行の促進 ・ 幼保小連携の推進	3 名（うち常勤 3 名）	
イ こども未来局こども未来部幼保運営課	・ 保育施設に対する指導監督 ・ 保育士等への研修機会の提供	20 名（うち常勤 6 名、非常勤 14 名）	
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育アドバイザー			
名称	幼保小接続カリキュラムコーディネーター	雇用形態	謝金
人数	3 名	アドバイザーの主な経歴	大学教授（幼児教育専門）
主な業務内容	モデル実施園への支援・助言		
派遣対象	市内全域	対象施設	モデル実施園（私立幼稚園・民間保育園・公立保育所）
イ アドバイザーへの研修			
研修内容	・ 合同勉強会の場で、担当する園以外の園の取組状況などをアドバイザー間で共有		

【一元化などについて】

千葉市には市立幼稚園が存在せず、私立幼稚園に対する就園奨励費などの補助金支給に係る業務を教育委員会への補助執行業務としていたものを首長部局へ返還したことにより、一元化を行った。首長部局内の 2 課で私立幼稚園担当、公立保育所等担当として役割を分

担し、それぞれにおける現場との具体的なやりとりを実施している（千葉市は市立幼稚園がないため、私立幼稚園に対応する指導主事は不在）。

一元化したことで、幼保小接続に関する施策の企画立案を効果的に実施できるようになった。

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

幼保小接続カリキュラムコーディネーターについては、市内にある千葉大学教育学部との協力関係のもと、幼児教育の専門家である同大学の教授に、モデル実施園におけるアプローチカリキュラム作成・見直しなどに対して的確な助言・支援を行うことが可能であると考えたため設置した。費用対効果を踏まえ、常駐のアドバイザーではなく、必要な時に派遣（謝金対応）する形とした。幼保小接続カリキュラムコーディネーターは、市内の幼児教育の質の向上のため、アプローチカリキュラムの普及に努めている。アドバイザーという名称の場合、園所の不足点を助言・指導するというイメージもあり、コーディネーターの名称を用いている。

一方、平成 26 年 4 月から「保育所巡回指導員」の名称で、14 名が保育所の巡回指導を行っている。年 1 回監査実施しているが、監査で指導又は指摘された事項が守られているかどうか確認する必要がある、また、保育の内容に問題があると思われる苦情や事故報告も大変多く、一定期間、継続して現場を指導する必要がある。そこで、民間保育園巡回指導員を配置し、監査に同行し保育内容等を把握・指導するとともに、監査が実施されない年度にも定期的に巡回指導を行うことで民間保育園の保育の質の向上を図ることとした。

保健所巡回指導員の主な経歴は、元公立保育所保育士である。所属部局は、こども未来局こども未来部幼保運営課であり、巡回対象は市内の公立保育所、民間保育園等である。保育所巡回指導員は、施設の種類別に担当を決め訪問している。また、既存園よりも新規園の訪問回数を増やしている。監査指導室実施の監査にも同行している。

典型的な一日の流れは以下である。午前中に園を訪問（2 か所程度）、午後からは訪問内容の記録作成である。典型的な訪問以外の支援内容は、指導計画作成や子どもへの関わり、感染症対策等に対しての助言・指導、訪問時における支援のための参考資料の作成である。巡回にあたっては、園の保育方針について否定するのではなく、子どもにとって良い関わりや保育内容について助言するようにしている。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

幼保小接続カリキュラムコーディネーターは千葉大学教育学部の教授であり、高い専門性を有している。市内には公立幼稚園がなく、コーディネーターを外部から登用しようとすると私立幼稚園の OB とならざるを得ないが、私学出身の OB が各種施設を巡回するのは難しいと考えられるので、今後も千葉大学教育学部の教授にコーディネーターを依頼する

予定である。コーディネーターの増員は考えていない。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

それぞれの役割は全く異なる。公立保育所担当課に配置の保育専門職職員の指導主事は、公立保育所・民間保育園に対する保育現場の指導・助言を随時行う。アドバイザー（幼保小接続カリキュラムコーディネーター）は、幼保小接続を専門として、モデル実施園（私立幼稚園・公立保育所・民間保育園からそれぞれ指定）が希望するタイミングで派遣、指導計画等見直しを主とした各種支援を行う。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

あらかじめ選定したモデル実施園３園に対して、１園ごとに担当アドバイザーを設定している。指導計画等見直し・作成の年間計画を踏まえ、必要なタイミングで園及びアドバイザーと日程を調整している（年間で１園あたり個別支援３～４回、合同勉強会１回、公開研修会１回の計５～６程度の訪問）。カリキュラムマネジメントの観点から、指導計画等の作成・見直しを実施した翌年度にも個別支援２回前後の実施を予定している。

訪問するのは、モデル園のみである。幼保小接続カリキュラムコーディネーターは本務があり忙しいので、訪問支援の回数を増やすことはできない。モデル園の取組や成果を他園所に広げていけるよう、公開研修会などを開いている。

１回で概ね２時間の園訪問であり、内容は、保育参観、職員と意見交換、各種助言である。典型的な訪問以外の支援としては、①指導計画等（アプローチカリキュラム）の作成・見直しに関して、メールや電話での助言・指導、②訪問時における支援のための参考資料の作成、である。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

現職の大学教授で多忙なため、日程調整の際は時期・時間等について最大限配慮している。幼保小接続カリキュラムコーディネーターは、モデル園ごとに担当が決まっており、同じ園に訪問している。訪問の際には、こども未来局こども未来部幼保支援課の職員も同行し、どのような支援がなされたのか記録を残している。後日、その記録を他の幼保小接続カリキュラムコーディネーターも含め、合同勉強会の場などで共有している。

なお、特別支援教育の専門家は、教育委員会教育支援課、養護教育センター（※幼児教育は対象外）、社会福祉事業団（障害者自立支援課が発達障害者支援センター業務を委託。※幼児教育も対象）にそれぞれ所属している。特別支援の専門家はアドバイザーとしては任用されていないが、別の仕組みにより巡回している。また、発達障害に関して、発達障害者支援センターの専門職員が園からの要請に応じて園を訪問している。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

幼保小接続カリキュラムコーディネーターの派遣に関して、モデル園を設定しているが、その選定にあたっては各関係団からの推薦によった。また、千葉市幼稚園協会や千葉市民間保育園協議会から現場の意見を聞いている。定期的な協議会は開催していないが、随時、意見交換会を開催している。

（２）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

「千葉市こどもプラン」の中で、子育て支援や幼保小接続連携について位置づけている。また、総合教育会議で幼保小を議題としてとりあげている。

8. 東京都世田谷区

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
一元化について	一元化していない		
幼児教育関係部局間の連携方法	・ 首長部局と教育委員会間で、①アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムのモデル園での共同実施、②合同研修の実施 ・ 定期的な協議会は置いていないが、各プロジェクトで必要に応じて集まり協議		
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
ア 幼児教育・保育推進担当課	・ 文部科学省委託事業の所管 ・ 乳幼児教育アドバイザー（世田谷区における幼児教育アドバイザーの名称）との連絡調整 ・ 幼保小連携の推進 ・ その他幼児教育・保育の推進に向けた計画の策定・推進に関すること	3 名（うち常勤 3 名）	
イ 保育課	・ 公私立保育園への研修機会の提供 ・ 公私立保育園への巡回指導	18 名（うち常勤 15 名、非常勤 3 名）	
ウ 教育指導課	・ 公立幼稚園、公立認定こども園への研修機会の提供 ・ 幼小連携の推進	4 名（うち常勤 4 名）	
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育アドバイザー			
名称	乳幼児教育アドバイザー	雇用形態	謝金
人数	2 名	アドバイザーの主な経歴	元幼保園長、元大学教授
主な業務内容	接続カリキュラム（世田谷区では「アプローチ・スタートカリキュラム」と呼ぶ）の実践に対しての指導・助言		
派遣対象	区内全域	対象施設	公私立幼稚園、保育園、小学校

【幼児教育センターについて】

2021 年度に新たな教育センターとして「世田谷区教育総合センター」を設置予定であり、その一機能として「乳幼児教育支援センター」を置く予定である。新たなセンターの役割としては、研究と研修機能の拡大、アドバイザーの派遣、家庭教育の支援を考えている。世

田谷区は、小学校・中学校の 9 年間の連続した教育を重視しているが、そこに幼児教育を加えて連続性を持たせたい。

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

乳幼児教育アドバイザーに関しては、当初の機能検討の段階では、幅広い人材を集め、園の要望に応じて、様々なメニューに対応する方向で検討を進めていた。一方で、具体的な成果等が上がっていない中で、園の要望が上がるかという懸念があった。検討の結果、平成 28 年度時点で取りまとめた幼保小の円滑な接続のための世田谷版アプローチ・スタートカリキュラムをベースに、乳幼児教育アドバイザーを派遣し、その成果をもとに普及・啓発、ニーズの掘り起こしをめざすこととした。

アドバイザーは、主に幼保小連携のため、世田谷版アプローチ・スタートカリキュラムの普及・啓発を主な業務内容としているが、実際には幼児教育の質全般を見ている。アプローチカリキュラムについては、保育所の方がニーズは高い。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

現在は、学識経験者（2 名）を配置している。学識経験者を配置しているのは、すべての幼児教育施設類型にアドバイスできる人材が見つからないためである。今後はサービスの拡大に向けて人材確保の在り方を検討している。なお、保育園は平成 14 年度より、保育士・看護師・栄養士等の保育に関わる区職員（常勤や再任用（元保育園長等））により、保育内容や衛生管理、子どもの様子や健康状態等を保育施設の方と共に確認し、保育内容の充実を図る巡回指導相談を行っている（幼児教育アドバイザーという名称ではない）。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

それぞれの役割は全く異なる。指導主事は、幼稚園教諭の研修等に関する事務を担当している（ただし、世田谷区は幼児教育専属もしくは幼稚園出身の指導主事は不在）。一方、アドバイザーは、接続カリキュラムに関する指導・助言を行っている（幼稚園勤務経験者を委嘱しているため、保育者の援助等に対する助言も可能）。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

接続カリキュラムの実施時期（小学校⇒4 月 幼稚園、保育園⇒11 月～3 月）に併せて派遣している。また、接続カリキュラムを策定する委員会の開催時期に応じて派遣している。

典型的な一日の流れは以下である。午前中に訪問⇒保育参観⇒打合せでの協議・助言等。典型的な訪問以外の支援としては、接続カリキュラム作成支援がある。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

派遣にあたっての心がけとしては、指導的にならず、「一緒に考える」というスタンスで臨むようにしている。また、アドバイザーとして役割を果たすためには、まず園との人間関係が構築されないと、幼稚園教諭や保育士の本音を聞きだすことができない。そのため、所謂「上から」目線のアプローチをしないように留意してもらっている。

さらに以下のような工夫をしている。①訪問記録を付ける、②アドバイザーの訪問に指導主事が同行する、③園長と小学校校長がそれぞれの施設を訪問する。

なお、特別支援の専門家は教育相談・特別支援教育課に所属し、幼児教育アドバイザーとしては任用されていないが、別の仕組みにより巡回している。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

公私幼稚園・保育園の園長会や私立幼稚園は理事会と、幼児教育の推進体制構築事業について普及啓発・情報共有を図っており、必要に応じて協力も得ている。アプローチカリキュラムの実践発表会、シンポジウムを開催しており、私立幼稚園からの参加者も多い。単費（区予算）では、ワークショップや教育推進会議（教育委員会の事務局主催）でのパネルディスカッション、総合教育会議、幼児教育・保育情報連絡会（公私幼稚園・保育園の４つの園長会の代表、教育委員会事務局、首長部局、区立小学校の代表が入っている）も行っている。公私、施設類型を超えて関係者が顔を合わせて話し合う機会になっている。特に要領改訂については共通の問題意識となっている。

広報については、幼保小のアプローチ・スタートカリキュラムについては冊子やパンフレットを印刷予定で、HPからもアクセスできるようにする予定である。

（２）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

①教育要領・保育所保育指針で共通のテーマである幼保小接続、②先進的な事例を取り入れるなど幼児教育内容の充実、を重視している。研修を受講者が選択できるようにしていきたい。

9. 石川県

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
幼児教育センター の設置形態	部署間連携で代替	一元化について	一元化していない
幼児教育関係部局 間の連携方法	各関係部門で併任や兼任者を置いている		
部署名	業務内容		幼児教育に携わる職員数
ア 健康福祉部 少子化対策監室	・認定こども園及び保育所に関すること全般(保育教諭及び保育士への研修機会の提供、園運営に対する支援等)		10 名 (うち常勤 10 名)
イ 総務部総務課	・私立幼稚園に関すること全般(私立幼稚園教諭への研修機会の提供、園運営に対する支援等)		1 名(うち常勤 1 名)
ウ 教育委員会 学校指導課	・公立幼稚園に関すること全般(公立幼稚園教諭への研修機会の提供、園運営に対する支援等)		1 名(うち常勤 1 名)
(出先 機関)	教育事務所	・本庁の指導主事は、総務部総務課(私立幼稚園を所管)や健康福祉部少子化対策監室(認定こども園・保育所を所管)と連携し、幼児教育に関する情報を教育事務所及び市町教育委員会に周知 ・教育事務所の指導主事は、公立幼稚園を訪問し、指導助言の実施	4 名
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育アドバイザー			
名称	幼児教育アドバイザー	雇用形態	謝金
人数	44 名	アドバイザー の主な経歴	学識経験者(幼稚園教諭・保育士養成 大学教授)6 名、認定こども園・幼稚園・保育所(公立及び私立)施設長等 38 名
主な業務内容	県内の認定こども園・幼稚園・保育所を巡回し、幼児教育・保育の内容や指導方法等について助言・情報 提供等を実施		
派遣対象	県内全域	対象施設	全ての幼児教育施設
イ アドバイザーへの研修			
研修内容	・アドバイザーの役割や幼児教育・保育を観る視点等についてのグル		

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

県内には公立幼稚園が２園しかなく、指導主事という立場ではそれ以外の施設を訪問することができなかった。一方、アドバイザーであれば、認定こども園など様々な施設に対して訪問でき、質の向上を図れるためである。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

認定こども園・幼稚園・保育所関係団体からの推薦により新任者を選定している。学識経験者（大学教授）に関しては行政から声がけした。

また、アドバイザーを対象とした研修会・意見交換会を開催している。アドバイスに際しての着眼点や訪問（公開保育）の手法等について、アドバイザー継続者も交えたグループ討議を通じ、互いの意見をすり合わせ、一定の共通理解を図っている。具体的には、「幼児教育・保育の質や保育者の専門性をどう捉えるか。その向上のために大切にしたいことは何か、何が必要か。」「望ましい公開保育のあり方とはどのようなものか。（特に、意見交換・まとめやアドバイスの観点、手法等について）」である。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

ほぼ同じであるが以下の点で異なる。訪問対象施設について、指導主事は国公立幼稚園で、アドバイザーは国公立・私立の認定こども園・幼稚園・保育所（施設類型を問わない）。一方、指導主事による訪問は、指導監査的な内容を含む（保育計画や記録の確認等）。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

対象園は認定こども園・幼稚園・保育所関係団体からの推薦により選定し、当該対象園の希望に応じて訪問日を設定している。関係団体には、県内の地域的なバランスを考慮するように求めている。園所や市町からの直接の訪問要請は受け付けていない。

典型的な一日の流れとしては、午前中に訪問→保育参観→意見交換・助言である。時間帯は対象園の希望に応じて設定している（２～３時間から半日程度）。典型的な訪問以外の支援は特に行っていない。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

認定こども園への移行が他県以上に進んでおり、保育・幼稚園それぞれの専門家がチームで訪問するようにしている。訪問時間も園の希望を優先している。「午前に参観（公開保育）、午後に協議」といった流れも多いが、午前中のみの訪問もある。

福祉部局が中心となって、所管外の幼稚園も含めた就学前施設全体を対象とする幼児教育アドバイザーの仕組みの導入・運用を実現するため、手法やプロセス等において以下の点について工夫した。①事業検討委員会のメンバーである各関係団体の代表者が認定こども園・幼稚園・保育所を訪問、公開保育を見学し、園関係者や委員間で意見交換を行った。その結果、公開保育が互いの学び合いにつながる有用なものであるとの共通認識が醸成された。②関係団体それぞれが意欲的に取り組める公開保育の実施方法を適宜選択できるようなかたちで実施しつつ、今後のあり方を検討した。③訪問する側と訪問される側の双方が気持ちよく参加し、取組を広げていくため、対象園それぞれの教育・保育の内容や方法を尊重することを、アドバイザーの姿勢・役割とした（具体的には、相手方の批判や特定の手法、考え方等の押しつけとならないように配慮。対象園の良い点、他園にとって参考になる点、ユニークな点等を見出し、それらを伸ばす観点から助言を行うとともに、参加者と共有し、園同士の学び合い、気づき合いを促進）。

こうした基本的な考え方の収斂に向けては、各団体のトップと協議を重ね、訪問者の選定や助言方法・内容のあり方など、幼児教育・保育現場の協力を得られる手法等について、丁寧に説明・調整し、関係団体間の合意形成を図った（個別の施設には、検討委員（団体）を通じてアプローチした）。

なお、特別支援の専門家は教育委員会学校指導課に所属しているが、アドバイザーのように域内を巡回はしていない。

【都道府県と市町村の役割分担について】

石川県には公立幼稚園が2園しかなく、市町においても私立幼稚園は教育委員会ではなく、福祉部局で管轄しているところがほとんどである。県は福祉部局が幼児教育を主に担当し、市町においても福祉部局が担当しているので（福祉部局－福祉部局のラインとなり）、連携しやすい面はある。この委託事業においては、県と関係団体とは協力関係があるが、今後、県と市町とで何らかの事業を実施する際には、県と市町の関係の強化が必要だと思われる。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

年間1回、県及び市町の保育事業担当者を対象に、県の保育関連事業についての説明・質疑応答・意見交換会を行っている。

また、幼児教育センターとして実施する研修については、県から市町を通じて各園へ案内をしている。幼児教育アドバイザー訪問に際しては、対象園が所在する市町の幼児教育・保育行政担当者の参加を依頼している（市町の理解を促進し、将来的に市町または地域ごとに

アドバイザーを配置することの可能性を検討していくため)。

(2) 幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

幼児教育に特化した振興計画・プランはない。県の教育振興計画では幼児教育に関してふれている。福祉部局の子育て支援プランにおいては、幼児教育・保育を担う職員の資質の向上をうたっている。県福祉総合研修センターにおいては、幼児教育に特化したものではないが、介護や障害児教育も含めた福祉全般の研修を行っている（福祉の研修は一元化）。その中で就学前の職員に対する研修はある。また、この事業で幼児教育センターとして、幼児教育の研修を上乘せして実施している。

10. 静岡県

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
幼児教育センター	(名称) 幼児教育センター (幼児教育推進室)		
設置形態	組織として設置	設置年度	平成 28 年 4 月
設置場所	教育委員会	職員数	10 名 (うち常勤 5 名、非常勤 3 名、知事部局併任 2 名)
業務内容	・ 幼児教育に関わる研修の実施 (法定研修を含む) ・ 就学前教育推進協議会、市町幼児教育担当者連絡会等の運営 ・ 幼児教育推進体制に関わる調査・研究 ・ 情報発信 (ホームページ、スマートフォンアプリ等の運営) ・ 幼稚園教諭免許に関わる業務		
一元化について	一元化していない		
幼児教育関係部局間の連携方法	・ それぞれに目指している方向性が異なっているため、連携体制が確立しにくい、それぞれの業務を整理し、連携体制を構築するためのワーキンググループを設置し、検討を進めている ・ 県の幼児教育センターが義務教育課に設置されているので、幼小との接続、義務教育部門との連携ははかりやすい。首長部局については併任にかけており、私立幼稚園担当課・認定こども園担当課の担当者が幼児教育センターにいるので、連絡はとりやすい		
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
ア 教育委員会 義務教育課幼児教育推進室	・ 公立幼稚園教諭等を対象にした法定研修 ・ 幼稚園教諭・保育士などへの研修機会の提供 ・ 大学など地域の養成機関との連携・調査研究 ・ 園に対する指導助言 ・ 保育・幼児教育アドバイザーなどの人材育成 ・ 幼児教育アドバイザーの配置促進 ・ 市区町村に対する指導助言 ・ 幼保小連携の推進	9 名 (うち常勤 5 名、非常勤 4 名)	
イ こども未来課	・ 保育士等キャリアアップ研修 ・ 待機児童解消の支援 ・ 保育所、認定こども園等に関する認可 ・ 認可外保育施設に関する業務 ・ 保育士確保に関する業務	24 名 (うち常勤 22 名、非常勤 2 名)	

		・保育士資格に関する業務 ・子ども・子育て支援新制度に関する業務 ・幼稚園教諭・保育士などへの研修機会の提供 ・子育て支援に関する業務	
ウ 私学振興課 幼稚園班		・私立幼稚園の認可、届け出、指導等に関する業務 ・私立幼稚園に対する助成業務 ・私立幼稚園の実態調査に関する業務 ・就学審議会第2部会に関する業務 ・私学学校関係の栄典、表彰に関する業務 ・私立認定こども園に関する業務	6名(うち常勤4名、非常勤2名)
(出先 機関)	教育事 務所	・幼稚園、認定こども園を対象とした指導訪問を行い、市町の幼稚園・認定こども園の教育・保育の質を高める ・本庁の依頼により、就学前教育推進幹事会等の会合に委員として参加 ・本庁からの依頼により、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修のスタッフとして企画・運営に参加	2名
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育アドバイザー			
名称	幼児教育専門員	雇用形態	賃金
人数	2名	アドバイザー の主な経歴	元公立幼稚園長、公立幼保連携型認定こども園長・元公立保育園長
主な業務内容	・全県の全ての幼児教育施設を対象に要請に応じて園内研修の指導・助言・情報提供 ・市町等の要請に応じて市町主催等の研修会における講師 ・県主催の研修会の運営、講師 ・幼児教育に関わる資料等の作成		
派遣対象	県内全域	対象施設	全ての幼児教育施設
イ アドバイザーへの研修			
アドバイザーへの 研修の有無	県が設置する幼児教育専門員に特化した研修は実施していないが、以下のような研修を実施		
研修内容	県が任用する幼児教育アドバイザーに対して ・毎回の訪問記録の作成や訪問後のアンケート調査をアドバイザー間		

	で共有 ・訪問のない時間を利用した自己研修 市町が独自に設置したアドバイザーに対して ・アドバイザーを対象とした研修の開催
--	---

【幼児教育センターについて】

当初、幼児教育センター機能は掛川市にある静岡県総合教育センターにあったが、距離的に離れていることもあり、必ずしも十分な成果をあげられなかった。そのため、県庁内にセンターを置き、幼児教育に対する取組を強化することとした。

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

幼児教育専門員を各市町の園所に派遣することで、保育内容の向上を図るためである。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

県の幼児教育専門員は３年間の任用であり、数も少ないので確保にあたって特別な取組みを行っていない。任用にあたっては幼児教育関係団体からの推薦によった。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

役割はほぼ同じであるであるが、以下の点で異なる。教育事務所の指導主事が行う訪問は「指導訪問」であり、年度当初に訪問園を決定し、保育参観とその後の指導という形で行われる。また、アドバイザーの訪問は、申込団体からの要請に応じて行う。内容についても、可能な限り申込団体の希望に応じる形で行う。

静岡県においては、幼児教育専門員と幼児教育アドバイザーの名称で設置している。幼児教育アドバイザー（１名）は、１市５町の賀茂地域を要請に応じて巡回している。幼児教育専門員は、幼児教育施設を巡回するが、小学校は指導主事が訪問することもある。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

基本的に訪問は園所からの要請に基づくが、年間計画に応じて派遣している。市町の教育委員会、教育団体からの要請もある。手続きとして、園所が幼児教育専門員の訪問を要請する場合、幼児教育センターに直接依頼するのではなく、市町の担当者を通じて申し込みをしてもらっている。実際に園所が幼児教育専門員の派遣を求めていることを市町にも理解してもらいたいためである。申し込み後、市町に対して派遣決定を通知している。派遣申請の流れは以下である。５月から翌年２月末日までの期間に行う（事務処理等のため）。申込団体は、担当部局に依頼事項について相談する。担当部局は、相談内容を精査し、幼児教育センターに派遣を要請する。幼児教育センターは、担当部局からの要請内容について、その市

町等の実情や幼児教育アドバイザーの予定を勘案して派遣を決定し、その旨を担当部局に連絡する。内諾を得た申込団体は、担当部局を通じて、幼児教育センターに、派遣申請書を提出する。派遣決定後は幼児教育アドバイザーと申込団体が直接連絡を取り合い、具体的な内容について準備する。

訪問の典型的な一日の流れは、午前中に訪問→保育参観→園内研修や打ち合わせでの協議・助言である。一方、典型的な訪問以外の支援は、①市町等からの依頼に応じ、幼小連携についての研修会で講師を務める、②市町の幼児教育アドバイザーを育成するための研修会で講師を務める、③県が作成する幼小接続モデルカリキュラムや幼稚園等初任者研修資料の作成支援、④県が行う幼児教育の質の向上に関する研修会の支援、などである。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

幼児教育専門員の訪問要請の申請書提出時に、支援して欲しい内容を詳しく記載してもらっている。その内容に対応できる幼児教育専門員の派遣を決定し、市町の担当者に派遣決定通知を出している。その後は園所と幼児教育専門員との直接のやり取りとなる。全県が派遣対象ではあるが、政令市からの依頼は少ない（静岡市・浜松市は、アドバイザーの制度がある）。

派遣に関して大切にしていることなどとしては、以下である。

- ・こども園、保育園での研修では、まずは、乳児保育、長時間保育、人手不足、過酷な労働条件の中、時間をやりくりし、学ぶ意欲をもち、職員の資質向上に努めていることを認め感謝をして、学ぶ姿勢をもち続けてほしいことなどを伝える。
- ・様々な家庭環境の子ども、養護を必要としている子ども及び保護者も多い中、思うように教育・保育ができない、職員全員で深く学ぶ機会も少ないなど、「今のよう保育でいいか」など多くの悩みや、不安をもっているため、現在の保育に自信をもち、前向きに教育・保育に取り組んでもらうために、園での多忙感、困難さを理解し、こども園、保育園の保育でよかった面、頑張って取り組んでいることなどを、遊び、環境、保育者のかかわり方などの視点から、園の保育を価値付けして、評価している（課題や保育計画の書き方など問題点もあるが、後で伝えるように配慮している）。
- ・幼稚園、こども園、保育園で方向性を同じにし、同じレベルの教育・保育を実施しができるように、教育・保育要領、保育所保育指針の改訂（定）点、“資質・能力”“幼児期の終わりまでに育ってほしい姿”について、また、どのようにして子どもたちの生きる力を育んでいくかなど、幼児教育施設としての共通点、大事にすることなどは必ず伝えるようにしている。

実際の工夫としては、以下のようなことを行っている。

- ・要請園（団体）が課題に思っていることに沿った助言やアドバイスを（やってみようと思えるような糸口を伝える）。
- ・公開保育の際は、具体的な保育に関する話と、伝えたい内容との双方を取り入れる。
- ・指導するだけでなく、その園（団体）の取組の良いところを積極的に認める。
その理由は以下である。
- ・課題の解決策は一つではなく、各々が考え取り組むものだと考える。ヒントや糸口を伝えたり、演習を取り入れたり

することで、積極的にやってみようと思ってもらえるようにするため。

・理論は必要だが、それだけだと自分のものとして考えられなくなることもある。実際の保育を通して、よさや課題を考えることにより、園（団体）が身近なこととして受け止められるようにするため。

・よさを認められることで、保育者が自分の保育により前向きになれる。また、褒められることで、保育者自身が自己肯定感をもてる。それは、子どもにとってもよいことだと考えるため。

なお、県の取組みとして特別支援教育の専門家は、県内の幼児教育施設を巡回していないが、各市町においては独自の取組みがある。

【都道府県と市町村の役割分担について】

市町によって幼児教育分野が福祉部局、教育委員会と分かれていることもあり、市町の教育委員会が幼児教育部門を所管していれば、話が通じやすい面はある。福祉部局で主管しており、事務方の担当者しかいない場合、連携をはかりにくいことはある。認定こども園が増加する中、主管課が教育委員会から福祉部局へ移行する流れがあり、連携を取りにくい要因となっている。県としては、市町の組織変更に対して口をはさむことはできないため、この幼児教育体制構築推進事業の一環として実施している、市町の幼児教育担当者連絡会を充実していきたい。

県と市町で、年間2回程度、市町幼児教育担当者及び指導主事等、市町学校教育担当者及び指導主事等が参加し、会議を開催している。会議の内容は、①県の事業についての行政説明、②幼小連携や幼児教育アドバイザーの設置等、テーマを決めての情報交換、③大学教授等を講師に招いての講演会、④先進地区の取組に関する実践発表である。

また平成30年度より、市町において幼児教育を推進していく立場にある職員を対象とした研修会を開催した。ほぼ全ての市町から参加者があり、幼児教育の質の向上への気運を高めることができた。今後も継続し、内容を向上させていくことで市町独自の幼児教育アドバイザーの設置を進め、市町が自ら幼児教育の質を向上させていくことのできる体制づくりを支援していく。

また、幼児教育専門員2名の他に、県で賀茂地域幼児教育アドバイザーを1名置いている。アドバイザーは、元公立幼稚園長であり、賃金で雇用している。研究モデル地区（下田市、東伊豆町、西伊豆町、南伊豆町、河津町、松崎町）の全幼児教育施設へ巡回訪問している。賀茂地域の幼児教育アドバイザーは、直接園所からの訪問の要請を受け付けている。要請訪問が非常に増えており、平成30年度は9月までで45回あった（平成29年度は17回）。小学校に関しては生徒教育事務所の指導訪問に同行した。賀茂地域教育振興センターには1市5町で4人の指導主事が配置されており、同センターで幼児教育アドバイザーとして執務をしている。指導主事との連携は密にとれている。日程が合えば、園所に幼児教育アドバイザーと指導主事の2名で訪問している。2名で訪問することで、保育の質の充実や研修支援も手厚くできる。園所へのアドバイスに関しては8割がた幼児教育アドバイザーが行う

が、(保育の内容についてが主)、残りの2割は小学校・中学校教諭といた異なる視点から行っている。ちなみに指導主事は中学校、小学校籍である。

【取り組みの高度化・拡大について】

(1) 関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

平成26年度に、県教育委員会主導のもと、知事部局、市町、幼児教育・義務教育に携わる教育関係団体で構成された就学前教育推進協議会が設置された。

(2) 幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

義務教育まで含めたグランドデザインの中に、幼児教育は含まれていないので、その点は課題である。県として幼児教育・就学前教育をどのように推進していくのかという明確な指針がなかったので、平成31年度以降、ワーキンググループ(首長部局や学識経験者も参加)をつくり、具体化していきたい。

11. 三重県名張市

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
幼児教育センター	(名称) 子どもセンター		
設置形態	部署間連携で代替	設置年度	平成 28 年 4 月
設置場所	首長部局	職員数	4 名 (うち常勤 2 名、非常勤 2 名)
業務内容	・ 公立保育所・幼稚園・私立保育園・認定こども園・小学校への指導業務 ・ 幼児教育の推進体制構築事業に係る事務 ・ 研修会の主催		
一元化について	一元化していない		
幼児教育関係部局間の連携方法	・ 市役所本庁の教育委員会学校教育室と福祉子ども部保育幼稚園室職員が連携をとり、幼児教育の推進を図る ・ 学校教育室指導主事と保育幼稚園室保育指導担当室長は、幼児教育アドバイザーが勤務する教育センターに月に 1 回程度集まり、保育・教育課題について話合う ・ 同センターには、福祉子ども部子ども発達支援センターがあるため、必要に応じて発達支援センター職員との情報交換を実施		
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
ア 教育委員会事務局学校教育室	・ 幼稚園教諭などへの研修機会の提供 ・ 園に対する指導助言 ・ 幼児教育アドバイザーなどの人材育成 ・ 幼保小連携の推進	9 名(うち常勤 8 名、非常勤 1 名)	
イ 福祉子ども部保育幼稚園室	・ 幼稚園教諭・保育士・保育教諭などへの研修機会の提供 ・ 園に対する指導助言 ・ 保育・幼児教育アドバイザーなどの人材育成 ・ 幼保小連携の推進 ・ 待機児童解消の支援	9 名(うち常勤 8 名、非常勤 1 名)	
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育アドバイザー			
名称	幼児教育アドバイザー	雇用形態	賃金
人数	4 名	アドバイザーの主な経歴	元公立小学校長 1 名、元公立幼稚園長 2 名、公立保育園長

			1 名
主な業務内容	・ 保育所（園）・幼稚園・こども園、小学校巡回による指導・助言 ・ 接続カリキュラムの作成 ・ 研修会の企画・運営		
派遣対象	市内全域	対象施設	全ての幼児教育施設

【幼児教育センターについて】

以前から、福祉部子ども部こども発達支援センターがあり、教育委員会教育センターと同じ建物内に設置されている。そこで連携しているので、特に組織として設置する予定はない。

なお、センターの運営上の工夫として、本庁の首長部局との併任・兼任者はいないが、発達支援センターとの併任をかけている。

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

アドバイザーが巡回することで、就学を見据えた訪問支援を行うことができる。また、園内訪問にあたっては、施設の実態を把握したうえで、接続カリキュラムの普及に努めている。

（２）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

役割はほぼ同じであるが、以下の点で異なる。訪問計画作成や訪問に係る園との連絡調整は指導主事または、保育担当室長が行う。保育に係る指導・助言は主としてアドバイザーが行う。

（３）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

年度当初の各園への訪問、公立幼稚園保育所への研修支援（各園数回不定期）、私立幼稚園・保育園・認定こども園訪問（不定期）を実施している。

典型的な一日の流れは以下である。午前中に訪問⇒園長と面談⇒保育参観⇒園長、担任等と保育内容について検討会を行う（アドバイザーによる指導・助言）。典型的な訪問以外の支援としては、園内研修支援、接続カリキュラム作成支援、研修会の計画・実施支援、公開保育でのアドバイスである。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

アドバイザーの訪問回数を増やすために、平成 30 年からアドバイザーを 2 名増員し、計 4 名置いている（新たに増えた 2 名は、元公立保育園長、元公立幼稚園長である）。1 年目の平成 28 年度から市内の全園を訪問している。私立園に対しては年 1 回訪問の訪問だけで

あったが、3年目からは2度訪問している。また、市独自の取組として、元小学校教諭2名を雇用し、出前保育講座を実施している。この講座にアドバイザーが同行し、全4回訪問予定である。この取組みについても今後も続けていきたい。

また、園がアドバイザーをより活用するようになるため、指導・助言とともに園の取組の良いところを多く伝えるように心がけ、職員がモチベーションを高められる指導・助言となるように努めている。園の方針や理念等は、尊重するようにしている。

派遣にあたっての工夫としては、出来る限り指導主事か保育指導担当室長が同行している。できる限り専門が異なる複数名（小学校専門、保育幼稚園専門）で訪問する。毎回訪問記録を作成し、打合せ会等でアドバイザー間での共有を行っている。

また、就学前から小学校へのなめらかな接続をめざした保育・教育について、より園のニーズに合った助言・指導ができるよう、年度初めの巡回は、必ず保育専門のアドバイザーと教育専門のアドバイザーの複数体制で巡回を行うようにした。巡回の中では、指導助言を行いつつ、アドバイザーが園の事例に学ぶ姿勢を大切に、各園の好事例を聞き取り、他園に広められるようにした。

さらに、名張市版接続期のカリキュラム「しっかりつなぐ育ちのバトンカリキュラム」の実践を広めるにあたり、平成30年度は、カリキュラムに基づく保育プログラムを元小学校教員が各園を巡回して指導する「ばりっ子ピカピカ小1学級プロジェクト」と連携し、保育実践の提案・検討における助言者として幼児教育アドバイザーが園を訪問するようにした。

なお、特別支援の専門家は福祉子ども部子ども発達支援センターに所属し、アドバイザーとしては任用されていないが、別の仕組みにより巡回している。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

アドバイザーが巡回を始める前に、月1回行われる園長会・施設長会で案内を行っている。

（２）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

福祉子ども部子ども発達支援センターと教育委員会教育センターがおかれている子どもセンターを拠点として、福祉・教育の連携による0歳から18歳までの途切れのない支援の構築を進めてきた。これらは、市の子どもビジョンにおいて位置づけられているものである。なお、高校の時期にあたる16-18歳は、主に教育内容でなく、教育相談としてかかわっている（不登校者に対する教育支援など）。

12. 京都府舞鶴市

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
幼児教育センターの設置形態	部署間連携で代替		
一元化について	全部一元化している		
一元化の内容	・ 保育所・幼稚園・認定こども園に関する業務全般（入園・入所、保育料、各種補助執行など） ※教育委員会の権限に関する事項を除く ・ 乳幼児教育に関する事項（乳幼児教育センター機能）		
幼児教育関係部署間の連携方法	・ 部署間連携を維持、強化するために、健康・子ども部と教育委員会で「保幼小中連携プロジェクトチーム」を立ち上げた		
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
ア 健康・子ども部 幼稚園・保育所課	・ 情報発信 ・ 公私の保育所・幼稚園等、小・中学校の保育者・教員の研修の機会の提供 ・ 研究 ・ 園校訪問によるサポート ・ 園と保護者をサポート	6名（うち常勤4名、2名）	
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育アドバイザー			
名称	乳幼児教育コーディネーター	雇用形態	舞鶴市職員
人数	1名	アドバイザーの主な経歴	現公立幼稚園副園長兼市教育委員会幼児教育担当指導主事
主な業務内容	・ 公開保育（保育所・幼稚園） ・ 研修（可視化の記録） ・ 保幼小連携公開授業（保幼小） ・ 保幼小中連携研修 ・ 保幼小接続カリキュラム策定 ・ 情報発信		
派遣対象	市内全域	対象施設	全ての幼児教育施設
イ 幼児教育アドバイザー			
名称	乳幼児教育相談員	雇用形態	賃金

人数	1 名	アドバイザー の主な経歴	元公立保育所長・市保育所所 管課長
主な業務内容	・ 公開保育・研修の準備（案内、資料等の作成、印刷、参加者名簿作成等） ・ 記録等の整理（写真、ビデオ、アンケート集計等） ・ 研修ニュースレターと報告書の編集 ・ 発達支援（園巡回、関係機関との連携 ・ 保護者への支援（未入园児の親子ルーム実施））		
派遣対象	市内全域	対象施設	全ての幼児教育施設
ウ 幼児教育アドバイザー			
名称	特別支援教育相談員	雇用形態	賃金
人数	1 名	アドバイザー の主な経歴	元小学校教諭
主な業務内容	・ 発達支援（園巡回、関係機関との連携） ・ 保護者への支援（未入园児の親子ルーム実施） ・ 公開保育・研修の準備		
派遣対象	市内全域	対象施設	全ての幼児教育施設
エ アドバイザーへの研修			
研修内容	・ 訪問記録、ニュースレター（公開保育等の研修）の作成 ・ 研修・研究会への参加		

【一元化などについて】

市の乳幼児教育施設は、保育所（公立 3、私立 12）、幼稚園（公立 1、私立 12）とも私立園が多数を占めており、市全体の乳幼児教育の質の向上には、公私の枠を越えて取り組む必要があった。保育所の担当課から取り組みがスタートし、同じ乳幼児教育施設である幼稚園も同様に取り組むために教育委員会から市長部局へ移管し、一元化した。

公立幼稚園と隣接する公立乳児保育所を市内初の幼保連携型認定こども園として整備し、乳幼児教育センターを併設するため、担当部署を一元化した（平成 31 年度開設）。

一元化の成果としては、乳幼児教育の質の向上研修への参加を推奨することができ、今までつながりが薄かった幼稚園と行政とのつながりが濃くなった。研修への参加も少し増えた。一元化と共に公立のこども園（公立の幼稚園と乳児保育所を統合して）ができることがきっかけとなり、平成 31 年度に私立の保育所（5 園）がこども園に移行することとなった。

一方、一元化後の担当部署が市長部局だったことから、小学校との連携は課題としてあった。しかし、質の向上研修の中で、数年間「保幼小連携」について取り組んできたことや、平成 27 年度文部科学省「幼児教育の質向上に係る推進体制等の構築モデル調査研究」受託

を受けて、0～5 歳までの「乳幼児教育」の方向性を示す「乳幼児教育ビジョン」を保育所担当課と当時の幼稚園担当課（教育委員会）と一緒に策定したことから、部署間連携は進んだ。特に、ビジョンの策定においては、教育委員会の指導主事と連携して、市内の保育所・幼稚園の保育者、小・中学校の教員に関わってもらうことができた。

平成 28 年度～30 年度文部科学省「幼児教育の推進体制構築事業」における保幼小連携では、教育委員会と連携して、連携協力園・校を設定し、市内全域で 5 歳児と 1 年生の生活科を通じた連携活動等や、保育者・教員向けの保幼小連携研修も実施できた。また、0～15 歳までの保幼小中接続カリキュラム策定に向け、乳幼児教育ビジョン同様、保幼小中の保育者・教員、園校長の代表者と取り組むこともできた。

今後の課題としては、保幼小中の連携を継続していくためには、学校の担当課である教育委員会との連携は欠かせない。本市では、教育振興大綱の基本理念である「0～15 歳までの切れ目のない質の高い教育の充実」を目指していることから、0～15 歳までの教育に関わる担当部署が一元化されることが望ましい。

現在は、教育委員会（指導主事）と連携して、小・中学校と関わるができるような仕組み（体制、研修、研究等）が必要である。互いの保育・教育の専門職が市長部局と教育委員会のどちらにも籍をおき、兼務とする体制等について検討していく。

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

舞鶴市では、幼稚園・保育園ともに私立が多く、公立だけの保育の質を高めても、市全体では質の向上にはつながらない。乳幼児教育コーディネーターらが私立も含めた各施設を訪問し、各施設を「つなぐ」ことで市全体の質の向上を目指している。

舞鶴市においては、保育所だけでなく市内の約半数の乳幼児期の子ども達を教育している幼稚園が参加していない、小学校との連携活動は一部しか進んでいない、等の課題があった。公私、園種に関係なく保育所・幼稚園を巻き込んで市全体の質を高めていくためには、本市の 0 歳から 5 歳までの乳幼児期の保育・教育の方向性を示す「ビジョン」が必要であり、同時に質の向上研修の継続、また、体制を強化するための拠点機能を有する乳幼児教育センターの設置が必要と考えた。

ビジョンの策定は、平成 27 年度文部科学省「幼児教育の質向上に係る推進体制等の構築モデル調査研究」の「幼児教育・保育の質向上推進事業」の中で取り組んだ。ビジョンの策定に当たっては、学識経験者、各関係団体の代表者や公募市民で組織する母体となる策定懇話会と、市内の各保育所・幼稚園、小・中学校の現場の保育者・教員で組織する作業部会を設置した。作業部会では、公私、園校種を越えてグループに分かれて、テーマごとに議論したり、幼児教育や保幼小連携について学んだり、互いに理解を深めるきっかけとなった。この構築モデル調査研究、特にビジョンの策定には、教育委員会幼稚園担当課と保育所担当課

の共同で実施し、指導主事とも連携するきっかけともなった。

ビジョンの内容を具現化するため、乳幼児教育センターの設置や乳幼児教育コーディネーター（アドバイザー）の配置等を目指すこととなり、平成 28 年度には、保育所・幼稚園の担当を一元化した。また、市が目指したいと構想していたことが「幼児教育の推進体制構築事業」の調査研究と重なり、更に、事業を充実させることができた。

舞鶴市では、アドバイザーではなく、私立の保育所・幼稚園が大半を占めている現状を踏まえ、指導・助言するという立場ではなくパートナーとして、保育所・幼稚園等の研修や家庭・地域・学校との接続をサポートし、相互の連携・調整等のコーディネートをするため、「乳幼児教育コーディネーター」という名称を用いている。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

人材育成として、現乳幼児教育コーディネーターと乳幼児教育担当の保育士と一緒に公開保育等の研修や園訪問を実施している。市では、コーディネーターのための研修は実施しておらず、その専門性の確保が重要であり、都道府県や国立教育政策研究所幼児教育研究センター等での研修実施及び認定又は資格取得などによるアドバイザーの専門職としての位置づけを行うことが必要と感じている。

また、園の乳幼児教育の質を維持・向上させるには、園内の保育リーダーの育成が急務であり、キャリアステージに応じた研修を実施する必要があると考える。そのためにも、研修の体系化と人材（保育者）育成のための指標を作成することで、市全体の乳幼児教育の質の確保を図っていきたい。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

それぞれの役割は全く異なる。教育委員会に幼児教育専門の指導主事の配置はなく、小学校の指導主事が兼ねており、訪問は年 2 回程度、公立幼稚園（1 園）のみ実施している。乳幼児教育コーディネーターは、教育委員会から「幼児教育担当指導主事」の任命を受けているが、指導主事としてよりもコーディネーターとして公私・園校種を越えて訪問し、園校の保育・教育の質の向上をサポート・コーディネートする役割を担っている。

舞鶴市では、乳幼児教育コーディネーターが幼児教育担当指導主事としても活動している。これは、乳幼児教育コーディネーターの名称だけであると、私立園などに対してアプローチが難しいためである。あえて、肩書として設定することで、一定の理解が図られるようにしている。教育委員会の所属であると、公立園しか訪問できないため、福祉部門の所属となっている（市は、福祉部門に幼児教育を一元化）。乳幼児教育相談員と特別支援教育相談員とは同じ職場で働いており、情報の共有はできている。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

特別支援教育相談員については、園所からの申請による。公開園を募集しているので、公

公開保育を実施する園に対しては、乳幼児教育コーディネーターが事前勉強会のために出向いている。内容は、指導案の書き方、ドキュメンテーション研修、幼稚園教育要領等の改訂などについてである。また、園内研修の必要性やなぜ保育を公開することに意義があるのか、についても理解が図られるようにしている。よって、訪問する回数は園によって異なる。

公開園への訪問・サポートとして、乳幼児教育コーディネーターが園と調整し、公開保育の前に保育参観、園内研修（指導案）、振り返りを実施している。また、発達支援では、前期（5～7月）、後期（10～12月）に実施している。

典型的な一日の流れとしては以下である。公開園への訪問・サポートとしては、①園内研修（夕方）：ドキュメンテーション、公開保育指導案等、②保育参観（午前）⇒園内研修（夕方）：環境、保育者の関わり等への助言等、③個別で指導案について助言（午後、夕方）、④公開後の振り返り（夕方）：公開保育で変化したこと、学んだこと等である。

園内研修のサポートとしては、ドキュメンテーション研修（夕方）：講義、事例検討等である。

典型的な訪問以外の支援としては、①公開園を対象とした事前勉強会、②発達支援の園巡回（園からの申請を受け、臨床心理士等の専門職と一緒に園を訪問し、支援の必要な子どもへの支援方法や支援員の配置に関する助言をする）、がある。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

園と園の保育者との信頼関係を築くことが大切だと考えており、できるだけ園に足を運び、保育者とコミュニケーションをとるように心がけている。コーディネーターとはいえ同じ保育者であることには変わりはなく、コーディネーター自身の保育経験（失敗談等）や他園での保育実践を例にして紹介したりするようにしている。指導・助言というよりは一緒に学ばせてもらっている姿勢を持ちながら、大学研究者の指導の言葉を借りて伝えたり、良いところも認めつつこうした方がもっとよくなる等伝えながら意見交換をしている。

また、子どもや保育者の良い変化も伝えるようにしている。特に園長には、保育者の変化や頑張りを伝えるようにしている。副園長や主任には普段の保育の様子や保育者の思いなど聞きながら、個々に応じて対応するようにしている。

第3者であるからこそ見えることや言えることがあるが、それがすべてではない。また、公開保育の実施においてはその日、その時間だけなので、その前後の保育こそが重要と考えている。公開保育後にこそ、もっと訪問できるとよい。

なお、特別支援の専門家は健康・子ども部幼稚園・保育所課に所属し、相談員として任用し、巡回している。発達支援に関しては園を巡回し、子どもや園に対する意見書を作成しなければならないので、特別支援教育相談員はその事務についても処理している。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

幼児教育の推進体制構築事業の調査研究実行委員会に保育連盟や私立幼稚園の関係者が参加している。また、接続カリキュラムの作成に関しても、園長会や校長会にもかかわってもらっている。園長会を通じて、会長とも連絡を取り合っている。公開保育の園も園長会で推薦された園である。

（２）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

舞鶴市は、「子育てしやすいまちづくり」をかかげ、０歳から１５歳まで切れ目のない支援を行うことで、次世代を担う子どもの育成をしている。市の教育振興大綱にも乳幼児教育が位置付けられている他、平成２７年に策定した「舞鶴市乳幼児教育ビジョン」においても乳幼児教育の質の向上やそのための研修教育体制の充実がうたわれている。

13. 滋賀県東近江市

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
幼児教育センター	(名称) 幼児教育センター		
設置形態	組織として設置	設置年度	平成 30 年 4 月
設置場所	首長部局	職員数	4 名（うち常勤 3 名、非常勤 1 名）
業務内容	・ 幼児教育全般に関する調査・研究事業 ・ 教職員や保育者等の研修事業 ・ その他目的を達成するために必要な事業		
一元化について	全部一元化している		
一元化の内容	・ 幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育所、認可外保育所（事業所内保育所）に関する事務事業（ <u>但し、幼稚園の教育課程の編成及び指導に関することを除く。</u> ）*下線部分は、実態としてはこども未来部で実施している。		
幼児教育関係部局間の連携方法	・ 平成 30 年 4 月に幼児教育センターを設置した際、こども未来部幼児課の保育係がそのままセンターに移行しており、職員や人員数にも変化はなかったので、連携は取りやすい ・ 研修でかかわりがあった教育研究所が教育委員会に場所替えされるのを機に、幼児教育センターも同じ場所に設置したことから、教育委員会とも情報の共有ははかりやすい ・ 情報を共有するためにも教育委員会とは兼務をかけている。こども未来部幼児課としても、教育委員会の会議にこども未来部の課長が出席するなどして、情報を得ている		
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
ア こども未来部	・ 研修機会の提供 ・ 園に対する指導助言 ・ 人材育成 ・ 幼（幼児教育）小中連携の推進 ・ 子育て支援センターの支援	12 名（うち常勤 12 名）	
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育アドバイザー			
名称	指導員	雇用形態	賃金（うち、2 名单費）
人数	4 名	アドバイザーの主な経歴	元公立幼稚園長 2 名（1 名は公立保育所、1 名は公立認定こども園の経験有）、元公

			立幼稚園・公立保育所主任(1名)、元行政管理職(こども未来部次長 1 名)
主な業務内容	・園訪問(相談、園内研参加、連携幼小訪問) ・研修計画、企画、実施		
派遣対象	市内全域	対象施設	全ての幼児教育施設
イ アドバイザーへの研修			
研修内容	現職のアドバイザーへの研修 ・アドバイザー同士で意見交換会 ・研修会への参加 ・訪問記録から指導主事(主幹)等と意見交換会 ・県の法定研修への同行 ・発達支援に関しては、専門職(心理士、保健師)と訪問 新任のアドバイザーへの研修 ・研究主任育成研修(公立園は基本園での各1名以上の推薦。私立園は任意。各園に必ず必要であり、核となる園単位を充実させるため) ・発達支援コーディネーター研修(同上) ・幼小連携推進担当者研修(担当課推薦。連携事業が中学校校区で進められているため、校区代表者を育てることで、市内全域が充実の方向になるだろうと考えている)		

【一元化などについて】

1市6町が2度の合併を経ており、合併前の市で継続検討されていた幼保施設の一体化をこども未来部幼児課の幼保の現場経験職員が中心に進める中、平成26年度に認定こども園条例を制定し、法的根拠に基づく幼保一元化が実現した。合併した市町での幼保の人事交流の実施状況に違いはあったが、幼保一体化を進める中で幼稚園教諭の一体化への抵抗が強く、その後人事交流等で保育園を体験することで保育への考え方に変化が見られた。幼保施設を一緒にすることに関しては、保護者以上に職員の理解に時間を要した。幼稚園は、教育であり福祉の考えにはないため、一緒になると教育の部分が薄れるのではないかという懸念をもっていた。東近江市では、幼保の両方の現場がわかる人材が長く担当課に所属したことで、行政と現場の両輪を平行して一元化に進めたことが大きかった。

一元化をして、行政体制的に良かった点としては、①人事異動等の人事管理がしやすくなった、②予算、運営等において均衡を図りやすくなった、③認可外施設、私立園全ての幼児施設の管理がしやすくなった、ことである。

現場レベルで良かった点としては、①施設の種別なく、運営管理について統一できた。ま

た、担当課が同じであることから、相談等の窓口がわかりやすくなった、②園長会等組織の統一が可能となり、研究等進めやすくなった、③公私立施設種別なく、保育の質の向上を図りやすくなった。特に、幼小接続に関しては、一元化により教育委員会側からもこども未来部側からも発信がしやすくなり相互理解につながる体制が整いつつある、ことである。

【幼児教育センターについて】

幼児教育の体制を整える上で、東近江市全体の見渡せる拠点として設置した（幼児教育の推進体制構築事業終了後も幼児教育の拠点として残すため）。幼児教育センターを設置するうえで、小学校・中学校については根拠法があるが、幼児教育センターの設置に関しては明確な法的根拠がない。条例化したうえで設置したかったが、それはかなわなかった。

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

当初は、幼児課の保育の専門性をもった職員が、保育所や認可外の処遇に関する巡回と幼稚園の指定研究会などに関わっていた。次第に、担当課の業務が多くなったこともあり、担当課として本来の保育の充実を図るための役割を果たすことが難しくなった。また、合併後でもあり、幼保の一体化を目指していたことから、園運営管理及び保育について平準化する必要があった。そこで、退職者で園の指導助言に当ることができるように、指導員を配置するようになった。即戦力が必要であったことと、財政的な面から退職者での対応となっている。

東近江市では「指導員」という名称でアドバイザーを設置している（４名ですべて常勤）。市の研修にあたっては、①発達支援、②保育・教育の充実、保育内容の質の向上、園内研、③幼小中連携、④家庭支援の各分野において特に活動している。それぞれ対応するアドバイザーとして（指導員の他に）、研究主任育成、特別支援教育コーディネーター、幼小中連携推進員、子育て支援員がいる。研究主任育成では、園の核となる教職育成に取組んでおり、公立園においては各園に１名ずつ在籍している（私立園は希望による）。特別支援教育コーディネーターも各園に１名ずつ在籍している（私立園は希望による）。幼小中連携推進員は９つの中学校区をベースとして（小規模な学区には、複数の学区をまとめて設置）、６名設置している。なお、子育て支援員に関して人員は決めていない。将来的に４つの柱から東近江市全体の保育・教育の質の向上をはかりたいと考えている。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

幼児教育センターの指導員に関しては特に確保のための工夫はしていない。特別支援教育コーディネーターは園内の人事において、お願いをしている（公立園の場合）。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

それぞれの役割は全く異なる。異なる内容や役割として、指導主事（幼児課主幹）は人事関係、市指定研究会の開催主催者であり、アドバイザーは直接的な保育の指導助言である。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

公立園は年度当初と年度末は必ず 1 回の訪問とし、他は必要に応じて依頼があれば訪問する。私立園は、要請があれば訪問をする。ただし、発達支援に関しては、認定児が在籍している園は、必ず 1 回以上の訪問をする。また、公立園の新規職員が在職している園は、法定研修を受講していない者に限り、県と同等に訪問指導をする。法定研修には、年度当初 1 回のみ同席をする。研修会の企画・運営も行っている。

典型的な一日の流れとしては以下である。午前中に訪問→保育参観→園内研や個別での協議・助言等を行っている。典型的な訪問以外の支援としては、園内研支援、市指定研究会開催運営支援、特別な配慮が必要な子どもへの支援、管理職への相談支援、幼小連携支援、新任職員支援を行っている。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣についての工夫

同じ市の子どもを育てているという思いから、同じ環境のもと、同じ保育を保障するため、公私立別なく支援することを理念としている。

派遣にあたり、以下のことを大切にしている。①私立については、各園の継続的な運営方針があるので、現在に至る経過を理解した上で、要請に応じた助言をするように心がけている、②子どもも職員も含め、人材育成をするための意味から、園や個人等に合わせた指導ができるようにしている、③各園の資質向上を平準化するため、それぞれのアドバイザーの持ち味を発揮しながらも、共有すべき点は押さえながら進めている。

工夫としては、基本的に指導員 1 名で、同じ園所に同じ指導員が訪問するようにしている。各園所に年 1 回は訪問するようにしている。派遣にあたっては、支援内容や専門によって指導員を担当別に分けてはいない。

園の経営や管理体制を確認するためにも年度当初は、指導員が（公立は必ず）出向いている。また、年度内にもう 1 度訪問し、（公立は必ず）計 2 度訪問するようにしている。また、公立に関しては新任の職員がいる場合、年度当初に人数などを把握し、年 4 回園内研修等の支援訪問を行っている。民間園についても新任職員に対するニーズがあるので、県が実施する法定研修に該当しない新任職員に対して、県と同じ回数の研修を市で実施している（費用は市が負担）。

なお、特別支援教育の専門家は、こども未来部幼児課に所属し、アドバイザーとして任用され、巡回している。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

取組みを域内全体に広げるために、幼保の両方を経験しており、行政と現場をつなぐことができる人材によって、ハード面とソフト面を国の動向を見据えながら時間をかけて進めた。私立園等には、めざす子ども像を共有し、共に東近江市の子どもを育てるという趣旨の元、繰り返し理解を求めた。ただし、私立への協力は財政的なこと以外にも、協力できる部分を見つけて関係を築いた。

公立園長会とは、市の方針などの説明のため、月１回程度、会議を行っている。また、公立園長会の下にある主任会に人材育成を目的としたテキストの策定を依頼している。市保育協議会には、公立園長の他に私立園長もおり、訪問支援などについても具体的に話し合っている。

（２）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

平成 26 年度策定の「東近江市教育振興基本計画 教育三方よしプラン」の推進施策中、施策体系に明記されている。具体的には「学校教育環境の向上」の中で「就学前教育・保育施設の整備」「子育て支援の強化」の中で「就学前教育の充実」「総合的な子ども・子育て支援政策の推進」「子育て家庭の教育力の強化」として記載がある。

14. 大阪府

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
幼児教育センター	(名称) 幼児教育センター		
設置形態	部署間連携で代替	設置年度	平成 30 年 4 月
設置場所	教育委員会	職員数	6 名(うち常勤 3 名、非常勤 3 名)。
一元化について	一元化している		
一元化の内容	私立幼稚園の所管を私学・大学課(知事部局)から教育委員会へ移管。 公立・私立の学校教育を一体的に推進する「教育庁」を設置		
幼児教育関係部局間の連携方法	教育庁小中学校課、教育庁私学課、大阪府教育センター、福祉部子育て支援課 4 課が連携し、幼児教育センターを運営		
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育スーパーバイザー			
名称	幼児教育コーディネーター	雇用形態	賃金(1 名)、謝金(3 名)
人数	4 名	アドバイザーの主な経歴	公立幼稚園元園長、学識経験者
主な業務内容	・ 幼児教育推進に向けた調査研究 ・ 各市町村や各園所で活動する幼児教育アドバイザーへの支援や相談		
派遣対象	府内全域	対象施設	全ての幼児教育施設
イ 幼児教育アドバイザー			
名称	幼児教育アドバイザー	雇用形態	賃金(研修を受けた現職の教職員等を認定)
人数	133 名(公私含む。平成 29 年度)	アドバイザーの主な経歴	指導主事等、(公私)園所長、副園長、主任、幼稚園教諭、保育教諭、保育士
主な業務内容	・ 各市町村や各園所で、教育保育の内容や指導方法・環境の改善について研修を通して助言を行う ・ 新規採用者等、経験の少ない教員の育成を行う		
派遣対象	府内全域	対象施設	全ての幼児教育施設
イ アドバイザーへの研修			
研修内容	平成 30 年は、9 回開催し、講師は大学教授や大阪府教育庁の職員。保育所等、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教職 3 年以上の保育師、		

	幼稚園教諭、保育教諭、並びに府立視覚支援学校・聴覚支援学校の幼稚園部の教諭（園長等の受講可）を対象（募集人員 100 名）
--	---

【大阪府のアドバイザーの運用の特徴】

府に置かれる「幼児教育コーディネーター」と各市町村や各園所に置かれる「幼児教育アドバイザー」がある。「幼児教育コーディネーター」などが中心となり、平成 29 年度に「幼児教育アドバイザー研修」を実施し、「幼児教育アドバイザー」に 133 名を認定（受講者は 250 名超）。府が主体となって直接、園所で活躍する職員等に研修を行い、「幼児教育アドバイザー」に認定している点が珍しい。

一方、府下の幼児教育関連施設が膨大であるので、研修・認定後の幼児教育アドバイザーをいかにフォローアップするのが課題となっている。「幼児教育アドバイザー」が基本的に各園所で地域の幼児教育のリーダー的存在となり、地域の幼稚園、保育所、認定こども園の教育内容と小学校教育との円滑な接続を促す存在であることを目指している。そのため、育成プログラムの内容には、園所内研修を通して人を育てることのできる資質・能力の向上が含まれる。

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

市町村が幼児教育施設を所管しており、その施設数も膨大であるので、府が直接的に園所を支援するのは難しい。よって幼児教育アドバイザー研修を受講し認定された者で、園所に属する幼児教育アドバイザーの支援を通じて、府内の幼児教育の充実を図る。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

「教育振興基本計画 後期事業計画（平成 30－34 年）」の中で「幼児教育センターにおけるアドバイザーの育成」をうたい、目標数値として、幼児教育アドバイザー認定者数 500 名を目指している。

平成 29 年度の幼児教育アドバイザーの認定実績が 133 名だったので、基本的に年 100 名を目標とした（100 名×5 年）。市町村や各園所における幼児教育アドバイザー、それぞれの目標数値は設定していない。なぜなら、人事異動などで園所の職員が市町村の子育て支援部局に行政職として異動することなども考えられるからである。また、そのネットワークが強みとなるとも考えている。

育成にあたっては、今までと同内容の「アドバイザー研修」を今後も実施したいと考えているが、予算上の制約もある。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

指導主事は、研修の企画主導、園内実践レポートを作成している。幼児教育コーディネーターは、経験が少ない幼児教育アドバイザーの保育を観察し、改善点などを助言している。府が育成した幼児教育アドバイザーは公開保育等を行い、地域の幼児教育関係者も参加することで、研修の内容を地域で実践する。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

要請があれば、幼児教育コーディネーターを必ず派遣している。また、幼児教育コーディネーターが単独訪問の場合は、賃金対応の幼児教育コーディネーターが対応している。また指導主事の同行による訪問の場合は、謝金対応の幼児教育コーディネーターが対応している。

典型的な一日の流れは以下である。訪問の午前に保育を観察し、午後に質問・議論を行う。対象は主に経験の少ない幼児教育アドバイザーである。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

すでに幼児教育アドバイザー研修を受け、幼児教育アドバイザー認定された各園所に属する職員に対しては、フォローアップのために特に要請がなくても巡回している。すでに研修を受け、顔見知りであるために、私立・公立園所の種別を問わず、心理的な壁は低い様子である（幼児教育アドバイザー研修を私立園所への巡回のきっかけとしている）。

幼児教育コーディネーターとして各園を巡回する際、公立私立や園所の種別によって訪問を受け入れてもらえないことはなく、この点では困ったことはない。一方、訪問の際の印象としては、ある私立幼稚園においては指導案を作成していない園もあるなど、園所によってばらつきがかなりある。

【都道府県と市町村の役割分担について】

「市町村幼児教育担当者連絡会」（教育委員会や福祉部局等の担当者）を立ち上げ、市町村との情報共有の機会を定例化している。また「市町村学校教育指導主管部課長会」を通じて、幼児教育アドバイザーの活躍の好事例などを幼児教育推進フォーラムで情報提供するとともに、幼児教育推進体制の構築を目指している。

市町村において幼児教育部門が首長部局から教育委員会へ、あるいはその逆など、自治体ごとに組織の編成が過渡期であることもあり、府から各部局ごとへ情報を伝える際に、煩雑になっている面はある。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

府において幼児教育に関連する部署が４課にまたがるので府の幼児教育センターとして、研修の内容を合わせる必要がある。また、意識がぶれないように４課で情報共有を図って

いる。

大阪府では幼児教育に関する将来的な構想について、平成 30 年度から平成 34 年度にかけて 5 年計画「教育振興基本計画 後期事業計画」を策定した。その中で「幼児教育センターにおけるアドバイザーの育成や教職員に対する研修機会の充実などを通じて、幼児教育に携わる教職員の専門性の向上を図り、幼児教育の質を向上させることが必要である」と位置づけている。目標数値として、幼児教育アドバイザー認定者数 500 名を目指し、幼児教育の質の向上を担う人材の確保を図る。

15. 大阪府堺市

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制		
一元化について	一元化していない	
幼児教育関係部局間の連携方法	・関係部署の担当者との連絡を密にとっている。お互いが得た情報を共有 ・処遇の改善に係る研修は首長部局が担当だが、それ以外の研修は教育委員会が主に担当するので、できるだけ一本化 ・首長部局と教育委員会内で、互いに兼務・兼任者を多数置いている	
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数
ア 教育委員会事務局学校教育部学校総務課	・教諭・保育教諭・保育士などへの研修機会の提供 ・園に対する指導助言 ・幼児教育サブアドバイザーなど人材育成 ・市立幼稚園の早期支援事業に関すること ・保幼小連携の推進 ・幼稚園型こども園の短期臨時職員の人材確保 ・公立保育所（市教委が管轄するもの）の運営管理 ・私立幼稚園連合会への連絡、情報提供等	4名（うち常勤3名、非常勤1名）
イ こども青少年局子育て支援部幼保運営課	・保育教諭や保育士などへの研修機会の提供 ・大学など地域の養成機関との連携・調査研究 ・こども園や保育所園に対する指導助言（特別支援に関することがらを含む） ・保幼小連携の推進 ・公立幼保連携型認定こども園の運営に関すること ・民間教育保育施設連盟関係の対応	10名（うち常勤6名、非常勤4名）
ウ 教育委員会事務局学校管理部教育環境整備推進室	・市立幼稚園で実施する預かり保育に関する業務 ・私立幼稚園への特別支援に関する巡回指導に関すること ・「堺市幼児教育基本方針」に関すること（市立幼稚園の再編）	7名（うち常勤6名、非常勤1名）
②幼児教育アドバイザー		

ア 幼児教育アドバイザー			
名称	幼児教育アドバイザー	雇用形態	賃金2（うち1名単費）
人数	2名	アドバイザー の主な経歴	元公立幼稚園長 元公立保育 所長
主な業務内容	・幼児教育界スタンダードカリキュラムに関する業務 ・サブアドバイザー育成に関する業務（幼児教育アドバイザーが園内研修に出向き、指導助言） ・早期支援員派遣に関する業務 ・「わくわくスタート堺っ子」出前講座に関する業務		
派遣対象	市内全域	対象施設	全ての幼児教育施設
イ アドバイザーへの研修			
アドバイザーへの 研修の有無	幼児教育アドバイザー向けに特化した研修は行っていないが、府や堺市の他課が実施する研修を活用		
研修内容	・指導主事の同行 ・「幼児教育界スタンダードカリキュラム」の活用		

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

「堺市幼児教育基本方針」において、公立幼稚園の順次廃止が示されていた状況下で、公立幼稚園の保育について引き継ぐ方法の一つとして、元公立幼稚園長を幼児教育アドバイザーとして配置することとなった。公立幼稚園の園長は半分为小学校・中学校籍であるので、園長に対しても幼児教育に関する指導助言を行える経験豊かな元園長・元保育所長を幼児教育アドバイザーにしている。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

行政からこの人だと思う人に幼児教育アドバイザーをお願いしており、特に関係団体からの推薦などによって人選は行っていない。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

それぞれの役割は全く異なる。指導主事は、指導要領や文科省からの各種通知等の内容について理論的なことや事務的なことを伝えるのを主とし、アドバイザーは実際の保育に関しての指導助言等を主としている。小学校の就学相談の主担当は支援教育課だが、就学前の幼児教育施設に特別支援コーディネーターが訪問する際に幼児教育アドバイザーが同行することもある。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

派遣の流れは以下である。全市に通知文→申し込み制→受付→訪問。公立幼稚園全園巡回訪問（年２回程度）。

典型的な一日の流れ以下である。①午前中に訪問→保育参観→園内研修・協議・助言等、②午前訪問→保育参観・保育指導→反省会、③申し込み時間に訪問→保護者に対し講座を提供（内容は就学前に大切にすること）。

典型的な訪問以外の支援としては以下である。①午前中早期支援員の先生と一緒に園訪問→クラス活動の中で特別な配慮が必要な子どもを観察→早期支援員の指導助言（アドバイザー同席）各園（年２回実施）、②園内研修支援事業「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」の普及・解説・実施ポイントの説明。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

民間園・私立園の保護者を主な対象とした出張講座において、具体的な幼児の姿から話を進めている（「わくわくスタート堺っ子」冊子の活用・啓発。小学校にあがる全ての５歳児に対し配布し、就学前までに身につけてほしいことを具体的にイメージできるようにしている）。

園内研修支援において大切にしていることは以下である。①各園の建学の精神を受け止める、②教師が幼児の姿をどのように読み取り、理解しているのかを質問、③キャッチボールの形式でアドバイザーは教師の考えや保育の取組方法などを知る。

また、市内において公立・私立・幼稚園・保育所・こども園と混在している中で「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」の解説を通じ、「何を大切にしていかなければならないのか」を各教育施設の取組みから理解し、堺市の幼児教育施設が互いに認め合えるように努めている。

なお、特別支援の専門家は教育委員会事務局学校教育部支援教育課に所属し、幼児教育アドバイザーとしては任用されていないが、別の仕組みにより巡回している。

【都道府県と市町村の役割分担について】

幼児教育に関し府と市町村で、特に連絡協議会の開催などは実施していない。府下の指導主事連絡会は年３～４回程度開催されている。

堺市としては、大阪府が育成した「幼児教育アドバイザー」を含め、「幼児教育アドバイザー等連絡会議」を定期的に開催し、横の連携をつくる取組を始めている。また、連絡会議の中で園内研修支援のフォローも企図している。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

幼児教育に関しては首長部局・教育委員会と両方が関連している。こども園の所管は首長

部局であり、民間の保育連盟とつながりが深い。一方で保育連盟は小学校との連携についても重視しているが、教育委員会がどういう立場で保育連盟と連携すればいいのか、難しい面もある。

幼児教育堺スタートカリキュラム策定のための、ワーキンググループでは、平成 28・29 年度に密に関連団体から出席があった。懇話会も同様である。各団体の園長会などにメールでの連絡や、直接伺う時もある。幼児教育の推進体制構築事業に関しては、教育委員会が主担当であり、民間・私立幼稚園の代表者と事業の初年からかかわりがあり、非常に協力的である。

堺市では、教職員向けに平成 29 年度「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」を策定した。指導主事と幼児教育アドバイザーが各施設を訪問、その普及に努めている。また、スタンダードカリキュラムのワーキンググループ委員として、民間園・こども園などあらゆる施設の教職員が参加した。私立の建学の精神を尊重しながらも、堺市としてのスタンダードとしての幼児教育（幼児教育堺スタンダードカリキュラム）の普及を目指している。

園研修には私立も声がけを行っており、地道に呼びかけている。

（２）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

当面の 3 か年については新教育要領等や堺市スタンダードカリキュラムの周知のために、すべての就学前施設に声がけを行ってきた。また、教員育成指標において小学校の生活科に関連する項目もあるので、初等教育の研究部会と連携をとっている。

16 奈良県

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
幼児教育センター	(名称) 就学前教育センター		
設置形態	組織として設置	設置年度	平成 28 年 10 月
設置場所	教育委員会	職員数	就学前教育アドバイザー3 名(専任)
業務内容	就学前教育アドバイザーが各園・所及び市町村等の要請に応じ支援訪問		
一元化について	一元化していない		
幼児教育関係部局間の連携方法	担当指導主事 2 名とセンター所属の就学前教育アドバイザー 3 名が役割を分担しつつも、席もすぐ近くにいることから、必要時応じてミーティングを重ねている		
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
ア 奈良県立教育研究所教育経営部	・幼稚園教諭・保育士などへの研修機会の提供 ・園に対する指導助言 ・地域リーダーなどの人材育成 ・市町村に対する指導助言 ・幼保小連携の推進 ・研究会等各種団体との連携	6 名(うち常勤 2 名、非常勤 4 名)	
イ こども・女性局子育て支援課	・施設型給付費・保育所委託費等に関する事務 ・保育所等の施設整備に関する事務 ・保育所等(認可外保育施設を含む)に対する指導監査及び助言 ・市区町村に対する指導助言 ・待機児童解消の支援 ・保育人材の確保・育成 ・保育士・保育教諭等への研修機会の提供	11 名(うち常勤 10 名、非常勤 1 名)	
ウ 地域振興部教育振興課	・各種補助金等に関する事務 ・私立幼稚園の施設整備に関する事務 ・私立幼稚園に対する指導監査 ・私立幼稚園教諭等への研修機会の提供	15 名(うち常勤 15 名)	
(出先機関)	教育センター	-	6 名
②幼児教育アドバイザー			

ア 幼児教育スーパーバイザー			
名称	就学前教育アドバイザー	雇用形態	賃金
人数	3 名	アドバイザー の主な経歴	元公立幼稚園長 1 名、元公立 幼保連携型認定こども園 1 名、元公立保育所長 1 名
主な業務内容	・要請に応じた訪問を中心に行う。訪問をもとに指導に生かせる資料作成の検討。人材育成研修の実施 ・人材育成の支援（県主催研修運営、市町村主催研修講師、市町村指導事務担当者との研修内容の検討等） ・幼小接続の推進（連絡協議会運営、市町村での幼小接続における指導等） ・支援訪問（園・所、市町村、研究会等の研修における指導等） ・情報提供（園運営に対する相談、研修に関する情報提供・相談、就学前教育に関する情報の収集・提供等）		
派遣対象	県内全域	対象施設	要請のある公・私立園・所及び市町村（幼小接続に関する取組を行う場合は小学校を含む）
イ アドバイザーへの研修			
研修内容	・各種研修への参加や、就学前教育アドバイザーは基本 2 名で訪問（それぞれの専門的見地からアドバイスを行う他、互いの学びあいにもつながる）		

【幼児教育センターについて】

質の高い就学前教育の教育・保育の提供を進めるためには、園・所の取組に任せるだけではなく、必要に応じて外部の支援を受けながら、設置者である市町村の関与のもと計画的に取り組むことで、きる体制を整えることが有効であると考え、平成 28 年 10 月から公立幼稚園を所管する奈良県立教育研究所内に「就学前教育センター」を設置した。専任の 3 名の就学前教育アドバイザーが勤務し、各園・所及び市町村等の要請に応じ支援訪問している。

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

奈良県就学前教育センターとしては、就学前教育アドバイザーの 3 名が在籍するのみであり、アドバイザーの業務に特化している。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

アドバイザーの質の向上のために、指導主事と共に事業を進めたり、報告書、リーフレット、教員育成指標モデル、研修計画モデル等を作成したりしている。その中で情報交換や議論することで専門性を高めている。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

奈良県就学前教育センターへ就学前教育アドバイザー訪問依頼の要請を受け、配置目的に沿った派遣を行っている。センターの具体の業務を進めるのが、就学前教育アドバイザーの役割である。就学前教育アドバイザーは支援訪問を行い、情報提供のための資料を作成しているなど専門を発揮している。一方で指導主事の役割は、企画・運営を担当している。

役割はほぼ同じであるが、以下の点で異なる。指導主事は、大きな研究大会及びそれに向けた事前指導、市町村主体の要請、小・中学校向けの講義を中心に行う訪問に対応する。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

年度当初、市町村を通じ年間の派遣要請があり、県から市町村に回答している（日程及び訪問者の連絡）。その後、園から市町村、県へと派遣依頼がある。そして、県から就学前教育アドバイザー又は指導主事が訪問指導を行う（状況に応じて追加要請を受け付ける）。

公立については市町村からの訪問の要請に限っているが、私立に関しては園所からの直接の要請も可能としている。訪問の際には、支援シートを作成し、チェック項目やコメントを残している。

典型的な一日の流れは、午前に訪問し、保育参観を行い、午後に協議・保育の反省を行う（アドバイザーによる指導（写真等を用いて）、ワークショップ（研究テーマや本日の保育を通して））。

典型的な訪問以外の支援としては、①特別な支援を必要とする子どもへの援助について、②保育実技研修（絵画、運動遊び、音楽・身体表現等）、③ミドルリーダー研修（市町村主催）、④幼保連携型認定こども園設置に向けた勉強会、⑤幼・小・中合同研修（幼小接続、人権教育等）、⑥就学前教育に関する講演などである。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

以下のような工夫を行っている。①保育を伴う場合、支援シートを使用（自己又は園の保育について点検する機会とし、事後も継続して振り返りを行うことを意図するもの）。②写真や動画を用いた振り返り（保育を見ることができなかった参加者とも、保育場面を共有し、取り上げる内容を具体化する）。③ワークショップ型研修（ホワイトボード、付箋等を用いて、参加者が自分の意見をもち参加する）。また、②、③はアドバイザーがいなくても行える研修方法の工夫として伝え、自立した園内研修につなげている。

④管理職、市町村指導主事との面談（昼休憩や朝の時間に指導・管理する立場としての困りごとを聞くなどし、市町村や現場の実態把握に努めるとともに、研修や事業の改善につな

げている)。

また、課題などとしては、幼保連携型認定こども園、保育所のニーズが高まっている。しかし、指導してもらうことを待っている体制が根強く、継続した意識改革が必要である。加えて、私立幼稚園へのアプローチは市町村との連携だけでは進まない。団体との連携も並行して行う必要がある。

なお、特別支援の専門家は奈良県立教育研究所特別支援教育部に所属し、幼児教育アドバイザーとしては任用されていないが、別の仕組みにより巡回している。

【都道府県と市町村の役割分担について】

県と市町村の連携のため、年間2回、市町村教委と福祉担当部局担当者と会議を開催している。会議の主な内容は、事業説明、情報交換などである。その他、奈良県市町村指導主事(幼稚園等担当)協議会に参加している。参加者は、12市町指導主事、県公立幼稚園担当者であり、内容は県からの指示伝達、研修、情報交換である。

市町村においては幼児教育が専門の指導主事がない場合もあり、幼児教育に対する意識が必ずしも高くない場合がある。その意思をいかに高めるかが課題である。「奈良モデル」は知事部局が主に担当しており、様々な行政課題に対応しているが、幼児教育分野はまだメニューにはのっていない状況である。

【取り組みの高度化・拡大について】

(1) 関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

教育委員会では、公立幼稚園を所管しており、以前から研修等が盛んであったこともあり、団体の関係は良好である。研修に関しては、公立が中心ではあるものの、私立園所からの参加も増えてきている。

教員育成指標モデルの作成会議に私立の教員も参加している。また、モデル園に私立園も指定されており、発表の場には公立幼稚園、保育所の職員も参加している。

(2) 幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

平成28年3月に策定した「奈良県教育振興大綱」では、特に研修については触れていない。奈良県立教育研究所においては公立のみを主に研修の対象としているので、研修に関しては、それぞれの部署ごとに実施している状況である。

17. 奈良県奈良市

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
一元化について	全部一元化している		
一元化の内容	園運営（教育・保育内容、人事関連、営繕、入園手続等）に関すること全般		
幼児教育関係部局間の連携方法	・一元化をしているので兼任などはないが、要領指針の改定に伴う、市のカリキュラムの改定時には教育委員会も参加する会議を開催 ・年9回開催される指導主事連絡会議で情報を共有		
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
ア 子ども未来部こども園推進課	・市立こども園等へ指導助言 ・各会議の実施（園長会、副園長会、看護師会、調理員会議、公私立園長会等） ・公私幼稚園こども園保育所等対象の研修開催 ・職員の証明書の発行 ・職員の採用、就職支援（待機児童対策） ・虐待防止に関する連携 ・教育・保育の調査研究 ・特別支援教育の推進、連携 ・民間保育所の指導監査、立ち入り調査 ・こども園移行に関する指導、説明会	6名（うち常勤6名）	
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育スーパーバイザー			
名称	スーパーバイザー	雇用形態	正規職員雇用（10名）、謝金（6名）
人数	16名	アドバイザーの主な経歴	学識経験者、市立幼稚園・こども園・保育所現職園長、私立幼稚園現職園長・副園長、行政職（市立幼稚園・こども園・保育園退職園長等）
主な業務内容	・支援訪問 ・スーパーバイズ（幼児教育アドバイザーの学習過程や実践に関する指導助言） ・幼児教育アドバイザー講習の講師		

派遣対象	市内全域	対象施設	全ての幼児教育施設
イ 幼児教育アドバイザー			
名称	幼児教育アドバイザー	雇用形態	正規職員雇用（12名）
人数	12名	アドバイザー の主な経歴	市立幼稚園・こども園・保育 所現職副園長
主な業務内容	・幼児教育アドバイザー講習の受講 ・自園・他園での実習、研修会の企画運営		
派遣対象	市内全域	対象施設	全ての幼児教育施設
アドバイザーへの 研修内容	・現職のアドバイザーへの研修 ①スーパーバイザーの派遣、②幼児教育アドバイザー講習の実施、③1年目アドバイザーへの2年目アドバイザーのサポート、④面接（面談）の実施、⑤1年目幼児教育アドバイザーによる実践記録作成 ・新任のアドバイザーへの研修 幼児教育アドバイザー講習として9講座を実施		

【一元化などについて】

奈良市内の教育保育施設である幼稚園・こども園・保育所を総合的に所管し、効果的・効率的な事務執行を図るとともに、統括的に質の高い幼児教育を目指すために一元化を実施した。

一元化の実施による成果などとしては、小学校が教育委員会の所管であるため、意識的に情報交換、連携を密にする必要がある。そのため相互での研修開催の共有、幼小連携に関する研修の参加、定期的な指導主事による各課連絡会を実施し、全ての就学前教育施設での情報共有が可能となった。また、給与体系を一元化したことで、こども園・幼稚園・保育所間での人事異動が可能となった。さらに、市立園として任意研究団体の組織を設立し、研修を含め乳幼児教育の質の均一化を図ることにつながった。

【幼児教育アドバイザーについて】

（1）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

奈良市では中堅層にあたる保育者が少ない現状と若手層の増加による経験や学びの格差、園の小規模化・単学級の増加といった課題がある。今後の奈良市における幼児教育の質の向上のため、指導的役割の中核を担う人材の育成を進め、教育・保育の改善と充実をめざした。平成27年度の調査研究で開発した幼児教育アドバイザー育成プログラムを活用した研修体制の実施と持続可能な体制構築と展開進めるに至った。

スーパーバイザーは幼児教育アドバイザーを養成するために設置している。奈良市として、幼児教育アドバイザーには各こども園等において、指導的な役割を果たしてほしいと考えている。若手の職員の増加や園が少なくなり、単学級が増加する中で、奈良市全体として

保育・幼児教育における質の向上をめざしており、それを担う人材が幼児教育アドバイザーである。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

スーパーバイザーについては、奈良市内に 3 つの教員養成系の大学があり、その大学教授に市から就任をお願いしている。現職の公立園長に関しても市から直接就任を依頼している。一方、私立園出身のスーパーバイザーに関しては、関係団からの推薦に基づき、人選を行った。

幼児教育アドバイザー候補者の決定については、園長からの推薦及び育成対象である副園長による立候補を募り、主体的に研究・実践に取り組むことを狙いとした。講習については、対象の幼児教育アドバイザーは受講が必須である。講座の一部については、市立副園長、国立、私立副園長職員を対象とし、公私立が共に学べる研修の場とする共に、幼児教育アドバイザー講習受講修了者については学び続けるための研修の機会とする。また、今後幼児教育アドバイザー対象者となりうる職員の育成を踏まえて、継続的かつ複数年受講を可能とするためである。

アドバイザー研修を通し、新任のアドバイザーに以下のような資質・能力の育成を企図している。①カリキュラムの理念と内容に関する専門的知識の保有、②実践上の課題に応じて指導助言する能力、③企画・運営する能力、④実践研究を推進する能力、である。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

それぞれの役割は全く異なる。幼児教育アドバイザーは、職員（保育実践者）への指導・助言、園内における研修の企画運営、進行統括を行う。スーパーバイザーはアドバイザーが行っている自園における公開保育や研修を支援している。指導主事は、園長・副園長・職員の指導、奈良市内の園運営・教育保育内容に関する内容全般の推進、私立園運営・苦情に関する指導、監査を行う。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

派遣計画に基づいてスーパーバイザーは訪問しているので、園所からの直接の要請は受けていない。同じ園に基本的には同じスーパーバイザーが、アドバイザーの養成のために、年に計 2 回支援訪問している。また、他園で公開される公開保育にも 2 回スーパーバイザーは訪問している。

幼児教育アドバイザーについては、市のカリキュラムで設定する各期（5 期）内で担当の研修会にて各自 2 回参加している。また、市内公開保育研修会（5 回）、随時事前訪問（各自 1 回以上）に参加している。

典型的な一日の流れは以下である。①公開保育研修：（午前）公開保育参観→（午後）カンファレンス研修にてグループ協議における進行統括、指導助言。②公開保育事前訪問：（午

前) 保育参観→指導・助言 ③事例研修会：(午後) 担当園の保育実践事例についての協議における進行、助言。典型的な訪問以外の支援としては、園内研修会(公開保育、事例研修)がある。

(5) 幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

以下のような工夫をしている。①保育実践者の子どもの捉えや意図の理解、②保育者自身が気づき学べるような助言・指導、③奈良市立こども園カリキュラムにおける子どもの発達との照らし合わせ(年齢や期)。また、幼児教育アドバイザーが公開保育などで実践している場にスーパーバイザーが出向くようにしている。

なお、特別支援の専門家は、子ども未来部子育て相談課・こども園推進課、奈良市教育委員会教育相談課に所属し、幼児教育アドバイザーとしては任用されていないが、別の仕組みにより巡回している。

【都道府県と市町村の役割分担について】

県と市町村で、幼児教育分野に関し、担当者会議(幼稚園指導主事会、保育指導主事会)を年10回程度開催している。参加者は、奈良県内の郡・市・町の指導主事である。会議内容は、県からの指示・伝達・指導、情報交換、研修会である。

【取り組みの高度化・拡大について】

(1) 関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

体系的な研修制度の構築のためにも、奈良市内の教員養成系の3大学との連携しているほか、奈良市立こども園会との連携は必要不可欠である。奈良市立こども園会は、公立園長や職員等で構成されている。アドバイザーの研修制度に既存の講座を組み込んでおり、その点でも奈良市立こども園会との連携の必要性は大きい。

また、私立園に対するスーパーバイザーの設置においては奈良市私立幼稚園協会の協力があつた。国立、私立園の職員の受講対象拡大については、幼児教育アドバイザー育成の取り組みの具体的周知となり、研修体制における関係団体とのさらなる連携を進めていくための土台となった。

(2) 幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

保育・幼児教育に携わる教職員の年齢層に偏りがあるので、経験年数に応じた学びができるように体制・研修体系を整えている。

18. 岡山県

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
幼児教育センターの設置形態	部署間連携で代替	一元化について	一元化していない
幼児教育関係部局間の連携方法	・ 幼児教育に関する研修について、例えば幼稚園教諭対象の研修に、こども園はもちろん、保育所や私立の園からも参加できるよう、関係課と連携し、各所管への連絡		
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
ア 教育庁義務教育課	・ 幼稚園教諭・保育士などへの研修機会の提供 ・ 園に対する指導助言 ・ 保育・幼児教育アドバイザーなどの人材育成 ・ 市町村に対する指導助言 ・ 幼保小連携の推進	5名(うち常勤3名、非常勤2名)	
イ 保健福祉部子ども未来課	・ 幼稚園教諭・保育士などへの研修機会の提供 ・ 大学など地域の養成機関との連携・調査研究 ・ 園に対する指導助言 ・ 市町村に対する指導助言 ・ 待機児童解消の支援	9名(うち常勤7名、非常勤2名)	
ウ 総務部総務学事課	・ 他課と連携しながら、園に対する指導助言 ・ 国庫補助を受けて、待機児童解消の支援	2名(うち常勤2名)	
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育スーパーバイザー			
名称	就学前教育スーパーバイザー	雇用形態	賃金
人数	2名	アドバイザーの主な経歴	退職小学校長、退職幼稚園長
主な業務内容	研修での指導助言、園等の取組に対するアドバイス		
派遣対象	岡山市を除く県内全域	対象施設	市町村教育委員会、国立・公立・私立の幼稚園・認定こども園・保育所、小学校
イ アドバイザーへの研修			
研修内容	園長が退職後に研修指導員(初任者研修指導員、2・3年目研修指導員)となり、いずれはアドバイザーとして活躍することができるよう、①園長等運営管理協議会(県の幼稚園教育の動向、保幼小接続、幼稚園教育要領の改訂のポイント、園内でのカリキュラムマネジメント		

	の実践など)、②研修指導員連絡会議(新幼稚園教育要領の趣旨と内容、発達障害のある人への理解と支援、保育の質の向上、遊びの可視化)をその研修に当てている
--	---

【幼児教育センターについて】

現在、部局間の連携によっているのは、幼児教育に関する所管がそれぞれ異なっているからである。財源も異なるので、一元化も難しい。

【幼児教育アドバイザーについて】

(1) 幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

平成 27 年度の、保幼小の円滑な接続を目指した「就学前教育推進プロジェクト」により、「接続スタンダード」の作成・普及を行うために、義務教育課に就学前教育スーパーバイザーを配置することとなった。平成 28 年度から文科省の事業を受けて、委託 4 市にも就学前教育アドバイザーを配置した。

(2) 幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

再委託先の 4 市が配置している就学前教育アドバイザーとは、年 2 回の連絡会議を中心に情報交換等を行っている。また、特に連絡会議のような場を特別に設定していなくても、再委託先の市と県とで協力する場面は多く、その中で市配置のアドバイザーが、県配置のスーパーバイザーから学んでいる。県のスーパーバイザーは、市のアドバイザーのための配置ではないが、例えば、県の就学前教育スーパーバイザーが、再委託先の 4 市が行う研修会(園内・園外ともにある)にも講師として参加することもあるため、スーパーバイザーの指導助言や保育の見取り等について直接聞いたり、意見交換したりする中で、アドバイザー自身が「次はそういう言い方で園に伝えてみる」といった感想を述べる姿が見られている。

(3) 幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

全く異なる。就学前教育スーパーバイザーは、研修(園内研修を含む)での講師、保育に関する専門的な指導助言を行っている。一方、指導主事は県が主催する研修の企画・運営、要請により研究大会での指導助言で行っている。就学前教育スーパーバイザー(県)は、市の就学前教育アドバイザーを支援している。4 市が選ばれたのは、当該市に幼児教育籍の指導主事がいなかったのが主な理由である。

(4) 幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

1 年を 3 期に分けて募集している。就学前教育スーパーバイザーの勤務が月に 9 日であるため、その中で調整している。典型的な一日の流れとしては、就学前教育スーパーバイザー

は、市町村からの要請により派遣するため、市町村や校・園の計画に基づいた訪問となっている。そのため、県から提案する1日の流れのようなものは特になく、市町村等訪問先の希望に合わせている。典型的な訪問以外の支援としては、市町村や園からの希望により、対応している。そのため、接続カリキュラムの作成支援やその実施についての研修もあれば、幼児の人権に関する研修など、支援内容は様々である。

従来は市町村の関係部局を通じて、県に就学前教育スーパーバイザー（県）の派遣を依頼しており、現在もその派遣依頼ルートが多い。一方、現在では園所から直接、派遣の依頼が来るときもある。以前は就学前教育スーパーバイザー（県）が、2名同行し、それぞれの専門（元公立幼稚園長、元公立小学校長）から助言していた。だが、派遣依頼の増加に伴い、それぞれが単独で巡回するようになってきている。また、派遣依頼の内容や校種の別によって、自らの専門分野に近い派遣依頼先に行くようにしている。月によっては派遣依頼が多く、すべての依頼にこたえられないこともある。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

（県就学前教育スーパーバイザーとして）幼児教育は指導計画をもとに幼児の姿に応じて次の保育者のステップが見えてくるので、幼児の姿をどのように捉えるかがとても重要になってくる。実際の幼児の言動を通して、その幼児をどのように理解し、環境構成や援助のあり方を考えていくか、具体的に写真を見ながら話し合うなどすることで、「保育者の研修の大切さ」について広めたり、深めたりするようにしている。

保育者の指導の意図が先行しがちになるので、幼児の主体性を伸ばしていくために、保育者の役割について見直していく機会となるようにしている。幼児期に育てていく資質・能力について、幼児の姿としては見えにくい内面にも参加者の多様な見方を出し合い、十分注目していくようにしている。遊び込む姿を求めていくには、また、幼児の遊びが継続していくにはどのようにしたらよいか保育者とともに工夫するようにしている。

特に、保育園からの要請については、研修という機会が少なく、自らの保育を公開することに躊躇される話を聞くことがあるので、一緒に学ばせていただくという姿勢で臨む。また、研修を受けて何か一つ得るものがあつたと参加された方に思ってもらえるよう、資料を準備するとともに、傾聴姿勢で臨む。

支援を要請した園並びに先生方の保育への考え方や想い等を丸ごと受け入れ、困り感や悩みに沿った話をするよう心掛けている。加えて、自身の失敗談やその課題に直面した時の自身の対応等を一例に、「このような方法もあるのでは？」と、具体的な指導を心掛けていく。

また、特に私立園所では訪問に対するアレルギーや叱責されるのではないかという恐怖心がある。園内研修でもよいので、地道に就学前教育スーパーバイザー（県）や就学前教育アドバイザーの受入れることによる、利点を伝えていくしかない。すでに訪問を受け入れた園所を通じた口コミも重要である。「声がかからなければ、園所に行くわけにはいかない」

ので、研修の内容だけでも一元化された方が良いと感じる。

なお、特別支援の専門家は教育庁特別支援教育課に所属しているが、幼児教育アドバイザーとしては任用されていないが、別の仕組みにより巡回している。

【都道府県と市町村の役割分担について】

県では連携のために年 2 回、就学前教育推進会議を開催している。市町村教育委員会と幼児教育担当部局の関係者及び福祉部門の関係者も参加している。会議の主な内容は、①再委託先 4 市の先進的な取組についての発表、②小学校区ごとの保幼小接続カリキュラムの作成についての意見交換と、作成状況についての情報交換、③保育所、私立幼稚園を巻き込む工夫について、などである。自治体担当者の名簿を配布することにより、市町村同士の横のつながり・連携をとれるようにもしている。岡山市も参加しており、政令市であるからと言って連携に課題があるわけではない（ただし、研修に関しては岡山市が独自に実施しており、参加しない場合もある）。

また、就学前教育スーパーバイザーの園内研修への派遣についても、市町村教育委員会や市町村の部局を通じて申し込むことを基本とすることで、市町村教育委員会や部局と協力して行う形になるようにしている。加えて、市のアドバイザーが企画運営する研修へ県のスーパーバイザーが参加することで、連携した取組となるようにしている。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

前述の「就学前教育推進会議」を開催している。

（２）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

これまでの幼児教育に関する取組を生かした研修体系をつくりたい。

19. 広島県

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
幼児教育センター	(名称) 乳幼児教育支援センター		
設置形態	組織として設置	設置年度	平成 30 年 4 月
設置場所	教育委員会	職員数	30 名 (うち常勤 16 名、非常勤 14 名)
業務内容	・乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査・研究 ・カリキュラムに関する調査・研究 ・乳幼児期の教育・保育に関する情報収集・発信 ・施設種別, 設置者の枠組みを超えた研修の実施 ・教育相談・支援, 園・所に対する指導助言 ・遊び等の充実を図る取組 ・幼保小連携の推進		
一元化について	一部で一元化している		
一元化の内容	乳幼児期の教育・保育の充実に係る調査, 研究, 研修, 相談 ・教育・保育内容の充実に係る研修, 相談, 支援 ・教育・保育内容の充実に係る調査研究 ・幼保小接続に係る合同研修 ・幼保小接続に係る公立小学校の連携担当教員対象研修		
幼児教育関係部局間の連携方法	平成 29 年 2 月に「遊び 学び 育つひろしまっ子!」推進プランを策定した。このプランが策定されてからは、関係部局との連携・協力体制は整ってきており、良好な関係が築けている。特に、保育所・認定こども園所管部局とは、新規採用教員研修や中堅教諭等資質向上研修を共同で実施していることもあり、教育・保育内容についても連携・協力がしやすい関係である		
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
(出先機関)	教育事務所 教育センター	・県教育委員会主催の研修等を連携して運営	5 名
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育アドバイザー			
名称	幼児教育アドバイザー	雇用形態	賃金
人数	12 名	アドバイザー	元幼稚園長・現大学講師、元

		の主な経歴	保育所長・元大学特任教員、元附属幼稚園副園長・現大学講師(現市教委幼児教育アドバイザーとの兼務)、元幼稚園教諭(現市教委幼児教育アドバイザーとの兼務)、元保育所長、元保育士、元幼稚園教諭
主な業務内容	・ 幼稚園・保育所・認定こども園の訪問指導に関すること ・ 研究指定園のカリキュラム研究開発及び派遣職員への指導・助言に関すること ・ 乳幼児期の教育・保育の推進に係る助言に関すること ・ 調査研究内容の整理・分析に関すること ・ 教員・保育士等の資質向上に関すること		
派遣対象	県内全域	対象施設	公立私立問わず、幼稚園・保育所・認定こども園、関係団体、市町関係課、市町教育委員会、教育事務所
イ アドバイザーへの研修			
研修内容	・ 既存の関連研修へのアドバイザーの参加 ・ アドバイザー連絡会の開催 ・ 訪問記録やアンケートのアドバイザー間での共有 ・ 県主催の幼児教育アドバイザー対象の研修を市町、市町教、関係団体の指導的立場の者にも呼びかけ実施		

【幼児教育センターについて】

「オール広島県」で乳幼児期の教育・保育の充実のための施策を総合的に実施する拠点とするため、組織として設置している。私立幼稚園は知事部局が担当しているが、教育内容の指導は今まで知事部局はやっていなかった（法人指導のみ）。保育所担当部局も、保育内容についてはこれまで口は出していなかった。よって、教育・保育内容については、センターが中心となり連携しながら進めている。

運営上の工夫としては、運営会議の構成メンバーに関係部局が入っている。常日頃からのコミュニケーションも頻繁に取っている。運営会議の開催頻度は、必要に応じて随時である。ただ、日ごろから常にやり取りはしている。

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ることを目的として、幼児教育アドバイザーを配置した。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

アドバイザーの確保にあたっては、関係団体、有識者等から推薦して頂き、個別に就任をお願いしている。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

それぞれの役割は全く異なる。異なるのは、指導主事は園に所属する特定のキャリアの職員に対しての指導を行い、アドバイザーは園に対しての教育・保育の内容等の助言を行う点である。連携の方法としては、月に２回程度アドバイザー連絡会を行っている。幼児教育アドバイザー訪問についての基本的な考え方については、センターで整理の上、アドバイザーと共有して個別の訪問にあたっている。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

依頼を随時受け付け、訪問している。典型的な一日の流れとしては、午前中に訪問→保育参観→午後から園内研修等で協議・助言である。典型的な訪問以外の支援としては、県の乳幼児期の教育・保育施策等を取りまとめた「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランの周知や、幼保小接続カリキュラムの編成実施についての指導・助言、研修会・部会での講師である。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

訪問にあたって工夫していることとしては、それぞれの園所で行われている特色ある取組を尊重しながらも、県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方について理解いただき共通認識をもって取り組んでいただきたいため、決して上から目線で指導しないことである。また、訪問した園所の実際の子供の姿をもとに、保育者の気づきを引き出しながら、アドバイザーも含め、共に気づき合うこと、語り合うことを大切にしている。

なお、特別支援の専門家は県立特別支援学校に所属し、幼児教育アドバイザーとしては任用されていないが、別の仕組みにより巡回している。

【都道府県と市町村の役割分担について】

県で策定したプランを全県で推進するため、政令市も含め市町と連携している。政令市である広島市は園・所数も多いため、年度当初に県の事業内容について説明したり、アドバイザーボードへのオブザーバー参加、幼児教育アドバイザー対象の研修への参加を呼びかけるなどしている。また、広島市の私立保育園協会及び私立幼稚園連盟に幼児教育アドバイザーのPR等を目的に連携を行っている。

また、県内の市町の取組みとしては、幼児教育アドバイザーを設置している自治体がある。ちなみに、広島市は市内の幼稚園・保育所を中心に訪問し、三原市・尾道市は市内の公立幼稚園を中心に訪問している（県のアドバイザーも兼任）。なお、県内の市町には幼児教育センターは設置されていない。

広島市以外の市町と幼児教育に関しての連絡協議会等は特に行っていない。県内市町村の人材のリクルートや、小学校の先生を幼稚園に長期派遣、幼稚園の教諭を大学院に派遣させるといった人材面での活用事例はある。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

平成30年度は、私立園へのアドバイザー派遣を増やすのを目的として、幼児教育アドバイザーを8名から12名に増やした。私立幼稚園連盟と協力して、連盟の理事の現役の園長をリクルートした。

（２）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

県が取り組んでいる「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる「5つの力」を取り入れた内容になるようしている。また、各団体がすでに取り組んでいる各種研修を活用している。各団体の研修でカバーできていない分野等について県での実施を検討している。

20. 広島県広島市

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
幼児教育センターの設置形態	部署間連携で代替	設置年度	平成 28 年度 9 月
一元化について	一元化していない		
幼児教育関係部局間の連携方法	・関係部局の場所が離れている（階が違う、建物が違うなど）ため、日常的な緊密な連携が図りにくく、多岐に渡る諸課題や関連施策への共通理解・共通認識にも多くの時間を要する。そのため、必要に応じて担当者が電話やメールで連絡を取り合ったり、各課を訪問し合ったりなどして連携を図っている ・教育委員会事務局及びこども未来局が連携・協働し、幼児教育センター機能等について調査研究を行うため、広島市幼児教育支援協議会を設置		
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
ア 教育委員会事務局学校教育部指導第一課	・公立幼稚園・小学校との連絡調整 ・公立幼稚園に対する指導助言 ・幼保小連携の推進、など	5 名（うち常勤 4 名、非常勤 1 名）	
イ 教育委員会事務局総務部教育企画課	・幼児教育の調査研究に係る総合調整 ・幼児教育センター（仮称）設置に関する調査研究 ・幼児教育アドバイザーの活用・育成、など	2 名（うち常勤 2 名）	
ウ こども未来局	・保育士への研修機会の提供 ・保育園、認定こども園に対する指導助言、など	10 名（うち常勤 4 名、非常勤 6 名）	
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育アドバイザー			
名称	幼児教育アドバイザー	雇用形態	謝金
人数	19 名	アドバイザーの主な経歴	学識経験者、元公立幼稚園長・元指導主事、元公立保育園長・元保育士、元公立小学校長（特別支援）
主な業務内容	市内の幼稚園、保育園、認定こども園等の要請に基づき訪問し、以下の内容等について、指導・助言等を行う ・幼児教育・保育の内容・指導方法等に関すること ・保育者の資質向上に関すること		

	・ 幼児教育・保育の研修に関すること ・ 保護者支援、組織マネジメント等に関すること		
派遣対象	市内全域	対象施設	全ての幼児教育施設
イ アドバイザーへの研修			
研修内容	・ 幼児教育アドバイザー連絡協議会を毎月開催し、訪問内容に係る情報交換の実施 ・ 各施設の多岐にわたるニーズに応じた支援が行えるよう、専門的な知識をもつ大学教授や他都市の幼児教育支援員等の講師を招へいし、指導を受ける（他の幼児教育アドバイザーの訪問事例を参考に、限られた訪問回数の中で効果的な助言方法の共有。得意分野以外の知識を得る） ・ 幼児教育アドバイザーに対するスキルアップ研修会を開催		

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

幼児教育アドバイザーの設置は幼児教育の推進体制構築事業を受託したことが直接的なきっかけではあるが、以前から私立幼稚園協会から幼児教育センターの設置の要望や園に対してアドバイザーを各園に派遣してほしいとの話があった。幼児教育アドバイザーの設置にあたり、幼児教育の関係団体の代表に集まってもらい、意見を聞いた。園所の職員が意欲をもって日々の保育にかかわれるよう、園の中だけでは解消できない悩みなどを（特に私学の場合、経験年数が多い職員が少なかったり、経営者が保育の専門家では必ずしもないこともあり）、相談できる体制の構築を目的として幼児教育アドバイザー制度を設置するに至った。アドバイザー設置後は、信頼関係の醸成に努め、平成 29 年度からは幼児教育アドバイザーが園内研修への支援にも力を入れている。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

全国的に公立幼稚園は減少傾向にあるが、広島市においては公立幼稚園の数が比較的多く、園長にも指導主事経験者が多くいる。今でも園長出身者が大学などで活躍しており、他の自治体と比べて、アドバイザーの確保については恵まれている状況にある。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

それぞれの役割は全く異なる。指導主事は、市立幼稚園を対象として、幼稚園教育に関する指導・助言を行う。一方、幼児教育アドバイザーは、公立・私立を問わず、幼稚園・保育園・認定こども園等を対象として、各施設の職員や保護者からの相談対応や支援を行う。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

園が希望する訪問テーマと幼児教育アドバイザーの専門分野を考慮し、効果的な研修となるよう事務局職員がコーディネートし、幼児教育アドバイザーを派遣している。アドバイザー単独での訪問、複数のアドバイザーによるチーム体制での訪問、指導主事訪問への同行している。

具体的な派遣の流れは以下である。各施設からの訪問依頼→教育企画課において幼児教育アドバイザーへの依頼・日程調整→各施設と幼児教育アドバイザーとで具体的な打合せ→幼児教育アドバイザーによる訪問。典型的な訪問以外の支援内容としては、①特別な配慮を要する子供の保護者からの相談を受ける、②各施設が開催する子育て支援事業の中での乳幼児保護者からの相談に応じる、③研修会のグループ協議に参加して指導・助言を行う、④各施設の要望に応じて必要な時間に訪問し、アドバイスを行う、である。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

「指導する」という立場ではなく、「園（施設）の良さを認め、それを生かした取組に向けて、一緒に考え、支援していく」というスタンスで訪問してもらっている。その理由は、平成 28 年度取組みの中で、「本市の（求められる）幼児教育アドバイザーの役割」として、広島市における幼児教育アドバイザーは、研修講師等の役割にあわせ、教師や保育士等の保育についての相談や悩みへの対応、園の良さ（強み）を今後さらに伸ばしていくことに焦点をあてたアドバイスを行うなど、各園の変容を評価し、教師や保育士等の教育・保育に対する意欲が高まるような助言を行う、ということを共通認識して進めているためである。

なお、特別支援教育の専門家は、教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課に所属し、幼児教育アドバイザーとして委嘱されているが、基本的に、「巡回指導員」という別の仕組みにより巡回している。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

幼児教育関連団体とは、懇談会などで意見交換を行っている。また、広報に力を入れており、広島市幼児教育シンポジウムの開催や市の広報紙などでも幼児教育アドバイザーの良さをアピールしている。

（２）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

現在、幼児教育に関する研修は、公立園・私立園向けなど、各課がそれぞれ実施している状況にある。それぞれの種別・内容などの特性はいかしながらも義務教育へとつながる、小学校へ向けて子どもたちを育てていかなければならない。課題を解決する能力、保育の質を充実できるような取組みや視点が必要だと考えている。広島市の子ども像（広島市の子どもにはこういった力をつけて欲しい、など）を共通理解した上で、どの施設種でも体系的な研修の機会を提供したい。

21. 徳島県

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
幼児教育センター	(名称) 保育・幼児教育センター		
設置形態	組織として設置	設置年度	平成 28 年 7 月設置
設置場所	本庁（教育委員会学校教育課）	職員数	2 名（うち常勤 2 名）
業務内容	・ 幼児教育関係研修の計画及び実施 ・ 県保育・幼児教育アドバイザー及びスーパーバイザー派遣 ・ 保幼小連携推進事業の計画及び実施		
一元化の有無	一元化していない		
幼児教育関係部局間の連携方法	・ 幼児教育推進体制連絡協議会事務局会を設置し、定期的に協議を行う機会を設け幼児教育充実に向けた取組を各部局が意識し取組んでいる ・ 公立・私立の保育所・幼稚園・認定こども園の実態を把握し、各部局が実施する施策統合や共有を検討することにより、実施施策の効率化と充実に向けて取り組んでいる ・ 幼児教育関係の情報交換し共有している		
幼児教育に関する部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
ア 教育委員会 学校教育課	・ 幼稚園教諭・保育教諭・保育士などへの研修の機会の提供 ・ 大学など養成機関との連携 ・ 市町に対する指導助言 ・ 園に対する指導助言 ・ 学校計画訪問（3 年で県内のすべての公立幼稚園・公立幼保連携型認定こども園を訪問し、指導・監査を行う） ・ 保育・幼児教育アドバイザー派遣等に係る事務等 ・ 保幼小連携の推進	6 名	
イ 県民環境部 次世代育成・青少年課	・ 子ども・子育て支援新制度に関すること ・ 子ども・子育て支援事業支援計画に関すること ・ 認定こども園に関すること ・ 保育所・認定こども園の整備・運営に関すること（待機児童解消の支援） ・ 子ども・子育て支援新制度推進交付金事業に関すること	12 名（常勤 10 名、非常勤 2 名）	

	・阿波っ子はぐくみ保育料助成事業に関すること ・地域子育て総合支援交付金に関すること ・放課後児童健全育成事業・放課後子ども総合プランに関すること ・認可外保育施設の指導監督に関すること ・保育士登録に関すること ・保育士等の人材確保、養成に関すること ・社会福祉法人・児童福祉施設の運営指導に関すること(園に対する指導助言) ・児童厚生施設等の整備に関すること ・市区町村に対する指導助言など	
ウ 経営戦略部 総務課	・私立学校・学校法人の指導監督事務 ・私立学校・学校法人の許認可事務 ・私立学校審議会等関係事務 ・私学補助金関係事務	5 名

②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育スーパーバイザー			
名称	保育・幼児教育スーパーバイザー	雇用形態	謝金
人数	6 名	スーパーバイザーの主な経歴	県内の教員養成系大学教員、国立大学付属幼稚園長など
主な業務	保育現場への指導、研修会の講師、アドバイザー研修会の講師		
派遣地域	県内全域	対象施設	保育所・こども園・幼稚園・小学校

イ 幼児教育アドバイザー			
名称	保育・幼児教育アドバイザー	雇用形態	謝金
人数	32 名（H30 年度）	アドバイザーの主な経歴	元国公立幼稚園長・教諭、元保育所長・教諭、大学教員、元指導主事、小学校教諭、特別支援教育関係、新規採用教諭指導員、学校訪問指導員
主な業務内容	訪問指導、研修講師		
派遣対象	県内全域	対象施設	保育所・こども園・幼稚園・

			小学校
ウ アドバイザーへの研修			
研修内容	・アドバイザー会議・研修会を年に3回開催 ・スーパーバイザーによる指導・助言 ・県内・県外への研究会等への参加呼びかけ（県内の教員養成系大学あるいは附属校園で開催される研究会や県外での研究大会について、その都度広報し参加を募り、旅費を支給。参加後には、報告書を提出いただき、アドバイザー会議等において情報共有）		

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

徳島県では、保育者の年齢構成が課題となっている。管理職及びその立場に近い年代の層と若い層が多く、ミドルリーダーになるべき人材が不足している。ここ数年は、園長・所長の定年退職者が多い。年齢構成の課題は、各園の組織構成にも影響しており、管理職あるいはその立場に近い者は園運営に追われ、急務である経験の浅い保育者の資質向上に時間を割くことができない。また、特別に支援を要する子どもへの個別の対応に必要な職員の確保が困難である事情を始めとして、各園は人材難の問題を抱え、外部研修には出席することも難しい。退職していく方々には、「現場に恩返しをしたい」「学んだことを次世代の保育者に伝えて おきたい」との思いが非常に強い。したがって、幼児教育の推進体制構築事業において、アドバイザー派遣事業を進めるにあたり、この人材を生かしたいと考えた。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

スーパーバイザーは、県内教員養成系大学教員と国立大学附属幼稚園長で構成された6名であり、これまでも県内外各所における指導・助言の経験が豊富である。また、そのうちの3名はアドバイザー経験者であり、5名は保育現場における勤務経験もある。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

アドバイザーと指導主事の役割はほぼ同じであるが、以下の点で異なる。①新幼稚園教育要領等や徳島県幼児教育振興アクションプランⅡの周知・説明、③施設監査の実施、③市町等の研究大会における指導助言。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

事業の委託期間の3年ですべての公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園を訪問する。徳島県保育・幼児教育センターに、園等から派遣依頼を受け、連絡を取り詳細を把握した後、アドバイザーを決定し、日程調整等を行い、訪問指導を実施する。

典型的な一日の流れとしては、午前中または午後から訪問→保育参観→園内研修や打ち

合わせでの協議・助言等、午後から訪問→保育参観→新任や特定の教諭との保育カンファレンス・助言等、午後から訪問→事前に依頼のあったテーマによる園内研修または地域の幼児教育関係者研修、である。

典型的な訪問以外の支援としては、管理職への指導・助言、特別な配慮が必要な子どもへの支援に関する研修がある。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

アドバイザーの住所地の偏りが生じないよう、県央・県北・県西・県南の均衡に配慮した人選・配置を行い、訪問場所からできるだけ近い者を派遣するようにしたため、移動にかかる負担が軽減できる。

アドバイザーの派遣にあたっては、指導主事が基本的に同行している。これはアドバイザーには「新しい動向に対する理解」への不安が強いからである。したがって、可能な限り、指導主事が同行しアドバイザーの指導内容に、新幼稚園教育要領等の情報を絡めて解説を加えている。

また訪問指導終了後、アドバイザーには訪問記録を提出いただいている。また、指導主事がアドバイザーに同行した場合には、その発言内容を書き留めている。それらから得られた指導内容を分類・整理し、「アドバイザーの金言」と称した冊子にし、アドバイザー会議・研修会において配付している。アドバイザーにとっては、他のアドバイザーの指導内容を知る一助となり、「指導の目の付け所」として参考とすることができる。

他にも派遣にあたっては、以下のような工夫などを行っている。

- ・環境（室内・自然・遊び）を観察し、その園や保育者の雰囲気を感じている。
- ・保育と子どもとの言葉がけや対話、遊びの指導、援助等に耳を傾けている。タブレットで写真を撮影し、保育者と子どもとの関わりを研究協議の時に話し合い、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿とからめて話し合っている。
- ・保育を参観するにあたり、「ねらい・内容・評価」に視点を持ち、幼児の姿、教師のかかわりを見させていただいている。幼児の姿からどのような学びがあったのかを話し合うことを大切にしたいと心がけている。
- ・子どもを理解すること。保育者がどう子どもを理解するかによって指導方針・支援が違ってくると思われる。
- ・私立の施設では、設置者やその園の方針・理念にかかわる部分には立ち入らないようにしている。
- ・できるだけ、よい所をたくさん見つけてほめるように心がけている。
- ・とくに指導しよう、改善しようというのではなく、「一緒に学ぶ」という気持ちで臨んでいる。
- ・現場の状況を知ること、支援が生まれる。現場の幼児教育に向かう職員の良い点を見つけ、認めることから始める。職員の思いを引き出す。
- ・ポジティブな態度になってくれるよう、園の強みを評価し、できる範囲で弱みを克服するための方策を具体的に指導している。
- ・所長・園長の困っている事柄について、相談にのり、職員の協働性が高まるように心がけている。
- ・園長先生の園方針を大切に聞き、その園の方針からぶれない様に保育を参観させてもらい、また、邪魔をしない程度に保育に参加して望んでいる。

- ・担任の方の個性や思い、学級経営を大切にし、後の研修会でしっかりと担任・職員の方の意見や考えを聞きながら、自分の経験でのヒントを伝えることを大事にして話し合いを進めている。
- ・子どもの声に耳を傾けること。子どもの遊んでいる姿から興味や関心をみつけること。集中して遊んだり、工夫したり、継続して遊びを発展させるような、子ども自ら考えいけるような言葉かけをすること。
- ・特別支援教育に関する内容で、相談を受けることが主であるが、その場合でも幼児の発達のみを見るのではなく、集団としての発達や教師の関わりも含めて判断し、アドバイスしている。教師の関わりの基本としては、幼稚園教育要領のどの部分をどう解釈して保育を行っているのかを確認し、個への関わりをどうしたら効果的か話すようにしている。
- ・現場の抱える多忙感を受け止め、共感すること。
- ・自分の知見を先生方にお知らせするだけでなく、グループワーク等を活用し、現場の先生方が日頃考えてはいるが、具体化できていないことを出し合って可視化し、共有することで、自分たちで園を動かしていく力をつけることを目的としている。
- ・新任の先生方は不安になっていることが多く、今何に悩んでいるかをじっくりと話を聞くことを大切にしている。
- ・仕事に対しての姿勢、態度を意識してもらうようにしている（言葉遣い、服装、周りへの配慮、保育力）。
- ・保育については、研修を通して、実践につながる手立てや工夫、先生の思いなどについて、じっくり話し合ったり、考えたりする時間をとり、解決方法をさぐるようにしている。
- ・子ども一人一人どの子にもすばらしい力がある。その力を見つけ引き出し、伸ばしていくのが教師の役割である。
- ・具体的で分かりやすい指導・アドバイスになるよう、写真撮影（子どもの姿、教師の関わり、環境構成等）を行い、研究協議では、その当日の写真を見ながら話し合っている。
- ・保育内容や環境づくりを工夫する（指示、命令、早く言わない、大きな声をださないことを念頭に、保育・教育をさる重要性）。
- ・指針・要領の理解は忙しい園では難しいことであるが、担任したその年齢の内容部分を読み合わせするよう伝えていく。
- ・先生方の年代のひらきや経験の少ない先生など、現場は職員構成・勤務状況など様々である。研修の場が少なくなってきたおり、少しでも幼児教育の重要性や今まで積み上げてきた熱意が伝わるように努めている。
- ・現場の先生方が保育内容について悩みながら、どのように進めているか。応答性のある話し合いが進められたらと思っている。
- ・幼児は体験を通して学ぶ。様々な体験のできる環境をつくるために、幼児理解（発達や興味・関心）が大切である。

なお、特別支援教育との連携についてであるが、徳島県保育・幼児教育アドバイザーに特別支援教育を専門とするアドバイザーが2名おり、巡回ではなく訪問依頼を受けて派遣する形をとっている。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

徳島県幼稚園・こども園長会、徳島県幼稚園・こども園幼児教育研究協議会、徳島県保育事業連合会等の関係機関、研究団体等を通じての徳島県保育・幼児教育アドバイザー派遣事業の周知を行っている。

また、徳島県幼児教育推進連絡協議会（「徳島県幼児教育振興アクションプラン推進連絡協議会」）を年2回開催している。参加者は、学識経験者、県・市町村行政担当者、公私幼保各施設の代表者、保護者等である。

（２）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

県が行う研修としては、新規採用研修があるが、公立の幼稚園を中心とするものであり、公立の子ども園の3～5歳に関しても、必ず受ける法定研修に位置付けている。私立の幼稚園やこども園にも希望制で門戸は開いており、参加者も多い。他の県で開催する研修に関しても、公立・私立に関係なく、希望者には門戸を広く開いている（キャリアに応じた研修についても同様）。

22. 香川県

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
幼児教育センター	(名称) 幼児教育センター		
設置形態	部署間連携で代替	設置年度	平成 28 年 6 月
設置場所	教育委員会	職員数	-
業務内容	・ 幼児教育スーパーバイザー派遣希望調書の受付		
一元化について	一元化していない		
幼児教育関係部局間の連携方法	・ 公私立全ての幼児教育施設を対象とした取組を進めるため、義務教育課がイニシアチブをとり、知事部局への理解を求めた ・ 保育所への研修の必要性について理解を得た上で、協力してもらうことは難しい面あったが、義務教育課から各市町教育委員会と関係所管課に直接通知をすることについて了解を得た		
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
ア 教育委員会 義務教育課	・ 公立幼稚園教諭(うち、幼稚園型認定こども園を含む)への研修機会の提供 ・ 大学との連携・調査研究 ・ 公立幼稚園(公立幼稚園型認定こども園を含む)に対する指導助言 ・ 保育・幼児教育アドバイザーなどの人材育成 ・ 市町に対する指導助言 ・ 幼保小連携の推進	1 名(うち常勤 1 名)	
イ 総務学事課	・ 園に対する指導助言	2 名(うち常勤 1 名、非常勤 1 名)	
ウ 健康福祉部 子ども政策推進 局子ども家庭課	・ 保育士、幼稚園教諭等への研修機会の提供 ・ 保育士確保及び養成に関する養成施設との連携 ・ 保育園、認定こども園、認可外保育施設に対する指導監査 ・ 指導保育士などの人材育成 ・ 市区町村に対する指導助言 ・ 幼保小連携の推進 ・ 待機児童解消の支援	4 名(うち常勤 4 名)	
(出先 機関)	教育事務所	・ 香川県の管内の公立幼稚園の調査、研修等について、市町教委員会及び所管課に依頼したり、取 2 名(東部教育事務所に 1 名、西部教育	

		りまとめ資料を県教育委員会に提出 ・ 公立幼稚園や市町教委からの質問に対して回答	事務所に 1 名)
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育スーパーバイザー			
名称	幼児教育スーパーバイザー	雇用形態	謝金
人数	2 名	スーパーバイザーの主な経歴	元公立幼稚園、元公立保育所長・公立幼稚園長
主な業務内容	・ 要請のあった幼稚園・保育所（園）・認定こども園を巡回訪問し、教育内容や教育方法等についての相談、指導・助言 ・ 要請のあった幼稚園・保育所（園）・認定こども園の園内 ・ 所内研修体制・研修方法の構築 ・ 要請のあった市町における研修体制の助言		
派遣対象	県内全域	対象施設	全ての幼児教育施設
イ アドバイザーへの研修			
各市におかれるアドバイザーへの研修内容	・ 一部の訪問に県指導主事が同行 ・ 香川県幼児教育振興プラン・園内研修の手引きの活用 ・ 県と市町のアドバイザーを対象とした連絡協議会の開催 ・ 県幼児教育スーパーバイザーが県教育委員会主催の各種研修会・指導主事会に参加		

【幼児教育センターについて】

幼児教育センターはあるものの、他県の運用とは異なる。義務教育課内においてもスペースがないため、現在、県教育センター内に幼児教育センターを置いている状態である。現在、部局間連携によって代替しているので、組織として幼児教育センターの設置に向け、検討中ではあるが、平成 31 年度から設置する状況にはまだない。

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

現在、幼児教育施設種ごとに所管が分かれており、義務教育課の指導主事の立場では、保育園や認定こども園には指導・訪問することはできない。一方、県の幼児教育スーパーバイザーという立場であれば、全ての幼児施設に訪問することができる強みがある。また、義務

教育課の考える幼児教育のあり方についても各施設に伝えることができる。

(2) 幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

(各市に置かれるアドバイザーへの研修は「基礎情報」を参照)

(3) 幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

役割は、ほぼ同じであるが、以下の点で異なる。以下の業務は、県幼児教育スーパーバイザーのみが行っている業務である。園経営に関する相談業務(園長、所長の経歴があるため可能)、市町の研修体制構築に対するアドバイス。

幼児教育スーパーバイザーは、現場をよく知っていることから、その経験を踏まえたアドバイスが可能である。また県内の全ての幼児施設を訪問することから、指導主事が訪問できない施設についての情報を指導主事に伝えてもらうという役割もある。一方、指導主事はアドバイザーの意見や情報をふまえ、幼児教育センターの運営や各種研修を企画している。それらの研修には幼児スーパーバイザーにも必ず出席してもらうことで、より効果的な研修となるよう、フィードバックをしている。

(4) 幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

4月中は、各市町教育委員会及び所管課からの派遣希望申請(市町の研修会が事前研修会、指導訪問等)を、県教育委員会義務教育課担当者が受け付け、県幼児教育スーパーバイザーに依頼する。その後は、随時、各幼児教育施設からの派遣希望申請にも応じるようにしており、各幼児教育施設及び各市町教育委員会及び所管課が、直接、県幼児教育スーパーバイザーと日程調整を行い、調整が整った段階で、県教育委員会義務教育課と県教育センターに申請書を提出してもらう。

典型的な一日の流れとしては、日程説明・園(所)長との協議→保育参観→個別指導又は指導・助言である。典型的な訪問以外の支援としては、園内研修支援、保育や人間関係等の悩み相談、園経営支援、市町主催の研修体制構築へのアドバイスである。

(5) 幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

どの市町においても、保育者の急激な若年化に伴い、保育の質の低下が課題となっている。また、研修をリードしていく人材も若年化していることから、研修が深まらず、幼児理解や教育内容・方法の継承、充実が困難な状況であることを踏まえ、それぞれが抱えている日常の困りことや悩みについての「ちょこっと訪問(相談)」や「しっかり訪問(指導・助言)」など、それぞれの施設の実態やニーズに応じた支援方法を取り、課題に対して「一緒に考えていきましょう」という考えで取り組んでいる。

指導・助言にあたっては、香川県幼児教育振興プランの理念である「心いっぱい、体いっぱい 遊びこむ子ども(集団生活の中で、心をいっぱい揺らし、体をいっぱい動かして、遊びこむことができる子ども)」の育成を目指し、人材育成に取り組んでいる。

若年保育者の育成については、保育の楽しさを感じられるように、小さな成功を褒めたり、子どもの自発的な遊びにつながるヒントを伝えたりしている。

保育者同士で高め合える園（所）内研修の方法として、語り合える、認め合える保育者集団づくりの重要性を伝えている。（例：保育者集団で、経験年数関係なく保育について語り合うことで、子どもの姿の見方が多角的になったり、自分では気付けなかった成長の様子にも気付いたりできる。各保育者のよさを見つめ、認め合うことで、それぞれが自分の得意なことを生かしながら、保育者集団で全園児を育てるというスタンスこそが、子どもたちの育ちを豊かに支えられる。など）

園（所）内研修の方法がいくら工夫されていても、保育者集団の人間関係がうまくいってなければ研修を深めていくことはできない。担任と加配教員の連携や園全体での若年保育者のバックアップ体制等についてアドバイスをを行い、幼児教育の質の向上につなげている。

なお、特別支援の専門家は幼児教育アドバイザーとしては県で任用しておらず、各市町が独自に巡回相談事業を実施している。

【都道府県と市町村の役割分担について】

市町によって幼児教育の取組に対する温度差がある。連携を取りやすいところ、そうでないところもある。県内 10 市町に幼児教育の専任の指導主事がおらず、小規模な市町ほど予算上の理由などからその配置も難しい。また、香川県の地理的な特徴として、島が多く、その点も指導主事の配置を困難にしている面もある。

幼児教育分野に関し、県と市町村担当で連絡協議会を年 24 回、開催している。参加者は、県・市町指導主事、県幼児教育スーパーバイザーである。会議の主な内容は、今年度の幼児教育に関する重点の共通理解、県・市町の研修についての情報交換や検討、各市町の指導訪問を終えてからの情報交換、幼稚園教育香川県研究業議会開催に関する内容、ビデオ研修などである。

また、県教育センター・市町教育委員会指導主事・県教育委員会で会議を年 1～2 回程度、会議を開催している。会議の主な内容は、①各市町教委の情報交換、②県から市町教委に対し、幼児教育の重要性について理解が図れるよう、県の取組や成果について知らせるとともに、各市町の幼児教育の推進を呼びかけ、である（ただし、幼児教育分野に限定した協議会ではない）。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

県の幼児教育スーパーバイザー制度に関して、園長会・所長会で事業実施当初から伝えてはいたが、現場レベルまで周知されているとは言い難かった。現在では、ミドルリーダーの養成研修などの各研修会においても、アドバイザー制度の利点をアピールしている。「上から指導される」といったイメージではなく、相談業務や園内研修に出向くことなどをきっかけに、保育者に寄り添うことがアドバイザーの姿であると周知した。幼児教育の専任の指導主事がない10市町については、直接電話をかけるなどして、スーパーバイザーの訪問にむけた働きかけも行った。

年に1～2回程度、県、保育協議会、私立認可保育園連盟、健康福祉機構と会議を開催している。県も含めた研修の実施団体が参集し、県内全ての保育施設が保育の質を向上できるよう、翌年度の研修内容についての調整や情報共有を行い、一覧表にして各施設に送付及びホームページに掲載している。

（２）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

教育部門と福祉部門とで研修も異なっていたが、「乳幼児教育プラン」を作成することで、0歳から切れ目のない就学前教育に実現を目指したいと考えている。

23. 香川県丸亀市

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制		
一元化について	一部で一元化している	
一元化の内容	・ 行政的なレベルで制度上の管轄と整備、施設の運営、職員の雇用等において総括的に管理運営 ・ 就学前教育の理解を深め職員の資質向上を図るための研修を統括的に管理し、実施	
幼児教育関係部局間の連携方法	・ 様々な部署があるので子ども子育て会議などで調整・連絡を行っている ・ こども未来部幼保運営課と学校教育課で兼任者（2名）もいる ・ 公開保育には、保育関係者だけではなく、首長部局と教育委員会関係者にも参加を促している	
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数
ア こども未来部幼保運営課	幼稚園担当の指導主事 ・ 幼稚園教諭等への研修機会の提供 ・ 幼児教育研究会及び研修会の指導助言 ・ 教育研究所(教育委員会主催)の幼児教育部会において指導・助言 ・ 園に対する指導助言、課題別・個別の指導助言 ・ 学校群施設連携の推進 ・ 幼稚園全般の運営に係る管理等 保育所担当の指導主事 ・ 保育士等への研修機会の提供 ・ 各所(園)の指導助言、課題別・個別の指導助言 ・ 待機児童解消に向けての支援 主任 ・ こども園(保育所から移行した園)の保育支援 ・ 保育所の保育支援、保育事務	5名(うち常勤5名)
イ 教育部学校教育課	・ 幼児教育全般に関する指導及び掌握 ・ 園や研修に対する指導助言 ・ 幼保小連携の推進	1名(うち常勤1名)
②幼児教育アドバイザー		
ア 幼児教育アドバイザー		

名称	幼児教育アドバイザー	雇用形態	謝金
人数	5 名	アドバイザー の主な経歴	大学准教授、元教育長、元保育所指導主事、元園長
主な業務内容	・ 幼児教育の推進体制構築事業の取組状況に関しての意見・指導 ・ 課題別研修指導		
派遣対象	市内全域	対象施設	全ての幼児教育施設

【一元化への過程など】

丸亀市の幼児教育は、明治 26 年丸亀市立丸亀幼稚園開園から始まり、昭和 26 年認可保育所が設立され、幼稚園と保育所という二元化の体制が長く続き、就学前教育としての統一した環境づくりや教育・保育に対する認識の共有化について十分に図られていなかった。平成 24 年 8 月の「子ども・子育て関連 3 法」制定を受け、丸亀市において平成 24 年 11 月から幼稚園と保育所の機能を有効に活用するため、施設としての幼稚園と保育所、制度としての教育と保育の一元化に向けて本格的な取組が始まり、平成 25 年度に「丸亀げんきっ子夢プラン」(丸亀市における就学前教育の基本的な考え方)を作成(プランの中に年齢別共通カリキュラム(0～5 歳児)を含む)した。平成 27 年 3 月には「丸亀市こども未来計画」(丸亀市子ども・子育て支援事業計画)」が策定され、平成 28 年度に幼保連携型認定こども園が 2 園開園されることが明記されたことから、乳幼児教育・保育に関する担当部局の一元化が図られ、就学前における施設はすべて市長部局管轄となったが、幼稚園の教育の指導においては教育委員会に残すこととし、幼保連携型認定こども園においての教育面においての指導も教育委員会も関与することとなった。

管轄が同じになったことで、共通認識での研修の企画運営が図りやすくなった。幼児教育を中心として取り組んできた幼稚園と、養護と保育という児童福祉の視点で取組を進めてきた保育所との間で、教育・保育についての理解や認識の共有が少しずつではあるが図られてきつつある。特に、今年度 3 法令改訂に伴い整合性が図られたことにより、さらに様々な取組の中で共通認識がもてるようになってきている。しかし、幼稚園、こども園、保育所のそれぞれの保育内容や取組の独自性を理解し、共通の認識を持ち、取組を進めるにはさらに時間を要すると思う。

幼・小接続に関しては、丸亀市は以前からその重要性を認識し、昭和 29 年より幼稚園と小学校が、昭和 42 年より保育所、一昨年には幼保連携型認定こども園も加わり、「丸亀市幼児教育・小学校教育連絡研究協議会」を開催し、子どもたちや教職員の交流の機会を設けたり、合同研修などを行ったりしている。各校区や状況に応じた連携は図っていたが、一元化の中で、就学前教育の共通理解と幼児教育と学校教育をつないでいくことへの取組方法や内容面において、さらに理解が深まり、平成 29 年度には丸亀市アプローチカリキュラムを作成した。

課題として、幼稚園・こども園において教育における指導は教育委員会に残っているものの、保育所を含め 0 歳から 18 歳までのつながりのある教育とその質の保障が、待機児童対策における行政のサービス面に重点が置かれ、そのことに流されてしまい、保育の質の維持ができなくなるのではないかという懸念が広がっているため、いかに保育の質の維持・向上を図っていくか、また就学前教育と初等・中等教育へとつながり深め、どう継続していくかが大きな課題である。また、指導主事は 2 名配置されているものの保育所担当指導主事は、保育士不足による保育士確保や県の監査等に業務のほとんどを費やしている状況で、幼児教育担当 3 名も保育所の事務や保育支援に出向き、一人一人に即した保育指導にまで十分手が回らない状況にある。さらに、国や県からの教育と福祉それぞれの周知・依頼が複雑化し、受け止め方や考え方で認識が異なる部分があり、現場において混乱が生じている。職員配置等が現状維持の状態では保育業務、事務業務の大幅な拡大により、業務内容が増加し職員の疲労困憊な状況が深刻化していくことを懸念している。

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

丸亀市の就学前教育・保育施設の在り方を検討していく上で、こども園が平成 28 年度に 2 園、次年度に 2 園、また 31 年度には新たに 2 園開園予定と、随時こども園が増えていくことを見据えて、就学前教育における共通意識を深めていくことが喫緊の大きな課題として挙げられていた。就学前教育としての共通理念や共通認識の基での教育・保育の在り方をそれぞれの保育者が理解し、その実践力を身につけていくためには、市における研修体制は歴史が古いだけにそれなりに確立していたが、研修が任意となっていた公立保育所を始め、建学の精神が優先される私立幼稚園・保育園などで様々な状況があった。丸亀市の方針として保護者ニーズに基づき、それぞれの家庭で保護者が選択することを挙げていたため、これからの就学前教育施設として基本的な部分での共通性を図ることを求めている。こうしたことを踏まえ、この事業を受託することで、本市における就学前施設で教育・保育に携わるすべての保育者のスキルアップを図る研修体制の構築につなげていきたいと考えた。しかし現状を鑑みた時、保育所には新採保育士の指導体制がなく、幼・保ともに若年教員の増加、産休・育休による講師の増加や長期化、育休明けの教職員の負担感など、さらにはそれを支える教頭・副園長(副所長)・ミドルリーダーの若年化に伴い、教諭、保育教諭、保育士の相談に応じたり、実践を通しての具体的な指導にまで至らなかったりして、様々な悩みや課題に対応できない状況が生まれていた。そこで、経験豊富なアドバイザーによる各施設に合った指導助言を行うことが必要であった。

また、幼児教育アドバイザーの他にも、若年教員指導員と新採保育士指導員を設置している。それぞれの制度の概要は以下である。

名称	若年教員指導員	新採保育士指導員
----	---------	----------

配置人数	6 名	13 名
設置時期	平成 29 年 4 月	平成 29 年 4 月
アドバイザーの経歴	元幼稚園指導主事、元園長	元保育所指導主事、元保育所長
アドバイザーの主な業務	若年教員の指導	新採保育士指導
アドバイザーの所属部局	無	無
アドバイザーの派遣対象者	若手教員	新採保育士
派遣対象地域	丸亀市内	丸亀市内

（若手教員指導員の制度を採用するに至った経過・理由）幼稚園等においては県教育委員会による幼稚園等新規採用教員研修として園内外において 20 回の研修が行われているが、2 年次以降には個人を主とした研修体制がなかった。そこで、新採教員だけでなく、若年の教員対象に研修を行っていく必要を感じたため、平成 29 年度より構築事業の予算を生かし、採用することとした。

（新採保育士指導員を採用するに至った経過・理由）保育所では、これまで全体の保育指導として元保育所長が指導を行っていた。しかし、新採としての研修が県教育委員会の幼稚園等新規採用者研修のように義務付けられていないため、個別の研修を受ける機会が限られており、同じ丸亀市採用という雇用状況であるにもかかわらず、1 年間の研修の有無による保育内容の差が生じていたり、精神面の支援が必要な状況が起きたりしていた。また、施設長を含め若年の職員が増加し、指導力の低下も懸念される中、新採の保育士の指導に特に力を入れていかなければならない状況にあった。そこで、この構築事業の機会を生かして、新採保育士の指導に当たることとした。指導者については、当初幼児教育アドバイザーの派遣も検討したが、新たな研修体制に臨むにあたり、保育所現場の環境（感情等）に配慮し、保育所長経験者を配置することで、派遣事業への取組の抵抗感を軽減するようにした。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

丸亀市はどのアドバイザー等も教育・保育に精通し経験も豊富なので、特に研修等は行っていない。しかし、国や県から示されている園内研修の手引きなど、参考になる文献等の情報提供をしたり、施設訪問では、毎回の訪問記録の作成やアンケート調査をアドバイザー間で共有したりしている。また、県主催のアドバイザー連絡会に出席し、各郡市町の取組内容の報告や、県の主任指導主事より 3 法令改定による整合性をもった保育内容等の具体的な講話から新教育要領等の内容について知る機会をもっている。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

園(所) に対する指導助言といった、大きな目的は同じであるが、特に指導主事には研修の計画・実施、アドバイザーの派遣など運営的な役目がある。また、指導主事は限られた時間内での訪問で、教育内容・環境構成に視点をおき、教育的な指導・助言を行う。

アドバイザーは、目的別・課題別研修の講師や全体的な構築体制の方向性を整理する。指導員は、一日園で過ごすため、教育・保育はもちろん保育カンファレンスや話し合い、保育環境や準備においても課題に丁寧に助言する。

アドバイザーは現場をよく知っているので、保育一年目の新任に対し、丸一日がかりの手厚い支援を行っている。２年目以降はそうした支援も減ってしまう傾向がある中、保育者も不安があるので、どう支えていくかが課題であった。アドバイザーはそれらの新任者や中堅クラスの職員に対しても働きかけができる立場である。一方で指導主事は丸一日がかりでの指導などは難しい。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

派遣は要請による。前期と後期に分け、年 2 回同じアドバイザーが同じ園所を担当することで、時間の経過を踏まえた対応が可能となる。幼児教育アドバイザーは、課題別研修の講師として必要に応じて平成 29 年度年間 9 回、公開保育参観を平成 29 年度こども園 1 ヶ所ずつ計 4 回、平成 30 年度幼稚園・こども園・保育所各 1 箇所計 3 回訪問している。また、新規採用教員研修を平成 29 年度年間 5 回、平成 30 年度年間 1 回実施している。典型的な一日の流れは以下である。①参観及び協議・指導助言：午前中の参観、午後より時間別に協議・指導助言等である。②講話：午後より講話。典型的な訪問以外の支援としては、課題別研修の指導、園内研修支援、こども園検討委員会での協議、接続カリキュラム作成・検証支援、特別な配慮が必要な子どもへの支援がある。

若年教員指導員は、平成 29 年度新採教員がいない園に前期・後期各 1 回、平成 30 年度新採教員がいる園には年間 1 回、新採教員がいない園には前期・後期各 1 回訪問している。典型的な一日の流れは以下である。①一日訪問：研究保育参観、教育時間内の保育参観→保育内容の指導助言、園内研修での協議・指導助言等。

新採保育士指導員は、各園年間 9 回訪問指導している。典型的な一日の流れは以下である。①一日訪問：研究保育参観、保育参観→園内研修での協議・指導助言等。

なお、若年教員指導員と新採保育士指導員については、同じ施設に同じ指導員が複数回訪問することで、各園の課題解決や成果を積み重ねていくことができるようにしている。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

研修の意義を知らせ、施設の実態や課題(目的)に合わせた効果的な研修体制の具体的な方法を提案し、職員の意識や幼児教育の質の向上につなげる。各園の悩みや課題はそれぞれなので、施設の要望に応えることができるように柔軟に対応する。また、一方的な指導ではな

く、研修時には研修の一員として共に考え、改善に向けての適切な助言やこれからの方向性を示していけるようにしていくことを大切にしている。施設によっては保育時間が多様化し、園内研修の時間がとりにくくなっている現状があるので、同じ内容を3回に分けて指導することで、全職員が共通理解できるように工夫している。

幼稚園出身のアドバイザーには幼稚園を訪問するなどの工夫をしている他、各園の特色・課題に応じ、具体的でピンポイントなアドバイスを行うようにしている。同じアドバイザーによる年2回の訪問によって、安心感を醸成するようにしている。

研修実施に際しての工夫としては、こども園・保育園では研修の時間が取りづらい場合もあり、同じ内容の研修を日程や時間をずらすことにより複数回実施している。DVD（市販されているもの）視聴による研修の実施により、同じ内容を共有でき、議論もしやすい。

なお、特別支援の専門家は幼児教育アドバイザーとしては任用されていないが、別の仕組みにより巡回している。

【都道府県と市町村の役割分担について】

香川県が幼児教育分野に関し、担当者の会議を年2回程度開催している。参加者は、指導主事・幼児教育アドバイザーである。会議の主な内容は、①現場における指導内容や成果・課題についての報告と情報共有、②県の主任指導主事より3法令改定による整合性をもった保育内容等の具体的な講話から新教育要領等の内容について、である。

【取り組みの高度化・拡大について】

（1）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

園長・保育所長の合同の研修会があり、その場にアドバイザーが参加することもある。また、教頭・副所長の合同研修もある。

私立園所に関しては、建学の精神もあり、公立に比べればアドバイザーの訪問の敷居が高い面もあるが、アドバイザーの良さを地道に案内している。また、私立保育園に対しては、公開保育を実施するよう、働きかけてもいる。

（2）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

待機児童問題もあり、研修がやや後手に回ることもないではない。平成26年度「丸亀市こども未来計画（丸亀市子育て支援事業計画）」では就学前を主に対象としており、今後、こども園が増えていく中で、幼児教育の重要性をどう位置付け、幼保の現場の一元化を進めるかが課題である。

24. 香川県善通寺市

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
一元化について	一元化していない		
幼児教育関係部局間の連携方法	・市教育委員会教育総務課と市子ども課の連携について 指導主事が就学前の幼児をもつ保護者向けの講演会(市子ども課主催)に参加して小学校就学までの流れを説明したり、特別な支援を要する幼児について早期から情報交換し合ったりするなどして良好で緊密な関係を築いている		
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
ア 教育委員会教育総務課	・幼稚園教諭・保育所保育士などへの研修機会の提供 ・幼稚園に対する指導・助言 ・幼児教育アドバイザーなどの人材育成 ・幼保小連携の推進	2名(うち常勤2名)	
イ 子ども課	・保育所(園)に対する指導・助言	2名(うち常勤2名)	
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育アドバイザー			
名称	幼児教育アドバイザー	雇用形態	謝金
人数	3名	アドバイザーの主な経歴	大学副学長、大学助教、大学非常勤講師
主な業務内容	・市内の全保育所(園)、幼稚園を訪問し、保育等を参観した上で、保育者の資質向上や教育環境の充実を図るために指導や助言を行う ・幼児教育の推進体制構築事業の調査研究実行委員として、市の幼児教育及び本事業への取組の方向性について助言する		
派遣対象	市内全域	対象施設	全ての幼児教育施設
イ アドバイザーへの研修			
研修内容	・専門が異なる複数名で幼稚園、保育所(園)を訪問 ・本事業の調査研究実行委員でもある市幼児教育アドバイザー3名と県幼児教育スーパーバイザー等による協議会の開催(年間2回) ・各園、所に同行した指導主事が、訪問(指導)記録を作成し、アドバイザー間で共有		

【幼児教育センターについて】

設置する予定はない。小規模な自治体なので、設置しなくても福祉部門とも連携できている。

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

市教育委員会には、幼児教育を専門とする指導主事はいなかった。市内の幼児教育の質をさらに向上させるためには、幼児教育に専門的な知見をもっている方の指導・助言が必要であった。そこで、市内にある大学に協力を依頼し、平成 28 年度、平成 29 年度は副学長、教授の 2 名、平成 30 年度は副学長、元教授（現講師）、助教の 3 名を市幼児教育アドバイザーとして配置した。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

善通寺市内の幼児教育施設の職員の年齢構成がいびつであり、定年に達していない現職の園長は 2 名のみで、他の園長に関しては再任用で園長を続けてもらっている。本来ならば、園長経験者をアドバイザーとして登用したいが、園長経験者も多忙であり、頼める人材がない状況である。そこで大学関係者にアドバイザーを依頼している。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

それぞれの役割は全く異なる。市幼児教育アドバイザーは、指導主事とともに各園・所を訪問し、保育参観を通して保育者に専門的な知見からの具体的な指導・助言を行う。指導主事は各園・所と市幼児教育アドバイザー、県幼児教育スーパーバイザーとの連絡調整を行い、保育参観後の協議の際、ファシリテーターの役割を果たしている。市幼児教育アドバイザーには、善通寺市幼児教育研修会の研修内容、研修方法に関する指導主事へのアドバイス、研修会のグループ協議において保育者や教員へのアドバイザーも務める。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

派遣の仕組みとしては、1 年を 2 期に分けて 1 期あたり全園、所を 1 回ずつ訪問している。典型的な一日の流れは以下である。午前中に訪問→保育参観→（昼食・休憩）→経営・保育説明→経営や保育に関する協議及び指導・助言。または、午後訪問→保育参観→経営・保育説明→経営や保育に関する協議、指導・助言。典型的な訪問以外の支援としては、①園内研修の持ち方に関する指導・助言、②特別な支援を必要とする幼児や家庭への支援の仕方に関する指導・助言、③保育所における 3、4、5 歳児混合クラスの経営に関する相談、④園長、所長からの園、所経営に関する相談、である。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

「善通寺市教育施策の大綱」及び「善通寺市の学校教育 基本的な考え方」に基づき、

幼稚園、保育所（園）への訪問の視点を『一人一人の良さや可能性を伸ばす子どもの主体的な活動の充実』と設定し、子どもたちが主体的な遊びを生み出したり、熱中したりできるよう、また、安心・安全に遊べるように環境構成への指導・助言を行う。また、興味や関心に基づいて自発的に活動する中で、子ども一人一人の良さを見つけ、伸ばすことができるよう、保育者の援助について具体的な保育の場面を捉えながら指導・助言を行う。

善通寺市では、小学校区と幼稚園の所在地が一致しているという地域性から、3歳以上の子どもの多くが幼稚園へ通う傾向があり、幼稚園と保育所（園）が互いの教育や保育について知ることは大切である。そこで、保・幼・小の連携を密にし、子どもの育ちと学びの連続性を大切にしたい保育、教育を行っていかうと考えている。

市の幼児教育アドバイザーは市内の大学教授等であるため、幼児教育に関する専門性が高い一方、訪問日等が大学の授業と重複することもあり、毎回訪問に参加していただくことは難しかった。そこで、指導主事が早めに各園、所の訪問希望日等を市幼児教育アドバイザーに知らせるなど、連絡調整を行った。

なお、特別支援教育の専門家は、市内の幼児教育施設を巡回はしていない。

【都道府県と市町村の役割分担について】

県は市町との連携のため、年3回程度、会議を開催している。参加者は、市幼児教育アドバイザー、県幼児教育スーパーバイザー、県教育委員会事務局義務教育課主任指導主事、市指導主事である。会議の主な内容は、県や市の取組及び成果と課題等について情報交換、幼児教育アドバイザー・指導主事として必要とされる資質・能力を向上させるための研修である。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

市教育委員会教育長がイニシアチブをとり、その指導の下で市教育委員会教育総務課指導主事が市教育総務課長、市子ども課長にも相談しながら調査研究及び事務処理等を進めてきた。課題が生じた際も、その都度、指導主事が教育長や市教育総務課長、市子ども課長に相談し、指導や助言をいただきながら取り組んできた。ちなみに、市子ども課長は行政職であり、子ども課と教育委員会の間で兼任や併任者はいない。

（２）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

「善通寺市教育施策の大綱」および「善通寺市の教育方針」に基づき、中学校区ごとにめざす共通の子ども像を作成している。保・幼・小の連携を密にし、子どもの育ちと学びの連続性を大切にしたいと考えている。市内には2つの中学校があり、それぞれの校区ごとにリーフレットを作成している。

25. 香川県さぬき市

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
一元化について	全部一元化している		
一元化の内容	幼稚園、保育所（園）、認定こども園にかかわる事務、指導		
幼児教育関係部局間の連携方法	・ 特別支援では、連携会議を実施		
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
ア 子育て支援課幼保連携推進室	・ 幼稚園教諭・保育士などへの研修機会の提供 ・ 園に対する指導助言 ・ 幼保小連携の推進	7 名（うち常勤 6 名、非常勤 1 名）	
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育アドバイザー			
名称	幼児教育アドバイザー	雇用形態	謝金
人数	4 名	アドバイザーの主な経歴	元公立幼稚園長 2 名、元公立保育所長 2 名
主な業務内容	・ 幼稚園・保育所への巡回訪問による指導・助言 ・ 合同研修会・座談会等での指導、助言		
派遣対象	市内全域	対象施設	全ての幼児教育施設（ただし、私立幼稚園、私立保育所には訪問していない）。
イ アドバイザーへの研修			
研修内容	アドバイザーを対象とした連絡協議会・研修の開催		

【一元化などについて】

これまで幼稚園は教育委員会事務局学校教育課、保育所（園）は健康福祉部子育て支援課と所管が異なっていたが、就学前の子どもに双方が携わっていることから、地方自治法 180 条の 7 に基づく補助執行として平成 28 年 4 月より健康福祉部子育て支援課幼保連携推進室として幼稚園と保育所の所管が一本化された。

一元化の成果としては、以下があげられる。

・ 幼稚園、保育所及び認定こども園の校種や、公私立の枠を越えての、就学前教育・保育に携わる教職員の情報交換や様々な研修の場を提供することができ、より高い質の向上を目指すとともに、幼稚園、保育所及び認定こども園の連携が少しずつ図れるようになってきた。

・早期からの教育相談・支援体制構築事業としての早期支援コーディネーターによる巡回訪や就学前情報交換会等を通して、就学前から小学校への支援をつなぐ体制づくりができている。

・保幼小理解研修会を通して、幼稚園・保育所・こども園・小学校の教職員が一同に会することで、幼児教育を小学校教諭に知ってもらったり、小学校の様子を聞いたりすることで、小学校へのつながりを互いが意識できるようになってきた。互いの教育について話をすることで、少しずつ連携がとりやすくなってきている。

一方、教育を主体とする幼稚園と養護を主体とする保育所の制度の違いからくる意識の隔たりや保育時間が異なることにより研修時間の確保が難しいこと等から、双方の質を高めることにつながる研修の在り方については、課題が生じている。特に幼稚園においては、新規採用教員に対する指導員が配置され、年間を通しての研修体制が充実しているが、保育所においては、新規採用職員を含めた研修の機会が少なく、資質向上につながる十分な研修ができていない現状にある。

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

幼稚園、保育園、認定こども園など様々な施設がある中、研修を通じて幼児教育の質の向上を図るために設置した。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

現在、元公立幼稚園長や元公立保育所長に幼児教育アドバイザーを委嘱しており、今後、退職が予定される方へ声がけを行う。園長会・所長会からの助言によって人選を行っている。また、行政（さぬき市）から直接、幼児教育アドバイザーへの就任を依頼することもある。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

ほぼ同じであるが、以下の点で異なる。アドバイザーは、同じ園(所)に回数訪問するが、指導主事は、全部の幼稚園に訪問するため、実態が見えにくいこともある。そのため、幼児教育アドバイザーは園所を巡回し、現場をよく知っているので、具体的かつ実践的なアドバイスを個々の職員（特に若手職員）に対して行える。また、指導主事は、幼稚園の指導は行っているが、保育所の指導は行っていないため、アドバイザーにお願いしている。

また、指導主事は研修会の企画・運営を担っている。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

派遣計画を立てる前に園所に対してアンケートを実施しており、ニーズを把握した上で、1年間の派遣計画を立てた上で、アドバイザーと相談の上、派遣している。また、合同研修会（幼保こ合同研修会）などに幼児教育アドバイザーが参加し、園所長らに対しアドバイザ

一制度を周知し、案内を行っている。これがきっかけとなって、訪問要請が来る場合もある。さらに、園所からの要請により、1年間に各園所6回程度の継続派遣を行っている（幼稚園訪問・保育所訪問参観）。訪問日時は、幼児教育アドバイザーと園所が直接、やり取りし、調整している。

典型的な一日の流れとしては、保育参観→個人指導・助言である。また、園(所)内研修（保育討議、事例検討）での指導・助言を行っている。典型的な訪問以外の支援としては、座談会でのアドバイスがある。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関する工夫

工夫等としては、①若年教諭、保育士の良さや頑張りを認めながら、保育の技術的な支援をしていく、②信頼関係を築きながら、園長・所長の思いを教職員に伝えると共に、教職員の思いも伝えていくパイプ役をしていく、③第３者が話をする事で、指導や助言を聞きやすくなる、などである。

幼児教育アドバイザー派遣の必要性が各保育施設によって異なっているので、園長・所長や主任等への周知や派遣しやすい体制を考えている。

なお、特別支援の専門家は幼児教育アドバイザーとしては任用されていないが、4課1室（国保健康課・長寿障害福祉課・子育て支援課・学校教育課・幼保連携推進室）で行う「さぬき市発達障害支援事業」の中の「早期支援コーディネーター巡回訪問事業」により巡回している。

【都道府県と市町村の役割分担について】

香川県とは指導主事会の幼稚園部会などで、情報交換を行っており、特に連携上、課題と感じていることはない。

県と市町で、年間10回程度、幼児教育に関する会議を開催している。参加者は、幼稚園担当の指導主事である。会議の主な内容は、各市町の課題、研修会等の情報交換である。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

私立の園所に対しては、訪問回数が増えれば直ちに幼児教育の質の向上につながるわけでもない。公開保育に私立園所の職員も参加することで、実際の保育を互いに見ている。また、私立の研修に公立園所の職員も参加することもある。私立の園所は異動がない分、他の園所の取組は勉強になることが多い。合同研修会に私立関係者も参加することで、顔つなぎの場ともなっている。

（２）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

一元化をしているので、幼児教育に関する研修については健康福祉部が主体となり、小学

校以降は教育委員会が担当している。ただし、幼保小の接続カリキュラムは、両者が分任する。特別支援でも幼保小の連携を図っている。

園所の職員はそれぞれキャリア・ステージが異なる上、若手職員が増えていることもあり、研修体制の充実が不可欠である。

26. 高知県

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
幼児教育センター	（名称）幼児教育センター		
設置形態	組織として設置	設置年度	平成 15 年 4 月
設置場所	高知県教育委員会（県教育センター）	職員数	4 名（うち、常勤 4 名）
業務内容	・ 幼稚園・保育所等の行政窓口を教育委員会事務局幼保支援課に一本化し、高知県教育センターに幼保研修担当を配置（県で行うすべての研修及び支援について、 国・公・私立の別を問わず幼稚園・認定こども園・保育所の保育者を対象）		
一元化について	全部一元化している		
一元化の内容	保育所指導監査を除く下記の業務 ・ 保育所、幼稚園、認定こども園の認可 ・ 施設整備 ・ 認可外保育施設への立入調査 ・ 保育所・幼稚園・認定こども園への研修・支援		
幼児教育関係部局間の連携方法	・ 小学校所管の担当課等との連携した保幼小接続の取組を推進し、市町村や各施設長の理解と取組が進みつつある。		
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
教育委員会事務局幼保支援課	・ 幼稚園教諭・保育士・保育教諭などへの研修機会の提供 ・ 園内研修支援（幼児教育・親育ち支援） ・ 幼保研修アドバイザーの人材育成 ・ 保幼小連携・接続の推進 ・ 特別支援保育・教育の推進 ・ 厳しい環境にある子どもたちへの支援の充実（家庭支援推進保育士の配置など） ・ 親育ち支援アドバイザーの人材育成 ・ 保育所・幼稚園等の保護者への研修支援 ・ 基本的生活習慣の向上 ・ 南海トラフ地震対策の推進 ・ 市町村・市町村教育委員会との連携	19 名（うち常勤 17 名、非常勤 2 名）	
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育アドバイザー			

名称	高知県幼保支援アドバイザー	雇用形態	謝金
人数	19名(うち県費7名。H30年度)	アドバイザーの主な経歴	元幼稚園及び保育所長、元県幼保支援課・教育センター指導主事、など
主な業務内容	・ 保育所・幼稚園等への園内研修（幼稚園教育要領・保育所保育指針等の理解、及びガイドラインや高知県保幼小接続期実践プランに基づく実践のための研究保育、研究協議） ・ 園内研修終了後の記録票の作成 ・ 県が行う幼児教育研修等への支援		
派遣対象	県内全域	対象施設	全ての幼児教育施設
イ 幼児教育スーパーバイザー			
名称	高知県幼保支援スーパーバイザー	雇用形態	謝金
人数	2名（H30年度）	アドバイザーの主な経歴	元県幼保支援課企画監等管理職
主な業務内容	・ 保育所・幼稚園等への園内研修（幼稚園教育要領・保育所保育指針等の理解、及びガイドラインや高知県保幼小接続期実践プランに基づく実践のための研究保育、研究協議） ・ 園内研修終了後の記録票の作成、県が行う幼児教育研修等への支援 ・ 教育・保育の質の向上委員会委員、シンポジウムのパネラー（当構築事業関係） ・ 保育所・幼稚園等への園内研修支援 ・ 幼保支援課が行う幼児教育研修等への支援 ・ 幼保支援課が行う幼児教育に関する事業への助言		
派遣対象	県内全域	対象施設	全ての幼児教育施設
ウ アドバイザーへの研修			
研修の有無	新規のアドバイザーやアドバイザー候補者への研修は実施していないが、現職のアドバイザーに対する研修は実施		
研修内容	・ 年3回の連絡会を実施（国の動向・県の施策の説明、支援に関する留意事項等の確認、支援内容の交流、支援の充実に向けた協議） ・ 自主研修として、教育センターで実施している管理職ステージの研修を中心に聴講 ・ 指導主事の同行 ・ 複数のアドバイザーによる訪問（委嘱後の早い段階、複数の参観クラスがある場合）		

【一元化の過程・課題などについて】

一元化をした理由としては、子どもの健やかな育ちのために、どこにいても質の高い教

育・保育を受けることができるよう、保育所・幼稚園、市町村が制度の違いを乗り越えて、小学校就学前の教育・保育の充実を図り、小学校への円滑な接続を目指すためである。

一元化の成果としては、幼稚園教員・保育士・保育教諭等（以下、「保育者」という）に対する研修を、国・公・私立の別を問わず幼稚園・認定こども園・保育所の保育者を対象として行うことができている点である。また、教育委員会へ一元化すると教職員の研修への理解が深まるという利点が多い。研修を受けられる体制を市町村でも築きやすくなる。

一方で、一元化しても保幼小接続に関しては、同じ教育委員会内でも、就学前と小学校で担当課が異なることもあり、連携が必要になる場合もある。支援とミドルリーダーの育成に関しては、県の助成が受けられるというメリットもある。

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

平成 18 年から高知県幼保支援アドバイザー及びスーパーバイザーを配置していた。アドバイザーを配置する目的は、幼保支援アドバイザーの経験を活かし、保育の質の向上を図るためである。指導主事は小学校籍が圧倒的であり、幼児教育分野の専門性においては限界もあるが、幼保支援アドバイザーは、現場の声を踏まえて具体的な支援を行える。指導主事だけでは、県下 300 園あまりの施設を訪問するのは限界があるため、個別の訪問支援の充実には幼保支援アドバイザーの存在が不可欠である。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修や課題について

団体からの推薦によって人選はしておらず、行政（高知県）から直接、候補者にお声がけしている。元公立園所長出身者が多く、私立出身者は少ない。求められる資質は、①幼稚園教育要領・保育所保育指針に沿って、細やかな支援ができること。保育の実際が要領等とすり合わさっているかがわかっていること、②管理職・園長が考える園運営ができていたか、保護者から理解が得られるような信頼関係があったかどうかを見ることができること、③幼保支援アドバイザーは、顔見知りがない園所に行くことも多いので、柔和な人柄も大切である。

幼保支援アドバイザーのみを対象とする研修は実施していない。県の重点施策に基づくような研修については、もれなく幼保支援アドバイザーにも受けてもらっている。県の施策を理解してもらい、例えば実践プランの説明会には、幼保支援アドバイザーにも参加してもらい、園所でその内容を周知してもらっている。県の管理職への研修にも参加してもらい、管理職の教職員に県が何を求めているのかを理解してもらい、園内研修へも生かしてもらいたいと考えている。現場を離れ、退職して年数がたてばたつほど、幼保支援アドバイザーも情報を得られにくくなるので、新しい情報の提供機会をつくっている。

なお、課題としては、①新たな人材の確保が難しい（現場での再任用率の向上、適任者の

発掘の難しさ)、②支援回数を維持・充実させる財源確保が難しい、③遠隔地への訪問、夜間等変則的な時間帯における訪問を依頼しにくい(認定こども園や保育所において、全職員参加の研修は夕方以降になりやすい)、などがあげられる。

(3) 幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

役割としてはほぼ同じであるが、指導主事の訪問支援に関し、以下の点で異なる。①市町村・団体研修への支援(依頼内容に応じて対応)、②保育所・幼稚園等の研修計画に基づいた継続支援、③指導計画等の作成支援。

また、小学校籍の指導主事の強みは、研修の重要性を理解していること、また決められた時間の中で「勝負する」ノウハウを持っており、運営するのに活きている。語るのが「仕事」であるので、教職員にわかりやすく伝えることは常に考えている。小学校籍の強みは、小学校入学後も見通すことができる点である。

(4) 幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

基本は、園所からの訪問要請によっており、訪問回数も圧倒的に多い。就学前に関しては、市町村からの訪問要請は基本的に受けていない。園所から要請が多いのは、就学以降の教育事務所のような組織がないため、幼保支援課に直接連絡が来るためでもある。年間のスケジュールは以下である。

4月 事業ごとに公開保育・園内研修支援の申込締切り(5月以降も随時受付)

5月 園内研修支援日・派遣者の調整、園・アドバイザーへの連絡。公開保育一覧の全保育所・幼稚園等への通知

5月～翌年2月 各決定日に訪問支援保育参観を伴う園内研修支援

アドバイザーの派遣時の一日の流れは、①典型的な派遣内容の場合以下である。9:00 園長との打合せ 9:30 保育参観 11:30 昼食・休憩 13:00 全体協議(午前の保育について参加できる教職員と) 15:00 個別指導(実践者・園長等との振り返り) 16:00 終了 ちなみに公開保育では、「9:00 オリエンテーション 15:00 実施園・ミドル研修受講者との振り返り」となるが、その他は園内研修支援と同じである。

②典型的な訪問以外の支援内容としては、テーマに基づく学習会(幼稚園教育要領等の内容、指導計画の作成、特別支援教育など)、認定こども園の指導計画の実績確認、小学校との合同研修会の支援などである。

なお、アドバイザーの派遣に関して、モデル園所の選定などは行っていない。

(5) 幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

園所の訪問は、幼保支援アドバイザーと指導主事の2名や幼保支援アドバイザー2名での訪問体制が良いものの、実際には1名での訪問の方が多い。派遣に関しては、大切にしていることとしては以下である。①事前のやり取りから、園内研修を初めて実施する園の緊張感

を解きほぐし、園内研修を身近に感じてもらえるようにする。②実践者や実施園が、実施してよかったと思えるような支援に努める。③立場や経験年数等の違いをこえて、参加者全員が発言できる雰囲気作りと説明を行う。④幼稚園教育要領等や県作成の冊子を活用して、伝えたい内容の理解が深められるようにする。⑤明日の保育につなげるための助言は、優先順位を決め、実施園が前向きに受け取れる件数や内容を考えて行う。⑥所長・園長の園運営や人材育成に関する悩みを聞き、必要に合わせて助言する。また、その理由としては以下があげられる。保育を振り返る面白さと重要性を感じることで、個々の保育者による保育の振り返りの質を高め、保育・教育の実践の向上につなげる。日頃の保育をありのまま見合うことの重要性を知り、継続的な園内研修の実施につなげる。継続的な園内研修の実施による園全体の保育・教育の質の向上と組織力向上につなげる。

また、各アドバイザーによる継続的な活動を確保するために以下のことに留意し、工夫している。①自宅からの移動距離が遠くなりすぎないように調整する。②本人の体調や家庭の状況等に合わせた調整を行う。③連絡会の日程は早めの決定と連絡に努め、全アドバイザーが出席できるように配慮する。④連絡会の協議は、グループ協議と全体協議の時間を設けるなど、これまでの経験や専門性を生かした活発な意見交流ができるようにする。⑤既存の研修への参加、先進地視察等により、スキルアップを図る。

派遣にあっては、アドバイザーの元々の出身（幼稚園あるいは保育園）も考慮はするが、やり取りがスムーズにいくよう、派遣先との「相性」の方が重要である。元々の出身よりも幼保支援アドバイザーが得意としている分野が、園所の訪問において発揮できるかを最も重視する。特に私立園所においては、アドバイザーのバックボーンがどこにあるかを気にするので、対応できるアドバイザーが訪問できるよう心掛けている。幼保支援アドバイザーとして（指導主事としても）気をつけていることは、訪問先の園所の教職員が自覚していないこと課題として指摘するのではなく、「良さ」として提示した上で、気づきを促すことにある。1 町村に 1 園所しかない場合も多く、「外の風」をいかに入れるかに腐心しているところもある。1 年に 1 度の訪問であっても、喜ばれる。

特別支援教育との連携についてであるが、特別支援の専門家は幼児教育アドバイザーとしては任用されていないが、教育委員会特別支援教育課に属し、支援にあたっている。

【都道府県と市町村の役割分担について】

高知県では市町村に対しても保育所・幼稚園行政窓口を教育委員会への一元化を推奨しており、平成 28 年 4 月現在、70.6%の市町村が教育委員会へ窓口を一元化している。教育委員会に一元化を推奨する理由として、新制度では研修が多いので市町村においても教育委員会に一元化された方が運用面で効率的であること、県内には公立保育所が多いので、私立保育所に対する補助金がそもそも少なかったこと、などがあげられる。特に高知県の特徴的な取り組みである、保育士・幼稚園教諭等の資質・専門性向上のための「ブロック別研修支

援」では、県内を13ブロックにわけ、ブロックごとに主体的な実践研修のためのネットワーク化の推進と園内研修の企画・立案・運営を行うミドルリーダーの育成を実践している。このブロックは、公立小学校の研修単位がベースにあり、この点においても教育委員会へ一元化した効果が表れている。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

幼保推進協議会を年3回開催している。参加者は、34市町村の園長会の代表者である（私立園も含む）。会議の主な内容としては、①保育・教育の質の向上、特別支援教育、親育ち支援に関する内容、②県の実施する施策についての情報交換・協議、③研修実施上の中間評価等についての情報交換、④次年度に向けての研修等の在り方についての情報交換、である。

（２）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

課題に対して何が効果的か、方法も含め検討して施策として実施している。教育大綱の中に、就学前教育の充実があげられているので、他の学校種の教職員にも、就学前教育の重要性については一定の理解がはかられつつある。

27. 福岡県

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
一元化について		一元化していない	
幼児教育関係部局間の連携方法		・ 幼児教育の推進体制構築事業を進める中で、関係課の事務局会を定期的実施し（年間 10 回程度）、情報を共有しながら事業を実施 ・ 年 2 回の福岡県幼児教育推進協議会（関係課長出席）を実施することで、互いの業務内容の共有、理解を図っている	
部署名		業務内容	幼児教育に携わる職員数
ア 教育庁教育振興部義務教育課		・ 幼稚園教諭等への研修機会の提供 ・ 幼児教育に関わる事業の実施 ・ 幼児教育の推進体制構築事業の実施（平成 28 年度～30 年度文科省委託事業）	4 名（うち常勤 4 名）
イ 人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課		・ 保育士等への研修機会の提供 ・ 幼児教育アドバイザー巡回訪問の運営（5 月～翌年 3 月） ・ 園に対する指導助言	3 名（うち常勤 3 名）
ウ 福祉労働部子育て支援課		・ 保育士等への研修機会の提供 ・ 保育所等職員研修（一般研修）（12 回） ・ 認定こども園職員研修（6 回） ・ 幼児教育アドバイザー巡回訪問の運営（5 月～翌年 3 月） ・ 園に対する指導助言 ・ 市町村に対する指導助言 ・ 待機児童解消への取組	2 名（うち常勤 2 名）
（出先機関）	教育事務所	教育事務所の幼児教育担当者の役割 ・ 管内の公立幼稚園からの要請を受け、園内研修等の指導助言 ・ 幼児教育に係る調査の管内分の取りまとめ ・ 本庁から依頼された国の調査や巡回訪問申請の各教育事務所管内分の取りまとめ ・ 本庁が所管している研修事業の運営に係る応援（年 1 回）	6 名（各教育事務所に 1 名の指導主事が幼児教育を担当（専任ではない。幼稚園教諭経験者・幼稚園教諭免許所持者はほぼいない））
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育アドバイザー			

名称	幼児教育アドバイザー	雇用形態	謝金
人数	36 名（平成 29 年度）	アドバイザー の主な経歴	小・中学校校長経験者・公立・ 私立幼稚園、保育園、認定こ ども園園長経験者、保育士・ 幼稚園教諭経験者、指導主事 経験者、保育園・幼稚園長、 大学教員等
主な業務内容	公立・私立の幼稚園・保育園・認定こども園からの要請に応じて訪問し、それぞれの課題や相談したい内容に対してアドバイスを行う		
派遣対象	福岡県内の指定都市（福岡市・北九州市）を除く市町村	対象施設	国立・公立・私立の幼稚園・ 保育園・認定こども園。指定 都市（福岡市、北九州市）では、私立幼稚園のみ
イ アドバイザーへの研修			
研修内容	・ 幼児教育アドバイザー説明会（5 月実施） ・ 幼児教育アドバイザー連絡会（11 月、1 月実施） ・ 毎回の訪問記録の作成や訪問後のアンケート調査をアドバイザー間で共有 ・ 幼児教育先進地視察及び幼児教育指導者養成研修（教職員支援機構）への派遣		

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

幼稚園や保育所等のそれぞれの課題に応じた指導助言が行える人材を派遣することで、園の質を上げていくことが目的である。福岡県では、幼児教育について異なる部局が所管し、連携が取りにくい状況となっていた。そこで、平成 28 年度から「幼児教育の推進体制構築事業」を受託し、それによって幼児教育を一体的に推進する体制の整備を図るとともに、幼稚園、保育所、認定こども園に対する指導・助言を強化し、幼児教育の充実を図っている。具体的には、「幼児教育アドバイザー巡回訪問事業」「幼児教育アドバイザー育成講座」を子育て支援課、私学振興課、義務教育課の協働で運営するようにした。「幼児教育アドバイザー巡回訪問事業」については、3 課からそれぞれ、幼児教育アドバイザーとして適切な人材を選定し委嘱した。「幼児教育アドバイザー育成講座」は、3 課それぞれ市町村や団体を通して、希望者を募り、義務教育課が主体となって企画し、協働で運営している。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

当委託事業の一年目は、それぞれの課から幼児教育に豊かな経験のある人を推薦してもらい幼児教育アドバイザーは15名であった。二年目は、前年に私立幼稚園が他園の園長同士で相談したりアドバイスしたりすることが難しいという課題があがったことを受け、協議会で私学振興課が学識者（保育者養成等の大学教員等）に依頼した。二年目以降は、アドバイザー育成講座を修了した人材の中でも、元々アドバイザーをしていた人の居住地ではない地域の人から優先的に選出した。これは、県域全部に広げるためである。

一方で、新任アドバイザーの年5回、研修を実施している。具体的には以下のような内容である。

- ・第1回：福岡県の幼児教育推進上の課題と幼児教育アドバイザーの役割
「福岡県の幼児教育推進上の課題」（講義：義務教育課指導主事）
「幼児教育アドバイザーの役割」（講義・演習：北九州市幼児教育推進員）
- ・第2回：学びをつなぐ保幼小の接続について
「特別支援教育について」（講義：特別支援教育課指導主事）
「学びをつなぐ保幼小の接続について」（講演：文部科学省調査官）
- ・第3回：幼児教育の充実に資する研修の在り方について
「キャリアステージに応じた研修の在り方について」（講義：義務教育課指導主事）
「アドバイザーに必要なコーチングスキルについて」（講義・演習：外部講師）
- ・第4回：幼児教育アドバイザー巡回訪問の参観を通した実地研修
- ・第5回：幼児教育アドバイザー巡回訪問の参観を通した実地研修

※第4回、5回は、実際の幼児教育アドバイザー巡回訪問の様子を参観。園の研修が終了した後に、幼児教育アドバイザーから指導助言等の解説を聞き、質疑応答を行うもの。

対象者、修了者の活用について「幼児教育アドバイザー育成講座実施要項」に以下のよう
に定め、募集している。

・対象者

次に掲げる者で幼児教育の推進に熱意を有するものとする。

ア 幼児教育施設の園長、施設長、教頭、主任等

イ 幼児教育施設において指導的立場にある教諭、保育士、保育教諭等

ウ 指導主事その他地方公共団体の職員で幼児教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する者

エ アからウまでに掲げる職にあった者

・修了者の活用について

修了証書の交付を受けた者は、幼児教育アドバイザーとする。

福岡県及び福岡県教育委員会、各市町村及び各市町村教育委員会並びに各幼児教育施設は、幼児教育アドバイザー巡回訪問事業をはじめ、幼児教育アドバイザーが幼児教育の内容及び方法の実践的な研究や研修の推進等に指導的役割を積極的に果たすことができるよう、機会の充実・確保及び体制の整備に努めるものとする。

募集方法としては以下である。

各課から文書で募集。各市町村においてリーダーとなる人材を配置することができるように、受講者がなかった市町村を優先的に受講できるようにしている。

- ・ 保育所、認定こども園：子育て支援課→各市町村担当課→各園（所）
- ・ 公立幼稚園：義務教育課→関係教育事務所→各園
- ・ 私立幼稚園：福岡県私立幼稚園振興協会→各園

ねらいや理由としては以下である。

- ・ 対象者について

現職・元職の両方から、指導的立場となる人材を確保できるようにするため。

- ・ 終了後の活用について

幼児教育アドバイザー巡回訪問の成果を示すことで、市町村の幼児教育アドバイザー配置・活用等、幼児教育の推進体制整備につなげる。

なお、修了者には、幼児教育アドバイザーとしての活動の希望をとり、現職の幼児教育アドバイザーが在籍していない市町村を優先して、県の幼児教育アドバイザーとして活用している（のべ9名活用）。また、市町の幼児教育アドバイザー、相談役として活用されている方（2市町2名）もいる。幼児教育アドバイザーとして活用されていない方については、園内研修や域内の研修等での活用を市町村へお願いしている。

（3）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

それぞれの役割は全く異なる。幼児教育アドバイザーは指導・助言を行う。本庁指導主事は、研修の運営もしくは、研修を参観するため、訪問は幼児教育アドバイザーに同行する形である。

（4）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

派遣のしくみとしては、5月に各課から申請を募っている（実施5月～翌年3月。募集後一旦集約するが、申請は随時受け付け）。募集・申請は、以下の分担で行う。公立幼稚園（義務教育課）、保育所・認定こども園（子育て支援課）、私立幼稚園（私学振興課）。

以下、申請までの流れである。①公立幼稚園の場合、園→地教委→教育事務所→義務教育課、②保育所・認この場合、園→子育て支援課、③私立幼稚園の場合、園→私学振興課。

決定までの流れとしては、各課の担当者で、園の課題に対応する専門性をもった幼児教育アドバイザーをマッチングし、調整の上、決定通知を発出する（園が幼児教育アドバイザーリストから特定のアドバイザーを希望した場合は、希望を優先する）。

実施に関しては幼児教育アドバイザーが単独で訪問している（各課の担当者が巡回訪問に帯同することは他の業務の量を勘案し難しい。幼児教育アドバイザー育成講座の現地研修の際に年間4～6回程度帯同）。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

申請園の課題・要望を適切に把握した上でアドバイスできるように、園長と幼児教育アドバイザーによる事前打合せ（電話又は事前訪問）を大切にしている。また、幼児教育の質の向上を図るためには保育士等の保育に対する自信が高まり実践意欲が向上することが第一歩だと考え、現状の保育実践の中からよさを見いだして具体的に価値づけることを大切にしている。派遣に関しての工夫としては、申請の内容によっては、複数名での訪問を実施している（元職・現職幼児教育アドバイザーの組合せによる訪問を行うことで、キャリア・ステージに応じた指導助言を行うことができる）。

幼保小接続をするにあたり、幼稚園も保育所もその重要性も認識しており、思いも同じであるが、両者の施設の特質（例えば、保育所の場合は子どもの在園時間が終日であることもあり、保育士は長時間、保育をしなければならない。その点が、幼稚園教諭と異なるなど）を理解して、アドバイザーを導入する必要がある。

まずは相談されている園のことをよく知ることが大切である。できれば事前訪問させてもらい、園の先生や子どもの姿をしっかりと観察する。そのような観点からも２回セットでの訪問としている。

アドバイザーの派遣先は、できるだけ近い距離の園への派遣となるように配慮しているが、アドバイザーの持つ専門性によってマッチングすると（アドバイザーの専門性をリストにしたものを園側が見て、希望を出せるようにしているため）、やむを得ず遠方に出向いてもらわなければならない場合もある（謝金と、旅費で対応）。最近、特に特別支援を得意とするアドバイザーのニーズに集中してしまう。

なお、県庁の外部の特別支援の専門家も、幼児教育アドバイザーとして任用され、巡回している。一方、県庁における特別支援の専門家は、教育庁教育振興部特別支援教育課に所属している。

【都道府県と市町村の役割分担について】

「福岡県・北九州市幼児教育連絡協議会」を開催するなどして、政令市と連携を図っている。北九州市は幼児教育に関する体制が先進的であり、県が学ぶことも多い。北九州市では、校区というエリアごとにアドバイザーが関わってスタートカリキュラムを作成している点など、それらをヒントに今回の継続訪問を実施している。政令市は直接に指導主事が、その園にいて指導・助言ができるが、県はそれができないので、その点では共有できない部分もある。しかし、政令市がしていることを県のその他の市町村に、体制の組み方などのモデルとして示すことはできる。

アドバイザーの継続訪問では、モデル的に４市町を選び事業を進めている。４市町の選択理由は以下である。

小郡市：保育園が継続園として２、３園ある。保育園での研修が進んでいる市であり、その研修方法を広めるためであ

る。育成講座の実施研修において、保育園での研修は、実地研修の場の提供としてなかなか手を挙げてくれないのだが、一園のみ手を挙げてくれたのが小郡市の保育園であった。この園は、工夫をこらした研修を行っていたこともあり、モデルとさせてもらった。保幼小連携が進んでいて、幼児教育、保育に関して教育長の関心が高い市でもある。

那珂川町：公立幼稚園と小学校の幼小連携が滞っていたところ、スタートからアドバイザーが関わったことにより幼小接続がスムーズに進んだことから、園長からの継続依頼があった。園長からの継続依頼とともに、指導主事自身がアドバイザーの関わりにより、今までできなかったことが出できるようになる過程を見ており、その効果を実感していたため継続して関わることとなった。スタートカリキュラム、アプローチカリキュラム作成のこともあり、今後、園がアプローチとカリキュラムを作成する際に、小学校と連携したいがなかなか振り向いてくれないというような園にとってのモデルになるのではないかと考え、モデルとして位置づけた。

川崎町：配慮が必要な子どもへの支援に関するアドバイザーからの指導・助言が継続的に欲しいという依頼があったためである（園からの依頼での継続園としてのモデルとなってもらった）。

福津市：次の2つの背景がある。①保幼小接続に力を入れるために保幼小接続推進協議会を市として立ち上げ、その準備委員会と立ち上げており、そこで幼児教育アドバイザーを活かしたかった。②公立の幼稚園が一つに統合された経緯があり、その公立幼稚園がセンター的役割を果たせるようにするために幼児教育アドバイザーを活用したいと考えた。福津市の場合も、園側も継続してアドバイザーを依頼したいという思いと共に、市としても他のモデルになるような位置づけの園が必要であるという思いが重なって、継続のモデルとして位置づけた。

なお、幼児教育分野の連携のため、県と市町村で、定期的な担当者連絡協議会などは、開催していない。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

私立幼稚園では特に、若手の先生をいかに育てるかという課題を抱えているということが見えてきたので、アドバイザーとしても、そのような部分の指導・助言ができるように強化していく必要があると思われる。

28. 福岡県北九州市

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
幼児教育センター	(名称) 幼児教育支援室		
設置形態	組織として設置	設置年度	平成 28 年 4 月
設置場所	教育委員会	職員数	3 名 (うち常勤 3 名)
業務内容	・モデル小学校区 12 諸施設 (保育所・園、幼稚園、小学校) への定期的な訪問・指導助言 ・保幼小接続カリキュラム・リーフレット・HP 作成 ・モデル小学校区以外の訪問要請研修会講師 (保育・授業参観、指導助言、講話)		
一元化について	一元化していない		
部署名	業務内容	幼児教育に携わる職員数	
ア 教育委員会 指導部指導第一課	・幼保小連携の推進 ・公立幼稚園に対する指導助言 ・モデル小学校区の定期的な訪問。保育・授業参観後、幼保小連携・接続の推進にあたって幼稚園教諭・保育士・小学校教諭と意見交換会を実施 ・幼稚園教諭・保育士などへの研修会の講師としての講話 ・モデル小学校区以外の園内研修の指導助言 ・幼児教育アドバイザー人材育成 ・北九州市版幼児教育と小学校教育の接続カリキュラム作成と周知 ・ホームページ作成 ・シンポジウムの開催 ・幼児教育啓発リーフレット作成・配布	17 名 (うち常勤 11 名、6 名)	
イ 子ども家庭 局子ども家庭部 幼稚園・こども園課	・幼保小連携の推進	2 名 (うち常勤 2 名)	
ウ 子ども家庭 局 子ども家庭 部 保育課	・幼保小連携の推進	2 名 (うち常勤 2 名)	
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育スーパーバイザー			

名称	幼児教育スーパーバイザー	雇用形態	謝金
人数	1 名	アドバイザー の主な経歴	現大学教授
主な業務内容	主に保幼小接続カリキュラムの作成に関するアドバイス		
派遣対象	-	対象施設	-
イ 幼児教育アドバイザー			
名称	幼児教育推進員	雇用形態	賃金（嘱託職員・常勤）
人数	3 名	アドバイザー の主な経歴	元市立幼稚園元園長 2 名、元市立保育所長 1 名
主な業務内容	主にモデル小学校区 12 諸施設への定期的に 2 名で訪問し、保育・授業参観および指導助言。講話		
派遣対象	市内全域	対象施設	主に小学校
ウ 幼児教育アドバイザー			
名称	幼児教育アドバイザー	雇用形態	謝金
人数	6 名	アドバイザー の主な経歴	現職私立幼稚園長 3 名、元市立保育園長 3 名
主な業務内容	保育・授業参観および指導助言		
派遣対象	市内全域	対象施設	モデル小学校区以外の市内の要請があった保育所(園)・幼稚園・認定こども園・小学校
エ アドバイザーへの研修			
研修内容	・アドバイザーを対象とした連絡協議会・研修の開催 ・毎回の訪問記録の作成 ・平成 29 年度は、幼児教育推進員がモデル園を訪問する際に同行。また幼児教育推進員・指導主事が同行し、アドバイザーの園を相互訪問し、訪問の在り方の共通理解を図る		

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

①北九州市の幼児教育の質の向上と、②接続カリキュラムの作成が主たる目的である。①は、公私や施設形態、所管を越えて幼児の教育に精通した者が現場の実践に入って指導助言することで質の向上を図ることを目的としている。②は、平成 28 年度～30 年度に『北九州市版幼児教育と小学校教育の接続カリキュラム』を作成し、カリキュラムと具体的な実勢事

例を参考にできるようにした。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修

今までは、連絡協議会を通して、北九州市保育連盟、私立幼稚園連盟、市立幼稚園園長会、小学校校長会から推薦してもらっている。しかし、今後は、市の幼児教育アドバイザーを要請するのではなく、各小学校区のリーダーが自主的に幼児教育アドバイザーの役割を担ってもらいたいと考えている。自分の小学校区は自分たちで質を向上させるという体制を目指したい。

なお、福岡県が実施するものとして、アドバイザーとして活動できる人材のキャリアアップを目的として、幼児教育アドバイザー育成講習（年５回）がある。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

それぞれの役割は全く異なる。幼児教育の推進体制構築事業での指導主事への要請訪問は実施していない。幼児教育推進員は、常勤の賃金制で、モデル小学校区への定期的訪問・指導助言を行う。幼児教育アドバイザーは、謝金制で、モデル小学校区以外の訪問要請の講師となっている。また、幼児教育スーパーバイザー（現大学教授）は、謝金制で、幼保小接続カリキュラムの作成への協力が主である。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

１年を３期に分けて募集し、幼児教育アドバイザー一人当たり年間７回程度訪問している。モデル小学校区諸施設の年間計画に基づいて派遣している（保育所・幼稚園各５～８回程度、小学校４～１０回程度、その他施設間交流１０回程度）。

典型的な一日の流れは以下である。午前中に訪問→保育参観→園内研修や意見交換会。また、園内研修での講話や個別相談を行う。典型的な訪問以外の支援としては、保護者研修会への支援がある。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

大切にしていることや工夫していることは以下である。①幼児教育の更なる質の充実を図るために、遊びや活動の中に見られる幼児の育ちや学びを価値付けて褒める、②小学校教育につながる育ちや学びを価値付けている、③訪問施設の取組のよさを伝える、④構築事業の目的・趣旨を共通理解した上で訪問を実施している。

当初は、経験知のある現役の園長や所長が幼児教育アドバイザーとして現場に指導・助言に入ること実践の質の向上を図るというねらいがあったが、現役の園の管理職が自園を離れて要請のあった園に指導・助言に行くということへの理解を得るのが難しい実情もある。したがって今後は、すでに各小学校区に居る保幼小連携担当者が自主的に、この幼児教育アドバイザーの役割も担ってもらう可能性も検討中である。これにより、さらに、幼児教

育アドバイザーからの指導・助言の要請に対して消極的な幼児教育施設も巻き込んで質を向上していけるようにしたい。

なお、特別支援の専門家は教育委員会指導部特別支援教育課（特別支援相談センター）に所属し、幼児教育アドバイザーとしては任用されていないが、別の仕組みにより巡回している。

【都道府県と市町村の役割分担について】

県と北九州市とで、年 1 回福岡県・北九州市幼児教育推進連絡協議会を開催し、それぞれの役割について協議している。参加者は、指導主事、幼児教育推進員、幼児教育アドバイザーである。

北九州市、福岡県、福岡市、それぞれの給与体制もあるが、連携のため、県教育委員会主催の幼児教育アドバイザーの養成研修に、北九州市が講師として赴いてアドバイスをしている。県教委は、幼児教育推進事業に関しては北九州市の方が先を行っているという認識をもって来ており県からの講師依頼が来ている。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

幼児教育アドバイザーの選定にあたっては、連絡協議会を通して、北九州市保育連盟、私立幼稚園連盟、市立幼稚園園長会、小学校校長会から推薦してもらった。

29. 熊本県

【基礎情報】

①幼児教育の実施体制			
一元化の有無		一部で一元化	
一元化の内容		保育所・認定こども園・幼稚園等に係る業務を一元化（公立幼稚園を除く）。	
幼児教育関係部局間の連携方法		幼小接続については、小学校を所管する教育庁義務教育課と連携し、進めていく必要がある。	
幼児教育に関連する部署名		業務内容	幼児教育に携わる職員数
ア 教育庁教育指導局義務教育課		幼稚園教諭・保育士などへの研修機会の提供。幼保小連携の推進。幼児教育アドバイザー派遣。公立幼稚園、市区町村に対する指導助言。	6名（常勤3、非常勤3）、他課の発令がある職員なし
（出先機関等）	教育事務所	-	9名。管内に担当各1名（専任ではない）
	県立教育センター	新規採用教員研修8回分のうち、4回分の研修。中堅教諭等資質向上研修。	担当1名（兼任）
イ 健康福祉部子ども未来課		保育所・認定こども園・幼稚園等に係る業務全般（公立幼稚園に係ることを除く）。	11名（全員常勤）
②幼児教育アドバイザー			
ア 幼児教育アドバイザー			
名称	幼児教育アドバイザー	雇用形態	賃金
人数	3名（H30年度）	アドバイザーの主な経歴	元公立幼稚園長
主な業務内容	保育参観による助言、園内研修の助言、保護者会等の講師や支援、認定こども園・幼稚園・保育所等や小学校、中学校との連携についての支援等。		
派遣対象	県内全域（県北1名、県央1名、県南1名）	対象施設	乳幼児教育に関する全施設種
イ アドバイザーへの研修			
研修の有無	新規のアドバイザーやアドバイザー候補者への研修は実施していないが、現職のアドバイザーに対する研修は実施		

研修内容	・ 県開催の研修会への参加や情報の提供、義務教育課への勤務（平成 30 年度 11 回）により、園内研修や助言の内容・方法について意見交換の実施
------	--

【一元化の過程・課題などについて】

平成 29 年度までは、保育所・認定こども園等を健康福祉部子ども未来課、私立幼稚園を総務部私学振興課、公立幼稚園を教育庁義務教育課でそれぞれ所管していた。平成 30 年度から、行政サービスの向上・事務処理の迅速性を図るため、知事部局分について子ども未来課に一元化した。幼児教育分野の関係部局の連携上の課題としては、すでに一元化している事務もあるものの、さらなる事務の一元化等が挙げられる。

【幼児教育センターについて】

幼児教育センターを設置する予定は当面ない。予算面、人員面、連携面で未だ課題がある。アドバイザーによる幼児教育の質の向上に取り組んできたが、この 3 年で、各幼児教育施設のニーズにあったサービスを拡大していくためのセンターの必要性を感じている。

【幼児教育アドバイザーについて】

（１）幼児教育アドバイザーの配置に至る経緯・目的

熊本県では、本委託事業前にはアドバイザーに類似する制度の運用や配置は行っていなかった。これまでは県で行っていた園外研修が中心だったが、参加できない園もあるため、幼児教育に関する知識や経験を有する者が園に出向き、園内研修等によって園及び保育者の質の向上を図る方が、効果が高いと考えた。

（２）幼児教育アドバイザーの確保・育成・研修や課題について

アドバイザーの育成や研修については、県開催の研修会への参加（①認定こども園・幼稚園・保育所等の園長等研修会、②認定こども園・幼稚園・保育所等の教頭・主任等研修会、③認定こども園・幼稚園・保育所等学習会、④幼稚園等新規採用教員・保育士研修、⑤義務教育課・関係各課主催の研修、園内研修ガイドブック検討会議等へ参加）や情報の提供、義務教育課等への勤務（平成 28 年度 4 回、平成 29 年度 8 回、平成 30 年度 11 回）により、園内研修や指導・助言の内容、方法等について意見交換を行い、幼児教育アドバイザーとして育成や指導改善を図っている。

（３）幼児教育アドバイザーと指導主事の役割分担

指導主事は幼児教育施設での勤務経験がないため、アドバイザーがいると幼児教育施設に訪問しやすくなる。役割分担として、指導主事は派遣園における活動の様子を把握し、アドバイザー派遣事業の改善に生かすため、派遣園において聞き取りを行う。一方、アドバイザーは、派遣園の要望に合わせて、保育参観後の助言、園内研修等の支援を行う。ちなみに本庁の指導主事は、県内全域の全園種を年６回程度訪問している。

（４）幼児教育アドバイザーの派遣のしくみ・方法

１年を３期（Ⅰ期；６・７・８、Ⅱ期；９・１０・１１、Ⅲ期；１２・１・２）に分け、継続的な支援を実施している。園内研修時間確保や代替職員の配置に苦慮している園のために、夜間の派遣や休日なども含め、園の要望や園の実情にあった勤務形態で派遣している。期ごとに派遣（各期１園につき９回程度）と、年間１園につき６回訪問の２パターンある。

アドバイザーの派遣時の一日の流れは、①典型的な派遣内容の場合（午前中に訪問→保育参観→園内研修等での協議・助言等）、②典型的な訪問以外の支援内容（認定こども園・幼稚園・保育所等、小学校、中学校の連携についての支援。保護者会等での講話）となっている。なお、アドバイザーの派遣に関して、モデル園所の選定などを行っていない。

（５）幼児教育アドバイザーの派遣に関しての工夫

継続派遣は園に集中して訪問するので、効果が出やすいが、回数が多いため園が申請しにくい状況があった（平成２８年度は継続派遣のみ）。そこで、平成２９年度からは単発派遣を取り入れた。事業所内保育所や私立幼稚園など、平成２８年度は申請のなかった園種からも派遣申請があった。派遣園種が増えてきたものの、公立幼稚園以外の園種からの申請が少ないため、様々な園種により活用しやすい派遣方法等を工夫していく必要がある。なお、熊本県では対象園に対して当初から継続派遣を基本としていたのは、小中学校の取り組みで効果が出ていたためである。

幼児教育アドバイザーは、各期の派遣園での訪問記録を整理し、お互いに報告している。また、派遣園のニーズに沿うように、どのような内容で実施するかについての園との打合せの時間を派遣初日に確保している。現在のアドバイザーが全て公立幼稚園出身者なので、問い合わせの段階でアドバイザーの経歴に関し、戸惑いもあった。しかし、一度アドバイザーの訪問を受けてみると、かえって違う園種だからこそ違う気づきが得られよかったという声もある。

「小１プロブレム」の対策や保幼小連携に関しては、園内研修で触れてもらっている。アドバイザーの小学校に対する理解を深めるため、小学校にアドバイザーと指導主事が一緒に訪問した。平成３０年度は卒園児が小学校に入学した際の時期に訪問した。

なお、特別支援教育との連携についてであるが、特別支援の専門家は幼児教育アドバイザーとしては任用されていないが、特別支援教育課に所属し、巡回相談員として、特別支援学

校のコーディネーターが巡回している（その他に、発達支援センター等の療育機関の職員が巡回）。

【都道府県と市町村の役割分担について】

熊本市と別の市では今年から幼児教育担当指導主事が配置され（把握している限り）、業務上の連絡は取り合っている。県と教育事務所主催の保育者・教員を対象とした「幼保等小中連携セミナー」に各市の担当者が参加する場合もある。今後は、継続性のために、市町村で同様の（アドバイザーの）取り組みをする必要があるとは感じている。市町で研修や指導助言ができる状態が望ましいとは感じている。

【取り組みの高度化・拡大について】

（１）関係団体、関係部局との連携にあたっての方法

幼児教育アドバイザーの選定、公開保育をしてくれる園を探すとき等に関係団体に連絡を取ることはある。アドバイザー派遣に関する周知は研修会等で共通にしてもらっている。年に１回行っている連絡協議会にも関係団体は参加しており、アドバイザー制度についても肯定的に受け止めてくれており、周知も進んでいる。私立には建学の精神があり、壁は高いが、まずは単発派遣を通して、また子どもたちの姿を通じて助言していきたい。

（２）幼児教育に関するビジョンや研修体系をつくるにあたって重視していること

熊本県教育振興基本計画「第２期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の基本方向性１（家庭や地域の絆の中で、「生きる力」の基礎をはぐくむ）の取組の中で、「幼稚園・保育所等における教育・保育の充実」を掲げ、就学前教育振興「肥後っ子かがやきプラン」に基づいた環境づくりを推進している。「肥後っ子かがやきプラン」では、特に、教育・保育環境づくりの中で、保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の資質の向上に向けた取組を重視している。「肥後っ子かがやきプラン」と平成２９年度末に作成した熊本県教員等の資質向上に関する指標となる。

合同研修は様々な施設種が一堂に会する研修という意義はあったが、園種ごとにニーズが違うのでそこに対応できないのが課題である。それゆえ、園内研修ガイドブック（園内派遣の成果や園で活用できる研修プログラムまとめる）は自園の取り組みを客観的に見直す上で重要である（平成３１年３月完成・配付予定）。

第5章 本調査研究のまとめ

佐々木織恵

本調査研究では、幼児教育の推進体制構築事業の成果を検証してきた。以下では第1章から4章までの知見をまとめ、今後の幼児教育推進体制の在り方を提示したい。

(1) 幼児教育センター設置の成果

はじめに幼児教育センター設置の成果を提示する。第1章で幼児教育センター設置の成果として、各自治体担当者は保育者への研修機会の提供や相談業務、幼保小連携を挙げる一方で、「施設の独自性や建学の精神を尊重する必要性」や「所掌外の施設に対して関係部局との調整が難しい」といった点を私立の幼児教育施設に共通した課題として挙げていることが明らかとなった。幼児教育センターの効果について、差の差分分析を用いて検証したところ、サンプル数が少ないことから有意差は認められなかったが、幼児教育センターの設置が公私合同研修の実施回数の増加や、大学や関連団体と連携した研修の実施など研修の高度化にもポジティブな影響を与える傾向が見られた。

また、幼児教育センターや幼児教育アドバイザーを置いている（幼児教育推進体制を構築している）自治体で、公開保育や幼保小連携、調査の実施や会議の開催が行われる有意な傾向も確認された。一元化との関係でいえば、教師・保育者間の交流や接続を見通した教育課程の編成や実施は一元化した上で幼児教育推進体制を構築している自治体で促進される可能性がある。逆に、幼児と児童の相互交流や幼児教育に関する会議の開催は、一元化されていない自治体で幼児教育推進体制の構築が効果を持つ可能性がある。また、一元化されている自治体・されていない自治体のどちらにおいても、幼児教育推進体制の構築は幼保小合同研修の実施や幼児教育に関する調査の実施を促進するなど、幼児教育の質の向上をさらに確実なものにする可能性が示唆された。

第3章・4章の分析では、一元化の成果として公私や施設類型問わず指導可能な体制が拡大し情報共有が容易になる点（秋田県）や、幼保小連携の推進（秋田県、丸亀市）が挙げられる一方で、一元化の課題として指導者の数が足りず、持続的できめ細やかな支援ができない点（秋田県）、教育と保育の認識の隔たり（東近江市）が指摘されていた。こうした調査結果と合わせて考察するのであれば、幼児教育推進体制構築事業が、人的資源や支援の質、幼保間の認識の壁といった、一元化だけではカバーしきれない課題を吸収し、幼児教育の質の向上につなげているという推察も可能である。

また、一元化も幼児教育センターの設置もなされていない自治体の課題として、情報共有や業務分担の難しさが挙げられるとともに、連絡協議会（福岡県）、幼保合同研修会の機会の必要性（善通寺市）が示されていたが、上述の量的調査の結果からは、一元化していない

自治体においても幼児教育推進体制の構築が、こうした課題の解決に一定の効力を持ちうる可能性が明らかとなったといえる。

以上を総括すると、幼児教育推進体制構築事業は、公私合同研修の質・量の向上、幼保小連携や幼児教育の実態把握の促進や関係者間の情報共有にポジティブな影響を及ぼす傾向、また一元化のみでは解決しきれない課題を吸収し、一元化との相乗効果ないし単独の効果として幼児教育の質を高める可能性が示されたと考えられる。

(2) 幼児教育アドバイザー配置の成果

次に、幼児教育アドバイザーの成果について検討する。幼児教育アドバイザー配置の成果として各自治体担当者は、保育者の資質向上や園内研修の充実を挙げていた（第1章の分析より）。一方、第2章の分析では、園長・施設長の効果認識では、園の自主性の尊重や良い取り組みの後押しに効果があるとの認識が高く、保育者の認識では、アドバイザーの支援内容・資質能力への肯定的な認識度は高かった。本調査分析では、自治体関係者の認識が実際の現場で実現されているのかについて実証的に明らかにすることはできなかったが、少なくとも幼児教育アドバイザーによる園の自主性の尊重や良い取り組みの後押し、幼児教育アドバイザーの支援内容や資質についての全体的な肯定的認識は確認できたと考える。

一方で、各自治体担当者は「施設側からの研修・相談・助言のニーズが少ない」「施設の独自性や建学の精神を尊重する必要がある」といった点を私立の幼児教育施設と認可外・地域型保育施設に共通する幼児教育アドバイザーの課題として挙げていた。しかし、幼児教育施設対象調査からは、公立保育所において、幼児教育アドバイザーの支援内容や資質能力、幼児教育アドバイザーによる園の自主性の尊重や園の課題や方向性の明確化が、課題として認識されている実態が明らかとなった。第3章と第4章の分析では、幼児教育アドバイザーの派遣対象を保育所や私立幼稚園に拡大する方法として、接続期に特化した情報提供（北九州市）や、出前研修・出前相談方式（前橋市）が示された。こうした工夫も参考にしながら、公立保育所への効果的な支援方法を考えていく必要があるだろう。

他にも、大規模園への支援の難しさが示唆されると同時に、園の自主性の尊重や良い取り組みの後押しには、幼児教育アドバイザーの訪問回数を増やすよりも、複数の幼児教育アドバイザーによる訪問が効果を持つ可能性も示された。第3章・4章の分析では、幼児教育アドバイザーとして、保幼小以外の校種の教員経験者（福岡県）、特別指導学校教頭（北海道）、スクールソーシャルワーカー（北海道）、臨床発達心理士・言語聴覚士（前橋市）といった様々な専門性を有した人材配置の実態が示されている。更に複数のアドバイザーでの訪問や専門職との訪問はアドバイザー同士の学び合いや情報共有の機会となり、アドバイザーの育成の手段となる可能性も示唆されている。以上から、幼児教育アドバイザーの採用源の多角化や複数人での訪問の有効性が示唆されたと考える。

こうした分析結果は一重に各幼児教育施設の課題に適したアドバイザーを派遣できるかというマッチングの問題とも捉えられる。私立幼稚園や公立保育所であっても、また複数人

のアドバイザーが訪問しなくても、自園の課題の解決に直結する助言をしてくれるアドバイザーが訪問すれば、効果実感が上がる可能性もある。今回の調査では、幼児教育アドバイザーを対象とした質問紙調査は行っておらず、幼児教育アドバイザーの属性や資質等が、各幼児教育施設が持つ効果実感にどのような影響を及ぼすかを明らかにすることはできていない。今後はこうした点にアプローチしていく必要があるだろう。

(3) 今後の課題

今後は自治体調査、幼児教育施設対象調査ともより長期的なスパンで継続的に調査を行い、効果を検証していく必要がある。そのためには、文部科学省そして各自治体が幼児教育の質にどのように取り組んでいくのかについて長期的なビジョンを持ち、人的・財政的コミットメントをしていくことが不可欠であることは言うまでもない。また、幼児教育施設対象の質的な調査を合わせて行い、上記の統計的な分析結果をより掘り下げて理解することも必要だろう。量的調査は全体的な傾向を示すことはできるが、そのプロセスを明らかにしたり、「なぜ」「どのように」といった問いには答えられない。質・量合わせた長期的な検証により、幼児教育の推進体制の効果とその過程を今後も明らかにしていくとともに、そうした調査結果を国や各自治体の施策に反映させていく必要があるだろう。

附 録

1. 全国の都道府県及び市区町村を対象とする調査票
2. 全国の都道府県及び市区町村を対象とする調査票
の単純集計
3. 幼児教育施設を対象とする調査票
4. 幼児教育施設を対象とする調査票の単純集計
5. 受託自治体対象の質問票

附録

1. 全国の都道府県及び市区町村を対象とする調査票

【文部科学省委託調査事業】

幼児教育推進体制に関する全国自治体調査

ご協力のお願い

〈本調査の目的〉

本調査では、全国すべての都道府県と市区町村の教育委員会のご担当者様を対象に、乳幼児期の保育・教育（幼児教育・保育・子ども子育て支援を含む）に関する自治体の取り組みと今後の課題を明らかにし、効果的・効率的な幼児教育推進体制の構築に向けた学術的な調査研究を行います。

なお、本調査は文部科学省「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析事業」の委託を受けて実施するものです。

本調査には、以下の設問が含まれています。ご担当部局が複数に分かれている場合はそれぞれ最も詳しい方にご回答いただいた上でご回答下さい。

- ◆ 自治体の実施体制について (p2)
- ◆ 都道府県・市区町村の関係について (p5)
- ◆ 幼児教育施設等との関係について (p7)
- ◆ 幼児教育センターについて (p10)
- ◆ 幼児教育アドバイザーについて (p16)

1. ご回答は統計処理を行い、幼児教育の推進に関する調査研究のみに使用いたします。個別の自治体のご回答を公表することはありません。ただし、幼児教育アドバイザーと幼児教育センターを設置している自治体名は、今後文部科学省において公表されることがあります。
2. ご質問やご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
3. 調査結果につきましては、全国自治体のご担当者の皆様にご報告するとともに、文部科学省及び発達保育実践政策学センターのウェブサイトに掲載する予定です。

同封返送用封筒（切手不要）に入れてご返送くださいますよう、お願い申し上げます。

◆◆◆ 7月31日（火曜日）までにご投函ください◆◆◆

東京大学大学院教育学研究科附属 発達保育実践政策学センター（Cedep）

The Center for Early Childhood Development, Education, and Policy Research

研究代表者：村上祐介

調査担当者：佐々木織恵

【この調査に関するお問い合わせ先（ウェブフォーム）】

<http://www.cedep.p.u-tokyo.ac.jp/> ※お問い合わせ専用フォームを設けております。



1. ご回答者様について

1-1 自治体名をご記入ください。

都道府県名	市区町村名

1-2 本調査にご回答いただいた部局をご記入ください。複数の部局で回覧してご回答いただいた場合は、ご回答をとりまとめた下さった部局をご記入ください。

--

2. 自治体の実施体制について

2-1 下記の幼児教育施設等を所管する部局にそれぞれ○をつけてください。

「3 その他」を選んだ場合はカッコ（ ）内に具体的に記入してください。

※公立は国立を含みます。

※認定こども園とは、幼稚園型・保育所型・幼保連携型・地方裁量型の全てを含みます。

		所管（○はそれぞれひとつずつ）	
幼稚園	①公立	1 教育委員会 3 その他（ ）	2 首長部局 4 該当する施設の所管権限を持たない、該当する施設がない
	②私立	1 教育委員会 3 その他（ ）	2 首長部局 4 該当する施設の所管権限を持たない、該当する施設がない
認定こども園	③公立	1 教育委員会 3 その他（ ）	2 首長部局 4 該当する施設の所管権限を持たない、該当する施設がない
	④私立	1 教育委員会 3 その他（ ）	2 首長部局 4 該当する施設の所管権限を持たない、該当する施設がない
認可保育所	⑤公立	1 教育委員会 3 その他（ ）	2 首長部局 4 該当する施設の所管権限を持たない、該当する施設がない
	⑥私立	1 教育委員会 3 その他（ ）	2 首長部局 4 該当する施設の所管権限を持たない、該当する施設がない
⑦地域型保育事業		1 教育委員会 3 その他（ ）	2 首長部局 4 該当する施設の所管権限を持たない、該当する施設がない
⑧地方単独保育事業に 含まれる認可外保育施設		1 教育委員会 3 その他（ ）	2 首長部局 4 該当する施設の所管権限を持たない、該当する施設がない
⑨地方単独保育事業に 含まれない認可外保育施設		1 教育委員会 3 その他（ ）	2 首長部局 4 該当する施設の所管権限を持たない、該当する施設がない

2-2 乳幼児期の保育・教育に関する政策の担当部局は一元化されていますか。以下のうち最もよくあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)

一元化されている場合、もしお分かりでしたら一元化された時期をご記入ください。

※「乳幼児期の保育・教育」とは幼児教育、保育、子ども・子育て支援を全て含みます。

- | | |
|--|----------------|
| <div>1 一元化されている ➡【一元化された時期】平成・昭和（ ）年（ ）月</div> <div>2 一元化が決まっており、その準備を進めている</div> <div>3 一元化を検討している _____</div> <div>4 一元化されていない _____</div> | ➡ 2-4 へお進みください |
|--|----------------|

2-3 【2-3-1, 2-3-2 は前問 2-2 で「1 一元化されている」とお答えになった方におたずねします。】

2-3-1 どのような形で一元化しましたか。以下のうち最もよくあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)

- | |
|--------------------|
| 1 新設の首長部局に一元化した |
| 2 既存の首長部局に一元化した |
| 3 教育委員会の新設部局に一元化した |
| 4 教育委員会の既存部局に一元化した |
| 5 その他（具体的に： _____） |

2-3-2 どのような手段で一元化しましたか。以下のうち最もよくあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)

- | |
|---------------------------|
| 1 地方自治法 180 条の 2 に基づく委任 |
| 2 地方自治法 180 条の 7 に基づく補助執行 |
| 3 職員の併任辞令 |
| 4 その他（具体的に： _____） |

2-4 【全員の方におたずねします。】貴自治体では、平成 27 年 4 月から平成 30 年 6 月までに、総合教育会議や教育委員会及び首長部局の担当課等、部局間をまたぐ関係者が参加する幼児教育・保育に関する会議を開催していますか。以下のうちあてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

1～2 に回答した方は、もしお分かりでしたらその第一回目の開催時期も記入してください。

- | |
|--|
| <div>1 総合教育会議を開催している
➡【第一回開催時期】平成・昭和（ ）年（ ）月</div> <div>2 教育委員会及び首長部局の担当課等、部局間をまたぐ関係者が参加する
幼児教育・保育に関する会議を開催している
➡【第一回開催時期】平成・昭和（ ）年（ ）月</div> <div>3 総合教育会議や、部局間をまたぐ関係者が参加する幼児教育・保育に関する会議を
開催していない</div> |
|--|

【1 を答えた方は 2-5 へお進みください。それ以外の方は 2-6 へお進みください。】

2-5 【2-4 で「1 総合教育会議を開催している」と答えた方におたずねします。】

これまで開催された総合教育会議で、乳幼児期の保育・教育に関するテーマを取り上げた頻度について、以下のうち最もよくあてはまるものに○をつけてください。（○はひとつ）

また、1～3に回答した方はそのテーマをはじめて取り上げた時期も併せて記入してください。

1	1回	→	【はじめて乳幼児の保育・教育に関する テーマを取り上げた時期】 平成・昭和（ ）年（ ）月
2	2回～4回		
3	5回以上		
4	取り上げたことはない		

2-6 【全員の方におたずねします。】

幼児教育の質に関する調査の状況についておたずねします。

域内の幼児教育施設を対象に、園内研修や幼保小接続の状況など、幼児教育の質に関する訪問調査・質問紙調査を行っていますか。以下のうちあてはまるものに○をつけてください。なお、園児数や教員数等の基礎情報を把握するための調査は除きます。（○はひとつ）

1	調査をしている
2	調査をしていない → 次ページ「3. 都道府県・市区町村の関係について」にお進みください。

2-7 【2-6 で「1 調査をしている」と答えた方におたずねします。】 どの施設を対象としていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

1	公立幼稚園	7	公立地域型保育事業所
2	私立幼稚園	8	私立地域型保育事業所
3	公立認定こども園	9	公立認可外保育施設
4	私立認定こども園	10	私立認可外保育施設
5	公立認可保育所		
6	私立認可保育所		

3. 都道府県・市区町村の関係について

3-1 【全員の方におたずねします。】①～⑨の取り組みについて、どの程度都道府県または市区町村が主体的に実施すべきだと思いますか。以下の5段階のうち、あてはまるものに○をつけてください。（○はそれぞれひとつずつ）

	市区町村が 主体的に行うべきである	どちらかといえば市区町村が 主体的に行うべきである	どちらともいえない	どちらかといえば都道府県が 主体的に行うべきである	都道府県が 主体的に行うべきである
①幼稚園教諭・保育教諭・保育士などへの研修機 会の提供	1	2	3	4	5
②幼稚園教諭・保育教諭・保育士などの人材確保	1	2	3	4	5
③大学など地域の養成機関との連携・調査研究	1	2	3	4	5
④幼児教育施設に対する指導助言	1	2	3	4	5
⑤幼児教育アドバイザーなどの人材育成	1	2	3	4	5
⑥幼児教育アドバイザーの配置	1	2	3	4	5
⑦幼保小連携の推進	1	2	3	4	5
⑧特別支援教育に関する支援	1	2	3	4	5
⑨自治体間のネットワーク形成	1	2	3	4	5

【3-2 は都道府県の方のみに市区町村との関係についておたずねします。

市区町村の方は次ページ3-3へお進みください。】

3-2 幼保小連携に関しておたずねします。都道府県教育委員会は、市区町村教育委員会に対して以下の取り組みに関する支援を行っていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。
(○はいくつでも)

1	接続を見通した教育課程の編成・実施
2	幼保小合同研修など、教職員（保育士含む）間の交流の機会の設置
3	幼稚園・保育所・認定こども園の幼児と小学校の児童が相互に交流する機会の設定
4	その他（具体的に： _____）

【3-3、3-4 は市区町村の方のみに都道府県との関係についておたずねします。

都道府県の方は7 ページ「4. 幼児教育施設等との関係について」へお進みください。】

3-3 貴市区町村は都道府県の取り組みにどの程度満足していますか。①～⑩について、以下の6 段階のうち、あてはまるものに○をつけてください。(○はひとつずつ)

	全く満足していない	あまり満足していない	どちらともいえない	やや満足している	とても満足している	どの取り組みも行われていない
①幼稚園教諭・保育教諭・保育士などへの研修機会の提供	1	2	3	4	5	0
②幼稚園教諭・保育教諭・保育士などの人材確保	1	2	3	4	5	0
③大学など地域の養成機関との連携・調査研究	1	2	3	4	5	0
④市区町村や幼児教育施設に対する指導助言	1	2	3	4	5	0
⑤幼児教育アドバイザーなどの人材育成	1	2	3	4	5	0
⑥幼児教育アドバイザーの予算措置・派遣等	1	2	3	4	5	0
⑦幼保小連携の推進	1	2	3	4	5	0
⑧特別支援教育に関する支援	1	2	3	4	5	0
⑨自治体間のネットワーク形成	1	2	3	4	5	0
⑩教員育成指標及び教員研修計画の策定に対する指導助言	1	2	3	4	5	0

3-4 平成 30 年度 7 月時点での幼保小連携に関しておたずねします。貴市区町村教育委員会は、幼稚園・保育所・認定こども園の教育・保育と小学校教育との連携・接続に関して以下の取り組みを行っていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

1 授業、行事、研究会など、教師・保育士間の交流
2 接続を見通した教育課程の編成・実施
3 幼稚園教諭、保育士、保育教諭の一括採用等、幼児教育施設間の人事異動
4 幼児教育施設と小学校間の相互の職場体験など、人事交流や長期派遣（派遣研修）
5 幼稚園・保育所・認定こども園の幼児と小学校の児童の相互に交流する機会の設定
6 幼保小合同研修の実施
7 その他（具体的に： _____）

4. 幼児教育施設等との関係について

【全員の方におたずねします。】

4-1 平成 30 年度 4 月 1 日時点の施設類型別の施設数を記入してください。

都道府県のご回答者様は都道府県内の市区町村の施設数を集計したものを記入してください。

1 件もない場合は「0」（ゼロ）と記入してください。

※公立は国立を含みます。

※認定こども園とは、幼稚園型・保育所型・幼保連携型・地方裁量型の全てを含みます。

施設類型		施設数
幼稚園	①公立	
	②私立	
認定こども園	③公立	
	④私立	
認可保育所	⑤公立	
	⑥私立	
⑦地域型保育事業		
⑧地方単独保育事業に <u>含まれる</u> 認可外保育施設		
⑨地方単独保育事業に <u>含まれない</u> 認可外保育施設		

4-2 平成 29 年度、貴自治体が主催する①幼稚園教諭・②保育士・③保育教諭・④その他（子育て支援員など）を対象とする個別研修と、⑤複数の施設類型の職員を対象とする合同研修を何回開催しましたか。a. 公立のみ・b. 私立のみ・c. 公立と私立の両方という研修対象別に開催回数を記入してください。また、カッコ（）内に法定研修の回数を記入してください。

該当する研修を行っていない場合は「0（回）」と記入してください。

	個別研修				⑤複数の施設類型の合同研修
	①幼稚園教諭のみ	②保育士のみ	③保育教諭のみ	④その他	
a. 公立のみ	回 (うち、法定研修 回)	回	回 (うち、法定研修 回)	回	回 (うち、法定研修 回)
b. 私立のみ	回 (うち、法定研修 回)	回	回 (うち、法定研修 回)		回 (うち、法定研修 回)
c. 公立と私立の両方	回 (うち、法定研修 回)	回	回 (うち、法定研修 回)		回 (うち、法定研修 回)



【複数の施設類型の合同研修の開催があった自治体の方は 4-3 へお進みください。】

【複数の施設類型の合同研修の開催がなかった自治体の方は 4-4 へお進みください。】

4-3 【4-2 で⑤複数の施設類型の合同研修の開催があった方におたずねします。】

平成 29 年度新たに対象とした複数の施設の合同研修があれば、以下のうちあてはまるものすべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

1 公立幼稚園	7 公立地域型保育事業所
2 私立幼稚園	8 私立地域型保育事業所
3 公立認定こども園	9 公立認可外保育施設
4 私立認定こども園	10 私立認可外保育施設
5 公立認可保育所	11 新たに対象とした施設はない
6 私立認可保育所	

【4-4, 4-5, 4-6 は全員の方におたずねします。】

4-4 平成 28 年度と 29 年度の、自治体が主催している公開保育の実施状況について、施設類型別に開催回数を記入してください。実施していないものは「0（回）」と記入してください。

	個別研修				複数の施設類型 の合同研修
	幼稚園のみ	保育所のみ	認定こども園 のみ	その他	
平成 28 年度	回	回	回	回	回
平成 29 年度	回	回	回	回	回

4-5 個別研修及び合同研修の課題について、以下のうちあてはまるものすべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

1 幼稚園と比べて保育所の教職員（保育士含む、以下同じ）の参加が少ない
2 公立幼稚園と比べて私立幼稚園の教職員の参加が少ない
3 公立保育所と比べて私立保育所の教職員の参加が少ない
4 公立認定こども園と比べて私立認定こども園の教職員の参加が少ない
5 正規雇用教職員と比べて、非正規教職員の参加が少ない
6 朝晩、遅番等のシフトに入っている教職員は参加が難しい
7 研修を企画・実施する専門人材の不足など、自治体における研修の提供体制に課題がある
8 十分な研修機会を提供できていない
9 合同研修の場合、複数の施設に共通する内容の設定が難しい
10 その他（具体的に： _____）

4-6 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の研修では外部の機関と連携していますか。また、研修への参加を人的・財政的に支援していますか。以下のうちあてはまるものすべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

- 1 地域の大学等の養成機関と連携した研修を行っている
- 2 幼児教育・保育関係団体等と連携した研修を行っている
- 3 私立幼稚園の人材を活用している
- 4 研修時に代替要員を派遣または配置している
- 5 研修時に代替要員を確保するための費用を負担または確保している
- 6 外部の研修に参加するための費用（参加費・旅費など）を負担または確保している
- 7 その他（具体的に： ）

5. 幼児教育センターについて（平成30年7月現在）

※「幼児教育センター」とは、都道府県市区町村等が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供（幼児教育アドバイザー候補者の育成を含む）や相談業務、市区町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点のことです。「幼児教育センター」という名称を用いない場合でも、類似の機能を持つ機関は含みます。

5-1 幼児教育センターの設置について、1～4の中であてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)
設置している場合は設置時期及び名称を、設立が決まっている場合は設立予定時期を記入してください。

1 設置している	【設置時期】 平成（ ）年（ ）月 【名称】 （ ）	設置している方は 次ページ5-3の回答へ お進みください。
2 センターの設立は決まっており、 その準備を進めている	【設立予定時期】 平成（ ）年（ ）月	
3 センターの設立を検討中である		2、3を選んだ方は、 16ページ「6. 幼児教育 アドバイザーについて」 の回答へお進みください。
4 センターの設立は予定していない		

5-2 【5-1で「4 センターの設立は予定していない」とお答えになった方におたずねします。】
その理由についてあてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 幼児教育センターの役割についてよく理解していないから
- 2 予算等の見通しが立たないから
- 3 庁内の意見がまとまっていないから
- 4 現行の体制で十分対応できているから
- 5 その他（具体的に： _____）

【5-2 を回答された方は、16 ページ「6. 幼児教育アドバイザーについて」の回答へお進みください。】

【5-3～5-10 は、5-1 で幼児教育センターを「1 設置している」とお答えになった方におたずねします。】

5-3 幼児教育センターの設置場所のうち、あてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)

- | | |
|---|------------------|
| 1 | 教育委員会（本庁） |
| 2 | 教育委員会（教育センター内） |
| 3 | 首長部局（本庁） |
| 4 | 首長部局（本庁以外） |
| 5 | 幼児教育施設（公立／私立他） |
| 6 | その他（具体的に： _____） |

5-4 幼児教育センターの設置形態のうちあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 新たな組織としては設置せず部署間の連携で、センターの役割を担っている |
| 2 | 新たな組織として設置 |
| 3 | その他（具体的に： _____） |

5-5 幼児教育センターに配置されている職員の人数（兼任職員を含む）を記入してください。
配置されていない場合は「0（人）」と記入してください。

常勤	非常勤
人	人

5-6 幼児教育センター設置の理由について、以下のうちあてはまるものすべてに○をつけてください。
(○はいくつでも)

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 | 研修・調査研究機能を強化するため |
| 2 | 公私、施設類型を超えた取り組みを促進するため |
| 3 | 本庁の教育・保育の担当部局一元化の代替手段として |
| 4 | 国の動向や他自治体の取り組みを参考に |
| 5 | その他（具体的に： _____） |

5-7 幼児教育センターの取り組みの対象と状況についておたずねします。

5-7-1 どの施設を対象としていますか。以下のうちあてはまるものすべてに○をつけてください。

(○はいくつでも)

1 公立幼稚園	7 公立地域型保育事業所
2 私立幼稚園	8 私立地域型保育事業所
3 公立認定こども園	9 公立認可外保育施設
4 私立認定こども園	10 私立認可外保育施設
5 公立認可保育所	
6 私立認可保育所	

5-7-2 前問 5-7-1 で答えた対象施設の中で、どの施設への取組状況に課題がありますか。以下のうちあてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

1 公立幼稚園	7 公立地域型保育事業所
2 私立幼稚園	8 私立地域型保育事業所
3 公立認定こども園	9 公立認可外保育施設
4 私立認定こども園	10 私立認可外保育施設
5 公立認可保育所	11 特定の施設類型の取り組み状況に
6 私立認可保育所	課題があるわけではない

【11 を選んだ方は 14 ページ 5-8 へお進みください。】

【1～10 を選んだ方は続けて 5-7-3 にお答えください。】

5-7-3 【前問 5-7-2 で 1～10 に○をつけた方におたずねします。】

①課題がある理由は何ですか。 1～7 のうちあてはまるものすべてに○をつけてください。

(○はいくつでも)

②また、5-7-2 で回答したどの施設に該当する課題か、 1～10 のうちあてはまるものすべてに○をつけてください。(○はそれぞれいくつでも)

①課題がある理由 (あてはまるものすべてに○)	②課題がある理由が該当する施設 (あてはまるものすべてに○)									
	公立幼稚園	私立幼稚園	公立認定こども園	私立認定こども園	公立認可保育所	私立認可保育所	公立地域型保育事業所	私立地域型保育事業所	公立認可外保育施設	私立認可外保育施設
1 所掌外の施設に対して関係部局との調整が難しい	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2 所掌外の施設に対して優先順位が低い	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
3 施設の独自性や建学の精神を尊重する必要がある	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
4 施設側からの研修、または相談・助言のニーズが少ない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
5 施設側の代替要員が不足している	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
6 施設側の研修時間が不足している	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
7 その他 (具体的に：)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

5-8 幼児教育センターを設置したことで、設置前と比べてどのような成果がありましたか。①～⑫について、6段階のうちあてはまるものに○をつけてください。（○はそれぞれひとつずつ）
※⑦は都道府県の方のみ回答してください。

	幼児教育センターの役割として 位置づけられていない	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	どちらともいえない	ややあてはまる	とてもあてはまる
①幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究及び実態把握	0	1	2	3	4	5
②幼稚園教諭・保育士・保育教諭に対する研修機会の提供や相談業務	0	1	2	3	4	5
③幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供（幼児教育アドバイザー候補者の育成を含む）や相談業務	0	1	2	3	4	5
④教員育成指標・教員研修計画の作成	0	1	2	3	4	5
⑤幼児教育施設に対する助言・情報提供	0	1	2	3	4	5
⑥幼保小連携の推進	0	1	2	3	4	5
⑦（※都道府県の方のみ回答してください） 市区町村に対する指導助言	0	1	2	3	4	5
⑧都道府県と市区町村間の連携体制の構築	0	1	2	3	4	5
⑨特別な支援を必要とする幼児等への対応に関する支援	0	1	2	3	4	5
⑩幼児教育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価への支援	0	1	2	3	4	5
⑪地域の大学等の養成機関との連携	0	1	2	3	4	5
⑫家庭・地域に対する幼児教育理解の普及や相談業務	0	1	2	3	4	5

5-9 幼児教育センター設置の成果について、5-8の内容以外にありましたら以下に自由にお書きください。

5-10 ①～⑧のような幼児教育センターの課題について、6段階のうちあてはまるものに○をつけてください。(○はそれぞれひとつずつ)

	幼児教育センターの役割に該当しない	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	どちらともいえない	ややあてはまる	とてもあてはまる
①幼児教育センター主催の研修への参加者の確保が難しい	0	1	2	3	4	5
②国の動向や他市区町村の状況に関する情報が不足している	0	1	2	3	4	5
③アドバイザー同士が学びあう機会が少ない	0	1	2	3	4	5
④幼保小連携のための小学校への働きかけが限定的である	0	1	2	3	4	5
⑤各施設への取り組み状況に差がある	0	1	2	3	4	5
⑥国（市区町村の場合は国・都道府県）からの財政上の支援が無いため運営が厳しい	0	1	2	3	4	5
⑦関係部局間の調整が難しい	0	1	2	3	4	5
⑧アドバイザーの育成方法が分からない	0	1	2	3	4	5

5-11 幼児教育センターの課題について、5-10の内容以外にありましたら以下に自由にお書きください。

--

6. 幼児教育アドバイザーについて（平成 30 年 7 月現在）

※「幼児教育アドバイザー」とは、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のことです。「幼児教育アドバイザー」という名称を用いない場合でも、同様の業務に従事する職員は含みます。

6-1 【全員の方におたずねします。】

以下の 6-1-1～6-1-3 のそれぞれの配置数を記入してください。

配置していない場合は、「X」に○をつけてください。

「X」以外で該当者がいない欄には「0（人）」と記入してください。

6-1-1 幼児教育アドバイザー（①常勤・②非常勤）の人数と、そのうち幼稚園教諭・保育士・保育教諭の経験（園長の経験を含む）のある方の人数をご記入ください。

①常勤の 幼児教育アドバイザー	②非常勤の 幼児教育アドバイザー	①と②の合計のうち 経験者	①も②も 配置して いない
人	人	人	X

6-1-2 前問 6-1-1 でお答えになった②非常勤の幼児教育アドバイザーの雇用形態別に、人数と 1 ヶ月平均出勤日数及び平均月額報酬をご記入ください。

		人数	1 か月平均 出勤日数	平均月 額報酬	該当する雇用形態の 非常勤幼児教育アド バイザーを配置 していない
非常勤の 幼児教育アドバ イザーについて	雇用形態（賃金）	人	日	円	X
	雇用形態（謝金）	人	日	円	X

6-1-3 幼児教育担当の指導主事（指導主事という役職ではなくとも、指導主事と同等の業務を担っている者を含む）の配置数と、そのうち幼稚園教諭・保育士・保育教諭の経験（園長の経験を含む）のある方の人数、幼児教育専任の方の人数を記入してください。

幼児教育担当の 指導主事の総数	うち 経験者	うち 幼児教育専任	幼児教育担当の 指導主事を 配置していない
人	人	人	X

※6-1-1、6-1-2、6-1-3 のすべてで「X」に○をつけた自治体の方は調査終了です。返信用封筒にて返信をお願いします。

※常勤、非常勤問わず幼児教育アドバイザー又は幼児教育担当の指導主事を合計 1 人以上配置している自治体の方は、17 ページ 6-2 へお進みください。

【6-2～6-4 は、常勤、非常勤問わず幼児教育アドバイザー又は幼児教育担当の指導主事を配置している自治体におたずねします。】

6-2 幼児教育アドバイザーと幼児教育担当の指導主事の経歴別の人数を記入してください。

複数の経歴をお持ちの方については、主な経歴を基に記入してください。

該当者のいないものには「0（人）」と記入してください。

経歴		幼児教育 アドバイザー	幼児教育担当の 指導主事
公立幼稚園	①園長・副園長	人	人
	②それ以外の教員	人	人
国立幼稚園	③園長・副園長	人	人
	④それ以外の教員	人	人
私立幼稚園	⑤園長・副園長	人	人
	⑥それ以外の教員	人	人
公立保育所	⑦園長・副園長	人	人
	⑧それ以外の職員	人	人
私立保育所	⑨園長・副園長	人	人
	⑩それ以外の職員	人	人
公立認定こども園	⑪園長・副園長	人	人
	⑫それ以外の職員	人	人
私立認定こども園	⑬園長・副園長	人	人
	⑭それ以外の職員	人	人
⑮その他の幼児教育施設等の関係者		人	人
⑯小学校の校長・教員		人	人
⑰中学校・高校の校長・教員		人	人
⑱指導主事		人	
⑲専門職（保健師・臨床心理士など）		人	人
⑳上記以外の行政職員		人	人
㉑学識経験者		人	人
㉒特別支援学校や特別支援学級などの教員等		人	人
㉓その他 （具体的に： ）		人	人

6-3 幼児教育アドバイザーと幼児教育担当の指導主事の、それぞれの所属部局について、1～6のうちあてはまるものに○をつけてください。(○はそれぞれいくつでも)

[illegible]

6-4 幼児教育アドバイザーと幼児教育担当の指導主事は、平成 29 年度に①～⑬の訪問先を合わせてどの程度の頻度で訪問しましたか。

①～⑬の施設について、自治体内に存在する場合は「**1 存在する**」に○、存在しない場合は「**2 存在しない**」に○をつけてください。

「1 存在する」に○をつけた場合は、6段階の訪問頻度のうち、あてはまるものに○をつけてください。訪問対象としていない場合は「訪問対象としていない」に○をつけてください。（○はそれぞれひとつずつ）

※公立は国立を含みます。

※認定こども園とは、幼稚園型・保育所型・幼保連携型・地方裁量型の全てを含みます。

	自治体内の施設の有無	自治体内に存在する場合の平成 29 年度の訪問頻度					
		訪問対象としていない	全く訪問しなかった	半年に一回／年に一回	三か月に一回／半年に一回	月に一回／三か月に一回	月に一回以上
① 公立幼稚園	1 存在する 2 存在しない	0	1	2	3	4	5
② 私立幼稚園	1 存在する 2 存在しない	0	1	2	3	4	5
③ 公立認定こども園	1 存在する 2 存在しない	0	1	2	3	4	5
④ 私立認定こども園	1 存在する 2 存在しない	0	1	2	3	4	5
⑤ 公立認可保育所	1 存在する 2 存在しない	0	1	2	3	4	5
⑥ 私立認可保育所	1 存在する 2 存在しない	0	1	2	3	4	5

(6-4 続き)

	自治体内の施設の有無	自治体内に存在する場合の平成 29 年度の訪問頻度					
		訪問対象としていない	全く訪問しなかった	半年に一回／年に一回	三か月に一回／半年に一回	月に一回／三か月に一回	月に一回以上
⑦ 公立地域型保育事業所	1 存在する 2 存在しない	0	1	2	3	4	5
⑧ 私立地域型保育事業所	1 存在する 2 存在しない	0	1	2	3	4	5
⑨ 公立認可外保育施設	1 存在する 2 存在しない	0	1	2	3	4	5
⑩ 私立認可外保育施設	1 存在する 2 存在しない	0	1	2	3	4	5
⑪ 小学校	1 存在する 2 存在しない	0	1	2	3	4	5
⑫ 特別支援学校	1 存在する 2 存在しない	0	1	2	3	4	5
⑬ その他 (具体的に：)	1 存在する 2 存在しない	0	1	2	3	4	5

※6-5～6-11 は、常勤、非常勤問わず幼児教育アドバイザーを配置している自治体におたずねします。(※幼児教育担当の指導主事は含みません。)

※幼児教育アドバイザーを配置していない自治体の方は調査終了です。返信用封筒にて返信をお願いします。

6-5 幼児教育アドバイザーを育成するための研修を行っていますか。1～3のうちあてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

1と2に○をつけた方は平成29年度の研修回数をご記入ください。

1 アドバイザーの新規育成のための研修を行っている	▶平成29年度の研修回数()回
2 現職アドバイザーのための研修を行っている(アドバイザー同士の情報交換会等を含む。)	▶平成29年度の研修回数()回
3 研修を行っていない	

また、幼児教育アドバイザー育成に関する自治体独自の研修プログラムを作成されている場合は、その概要が分かる資料を返信用封筒に同封していただければ幸いです。

6-6 配置している幼児教育アドバイザーに求めている資質・能力について、以下のうちあてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 幼児教育・保育技術に関する専門的な資質・能力 |
| 2 | 小学校以降の教育に関する専門的な資質・能力 |
| 3 | 組織マネジメントに関する専門的な資質・能力 |
| 4 | 特別支援教育に関する専門的な資質・能力 |
| 5 | 児童福祉に関する専門的な資質・能力 |
| 6 | 研修企画に関する専門的な資質・能力 |
| 7 | 保護者や地域対応など他機関との連携に関する資質・能力 |
| 8 | その他（具体的に： _____） |

6-7 幼児教育アドバイザーの取り組みの状況についてお伺いします。

6-7-1 どの施設への取組状況に課題がありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。
(○はいくつでも)

- | | | | |
|---|----------|----|-----------------|
| 1 | 公立幼稚園 | 7 | 公立地域型保育事業所 |
| 2 | 私立幼稚園 | 8 | 私立地域型保育事業所 |
| 3 | 公立認定こども園 | 9 | 公立認可外保育施設 |
| 4 | 私立認定こども園 | 10 | 私立認可外保育施設 |
| 5 | 公立認可保育所 | 11 | 特定の施設類型の取り組み状況に |
| 6 | 私立認可保育所 | | 課題があるわけではない |

↓
【11 を選んだ方は 22 ページ 6-8 へお進みください。】

【1～10 を選んだ方は続けて 6-7-2 にお答えください。】

6-7-2 【前問 6-7-1 で 1～10 に○をつけた方におたずねします。】

①課題がある理由は何ですか。 1～7 のうちあてはまるものすべてに○をつけてください。

(○はいくつでも)

②また、6-7-1 で回答したどの施設に該当する課題か、 1～10 のうちあてはまるものすべてに○をつけてください。(○はそれぞれいくつでも)

①課題がある理由 (あてはまるものすべてに○)	②課題がある理由が該当する施設 (あてはまるものすべてに○)									
	公立幼稚園	私立幼稚園	公立認定こども園	私立認定こども園	公立認可保育所	私立認可保育所	公立地域型保育事業所	私立地域型保育事業所	公立認可外保育施設	私立認可外保育施設
1 所掌外の施設に対して関係部局との調整が難しい	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2 所掌外の施設に対して優先順位が低い	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
3 施設の独自性や建学の精神を尊重する必要がある	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
4 施設側からの研修、または相談・助言のニーズが少ない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
5 施設側の代替要員が不足している	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
6 施設側の研修時間が不足している	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
7 その他 (具体的に：)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

6-8 幼児教育アドバイザーの取り組みに関して、配置前と比べてどのような成果がありましたか。

①～⑫について、6段階のうちあてはまるものに○をつけてください。(○はそれぞれひとつずつ)

※⑤、⑥は都道府県の方のみ回答してください。

	幼児教育アドバイザーの 役割に該当しない	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	どちらともいえない	ややあてはまる	とてもあてはまる
①園外研修機会の確保・質の向上	0	1	2	3	4	5
②園内研修機会の確保・質の向上	0	1	2	3	4	5
③園長の資質向上	0	1	2	3	4	5
④園長以外の教職員（保育士含む）の資質向上	0	1	2	3	4	5
⑤（※都道府県の方のみ回答してください） 市区町村の幼児教育アドバイザーの資質向上	0	1	2	3	4	5
⑥（※都道府県の方のみ回答してください） 市区町村の取り組みの充実	0	1	2	3	4	5
⑦幼保小連携の推進	0	1	2	3	4	5
⑧特別な支援を必要とする子どもへの対応に関する支援	0	1	2	3	4	5
⑨就学前児童や小学1年生の実態の把握	0	1	2	3	4	5
⑩管轄内の幼稚園・保育所・認定こども園の教育・保育 状況や経営方針の把握	0	1	2	3	4	5
⑪家庭・地域に対する幼児教育理解の普及	0	1	2	3	4	5
⑫その他 (具体的に：)	0	1	2	3	4	5

6-9 幼児教育アドバイザーを配置したことによる成果について、6-8の内容以外にありましたら以下に自由にお書きください。

6-10 幼児教育アドバイザーの取り組みにおける①～⑧の課題について、6段階のうちあてはまるものに○をつけてください。(○はそれぞれひとつずつ)

	幼児教育アドバイザーの役割に含めていない	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	どちらともいえない	ややあてはまる	とてもあてはまる
①園内研修等への参加者の確保が難しい	0	1	2	3	4	5
②幼児教育施設の課題と幼児教育アドバイザーの専門性がマッチしない	0	1	2	3	4	5
③幼児教育アドバイザーの質の確保・向上	0	1	2	3	4	5
④幼児教育アドバイザーの訪問要請が少ない	0	1	2	3	4	5
⑤幼児教育アドバイザーの日程、人数が限られており、訪問要請に対応しきれない	0	1	2	3	4	5
⑥幼児教育アドバイザー訪問の日程調整等の事務負担が大きい	0	1	2	3	4	5
⑦国（市区町村の場合は国・都道府県）からの財政上の支援がない	0	1	2	3	4	5
⑧幼児教育アドバイザーの後継者の確保が難しい	0	1	2	3	4	5

6-11 幼児教育アドバイザーの取り組みにおける課題について、6-10の内容以外にありましたら以下に自由にお書きください。

質問は以上です。同封の返送用封筒（切手不要）に入れてご返送ください。
ご協力を賜り誠にありがとうございました。

附録

2. 全国の都道府県及び市区 町村を対象とする調査票の 単純集計

【文部科学省委託調査事業】
幼児教育推進体制に関する全国自治体調査

2. 自治体の実施体制について

- 2-1 幼児教育施設等を所管する部局
- 2-2 乳幼児期の保育・教育に関する政策の担当部局
 - 2-2-1 【一元化された時期】
- 2-3-1 一元化の形
- 2-3-2 一元化の手段
- 2-4 幼児教育・保育に関する会議の開催
 - 2-4-1 第一回開催年月
 - 2-4-2 第一回開催年月
- 2-5 乳幼児期の保育・教育に関するテーマを取り上げた頻度
 - 2-5-1 はじめて取り上げた年月
- 2-6 幼児教育の質に関する調査の状況
- 2-7 調査対象施設

3. 都道府県・市区町村の関係について

- 3-1 都道府県または市区町村が主体的に実施すべき取り組み
- 3-2 幼保小連携に関して都道府県が行っている支援
- 3-3 都道府県の取り組みの満足度
- 3-4 平成30年度7月時点での幼保小連携に関して行っている取り組み

4. 幼児教育施設等との関係について

- 4-1 平成30年度4月1日時点の施設類型別の施設数
- 4-2 平成29年度に主催した研修の回数①幼稚園教諭のみ
- 4-2 平成29年度に主催した研修の回数②保育士のみ
- 4-2 平成29年度に主催した研修の回数③保育教諭のみ
- 4-2 平成29年度に主催した研修の回数④その他
- 4-2 平成29年度に主催した研修の回数⑤複数の施設類型の合同研修
- 4-3 平成29年度新たに対象とした複数の施設の合同研修
- 4-4 平成28年度と29年度に主催している公開保育の実施状況（開催回数）個別研修幼稚園のみ
- 4-4 平成28年度と29年度に主催している公開保育の実施状況（開催回数）個別研修保育所のみ
- 4-4 平成28年度と29年度に主催している公開保育の実施状況（開催回数）個別研修認定こども園のみ
- 4-4 平成28年度と29年度に主催している公開保育の実施状況（開催回数）個別研修その他
- 4-4 平成28年度と29年度に主催している公開保育の実施状況（開催回数）複数の施設類型の合同研修
- 4-5 個別研修及び合同研修の課題
- 4-6 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の研修での外部機関との連携（回答総数=931）

5. 幼児教育センターについて（平成30年7月現在）

- 5-1 幼児教育センターの設置
 - 5_1_1_設置時期
 - 5_1_2_設立予定時期

5_1_3_名称

5-2センターの設立を予定していない理由

5-3幼児教育センターの設置場所

5-4幼児教育センターの設置形態

5-5幼児教育センターに配置されている職員の人数

5-6幼児教育センター設置の理由

5-7-1幼児教育センターの取り組みの対象

5-7-2幼児教育センターの取組状況に課題がある施設

5-7-3①課題がある理由

5-7-3②課題がある理由が該当する施設

5-8幼児教育センターを設置した成果

5-9幼児教育センター設置の成果について、5-8の内容以外

5-10幼児教育センターの課題

5-11幼児教育センターの課題について、5-10の内容以外

6. 幼児教育アドバイザーについて（平成30年7月現在）

6-1-1①常勤の幼児教育アドバイザー（人数）

6-1-1②非常勤の幼児教育アドバイザー（人数）

6-1-1①と②の合計のうち経験者（人数）

6-1-1①も②も配置していない

6-1-2非常勤の幼児教育アドバイザー（賃金）人数

6-1-2非常勤の幼児教育アドバイザー（賃金）1か月平均出勤日数

6-1-2非常勤の幼児教育アドバイザー（賃金）平均月額報酬

6-1-2非常勤の幼児教育アドバイザー（賃金）該当する雇用形態の非常勤幼児教育アドバイザーを配置していない

6-1-2非常勤の幼児教育アドバイザー（謝金）人数

6-1-2非常勤の幼児教育アドバイザー（謝金）1か月平均出勤日数

6-1-2非常勤の幼児教育アドバイザー（謝金）平均月額報酬

6-1-2非常勤の幼児教育アドバイザー（謝金）該当する雇用形態の非常勤幼児教育アドバイザーを配置していない

6-1-3幼児教育担当の指導主事の総数

6-1-3うち経験者

6-1-3うち幼児教育専任

6-1-3幼児教育担当の指導主事を配置していない

6-2幼児教育アドバイザーの経歴別人数

6-2幼児教育担当の指導主事の経歴別人数

6-3幼児教育アドバイザー（所属部局）

6-3幼児教育担当の指導主事（所属部局）

6-4幼児教育アドバイザーと幼児教育担当の指導主事の平成29年度の訪問とその頻度施設の有無と訪問頻度

6-5幼児教育アドバイザーを育成するための研修

6-5-1平成29年度のアドバイザーの新規育成のための研修回数

6-5-2平成29年度の現職アドバイザーのための研修回数

6-6幼児教育アドバイザーに求めている資質・能力

6-7-1幼児教育アドバイザーの取組状況に課題がある施設

6-7-2①課題がある理由

6-7-2②課題がある理由が該当する施設

6-8幼児教育アドバイザーを配置したことによる成果

6-9幼児教育アドバイザーを配置したことによる成果について、6－8の内容以外

6-10幼児教育アドバイザーの取り組みにおける課題

6-11幼児教育アドバイザーの取り組みにおける課題について、6－10の内容以外

2. 自治体の実施体制について

2-1 幼児教育施設等を所管する部局（総数=931）

1. 教育委員会
2. 首長部局
3. その他
4. 該当する施設の所管権限を持たない、該当する施設がない

		1.	2.	3.	4.	無回答
① 公立幼稚園	回答数	379	91	13	406	42
	割合	40.7%	9.8%	1.4%	43.6%	4.5%
② 私立幼稚園	回答数	138	251	42	424	76
	割合	14.8%	27.0%	4.5%	45.5%	8.2%
③ 公立認定こども園	回答数	89	211	15	555	61
	割合	9.6%	22.7%	1.6%	59.6%	6.6%
④ 私立認定こども園	回答数	70	437	29	322	73
	割合	7.5%	46.9%	3.1%	34.6%	7.8%
⑤ 公立認可保育所	回答数	130	574	25	156	46
	割合	14.0%	61.7%	2.7%	16.8%	4.9%
⑥ 私立認可保育所	回答数	74	528	21	235	73
	割合	7.9%	56.7%	2.3%	25.2%	7.8%
⑦ 地域型保育事業所	回答数	52	377	15	407	80
	割合	5.6%	40.5%	1.6%	43.7%	8.6%
⑧ 地方単独保育事業に含まれる認可外保育施設	回答数	29	174	6	625	97
	割合	3.1%	18.7%	0.6%	67.1%	10.4%
⑨ 地方単独保育事業に含まれない認可外保育施設	回答数	35	309	26	464	97
	割合	3.8%	33.2%	2.8%	49.8%	10.4%

2-2 乳幼児期の保育・教育に関する政策の担当部局（総数=931）

	回答数	割合
一元化されている	391	42.0%
一元化が決まっており、その準備を進めている	10	1.1%
一元化を検討している	30	3.2%
一元化されていない	488	52.4%
無回答	12	1.3%

2-2-1【一元化された時期】（該当者数=391）

	回答数	割合
昭和1～19年	0	0.0%
昭和20～63年	1	0.3%
昭和64年以降	0	0.0%
無回答【昭和】	0	0.0%
平成1～9年	0	0.0%
平成10年	1	0.3%
平成11年	1	0.3%
平成12年	1	0.3%
平成13年	4	1.0%
平成14年	4	1.0%
平成15年	6	1.5%
平成16年	5	1.3%
平成17年	14	3.6%
平成18年	16	4.1%
平成19年	21	5.4%

	回答数	割合
平成20年	24	6.1%
平成21年	12	3.1%
平成22年	18	4.6%
平成23年	22	5.6%
平成24年	13	3.3%
平成25年	17	4.3%
平成26年	32	8.2%
平成27年	54	13.8%
平成28年	23	5.9%
平成29年	19	4.9%
平成30年	23	5.9%
平成31年以降	0	0.0%
無回答【平成】	0	0.0%
無回答【時期】	60	15.3%

2-3-1一元化の形（該当者数=391）

	回答数	割合
新設の首長部局に一元化した	75	19.2%
既存の首長部局に一元化した	163	41.7%
教育委員会の新設部局に一元化した	75	19.2%
教育委員会の既存部局に一元化した	65	16.6%
その他	10	2.6%
無回答	3	0.8%

2-3-2一元化の手段（該当者数=391）

	回答数	割合
地方自治法180条の2に基づく委任	121	30.9%
地方自治法180条の7に基づく補助執行	115	29.4%
職員の併任辞令	33	8.4%
その他	82	21.0%
無回答	40	10.2%

2-4幼児教育・保育に関する会議の開催（総数=931）

	回答数	割合
総合教育会議を開催している	537	57.7%
部局間をまたぐ幼児教育・保育に関する会議を開催している	247	26.5%
会議を開催していない	243	26.1%
無回答	17	1.8%

2-4-1第一回開催年月（該当者数=537）

	回答数	割合
昭和1～19年	0	0.0%
昭和20～63年	0	0.0%
昭和64年以降	0	0.0%
無回答【昭和】	0	0.0%
平成1～9年	0	0.0%
平成10年	0	0.0%
平成11年	0	0.0%
平成12年	0	0.0%
平成13年	0	0.0%
平成14年	0	0.0%
平成15年	0	0.0%
平成16年	0	0.0%
平成17年	0	0.0%
平成18年	0	0.0%
平成19年	0	0.0%
平成20年	0	0.0%
平成21年	0	0.0%
平成22年	1	0.2%
平成23年	0	0.0%
平成24年	0	0.0%
平成25年	2	0.4%
平成26年	3	0.6%
平成27年	397	73.9%
平成28年	45	8.4%
平成29年	15	2.8%
平成30年	19	3.5%
平成31年以降	0	0.0%
無回答【平成】	0	0.0%
無回答【時期】	55	10.2%

2-4-2第一回開催年月（該当者数=247）

	回答数	割合
昭和1～19年	0	0.0%
昭和20～63年	2	0.8%
昭和64年以降	0	0.0%
無回答【昭和】	0	0.0%
平成1～9年	0	0.0%
平成10年	2	0.8%
平成11年	1	0.4%
平成12年	1	0.4%
平成13年	0	0.0%
平成14年	1	0.4%
平成15年	2	0.8%
平成16年	2	0.8%
平成17年	5	2.0%
平成18年	3	1.2%
平成19年	3	1.2%
平成20年	2	0.8%
平成21年	3	1.2%
平成22年	2	0.8%
平成23年	3	1.2%
平成24年	8	3.2%
平成25年	31	12.6%
平成26年	18	7.3%
平成27年	38	15.4%
平成28年	27	10.9%
平成29年	20	8.1%
平成30年	14	5.7%
平成31年以降	0	0.0%
無回答【平成】	0	0.0%
無回答【時期】	59	23.9%

2-5乳幼児期の保育・教育に関するテーマを取り上げた頻度（該当者数=537）

	回答数	割合
1 回	79	14.7%
2 回～4 回	98	18.2%
5 回以上	31	5.8%
回数不明	6	1.1%
取り上げたことはない	300	55.9%
無回答	23	4.3%

2-5-1はじめて取り上げた年月（該当者数=214）

	回答数	割合
昭和1～19年	0	0.0%
昭和20～63年	1	0.5%
昭和64年以降	0	0.0%
無回答【昭和】	0	0.0%
平成1～9年	0	0.0%
平成10年	0	0.0%
平成11年	0	0.0%
平成12年	0	0.0%
平成13年	0	0.0%
平成14年	0	0.0%
平成15年	0	0.0%
平成16年	0	0.0%
平成17年	0	0.0%
平成18年	0	0.0%
平成19年	0	0.0%

	回答数	割合
平成20年	0	0.0%
平成21年	0	0.0%
平成22年	0	0.0%
平成23年	0	0.0%
平成24年	0	0.0%
平成25年	1	0.5%
平成26年	1	0.5%
平成27年	80	37.4%
平成28年	46	21.5%
平成29年	38	17.8%
平成30年	19	8.9%
平成31年以降	0	0.0%
無回答【平成】	0	0.0%
無回答【時期】	28	13.1%

2-6幼児教育の質に関する調査の状況（総数=931）

	回答数	割合
調査をしている	285	30.6%
調査をしていない	623	66.9%
無回答	23	2.5%

2-7調査対象施設（該当者数=285）

	回答数	割合
公立幼稚園	207	72.6%
私立幼稚園	83	29.1%
公立認定こども園	101	35.4%
私立認定こども園	107	37.5%
公立認可保育所	162	56.8%
私立認可保育所	114	40.0%
公立地域型保育事業所	11	3.9%
私立地域型保育事業所	31	10.9%
公立認可外保育施設	12	4.2%
私立認可外保育施設	23	8.1%
無回答	0	0.0%

3. 都道府県・市区町村の関係について

3-1 都道府県または市区町村が主体的に実施すべき取り組み（総数=931）

1. 市区町村が主体的に行うべきである
2. どちらかといえば市区町村が主体的に行うべきである
3. どちらともいえない
4. どちらかといえば都道府県が主体的に行うべきである
5. 都道府県が主体的に行うべきである

		1.	2.	3.	4.	5.	無回答
①幼稚園教諭・保育教諭・保育士などへの研修機会の提供	回答数	71	104	229	307	211	9
	割合	7.6%	11.2%	24.6%	33.0%	22.7%	1.0%
②幼稚園教諭・保育教諭・保育士などの人材確保	回答数	194	241	264	131	90	11
	割合	20.8%	25.9%	28.4%	14.1%	9.7%	1.2%
③大学など地域の養成機関との連携・調査研究	回答数	37	76	228	307	271	12
	割合	4.0%	8.2%	24.5%	33.0%	29.1%	1.3%
④幼児教育施設に対する指導助言	回答数	69	173	222	287	168	12
	割合	7.4%	18.6%	23.8%	30.8%	18.0%	1.3%
⑤幼児教育アドバイザーなどの人材育成	回答数	23	39	169	379	306	15
	割合	2.5%	4.2%	18.2%	40.7%	32.9%	1.6%
⑥幼児教育アドバイザーの配置	回答数	60	126	222	283	225	15
	割合	6.4%	13.5%	23.8%	30.4%	24.2%	1.6%
⑦幼保小連携の推進	回答数	275	337	168	83	55	13
	割合	29.5%	36.2%	18.0%	8.9%	5.9%	1.4%
⑧特別支援教育に関する支援	回答数	132	201	307	179	95	17
	割合	14.2%	21.6%	33.0%	19.2%	10.2%	1.8%
⑨自治体間のネットワーク形成	回答数	79	132	217	271	217	15
	割合	8.5%	14.2%	23.3%	29.1%	23.3%	1.6%

3-2 幼保小連携に関して都道府県が行っている支援（該当者数=54）

	回答数	割合
接続を見通した教育課程の編成・実施	29	53.7%
幼保小合同研修など、教職員（保育士含む）間の交流の機会の設置	31	57.4%
幼稚園・保育所・認定こども園の幼児と小学校の児童が相互に交流する	9	16.7%
その他	5	9.3%
無回答	17	31.5%

3-3都道府県の取り組みの満足度（該当者数=877）

1. 全く満足していない
2. あまり満足していない
3. どちらともいえない
4. やや満足している
5. とても満足している
0. どの取り組みも行われていない

	1.	2.	3.	4.	5.	0.	無回答	有効回答数	平均値
①幼稚園教諭・保育教諭・保育士などへの研修機会の提供	11 1.3%	122 13.9%	314 35.8%	317 36.1%	88 10.0%	8 0.9%	17 1.9%	852 97.2%	3.4
②幼稚園教諭・保育教諭・保育士などの人材確保	96 10.9%	319 36.4%	347 39.6%	38 4.3%	3 0.3%	57 6.5%	17 1.9%	803 91.6%	2.4
③大学など地域の養成機関との連携・調査研究	25 2.9%	149 17.0%	534 60.9%	53 6.0%	9 1.0%	85 9.7%	22 2.5%	770 87.8%	2.8
④幼児教育施設に対する指導助言	24 2.7%	168 19.2%	413 47.1%	178 20.3%	37 4.2%	34 3.9%	23 2.6%	820 93.5%	3.0
⑤幼児教育アドバイザーなどの人材育成	40 4.6%	178 20.3%	428 48.8%	73 8.3%	27 3.1%	106 12.1%	25 2.9%	746 85.0%	2.8
⑥幼児教育アドバイザーの配置	49 5.6%	178 20.3%	410 46.8%	68 7.8%	28 3.2%	116 13.2%	28 3.2%	733 83.6%	2.8
⑦幼保小連携の推進	23 2.6%	150 17.1%	456 52.0%	167 19.0%	34 3.9%	29 3.3%	18 2.1%	830 94.6%	3.0
⑧特別支援教育に関する支援	20 2.3%	160 18.2%	408 46.5%	203 23.1%	37 4.2%	22 2.5%	27 3.1%	828 94.4%	3.1
⑨自治体間のネットワーク形成	32 3.6%	198 22.6%	481 54.8%	66 7.5%	6 0.7%	70 8.0%	24 2.7%	783 89.3%	2.8
⑩教員育成指標及び教員研修計画の策定に対する指導助言	15 1.7%	126 14.4%	533 60.8%	90 10.3%	18 2.1%	59 6.7%	36 4.1%	782 89.2%	3.0

3-4平成30年度7月時点での幼保小連携に関して行っている取り組み（該当者数=877）

	回答数	割合
授業、行事、研究会など、教師・保育士間の交流	573	65.3%
接続を見通した教育課程の編成・実施	270	30.8%
幼稚園教諭、保育士、保育教諭一括採用等、幼児教育施設間の人事異動	191	21.8%
幼児教育施設と小学校間の相互の職場体験など、人事交流や長期派遣	116	13.2%
幼稚園・保育所・認定こども園の幼児と小学校の児童の交流機会の設定	576	65.7%
幼保小合同研修の実施	439	50.1%
その他	88	10.0%
無回答	103	11.7%

4. 幼児教育施設等との関係について

4-1平成30年度4月1日時点の施設類型別の施設数（総数=931）

		ゼロ回答	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所	6か所	7か所	8か所	9か所
①公立幼稚園	回答数	411	117	73	50	36	26	23	14	18	15
	割合	44.1%	12.6%	7.8%	5.4%	3.9%	2.8%	2.5%	1.5%	1.9%	1.6%
②私立幼稚園	回答数	356	161	62	30	40	24	26	9	9	12
	割合	38.2%	17.3%	6.7%	3.2%	4.3%	2.6%	2.8%	1.0%	1.0%	1.3%
③公立認定こども園	回答数	619	106	39	20	10	11	9	6	4	3
	割合	66.5%	11.4%	4.2%	2.1%	1.1%	1.2%	1.0%	0.6%	0.4%	0.3%
④私立認定こども園	回答数	327	161	84	62	33	28	14	20	15	10
	割合	35.1%	17.3%	9.0%	6.7%	3.5%	3.0%	1.5%	2.1%	1.6%	1.1%
⑤公立認可保育所	回答数	163	142	100	87	53	60	33	38	22	19
	割合	17.5%	15.3%	10.7%	9.3%	5.7%	6.4%	3.5%	4.1%	2.4%	2.0%
⑥私立認可保育所	回答数	232	79	60	55	41	35	24	34	26	18
	割合	24.9%	8.5%	6.4%	5.9%	4.4%	3.8%	2.6%	3.7%	2.8%	1.9%
⑦地域型保育事業所	回答数	432	101	52	44	24	21	13	13	10	8
	割合	46.4%	10.8%	5.6%	4.7%	2.6%	2.3%	1.4%	1.4%	1.1%	0.9%
⑧地方単独保育事業に含まれる認可外保育施設	回答数	658	36	30	14	8	6	6	3	0	2
	割合	70.7%	3.9%	3.2%	1.5%	0.9%	0.6%	0.6%	0.3%	0.0%	0.2%
⑨地方単独保育事業に含まれない認可外保育施設	回答数	411	70	48	35	28	19	24	18	11	10
	割合	44.1%	7.5%	5.2%	3.8%	3.0%	2.0%	2.6%	1.9%	1.2%	1.1%

（次頁に続く）

		10か所	11か所	12か所	13か所	14か所	15か所	16か所	17か所	18か所	19か所
①公立幼稚園	回答数	7	10	6	7	4	2	6	3	2	3
	割合	0.8%	1.1%	0.6%	0.8%	0.4%	0.2%	0.6%	0.3%	0.2%	0.3%
②私立幼稚園	回答数	7	8	10	3	6	7	4	4	4	5
	割合	0.8%	0.9%	1.1%	0.3%	0.6%	0.8%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%
③公立認定こども園	回答数	1	2	2	2	1	5	3	1	0	3
	割合	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.5%	0.3%	0.1%	0.0%	0.3%
④私立認定こども園	回答数	5	10	6	4	3	4	3	4	1	0
	割合	0.5%	1.1%	0.6%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.1%	0.0%
⑤公立認可保育所	回答数	19	12	9	16	3	3	8	5	7	3
	割合	2.0%	1.3%	1.0%	1.7%	0.3%	0.3%	0.9%	0.5%	0.8%	0.3%
⑥私立認可保育所	回答数	21	12	17	11	13	12	4	6	10	8
	割合	2.3%	1.3%	1.8%	1.2%	1.4%	1.3%	0.4%	0.6%	1.1%	0.9%
⑦地域型保育事業所	回答数	7	6	4	6	3	5	7	3	2	5
	割合	0.8%	0.6%	0.4%	0.6%	0.3%	0.5%	0.8%	0.3%	0.2%	0.5%
⑧地方単独保育事業に含まれる認可外保育施設	回答数	4	2	2	2	4	3	1	0	4	0
	割合	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.4%	0.3%	0.1%	0.0%	0.4%	0.0%
⑨地方単独保育事業に含まれない認可外保育施設	回答数	9	9	7	5	6	5	1	3	3	1
	割合	1.0%	1.0%	0.8%	0.5%	0.6%	0.5%	0.1%	0.3%	0.3%	0.1%

		20～29か所	30～39か所	40～49か所	50か所以上	無回答
①公立幼稚園	回答数	11	5	4	20	58
	割合	1.2%	0.5%	0.4%	2.1%	6.2%
②私立幼稚園	回答数	21	17	7	27	72
	割合	2.3%	1.8%	0.8%	2.9%	7.7%
③公立認定こども園	回答数	6	1	5	3	69
	割合	0.6%	0.1%	0.5%	0.3%	7.4%
④私立認定こども園	回答数	17	14	5	36	65
	割合	1.8%	1.5%	0.5%	3.9%	7.0%
⑤公立認可保育所	回答数	24	8	10	43	44
	割合	2.6%	0.9%	1.1%	4.6%	4.7%
⑥私立認可保育所	回答数	44	19	15	72	63
	割合	4.7%	2.0%	1.6%	7.7%	6.8%
⑦地域型保育事業所	回答数	20	11	8	31	95
	割合	2.1%	1.2%	0.9%	3.3%	10.2%
⑧地方単独保育事業に含まれる認可外保育施設	回答数	8	2	3	8	125
	割合	0.9%	0.2%	0.3%	0.9%	13.4%
⑨地方単独保育事業に含まれない認可外保育施設	回答数	21	11	5	43	128
	割合	2.3%	1.2%	0.5%	4.6%	13.7%

4-2平成29年度に主催した研修の回数①幼稚園教諭のみ（総数=931）

		ゼロ回答	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回
a 公立のみ	回答数	483	28	20	19	14	12	5	6	2	5
	割合	51.9%	3.0%	2.1%	2.0%	1.5%	1.3%	0.5%	0.6%	0.2%	0.5%
a 公立のみ （法定研修）	回答数	147	7	9	2	1	0	2	1	0	3
	割合	15.8%	0.8%	1.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.3%
b 私立のみ	回答数	564	0	0	2	0	1	0	0	0	0
	割合	60.6%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
b 私立のみ （法定研修）	回答数	139	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	14.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
c 公立と私立の両方	回答数	550	9	4	3	3	0	0	1	1	0
	割合	59.1%	1.0%	0.4%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%
c 公立と私立の両方 （法定研修）	回答数	141	4	1	0	0	0	0	1	1	0
	割合	15.1%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%

		10回	11回	12回	13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回
a 公立のみ	回答数	5	1	8	6	2	3	0	1	3	0
	割合	0.5%	0.1%	0.9%	0.6%	0.2%	0.3%	0.0%	0.1%	0.3%	0.0%
a 公立のみ （法定研修）	回答数	5	0	1	0	2	0	2	1	2	0
	割合	0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	0.1%	0.2%	0.0%
b 私立のみ	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
b 私立のみ （法定研修）	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
c 公立と私立の両方	回答数	1	1	1	0	0	4	0	0	1	1
	割合	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
c 公立と私立の両方 （法定研修）	回答数	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（次頁に続く）

		20～29回	30～39回	40～49回	50回以上	無回答
a 公立のみ	回答数	12	8	3	5	280
	割合	1.3%	0.9%	0.3%	0.5%	30.1%
a 公立のみ (法定研修)	回答数	1	2	0	0	743
	割合	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	79.8%
b 私立のみ	回答数	1	0	0	0	363
	割合	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	39.0%
b 私立のみ (法定研修)	回答数	0	0	0	0	792
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	85.1%
c 公立と私立の両方	回答数	0	0	0	0	351
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	37.7%
c 公立と私立の両方 (法定研修)	回答数	0	0	0	0	780
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.8%

4-2平成29年度に主催した研修の回数②保育士のみ（総数=931）

		ゼロ回答	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回
a 公立のみ	回答数	479	38	28	19	16	15	6	3	7	0	6
	割合	51.5%	4.1%	3.0%	2.0%	1.7%	1.6%	0.6%	0.3%	0.8%	0.0%	0.6%
b 私立のみ	回答数	564	7	2	2	2	1	0	1	0	1	0
	割合	60.6%	0.8%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%
c 公立と私立 の両方	回答数	516	20	19	7	6	5	4	0	3	0	2
	割合	55.4%	2.1%	2.0%	0.8%	0.6%	0.5%	0.4%	0.0%	0.3%	0.0%	0.2%

		11回	12回	13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回	20～29回	30～39回
a 公立のみ	回答数	2	6	2	4	0	1	0	1	1	11	7
	割合	0.2%	0.6%	0.2%	0.4%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	1.2%	0.8%
b 私立のみ	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
c 公立と私立 の両方	回答数	2	2	1	1	0	1	2	0	1	8	3
	割合	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%	0.9%	0.3%

		40～49回	50回以上	無回答
a 公立のみ	回答数	2	6	271
	割合	0.2%	0.6%	29.1%
b 私立のみ	回答数	0	0	349
	割合	0.0%	0.0%	37.5%
c 公立と私立 の両方	回答数	1	2	325
	割合	0.1%	0.2%	34.9%

4-2平成29年度に主催した研修の回数③保育教諭のみ（総数=931）

		ゼロ回答	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回
a 公立のみ	回答数	545	7	9	3	0	3	1	2	0	0
	割合	58.5%	0.8%	1.0%	0.3%	0.0%	0.3%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%
a 公立のみ （法定研修）	回答数	138	2	2	0	0	0	1	0	0	0
	割合	14.8%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
b 私立のみ	回答数	564	0	1	0	0	1	0	0	0	0
	割合	60.6%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
b 私立のみ （法定研修）	回答数	134	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	14.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
c 公立と私立の両方	回答数	555	5	5	1	0	0	0	0	0	1
	割合	59.6%	0.5%	0.5%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
c 公立と私立の両方 （法定研修）	回答数	138	3	0	1	0	0	0	0	0	0
	割合	14.8%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

		10回	11回	12回	13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回
a 公立のみ	回答数	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0
	割合	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%
a 公立のみ （法定研修）	回答数	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	割合	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
b 私立のみ	回答数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
b 私立のみ （法定研修）	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
c 公立と私立の両方	回答数	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
c 公立と私立の両方 （法定研修）	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（次頁に続く）

		20～29回	30～39回	40～49回	50回以上	無回答
a 公立のみ	回答数	3	2	1	0	352
	割合	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	37.8%
a 公立のみ (法定研修)	回答数	1	0	0	0	784
	割合	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	84.2%
b 私立のみ	回答数	0	0	0	0	364
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	39.1%
b 私立のみ (法定研修)	回答数	0	0	0	0	797
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	85.6%
c 公立と私立の両方	回答数	0	0	0	0	362
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	38.9%
c 公立と私立の両方 (法定研修)	回答数	0	0	0	0	789
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	84.7%

4-2平成29年度に主催した研修の回数④その他（総数=931）

	ゼロ回答	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回
回答数	492	33	13	8	6	6	1	1	5	2	5	1	2
割合	52.8%	3.5%	1.4%	0.9%	0.6%	0.6%	0.1%	0.1%	0.5%	0.2%	0.5%	0.1%	0.2%

	13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回	20～29回	30～39回	40～49回	50回以上	無回答
回答数	1	1	0	2	1	0	0	4	0	0	0	347
割合	0.1%	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	37.3%

4-2平成29年度に主催した研修の回数⑤複数の施設類型の合同研修（総数=931）

		ゼロ回答	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回
a 公立のみ	回答数	474	33	30	18	15	10	8	4	6	5
	割合	50.9%	3.5%	3.2%	1.9%	1.6%	1.1%	0.9%	0.4%	0.6%	0.5%
a 公立のみ (法定研修)	回答数	173	6	1	1	1	3	2	0	2	1
	割合	18.6%	0.6%	0.1%	0.1%	0.1%	0.3%	0.2%	0.0%	0.2%	0.1%
b 私立のみ	回答数	531	11	9	2	1	1	0	0	3	0
	割合	57.0%	1.2%	1.0%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%
b 私立のみ (法定研修)	回答数	150	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	16.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
c 公立と私立の両方	回答数	370	67	45	39	31	17	15	11	13	9
	割合	39.7%	7.2%	4.8%	4.2%	3.3%	1.8%	1.6%	1.2%	1.4%	1.0%
c 公立と私立の両方 (法定研修)	回答数	209	7	6	1	5	4	1	0	5	1
	割合	22.4%	0.8%	0.6%	0.1%	0.5%	0.4%	0.1%	0.0%	0.5%	0.1%

（次頁に続く）

		10回	11回	12回	13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回
a 公立のみ	回答数	6	5	5	2	1	1	1	1	1	1
	割合	0.6%	0.5%	0.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
a 公立のみ (法定研修)	回答数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	割合	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
b 私立のみ	回答数	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	割合	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
b 私立のみ (法定研修)	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
c 公立と私立の両方	回答数	4	9	8	7	7	4	6	3	3	0
	割合	0.4%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.0%
c 公立と私立の両方 (法定研修)	回答数	1	2	1	2	1	2	2	0	1	0
	割合	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%

		20～29回	30～39回	40～49回	50回以上	無回答
a 公立のみ	回答数	6	1	1	2	294
	割合	0.6%	0.1%	0.1%	0.2%	31.6%
a 公立のみ (法定研修)	回答数	0	0	0	0	739
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	79.4%
b 私立のみ	回答数	0	0	1	0	369
	割合	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	39.6%
b 私立のみ (法定研修)	回答数	0	0	0	0	780
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.8%
c 公立と私立の両方	回答数	21	14	4	6	218
	割合	2.3%	1.5%	0.4%	0.6%	23.4%
c 公立と私立の両方 (法定研修)	回答数	1	1	0	0	678
	割合	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	72.8%

4-3平成29年度新たに対象とした複数の施設の合同研修（該当者数＝433）

	回答数	割合
1. 公立幼稚園	115	26.6%
2. 私立幼稚園	80	18.5%
3. 公立認定こども園	62	14.3%
4. 私立認定こども園	106	24.5%
5. 公立認可保育所	138	31.9%
6. 私立認可保育所	116	26.8%

	回答数	割合
7. 公立地域型保育事業所	9	2.1%
8. 私立地域型保育事業所	48	11.1%
9. 公立認可外保育施設	9	2.1%
10. 私立認可外保育施設	38	8.8%
11. 新たに対象とした施設はない	202	46.7%
無回答	44	10.2%

4-4平成28年度と29年度に主催している公開保育の実施状況（開催回数）個別研修幼稚園のみ（総数=931）

		ゼロ回答	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回
平成28年度	回答数	559	54	18	15	10	4	7	1	5	2	6
	割合	60.0%	5.8%	1.9%	1.6%	1.1%	0.4%	0.8%	0.1%	0.5%	0.2%	0.6%
平成29年度	回答数	555	54	19	18	7	6	6	2	4	4	5
	割合	59.6%	5.8%	2.0%	1.9%	0.8%	0.6%	0.6%	0.2%	0.4%	0.4%	0.5%

		11回	12回	13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回	20～29回	30～39回
平成28年度	回答数	2	3	0	2	1	0	1	1	1	1	1
	割合	0.2%	0.3%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
平成29年度	回答数	3	2	0	1	1	0	0	2	1	2	1
	割合	0.3%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%

		40～49回	50回以上	無回答
平成28年度	回答数	0	0	237
	割合	0.0%	0.0%	25.5%
平成29年度	回答数	0	0	238
	割合	0.0%	0.0%	25.6%

1

4-4平成28年度と29年度に主催している公開保育の実施状況（開催回数）個別研修保育所のみ（総数=931）

		ゼロ回答	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回
平成28年度	回答数	567	43	22	11	12	8	12	2	2	2	2
	割合	60.9%	4.6%	2.4%	1.2%	1.3%	0.9%	1.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
平成29年度	回答数	561	50	25	10	15	8	11	2	3	0	3
	割合	60.3%	5.4%	2.7%	1.1%	1.6%	0.9%	1.2%	0.2%	0.3%	0.0%	0.3%

		11回	12回	13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回	20～29回	30～39回
平成28年度	回答数	1	6	2	2	0	1	1	0	1	4	2
	割合	0.1%	0.6%	0.2%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.4%	0.2%
平成29年度	回答数	0	5	2	1	0	1	1	1	1	5	1
	割合	0.0%	0.5%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.5%	0.1%

		40～49回	50回以上	無回答
平成28年度	回答数	1	0	227
	割合	0.1%	0.0%	24.4%
平成29年度	回答数	1	0	224
	割合	0.1%	0.0%	24.1%

4-4平成28年度と29年度に主催している公開保育の実施状況（開催回数）個別研修認定こども園のみ
（総数=931）

		ゼロ回答	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回
平成28年度	回答数	592	12	6	5	3	1	4	0	1	0	0
	割合	63.6%	1.3%	0.6%	0.5%	0.3%	0.1%	0.4%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
平成29年度	回答数	591	17	4	8	3	2	3	0	1	0	0
	割合	63.5%	1.8%	0.4%	0.9%	0.3%	0.2%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%

		11回	12回	13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回	20～29回	30～39回
平成28年度	回答数	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
平成29年度	回答数	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

		40～49回	50回以上	無回答
平成28年度	回答数	0	1	304
	割合	0.0%	0.1%	32.7%
平成29年度	回答数	0	1	299
	割合	0.0%	0.1%	32.1%

4-4平成28年度と29年度に主催している公開保育の実施状況（開催回数）個別研修その他（総数=931）

		ゼロ回答	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回
平成28年度	回答数	596	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0
	割合	64.0%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
平成29年度	回答数	597	3	2	1	0	1	0	0	0	0	0
	割合	64.1%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

		11回	12回	13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回	20～29回	30～39回
平成28年度	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
平成29年度	回答数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

		40～49回	50回以上	無回答
平成28年度	回答数	0	0	329
	割合	0.0%	0.0%	35.3%
平成29年度	回答数	0	0	326
	割合	0.0%	0.0%	35.0%

4-4平成28年度と29年度に主催している公開保育の実施状況（開催回数）複数の施設類型の合同研修（開催回数）（総数=931）

		ゼロ回答	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回
平成28年度	回答数	531	63	30	20	13	9	4	9	3	4	9
	割合	57.0%	6.8%	3.2%	2.1%	1.4%	1.0%	0.4%	1.0%	0.3%	0.4%	1.0%
平成29年度	回答数	526	64	29	22	17	8	6	10	1	5	4
	割合	56.5%	6.9%	3.1%	2.4%	1.8%	0.9%	0.6%	1.1%	0.1%	0.5%	0.4%

		11回	12回	13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回	20～29回	30～39回
平成28年度	回答数	0	0	2	1	1	1	1	0	0	4	2
	割合	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.4%	0.2%
平成29年度	回答数	2	1	2	2	2	2	1	0	0	6	2
	割合	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.6%	0.2%

		40～49回	50回以上	無回答
平成28年度	回答数	0	0	224
	割合	0.0%	0.0%	24.1%
平成29年度	回答数	0	0	219
	割合	0.0%	0.0%	23.5%

4-5個別研修及び合同研修の課題（総数=931）

	回答数	割合
幼稚園と比べて保育所の教職員の参加が少ない	82	8.8%
公立幼稚園と比べて私立幼稚園の教職員の参加が少ない	77	8.3%
公立保育所と比べて私立保育所の教職員の参加が少ない	82	8.8%
公立認定こども園と比べて私立認定こども園の教職員の参加が少ない	28	3.0%
正規雇用教職員と比べて、非正規教職員の参加が少ない	192	20.6%
朝晩、遅番等のシフトに入っている教職員は参加が難しい	336	36.1%
専門人材の不足など、自治体における研修の提供体制に課題がある	276	29.6%
十分な研修機会を提供できていない	244	26.2%
合同研修の場合、複数の施設に共通する内容の設定が難しい	128	13.7%
その他	92	9.9%
無回答	210	22.6%

4-6幼稚園教諭・保育士・保育教諭の研修での外部機関との連携（総数=931）

	回答数	割合
地域の大学等の養成機関と連携した研修を行っている	175	18.8%
幼児教育・保育関係団体等と連携した研修を行っている	244	26.2%
私立幼稚園の人材を活用している	26	2.8%
研修時に代替要員を派遣または配置している	84	9.0%
研修時に代替要員を確保するための費用を負担または確保している	95	10.2%
外部の研修に参加するための費用を負担または確保している	450	48.3%
その他	68	7.3%
無回答	273	29.3%

5. 幼児教育センターについて（平成30年7月現在）

5-1幼児教育センターの設置（総数=931）

	回答数	割合
設置している	50	5.4%
センターの設立は決まっており、その準備を進めている	8	0.9%
センターの設立を検討中である	29	3.1%
センターの設立は予定していない	818	87.9%
無回答	26	2.8%

5_1_1 設置時期（該当者数=50）

	昭和1 ～19年	昭和20 ～63年	昭和64 年以降	無回答 【昭和】	平成1 ～9年	平成10 年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年
回答数	0	2	0	0	0	1	1	0	1	2	3	3	0
割合	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	2.0%	0.0%	2.0%	4.0%	6.0%	6.0%	0.0%

	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成23 年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
回答数	2	3	1	0	0	0	1	0	0	5	11	5	5
割合	4.0%	6.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	10.0%	22.0%	10.0%	10.0%

	平成31 年以降	無回答 【平成】	無回答 【時期】
回答数	0	4	0
割合	0.0%	8.0%	0.0%

5_1_2_設立予定時期（該当者数＝8）

	昭和1 ～19年	昭和20 ～63年	無回答 【昭和】	平成1 ～29年	平成 30年	平成31 年	平成 32年	平成 33年	平成 34年	平成 35年	平成 36年	平成 37年	平成 38年
回答数	0	0	0	0	0	4	2	2	0	0	0	0	0
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

	平成 39年	平成 40年	平成 41年	平成 42年	平成 43年	平成44 年	平成 45年	平成 46年	平成 47年	平成 48年	平成 49年	平成 50年	平成 51 年以降
回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

	無回答【平成】	無回答【時期】
回答数	0	0
割合	0.0%	0.0%

5_1_3_名称（該当者数＝50）

	回答数	割合
回答あり	47	94.0%
回答なし	3	6.0%

5-2センターの設立を予定していない理由（該当者数＝818）

	回答数	割合
幼児教育センターの役割についてよく理解していないから	188	23.0%
予算等の見通しが立たないから	267	32.6%
庁内の意見がまとまっていないから	243	29.7%
現行の体制で十分対応できているから	333	40.7%
その他	109	13.3%
無回答	18	2.2%

5-3 幼児教育センターの設置場所（該当者数＝50）

	回答数	割合
1. 教育委員会（本庁）	15	30.0%
2. 教育委員会（教育センター内）	17	34.0%
3. 首長部局（本庁）	4	8.0%
4. 首長部局（本庁以外）	2	4.0%
5. 幼児教育施設（公立／私立他）	6	12.0%
6. その他	4	8.0%
無回答	2	4.0%

5-4 幼児教育センターの設置形態（該当者数＝50）

	回答数	割合
新たな組織としては設置せず部署間の連携で、役割を担っている	22	44.0%
新たな組織として設置	21	42.0%
その他	4	8.0%
無回答	3	6.0%

5-5 幼児教育センターに配置されている職員の人数（該当者数＝50）

		ゼロ回答	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人
常勤	回答数	5	8	10	4	3	5	2	3	1	0	1	0
	割合	10.0%	16.0%	20.0%	8.0%	6.0%	10.0%	4.0%	6.0%	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%
非常勤	回答数	10	4	9	5	6	1	0	2	0	0	2	0
	割合	20.0%	8.0%	18.0%	10.0%	12.0%	2.0%	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%	4.0%	0.0%

		12人	13人	14人	15人	16人	17人	18人	19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
常勤	回答数	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%
非常勤	回答数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

		無回答
常勤	回答数	5
	割合	10.0%
非常勤	回答数	10
	割合	20.0%

5-6幼児教育センター設置の理由（該当者数＝50）

	回答数	割合
研修・調査研究機能を強化するため	37	74.0%
公私、施設類型を超えた取り組みを促進するため	34	68.0%
本庁の教育・保育の担当部局一元化の代替手段として	7	14.0%
国の動向や他自治体の取り組みを参考に	12	24.0%
その他	3	6.0%
無回答	3	6.0%

5-7-1幼児教育センターの取り組みの対象（該当者数＝50）

	回答数	割合
公立幼稚園	42	84
私立幼稚園	31	62
公立認定こども園	34.0%	68.0%
私立認定こども園	35.0%	70.0%
公立認可保育所	35.0%	70.0%
私立認可保育所	36.0%	72.0%
公立地域型保育事業所	7.0%	14.0%
私立地域型保育事業所	16.0%	32.0%
公立認可外保育施設	7.0%	14.0%
私立認可外保育施設	17.0%	34.0%
無回答	3.0%	6.0%

5-7-2幼児教育センターの取組状況に課題がある施設（該当者数＝50）

	回答数	割合
公立幼稚園	2	4.0%
私立幼稚園	13	26.0%
公立認定こども園	5	10.0%
私立認定こども園	14	28.0%
公立認可保育所	7	14.0%
私立認可保育所	11	22.0%
公立地域型保育事業所	2	4.0%
私立地域型保育事業所	4	8.0%
公立認可外保育施設	1	2.0%
私立認可外保育施設	5	10.0%
特定の施設類型の取り組み状況に課題があるわけではない	22	44.0%
無回答	6	12.0%

5-7-3①課題がある理由（該当者数＝22）

	回答数	割合
所掌外の施設に対して関係部局との調整が難しい	11	50.0%
所掌外の施設に対して優先順位が低い	4	18.2%
施設の独自性や建学の精神を尊重する必要がある	15	68.2%
施設側からの研修、または相談・助言のニーズが少ない	14	63.6%
施設側の代替要員が不足している	11	50.0%
施設側の研修時間が不足している	6	27.3%
その他	2	9.1%
無回答	0	0.0%

5-7-3②課題がある理由が該当する施設

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 公立幼稚園 | 9. 公立認可外保育施設 |
| 2. 私立幼稚園 | 10. 私立認可外保育施設 |
| 3. 公立認定こども園 | |
| 4. 私立認定こども園 | |
| 5. 公立認可保育所 | |
| 6. 私立認可保育所 | |
| 7. 公立地域型保育事業所 | |
| 8. 私立地域型保育事業所 | |

		該当者	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.
所掌外の施設に対して関係部局との調整が難しい	回答数	11	1	8	2	9	5	7	1	3
	割合	100.0%	9.1%	72.7%	18.2%	81.8%	45.5%	63.6%	9.1%	27.3%
所掌外の施設に対して優先順位が低い	回答数	4	0	2	0	2	0	3	1	1
	割合	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	75.0%	25.0%	25.0%
施設の独自性や建学の精神を尊重する必要がある	回答数	15	1	11	1	11	1	10	1	1
	割合	100.0%	6.7%	73.3%	6.7%	73.3%	6.7%	66.7%	6.7%	6.7%
施設側からの研修、または相談・助言のニーズが少ない	回答数	14	1	8	2	9	3	6	1	2
	割合	100.0%	7.1%	57.1%	14.3%	64.3%	21.4%	42.9%	7.1%	14.3%
施設側の代替要員が不足している	回答数	11	4	4	2	5	3	7	1	2
	割合	100.0%	36.4%	36.4%	18.2%	45.5%	27.3%	63.6%	9.1%	18.2%
施設側の研修時間が不足している	回答数	6	2	0	1	3	1	3	0	0
	割合	100.0%	33.3%	0.0%	16.7%	50.0%	16.7%	50.0%	0.0%	0.0%
その他	回答数	2	0	1	0	1	0	1	1	1
	割合	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%

		9.	10.	無回答
所掌外の施設に対して関係部局との調整が難しい	回答数	1	5	0
	割合	9.1%	45.5%	0.0%
所掌外の施設に対して優先順位が低い	回答数	1	3	0
	割合	25.0%	75.0%	0.0%
施設の独自性や建学の精神を尊重する必要がある	回答数	1	2	0
	割合	6.7%	13.3%	0.0%
施設側からの研修、または相談・助言のニーズが少ない	回答数	1	5	0
	割合	7.1%	35.7%	0.0%
施設側の代替要員が不足している	回答数	1	3	0
	割合	9.1%	27.3%	0.0%
施設側の研修時間が不足している	回答数	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%
その他	回答数	0	1	0
	割合	0.0%	50.0%	0.0%

5-8幼児教育センターを設置した成果（該当者数＝50）

0. 幼児教育センターの役割として位置づけられていない

1. 全くあてはまらない
2. あまりあてはまらない
3. どちらともいえない
4. ややあてはまる
5. とてもあてはまる

	0.	1.	2.	3.	4.	5.	無回答
①幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究及び実態把握	1 2.0%	0 0.0%	1 2.0%	7 14.0%	20 40.0%	15 30.0%	6 12.0%
②幼稚園教諭・保育士・保育教諭に対する研修機会の提供や相談業務	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 6.0%	19 38.0%	21 42.0%	6 12.0%
③幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供や相談業務	8 16.0%	1 2.0%	4 8.0%	8 16.0%	11 22.0%	10 20.0%	8 16.0%
④教員育成指標・教員研修計画の作成	7 14.0%	3 6.0%	5 10.0%	7 14.0%	11 22.0%	9 18.0%	8 16.0%
⑤幼児教育施設に対する助言・情報提供	1 2.0%	0 0.0%	1 2.0%	6 12.0%	19 38.0%	17 34.0%	6 12.0%
⑥幼保小連携の推進	2 4.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 8.0%	19 38.0%	18 36.0%	7 14.0%
⑦市区町村に対する指導助言	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.0%	7 14.0%	5 10.0%	35 70.0%
⑧都道府県と市区町村間の連携体制の構築	4 8.0%	2 4.0%	10 20.0%	13 26.0%	10 20.0%	3 6.0%	8 16.0%
⑨特別な支援を必要とする幼児等への対応に関する支援	4 8.0%	0 0.0%	2 4.0%	6 12.0%	15 30.0%	17 34.0%	6 12.0%
⑩幼児教育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価への支援	10 20.0%	3 6.0%	7 14.0%	13 26.0%	5 10.0%	4 8.0%	8 16.0%
⑪地域の大学等の養成機関との連携	8 16.0%	5 10.0%	5 10.0%	8 16.0%	10 20.0%	6 12.0%	8 16.0%
⑫家庭・地域に対する幼児教育理解の普及や相談業務	6 12.0%	2 4.0%	4 8.0%	5 10.0%	15 30.0%	11 22.0%	7 14.0%

5-9幼児教育センター設置の成果について、5-8の内容以外（該当者数＝50）

	回答数	割合
回答あり	4	8.0%
回答なし	46	92.0%

5-10幼児教育センターの課題（該当者数＝50）

0. 幼児教育センターの役割に該当しない

1. 全くあてはまらない
2. あまりあてはまらない
3. どちらともいえない
4. ややあてはまる
5. とてもあてはまる

							0.	1.	2.	3.	4.	5.	無回答
①幼児教育センター主催の研修への参加者の確保が難しい							5	6	10	10	11	3	5
							10.0%	12.0%	20.0%	20.0%	22.0%	6.0%	10.0%
②国の動向や他市区町村の状況に関する情報が不足している							2	3	13	13	9	4	6
							4.0%	6.0%	26.0%	26.0%	18.0%	8.0%	12.0%
③アドバイザー同士が学びあう機会が少ない							6	3	11	12	9	3	6
							12.0%	6.0%	22.0%	24.0%	18.0%	6.0%	12.0%
④幼保小連携のための小学校への働きかけが限定的である							2	3	18	8	12	1	6
							4.0%	6.0%	36.0%	16.0%	24.0%	2.0%	12.0%
⑤各施設への取り組み状況に差がある							1	2	7	12	13	10	5
							2.0%	4.0%	14.0%	24.0%	26.0%	20.0%	10.0%
⑥国からの財政上の支援が無いいため運営が厳しい							2	3	6	15	12	5	7
							4.0%	6.0%	12.0%	30.0%	24.0%	10.0%	14.0%
⑦関係部局間の調整が難しい							3	4	10	12	10	5	6
							6.0%	8.0%	20.0%	24.0%	20.0%	10.0%	12.0%
⑧アドバイザーの育成方法が分からない							9	4	10	15	5	0	7
							18.0%	8.0%	20.0%	30.0%	10.0%	0.0%	14.0%

5-11幼児教育センターの課題について、5-10の内容以外（該当者数＝50）

	回答数	割合
回答あり	5	10.0%
回答なし	45	90.0%

6. 幼児教育アドバイザーについて（平成30年7月現在）

【定義参考用】6-1アドバイザー・指導主事の配置（総数＝931）

	アドバイザー有	常勤・非常勤両方有	常勤のみのアドバイザー有	非常勤のみのアドバイザー有	指導主事有	アドバイザーと指導主事両方有	アドバイザーのみ有	指導主事のみ有	アドバイザーか指導主事有（計）
回答数	181	20	75	86	362	138	43	224	405
割合	19.4%	2.1%	8.1%	9.2%	38.9%	14.8%	4.6%	24.1%	43.5%

6-1-1①常勤の幼児教育アドバイザー（人数）（総数＝931）

	ゼロ回答	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人
回答数	65	51	18	4	8	6	1	1	1	1	0	0	0
割合	7.0%	5.5%	1.9%	0.4%	0.9%	0.6%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%

	13人	14人	15人	16人	17人	18人	19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	無回答
回答数	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	771
割合	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	82.8%

6-1-1②非常勤の幼児教育アドバイザー（人数）（回答総数＝931）

	ゼロ回答	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人
回答数	53	35	33	9	7	2	3	2	1	1	0	0	1
割合	5.7%	3.8%	3.5%	1.0%	0.8%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%

	13人	14人	15人	16人	17人	18人	19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	無回答
回答数	1	2	0	2	1	0	1	1	3	1	0	772
割合	0.1%	0.2%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.3%	0.1%	0.0%	82.9%

6-1-1①と②の合計のうち経験者（人数）（総数＝931）

	ゼロ回答	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人
回答数	38	49	37	7	13	7	3	4	2	0	0	0	0
割合	4.1%	5.3%	4.0%	0.8%	1.4%	0.8%	0.3%	0.4%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

	13人	14人	15人	16人	17人	18人	19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	無回答
回答数	2	3	1	0	0	1	1	3	1	0	1	758
割合	0.2%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.3%	0.1%	0.0%	0.1%	81.4%

6-1-1①も②も配置していない（総数＝931）

	回答数	割合

配置していない	707	75.9%
無回答	224	24.1%

6-1-2非常勤の幼児教育アドバイザー（賃金）人数（総数＝931）

	ゼロ回答	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人
回答数	10	28	31	5	3	1	0	2	1	0	0	0	0
割合	1.1%	3.0%	3.3%	0.5%	0.3%	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

	13人	14人	15人	16人	17人	18人	19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	無回答
回答数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	849
割合	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	91.2%

6-1-2非常勤の幼児教育アドバイザー（賃金）1か月平均出勤日数（総数＝931）

	ゼロ回答	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
回答数	5	0	1	1	2	2	3	1	7	0	4	0	8
割合	0.5%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.8%	0.0%	0.4%	0.0%	0.9%

	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20～29日	30～39日	無回答
回答数	5	3	2	12	1	2	0	14	0	858
割合	0.5%	0.3%	0.2%	1.3%	0.1%	0.2%	0.0%	1.5%	0.0%	92.2%

6-1-2非常勤の幼児教育アドバイザー（総数＝931）

	ゼロ回答	1万円未満	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円	9万円	10万円	11万円
回答数	5	0	0	2	4	0	3	0	3	7	2	3	2
割合	0.5%	0.0%	0.0%	0.2%	0.4%	0.0%	0.3%	0.0%	0.3%	0.8%	0.2%	0.3%	0.2%

	12万円	13万円	14万円	15万円	16万円	17万円	18万円	19万円	20～29万円	30～39万円	40～49万円	50万円以上	無回答
回答数	2	2	0	8	5	3	4	5	8	0	0	0	863
割合	0.2%	0.2%	0.0%	0.9%	0.5%	0.3%	0.4%	0.5%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	92.7%

6-1-2非常勤の幼児教育アドバイザー（賃金）該当する雇用形態の非常勤幼児教育アドバイザーを配置していない（総数＝931）

	回答数	割合
配置していない	565	60.7%
無回答	366	39.3%

6-1-2非常勤の幼児教育アドバイザー（謝金）人数（総数＝931）

	ゼロ回答	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人
回答数	17	5	3	4	5	1	2	2	0	1	0	0	0
割合	1.8%	0.5%	0.3%	0.4%	0.5%	0.1%	0.2%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%

	13人	14人	15人	16人	17人	18人	19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	無回答
回答数	1	2	0	1	0	0	1	1	3	1	0	881
割合	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.3%	0.1%	0.0%	94.6%

6-1-2非常勤の幼児教育アドバイザー（謝金）1か月平均出勤日数（総数＝931）

	ゼロ回答	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
回答数	8	12	16	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56
割合	0.9%	1.3%	1.7%	2.1%	2.5%	2.9%	3.3%	3.7%	4.1%	4.5%	4.9%	5.3%	5.7%

	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20～29日	30～39日	無回答
回答数	0	0	0	1	0	0	0	1	0	895
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	96.1%

6-1-2非常勤の幼児教育アドバイザー（謝金）平均月額報酬（回答総数＝931）

	ゼロ回答	1万円未満	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円	9万円	10万円	11万円
回答数	8	7	10	4	2	0	0	1	0	1	0	1	0
割合	0.9%	0.8%	1.1%	0.4%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%

	12万円	13万円	14万円	15万円	16万円	17万円	18万円	19万円	20～29万円	30～39万円	40～49万円	50万円以上	無回答
回答数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	895
割合	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	96.1%

6-1-2非常勤の幼児教育アドバイザー（謝金）該当する雇用形態の非常勤幼児教育アドバイザーを配置していない（総数＝931）

	回答数	割合
配置していない	563	60.5%
無回答	368	39.5%

6-1-3 幼児教育担当の指導主事の総数（総数＝931）

	ゼロ回答	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人
回答数	15	235	81	20	9	5	5	2	2	1	0	0	1
割合	1.6%	25.2%	8.7%	2.1%	1.0%	0.5%	0.5%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%

	13人	14人	15人	16人	17人	18人	19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	無回答
回答数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	554
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	59.5%

6-1-3 うち経験者（回答総数＝931）

	ゼロ回答	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人
回答数	159	99	42	15	5	1	1	1	0	0	0	0	0
割合	17.1%	10.6%	4.5%	1.6%	0.5%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

	13人	14人	15人	16人	17人	18人	19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	無回答
回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	608
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	65.3%

6-1-3 うち幼児教育専任（総数＝931）

	ゼロ回答	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人
回答数	179	63	26	9	6	0	1	1	0	0	0	0	1
割合	19.2%	6.8%	2.8%	1.0%	0.6%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%

	13人	14人	15人	16人	17人	18人	19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	無回答
回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	645
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	69.3%

6-1-3 幼児教育担当の指導主事を配置していない（回答総数＝931）

	回答数	割合
配置していない	485	52.1%
無回答	446	47.9%

6-2幼児教育アドバイザーの経歴別人数（該当者数＝181）

		ゼロ回答	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
公立幼稚園①園長・副園長	回答数	46	47	17	4	1	2	1	0	2	0
	割合	25.4%	26.0%	9.4%	2.2%	0.6%	1.1%	0.6%	0.0%	1.1%	0.0%
公立幼稚園②それ以外の教員	回答数	64	16	2	0	0	1	0	0	0	0
	割合	35.4%	8.8%	1.1%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
国立幼稚園③園長・副園長	回答数	71	4	1	0	0	0	0	0	0	0
	割合	39.2%	2.2%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
国立幼稚園④それ以外の教員	回答数	72	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	割合	39.8%	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立幼稚園⑤園長・副園長	回答数	67	6	2	1	1	0	1	1	0	0
	割合	37.0%	3.3%	1.1%	0.6%	0.6%	0.0%	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%
私立幼稚園⑥それ以外の教員	回答数	71	3	2	0	0	0	0	0	0	0
	割合	39.2%	1.7%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公立保育所⑦園長・副園長	回答数	41	44	10	8	3	2	3	1	2	0
	割合	22.7%	24.3%	5.5%	4.4%	1.7%	1.1%	1.7%	0.6%	1.1%	0.0%
公立保育所⑧それ以外の職員	回答数	66	10	4	0	1	0	0	0	0	0
	割合	36.5%	5.5%	2.2%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立保育所⑨園長・副園長	回答数	68	8	1	2	0	2	0	0	0	0
	割合	37.6%	4.4%	0.6%	1.1%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立保育所⑩それ以外の職員	回答数	71	3	1	2	0	0	0	0	0	0
	割合	39.2%	1.7%	0.6%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公立認定こども園⑪園長・副園長	回答数	68	13	1	1	0	0	0	0	0	0
	割合	37.6%	7.2%	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公立認定こども園⑫それ以外の職員	回答数	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	41.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立認定こども園⑬園長・副園長	回答数	64	8	2	0	0	0	0	0	0	0
	割合	35.4%	4.4%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立認定こども園⑭それ以外の職員	回答数	71	5	1	1	0	0	0	0	0	0
	割合	39.2%	2.8%	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑮その他の幼児教育施設等の関係者	回答数	71	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	39.2%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑯小学校の校長・教員	回答数	55	32	3	2	0	0	0	0	0	0
	割合	30.4%	17.7%	1.7%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑰中学校・高校の校長・教員	回答数	73	6	1	0	0	0	0	0	0	0
	割合	40.3%	3.3%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑱指導主事	回答数	71	8	2	0	1	0	0	0	0	0
	割合	39.2%	4.4%	1.1%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（次頁に続く）

⑱専門職（保健師・臨床心理士など）	回答数	66	3	3	3	0	1	0	0	0	0
	割合	36.5%	1.7%	1.7%	1.7%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑳上記以外の行政職員	回答数	71	4	2	1	0	0	0	0	0	0
	割合	39.2%	2.2%	1.1%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・学識経験者	回答数	64	2	1	6	0	1	1	0	0	0
	割合	35.4%	1.1%	0.6%	3.3%	0.0%	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
・特別支援学校や特別支援学級などの教員等	回答数	71	3	2	0	0	0	0	0	0	0
	割合	39.2%	1.7%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・その他	回答数	64	8	7	1	4	0	1	0	0	0
	割合	35.4%	4.4%	3.9%	0.6%	2.2%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%

		10人	11人	12人	13人	14人	15人	16人	17人	18人	19人
公立幼稚園①園長・副園長	回答数	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	割合	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%
公立幼稚園②それ以外の教員	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
国立幼稚園③園長・副園長	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
国立幼稚園④それ以外の教員	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立幼稚園⑤園長・副園長	回答数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立幼稚園⑥それ以外の教員	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公立保育所⑦園長・副園長	回答数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公立保育所⑧それ以外の職員	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立保育所⑨園長・副園長	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%
私立保育所⑩それ以外の職員	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公立認定こども園⑪園長・副園長	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公立認定こども園⑫それ以外の職員	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立認定こども園⑬園長・副園長	回答数	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	割合	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（次頁に続く）

私立認定こども園⑭ それ以外の職員	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑮その他の幼児教育 施設等の関係者	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑯小学校の校長・教 員	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑰中学校・高校の校 長・教員	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑱指導主事	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑲専門職（保健師・ 臨床心理士など）	回答数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑳上記以外の行政職 員	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・学識経験者	回答数	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.6%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・特別支援学校や特別 支援学級などの教員等	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・その他	回答数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

		20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	無回答
公立幼稚園①園長・ 副園長	回答数	1	0	0	0	58
	割合	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	32.0%
公立幼稚園②それ以 外の教員	回答数	0	0	0	0	98
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	54.1%
国立幼稚園③園長・ 副園長	回答数	0	0	0	0	105
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	58.0%
国立幼稚園④それ以 外の教員	回答数	0	0	0	0	107
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	59.1%
私立幼稚園⑤園長・ 副園長	回答数	0	0	0	0	101
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.8%
私立幼稚園⑥それ以 外の教員	回答数	0	0	0	0	105
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	58.0%
公立保育所⑦園長・ 副園長	回答数	1	0	0	0	65
	割合	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	35.9%
公立保育所⑧それ以 外の職員	回答数	0	0	0	0	100
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.2%

（次頁に続く）

私立保育所⑨園長・副園長	回答数	0	0	0	0	99
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	54.7%
私立保育所⑩それ以外の職員	回答数	0	0	0	0	104
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	57.5%
公立認定こども園⑪園長・副園長	回答数	0	0	0	0	98
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	54.1%
公立認定こども園⑫それ以外の職員	回答数	0	0	0	0	106
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	58.6%
私立認定こども園⑬園長・副園長	回答数	0	0	0	0	104
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	57.5%
私立認定こども園⑭それ以外の職員	回答数	0	0	0	0	103
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	56.9%
⑮その他の幼児教育施設等の関係者	回答数	0	0	0	0	106
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	58.6%
⑯小学校の校長・教員	回答数	0	0	0	0	89
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	49.2%
⑰中学校・高校の校長・教員	回答数	0	0	0	0	101
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.8%
⑱指導主事	回答数	0	0	0	0	99
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	54.7%
⑲専門職（保健師・臨床心理士など）	回答数	0	0	0	0	104
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	57.5%
⑳上記以外の行政職員	回答数	0	0	0	0	103
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	56.9%
・学識経験者	回答数	0	0	0	0	104
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	57.5%
・特別支援学校や特別支援学級などの教員等	回答数	0	0	0	0	105
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	58.0%
・その他	回答数	0	1	0	0	94
	割合	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	51.9%

6-2幼児教育担当の指導主事の経歴別人数（該当者数＝362）

		ゼロ回答	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
公立幼稚園①園長・副園長	回答数	136	62	12	0	1	0	0	0	0	0
	割合	37.6%	17.1%	3.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公立幼稚園②それ以外の教員	回答数	139	45	5	1	0	0	0	0	0	0
	割合	38.4%	12.4%	1.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
国立幼稚園③園長・副園長	回答数	158	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	43.6%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
国立幼稚園④それ以外の教員	回答数	157	5	1	0	0	0	0	0	0	0
	割合	43.4%	1.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立幼稚園⑤園長・副園長	回答数	160	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	44.2%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立幼稚園⑥それ以外の教員	回答数	161	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	44.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公立保育所⑦園長・副園長	回答数	147	30	6	0	0	1	0	0	0	0
	割合	40.6%	8.3%	1.7%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公立保育所⑧それ以外の職員	回答数	156	14	3	0	0	0	0	0	0	0
	割合	43.1%	3.9%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立保育所⑨園長・副園長	回答数	161	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	44.5%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立保育所⑩それ以外の職員	回答数	161	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	44.5%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公立認定こども園⑪園長・副園長	回答数	158	5	3	0	0	0	0	0	0	0
	割合	43.6%	1.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公立認定こども園⑫それ以外の職員	回答数	161	2	1	0	0	0	0	0	0	0
	割合	44.5%	0.6%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立認定こども園⑬園長・副園長	回答数	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	44.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立認定こども園⑭それ以外の職員	回答数	161	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	44.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑮その他の幼児教育施設等の関係者	回答数	161	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	44.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑯小学校の校長・教員	回答数	75	138	16	3	6	1	1	0	0	1
	割合	20.7%	38.1%	4.4%	0.8%	1.7%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.3%
⑰中学校・高校の校長・教員	回答数	132	39	5	1	1	0	1	0	0	0
	割合	36.5%	10.8%	1.4%	0.3%	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
⑱指導主事	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（次頁に続く）

⑱専門職（保健師・臨床心理士など）	回答数	159	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	43.9%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑳上記以外の行政職員	回答数	159	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	割合	43.9%	0.3%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・学識経験者	回答数	160	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	44.2%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・特別支援学校や特別支援学級などの教員等	回答数	152	9	0	1	0	1	0	0	0	0
	割合	42.0%	2.5%	0.0%	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・その他	回答数	142	19	4	5	0	0	1	0	0	0
	割合	39.2%	5.2%	1.1%	1.4%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%

		10人	11人	12人	13人	14人	15人	16人	17人	18人	19人
公立幼稚園①園長・副園長	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公立幼稚園②それ以外の教員	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
国立幼稚園③園長・副園長	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
国立幼稚園④それ以外の教員	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立幼稚園⑤園長・副園長	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立幼稚園⑥それ以外の教員	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公立保育所⑦園長・副園長	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公立保育所⑧それ以外の職員	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立保育所⑨園長・副園長	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立保育所⑩それ以外の職員	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公立認定こども園⑪園長・副園長	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公立認定こども園⑫それ以外の職員	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
私立認定こども園⑬園長・副園長	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（次頁に続く）

私立認定こども園⑭ それ以外の職員	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑮その他の幼児教育 施設等の関係者	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑯小学校の校長・教 員	回答数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑰中学校・高校の校 長・教員	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑱指導主事	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑲専門職（保健師・ 臨床心理士など）	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑳上記以外の行政職 員	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・学識経験者	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・特別支援学校や特別 支援学級などの教員等	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・その他	回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

		20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	無回答
公立幼稚園①園長・ 副園長	回答数	0	0	0	0	151
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	41.7%
公立幼稚園②それ以 外の教員	回答数	0	0	0	0	172
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	47.5%
国立幼稚園③園長・ 副園長	回答数	0	0	0	0	202
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.8%
国立幼稚園④それ以 外の教員	回答数	0	0	0	0	199
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.0%
私立幼稚園⑤園長・ 副園長	回答数	0	0	0	0	201
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.5%
私立幼稚園⑥それ以 外の教員	回答数	0	0	0	0	201
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.5%
公立保育所⑦園長・ 副園長	回答数	0	0	0	0	178
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	49.2%
公立保育所⑧それ以 外の職員	回答数	0	0	0	0	189
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	52.2%

（次頁に続く）

私立保育所⑨園長・副園長	回答数	0	0	0	0	200
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.2%
私立保育所⑩それ以外の職員	回答数	0	0	0	0	200
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.2%
公立認定こども園⑪園長・副園長	回答数	0	0	0	0	196
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	54.1%
公立認定こども園⑫それ以外の職員	回答数	0	0	0	0	198
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	54.7%
私立認定こども園⑬園長・副園長	回答数	0	0	0	0	202
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.8%
私立認定こども園⑭それ以外の職員	回答数	0	0	0	0	201
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.5%
⑮その他の幼児教育施設等の関係者	回答数	0	0	0	0	201
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.5%
⑯小学校の校長・教員	回答数	0	0	0	0	120
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.1%
⑰中学校・高校の校長・教員	回答数	0	0	0	0	183
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.6%
⑱指導主事	回答数	0	0	0	0	362
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
⑲専門職（保健師・臨床心理士など）	回答数	0	0	0	0	202
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.8%
⑳上記以外の行政職員	回答数	0	0	0	0	200
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.2%
・学識経験者	回答数	0	0	0	0	201
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.5%
・特別支援学校や特別支援学級などの教員等	回答数	0	0	0	0	199
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.0%
・その他	回答数	0	0	0	0	191
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	52.8%

6-3幼児教育アドバイザー（所属部局）（該当者数＝181）

	回答数	割合
教育委員会（本庁）	71	39.2%
教育委員会（教育センター内）	17	9.4%
首長部局（本庁）	51	28.2%
首長部局（本庁以外）	11	6.1%
幼児教育施設（公立／私立他）	26	14.4%
その他	17	9.4%
無回答	13	7.2%

6-3幼児教育担当の指導主事（所属部局）（該当者数＝362）

	回答数	割合
教育委員会（本庁）	261	72.1%
教育委員会（教育センター内）	44	12.2%
首長部局（本庁）	64	17.7%
首長部局（本庁以外）	9	2.5%
幼児教育施設（公立／私立他）	2	0.6%
その他	11	3.0%
無回答	20	5.5%

6-4幼児教育アドバイザーと幼児教育担当の指導主事の平成29年度の訪問とその頻度施設の有無と訪問頻度（該当者数＝405）

		存在する	存在しない	無回答	【施設有】	訪問対象としていない	全く訪問しなかった	半年に一回～年に一回	三か月に一回～半年に一回	月に一回～三か月に一回	月に一回以上	無回答
①公立幼稚園	回答数	305	69	31	305	7	4	63	66	66	97	2
	割合	75.3%	17.0%	7.7%	100.0%	2.3%	1.3%	20.7%	21.6%	21.6%	31.8%	0.7%
②私立幼稚園	回答数	249	108	48	249	117	16	63	21	14	14	4
	割合	61.5%	26.7%	11.9%	100.0%	47.0%	6.4%	25.3%	8.4%	5.6%	5.6%	1.6%
③公立認定こども園	回答数	158	206	41	158	17	8	33	22	32	44	2
	割合	39.0%	50.9%	10.1%	100.0%	10.8%	5.1%	20.9%	13.9%	20.3%	27.8%	1.3%
④私立認定こども園	回答数	247	109	49	247	84	20	75	32	19	14	3
	割合	61.0%	26.9%	12.1%	100.0%	34.0%	8.1%	30.4%	13.0%	7.7%	5.7%	1.2%
⑤公立認可保育所	回答数	313	54	38	313	83	12	69	46	45	52	6
	割合	77.3%	13.3%	9.4%	100.0%	26.5%	3.8%	22.0%	14.7%	14.4%	16.6%	1.9%
⑥私立認可保育所	回答数	296	60	49	296	112	19	85	36	17	20	7
	割合	73.1%	14.8%	12.1%	100.0%	37.8%	6.4%	28.7%	12.2%	5.7%	6.8%	2.4%
⑦公立地域型保育事業所	回答数	64	276	65	64	37	9	7	2	3	4	2
	割合	15.8%	68.1%	16.0%	100.0%	57.8%	14.1%	10.9%	3.1%	4.7%	6.3%	3.1%
⑧私立地域型保育事業所	回答数	188	151	66	188	110	23	32	8	4	6	5
	割合	46.4%	37.3%	16.3%	100.0%	58.5%	12.2%	17.0%	4.3%	2.1%	3.2%	2.7%
⑨公立認可外保育施設	回答数	56	282	67	56	36	9	7	0	2	2	0
	割合	13.8%	69.6%	16.5%	100.0%	64.3%	16.1%	12.5%	0.0%	3.6%	3.6%	0.0%
⑩私立認可外保育施設	回答数	220	119	66	220	148	30	32	1	2	2	5
	割合	54.3%	29.4%	16.3%	100.0%	67.3%	13.6%	14.5%	0.5%	0.9%	0.9%	2.3%
⑪小学校	回答数	349	9	47	349	93	17	68	53	44	62	12
	割合	86.2%	2.2%	11.6%	100.0%	26.6%	4.9%	19.5%	15.2%	12.6%	17.8%	3.4%
⑫特別支援学校	回答数	195	154	56	195	113	25	27	15	6	1	8
	割合	48.1%	38.0%	13.8%	100.0%	57.9%	12.8%	13.8%	7.7%	3.1%	0.5%	4.1%
⑬その他	回答数	17	143	245	17	3	1	4	4	0	4	1
	割合	4.2%	35.3%	60.5%	100.0%	17.6%	5.9%	23.5%	23.5%	0.0%	23.5%	5.9%

6-5幼児教育アドバイザーを育成するための研修（該当者数＝181）

	回答数	割合
アドバイザーの新規育成のための研修を行っている	22	12.2%
現職アドバイザーのための研修を行っている	46	25.4%
研修を行っていない	118	65.2%
無回答	13	7.2%

6-5-1平成29年度のアドバイザーの新規育成のための研修回数（該当者数＝22）

	ゼロ回答	NK893 =1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
回答数	9	1	2	2	0	2	1	3	1	0	0	0	0
割合	40.9%	4.5%	9.1%	9.1%	0.0%	9.1%	4.5%	13.6%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

	13	14	15	16	17	18	19	20～29	30～39	40～49	50以上	無回答
回答数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6-5-2平成29年度の現職アドバイザーのための研修回数（該当者数＝46）

	ゼロ回答	NK923 =1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
回答数	6	7	9	9	0	4	4	0	4	1	0	1	0
割合	13.0%	15.2%	19.6%	19.6%	0.0%	8.7%	8.7%	0.0%	8.7%	2.2%	0.0%	2.2%	0.0%

	13	14	15	16	17	18	19	20～29	30～39	40～49	50以上	無回答
回答数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%

6-6幼児教育アドバイザーに求めている資質・能力（該当者数＝181）

	回答数	割合
幼児教育・保育技術に関する専門的な資質・能力	167	92.3%
小学校以降の教育に関する専門的な資質・能力	83	45.9%
組織マネジメントに関する専門的な資質・能力	93	51.4%
特別支援教育に関する専門的な資質・能力	110	60.8%
児童福祉に関する専門的な資質・能力	72	39.8%
研修企画に関する専門的な資質・能力	82	45.3%
保護者や地域対応など他機関との連携に関する資質・能力	113	62.4%
その他	4	2.2%
無回答	12	6.6%

6-7-1幼児教育アドバイザーの取組状況に課題がある施設（該当者数＝181）

	回答数	割合
公立幼稚園	13	7.2%
私立幼稚園	44	24.3%
公立認定こども園	12	6.6%
私立認定こども園	42	23.2%
公立認可保育所	25	13.8%
私立認可保育所	46	25.4%
公立地域型保育事業所	4	2.2%
私立地域型保育事業所	15	8.3%
公立認可外保育施設	5	2.8%
私立認可外保育施設	22	12.2%
特定の施設類型の取り組み状況に課題があるわけではない	80	44.2%
無回答	23	12.7%

6-7-2①課題がある理由（該当者数＝78）

	回答数	割合
所掌外の施設に対して関係部局との調整が難しい	33	42.3%
所掌外の施設に対して優先順位が低い	13	16.7%
施設の独自性や建学の精神を尊重する必要がある	55	70.5%
施設側からの研修、または相談・助言のニーズが少ない	52	66.7%
施設側の代替要員が不足している	27	34.6%
施設側の研修時間が不足している	27	34.6%
その他	3	3.8%
無回答	1	1.3%

6-7-2②課題がある理由が該当する施設

課題がある理由		該当者	公立幼稚園	私立幼稚園	公立認定こども園	私立認定こども園	公立認可保育所	私立認可保育所	公立地域型保育事業所	私立地域型保育事業所	公立認可外保育施設
所掌外の施設に対して関係部局との調整が難しい	回答数	33	3	22	1	13	8	14	4	6	2
	割合	100.0%	9.1%	66.7%	3.0%	39.4%	24.2%	42.4%	12.1%	18.2%	6.1%
所掌外の施設に対して優先順位が低い	回答数	13	2	5	1	6	3	4	4	5	4
	割合	100.0%	15.4%	38.5%	7.7%	46.2%	23.1%	30.8%	30.8%	38.5%	30.8%
施設の独自性や建学の精神を尊重する必要がある	回答数	55	4	39	0	34	2	31	2	9	2
	割合	100.0%	7.3%	70.9%	0.0%	61.8%	3.6%	56.4%	3.6%	16.4%	3.6%
施設側からの研修、または相談・助言のニーズが少ない	回答数	52	4	35	4	29	11	31	4	13	2
	割合	100.0%	7.7%	67.3%	7.7%	55.8%	21.2%	59.6%	7.7%	25.0%	3.8%
施設側の代替要員が不足している	回答数	27	10	14	9	15	13	15	4	8	4
	割合	100.0%	37.0%	51.9%	33.3%	55.6%	48.1%	55.6%	14.8%	29.6%	14.8%
施設側の研修時間が不足している	回答数	27	7	11	7	10	13	12	4	7	5
	割合	100.0%	25.9%	40.7%	25.9%	37.0%	48.1%	44.4%	14.8%	25.9%	18.5%
その他	回答数	3	1	0	1	0	1	1	1	1	0
	割合	100.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%

課題がある理由		私立認可外保育施設	無回答
所掌外の施設に対して関係部局との調整が難しい	回答数	10	0
	割合	30.3%	0.0%
所掌外の施設に対して優先順位が低い	回答数	8	0
	割合	61.5%	0.0%
施設の独自性や建学の精神を尊重する必要がある	回答数	11	0
	割合	20.0%	0.0%
施設側からの研修、または相談・助言のニーズが少ない	回答数	17	0
	割合	32.7%	0.0%
施設側の代替要員が不足している	回答数	10	0
	割合	37.0%	0.0%
施設側の研修時間が不足している	回答数	9	0
	割合	33.3%	0.0%
その他	回答数	1	0
	割合	33.3%	0.0%

6-8幼児教育アドバイザーを配置したことによる成果（該当者数＝181）

0. 幼児教育アドバイザーの役割に該当しない

1. 全くあてはまらない
2. あまりあてはまらない
3. どちらともいえない
4. ややあてはまる
5. とてもあてはまる

		0.	1.	2.	3.	4.	5.	無回答
①園外研修機会の確保・質の向上	回答数	29	4	9	31	50	37	21
	割合	16.0%	2.2%	5.0%	17.1%	27.6%	20.4%	11.6%
②園内研修機会の確保・質の向上	回答数	12	1	11	17	61	58	21
	割合	6.6%	0.6%	6.1%	9.4%	33.7%	32.0%	11.6%
③園長の資質向上	回答数	11	1	8	35	74	31	21
	割合	6.1%	0.6%	4.4%	19.3%	40.9%	17.1%	11.6%
④園長以外の教職員（保育士含む）の資質向上	回答数	2	1	3	21	74	59	21
	割合	1.1%	0.6%	1.7%	11.6%	40.9%	32.6%	11.6%
⑤市区町村の幼児教育アドバイザーの資質向上	回答数	12	0	3	11	5	2	148
	割合	6.6%	0.0%	1.7%	6.1%	2.8%	1.1%	81.8%
⑥市区町村の取り組みの充実	回答数	8	0	3	8	12	3	147
	割合	4.4%	0.0%	1.7%	4.4%	6.6%	1.7%	81.2%
⑦幼保小連携の推進	回答数	20	3	11	24	60	43	20
	割合	11.0%	1.7%	6.1%	13.3%	33.1%	23.8%	11.0%
⑧特別な支援を必要とする子どもへの対応に関する支援	回答数	10	2	5	29	64	48	23
	割合	5.5%	1.1%	2.8%	16.0%	35.4%	26.5%	12.7%
⑨就学前児童や小学1年生の実態の把握	回答数	21	3	11	38	50	38	20
	割合	11.6%	1.7%	6.1%	21.0%	27.6%	21.0%	11.0%
⑩管轄内の幼稚園・保育所・認定こども園の教育・保育状況や経営方針	回答数	16	3	13	30	68	30	21
	割合	8.8%	1.7%	7.2%	16.6%	37.6%	16.6%	11.6%
⑪家庭・地域に対する幼児教育理解の普及	回答数	28	4	10	49	52	16	22
	割合	15.5%	2.2%	5.5%	27.1%	28.7%	8.8%	12.2%
⑫その他	回答数	11	0	1	3	1	1	164
	割合	6.1%	0.0%	0.6%	1.7%	0.6%	0.6%	90.6%

6-9幼児教育アドバイザーを配置したことによる成果について、6－8の内容以外（該当者数＝181）

	回答数	割合
回答あり	18	9.9%
回答なし	163	90.1%

6-10幼児教育アドバイザーの取り組みにおける課題（該当者数＝181）

0. 幼児教育アドバイザーの役割に含めていない

1. 全くあてはまらない
2. あまりあてはまらない
3. どちらともいえない
4. ややあてはまる
5. とてもあてはまる

		0.	1.	2.	3.	4.	5.	無回答
①園内研修等への参加者の確保が難しい	回答数	27	18	45	30	32	10	19
	割合	14.9%	9.9%	24.9%	16.6%	17.7%	5.5%	10.5%
②幼児教育施設の課題と幼児教育アドバイザーの専門性がマッチしない	回答数	7	39	64	39	12	1	19
	割合	3.9%	21.5%	35.4%	21.5%	6.6%	0.6%	10.5%
③幼児教育アドバイザーの質の確保・向上	回答数	6	24	43	32	42	15	19
	割合	3.3%	13.3%	23.8%	17.7%	23.2%	8.3%	10.5%
④幼児教育アドバイザーの訪問要請が少ない	回答数	8	37	45	53	13	6	19
	割合	4.4%	20.4%	24.9%	29.3%	7.2%	3.3%	10.5%
⑤日程、人数が限られており、訪問要請に対応しきれない	回答数	7	16	51	45	29	14	19
	割合	3.9%	8.8%	28.2%	24.9%	16.0%	7.7%	10.5%
⑥幼児教育アドバイザー訪問の日程調整等の事務負担が大きい	回答数	6	20	48	36	41	11	19
	割合	3.3%	11.0%	26.5%	19.9%	22.7%	6.1%	10.5%
⑦国（市区町村の場合は国・都道府県）からの財政上の支援がない	回答数	7	26	16	40	31	40	21
	割合	3.9%	14.4%	8.8%	22.1%	17.1%	22.1%	11.6%
⑧幼児教育アドバイザーの後継者の確保が難しい	回答数	1	5	16	31	57	53	18
	割合	0.6%	2.8%	8.8%	17.1%	31.5%	29.3%	9.9%

6-11幼児教育アドバイザーの取り組みにおける課題について、6－10の内容以外（該当者数＝181）

	回答数	割合
回答あり	20	11.0%
回答なし	161	89.0%

附録

3. 幼児教育施設を対象とする調査票

園長・施設長票

幼児教育の推進体制構築事業受託調査へのご協力をお願い

謹啓 爽秋の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センターは、文部科学省「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析事業」の委託を受けて幼児教育の推進体制構築事業に関する調査を実施することになりました。本調査は、研修への参加率や園内研修の頻度・内容、教職員の変容、幼保小接続・連携、保育の質に関する幼児教育施設側の認識を明らかにすることを目的としています。

ご回答はすべて統計的に処理され、個人やお勤めの幼児教育施設・自治体が特定されることは一切ございません。ご多忙の折にご迷惑をおかけして恐縮ではございますが、ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

- ◆ 各問については、原則として選択回答式を採用しておりますので、あてはまる選択肢の番号等を○で囲んでご回答ください。
- ◆ お答えが難しい質問については、ご回答いただかなくても構いません。部分的な回答でも結構ですので、10月25日(木)までに同封の返信用封筒に厳封の上、ご返送ください。
- ◆ 調査結果は文部科学省及び発達保育実践政策学センターのウェブサイトに掲載する予定です。
- ◆ 調査の趣旨をご理解のうえ、是非ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ◆ 回答時間の目安は約30分です。

ご不明な点などありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

謹白

〈お問い合わせ先〉

調査目的・内容について	調査票の発送・回収など実査について
〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学大学院教育学研究科准教授 研究代表者:村上祐介 担当:佐々木織恵 E-mail: jichitai@p.u-tokyo.ac.jp	〒104-0061 東京都中央区銀座 6-16-12 一般社団法人 中央調査社 管理部 TEL : 03-3549-3125 : 0120-48-5351 (平日 9時～17時)

問 0-1 貴施設の概要をお伺いします。

⑥=1

あてはまる方に○をつけ、以下の表の空欄に数字をご記入ください。なお、「保育者」とは、幼稚園教諭、保育教諭、保育士全てを指します（本質問紙内、以下全て同様です）。

A-1	公私の別(あてはまる方に○をつけてください)	1 公立 2 私立		⑦
A-2	施設類型(あてはまるものに○をつけてください)	1 幼稚園 2 認定こども園 3 保育所		⑧
B	園児数		人	⑨～⑪
C-1	クラス数（特別支援クラスを除く）		クラス	⑫～⑭
C-2	特別支援クラス数		クラス	⑮～⑰
D-1	常勤（正規任用）保育者数		人	⑱～⑳
D-2	常勤（臨時的任用）保育者数		人	㉑～㉒
D-3	非常勤保育者数		人	㉓～㉔
D-4	その他（常勤・非常勤は問わない、ボランティアは含めない）		人	㉕～㉖

問 0-2 先生ご自身についてお伺いいたします。

下記の項目について、カッコ（ ）には回答をご記入いただき、選択肢の場合にはあてはまるものに○をつけてください。

A	勤務形態（あてはまるものに○をつけてください）	1 常勤（正規任用） 2 常勤（臨時的任用） 3 非常勤	☐
B	貴園での勤続年数 ※園長・施設長以外の経験年数も含みます	（ ）年目	☐ ☐
C	園長（施設長）の経験年数 ※他園での経験年数も含みます	（ ）年目	☐ ☐
D	他園での勤務年数も含めて、 保育者としての経験年数 ※施設類型、公私の別は問いません	（ ）年目	☐ ☐

E	小学校長との兼任の有無	1 有り 2 無し ↳ 有りの場合、兼任している職名： ()
F	他幼児教育施設長との兼任の有無	1 有り 2 無し ↳ 有りの場合、兼任している職名： ()
G	先生ご自身が保有されている免許や資格 ※「 1 幼稚園教諭 」に○をつけた方は免許状の別（ (1)～(3) ）についても○をつけてください。	1 幼稚園教諭 ↳ { (1) 専修免許状 (2) 一種免許状 (3) 二種免許状 2 保育士 3 小学校教諭 4 その他 （具体的に： ）
H	最終学歴	1 高等学校・高等専修学校 2 短期大学 3 専門学校を含む専修学校 4 四年制大学 5 大学院（修士課程以上）
I	性別	1 男性 2 女性
J	年齢	() 歳

1. 園外研修や公開保育（他園で実施するもの）について

問 1-1 園外研修や公開保育（他園で実施するもの）に以下の保育者が参加していますか。
参加している場合、2018 年度に既に参加した 1)～3) の保育者の人数をお答えください。

1) 常勤（正規任用）保育者	1 参加していない	2 参加している⇒_____名参加	☐ ～ ☐
2) 常勤（臨時的任用）保育者	1 参加していない	2 参加している⇒_____名参加	☐ ～ ☐
3) 非常勤保育者	1 参加していない	2 参加している⇒_____名参加	☐ ～ ☐

問 1-2 園外研修や公開保育（他園で実施するもの）についてお伺いします。

以下の項目それぞれについて、もっともあてはまると思う数字 1 つに○をつけてください。

		まったくそう 思わない	あまりそう 思わない	どちらとも いえない	ややそう 思う	とてもそう 思う	
1)	園外研修や公開保育（他園で実施するもの）に関する情報を入手している	1	2	3	4	5	☐
2)	代替職員の確保など、保育者が園外研修や公開保育（他園で実施するもの）に参加できる環境が整備されている	1	2	3	4	5	☐
3)	保育者は園外研修や公開保育（他園で実施するもの）に参加する意欲や興味を持っている	1	2	3	4	5	☐
4)	園外研修や公開保育（他園で実施するもの）を通して他の幼児教育施設職員や自治体職員と意見交換する機会がある	1	2	3	4	5	☐
5)	園外研修や公開保育（他園で実施するもの）で学んできたことを職員間で共有する仕組みが整備されている	1	2	3	4	5	☐

2. 園内研修や公開保育（自園で実施するもの）について

次に園内研修や公開保育（自園で実施するもの）についてお伺いします。

⑥=2

問 2-1 園内研修や公開保育（自園で実施するもの）を行っていますか。

行っているものすべてに○をつけ、○をつけた選択肢のカッコ（）内に具体的な開始時期と開始のきっかけをご記入ください。

1 園内研修を行っている（平成 年 月～）

⑧～⑪

（開始のきっかけ： ）

⑫

————→ 問 2-2、問 2-4 をお答えください。

2 公開保育（自園で実施するもの）を行っている（平成 年 月～）

⑬～⑯

（開始のきっかけ： ）

⑰

————→ 問 2-3 をお答えください。

3 園内研修も公開保育も行っていない

————→ 7 ページ「3. 園長・施設長の先生に関して」に進んでください。

⑦

問 2-2 問 2-1 で「1 園内研修を行っている」に○をつけた方にお伺いします。

園内研修に以下の保育者が参加していますか。あてはまるものに○を付け、参加している場合、直近の園内研修に参加した 1)～3) の保育者の人数をお教えください。

1) 常勤（正規任用）保育者	1 参加していない	2 参加している⇒	名参加	⑮～□
2) 常勤（臨時的任用）保育者	1 参加していない	2 参加している⇒	名参加	□～□
3) 非常勤保育者	1 参加していない	2 参加している⇒	名参加	□～□

問 2-3 問 2-1 で「2 公開保育（自園で実施するもの）を行っている」に○をつけた方にお伺いします。

公開保育（自園で実施するもの）に以下の保育者が参加していますか。あてはまるものに○を付け、参加している場合、直近の公開保育（自園で実施するもの）に参加した 1)～3) の保育者の人数をお教えください。

1) 常勤（正規任用）保育者	1 参加していない	2 参加している⇒	名参加	□～□
2) 常勤（臨時的任用）保育者	1 参加していない	2 参加している⇒	名参加	□～□
3) 非常勤保育者	1 参加していない	2 参加している⇒	名参加	□～□

問 2-4 問 2-1 で「1 園内研修を行っている」に○をつけた方にお伺いします。

以下の項目それぞれについて、もっともあてはまると思う数字 1 つに○をつけてください。

		まったくそう 思わない	あまりそう 思わない	どちらとも いえない	ややそう 思う	とてもそう 思う		
1)	園内研修の時間を工夫して確保している	1	2	3	4	5	☐	
2)	園内研修が活発となるよう事前準備や進行などを工夫している	1	2	3	4	5	☐	
3)	保育者は意欲をもって園内研修に参加している	1	2	3	4	5	☐	
4)	同じ自治体の他の幼児教育施設における園内研修の取り組みや工夫をまとめた資料について、活用の仕方を理解している (※該当なしの場合は「0」に○をつけてください)	0	1	2	3	4	5	☐
5)	園内研修の際、保育者はあらかじめ自己課題を明確にして臨んでいる	1	2	3	4	5	☐	
6)	園内研修のノウハウや情報を、他の幼児教育施設と共有できる場や機会がある	1	2	3	4	5	☐	
7)	公開保育や研究会で得た学びを自園の保育の見直しに繋げている	1	2	3	4	5	☐	
8)	園内研修の実施にあたって、小学校や地域の他の専門機関と連携している	1	2	3	4	5	☐	

3. 園長・施設長の先生に関して

問 3-1 園長・施設長の先生についてお伺いします。以下の項目それぞれについて、もっともあてはまると思う数字 1 つに○をつけてください。16)については、誰からの助言かを【】内にご記入ください。

		まったくそう 思わない	あまりそう 思わない	どちらとも いえない	ややそう 思う	とてもそう 思う	
1)	園長・施設長は園の <u>教育・保育の理念・方針</u> について、保育者や保護者に対して明確に示している	1	2	3	4	5	☐
2)	園長・施設長は園の <u>経営理念・方針</u> について、保育者や保護者に対して明確に示している	1	2	3	4	5	☐
3)	園長・施設長は新任の保育者に対し、子どもや保護者との関わりについて指導している	1	2	3	4	5	☐
4)	園長・施設長は保育者の指導計画や日誌等の内容を理解している	1	2	3	4	5	☐
5)	園長・施設長は幼稚園教育要領・保育所保育指針等の内容について理解している	1	2	3	4	5	☐
6)	園長・施設長は保育時間中に園内を回り、子どもや保育者の様子を見ている	1	2	3	4	5	☐
7)	園長・施設長は保護者から保育者や園に対して要求・要望があった場合、保護者に寄り添った対応をしている	1	2	3	4	5	☐
8)	園長・施設長は自園の運営方針の中に、保育者の意見や要望を生かしている	1	2	3	4	5	☐
9)	園長・施設長は保育者が意見や疑問を言い出しやすい雰囲気を作っている	1	2	3	4	5	☐
10)	園長・施設長は保育者同士の関係性が良好に保たれるようにしている	1	2	3	4	5	☐

		まったくそう思わない	あまりそう思わない	どちらともいえない	ややそう思う	とてもそう思う	
11)	園長・施設長は保育者の専門性向上のため、保育者同士で日々の教育・保育実践を振り返る時間を設けている	1	2	3	4	5	☐
12)	園長・施設長は保育者の体調や精神衛生に配慮している	1	2	3	4	5	☐
13)	園長・施設長は保育者の仕事に対する意見や要望、価値観を尊重し、保育者がやりがいを持って働き続けられるよう支援している	1	2	3	4	5	☐
14)	園長・施設長は園外の研修会や学習会に積極的に参加している	1	2	3	4	5	☐
15)	園長・施設長は保育者に対して、専門職としての資質向上に継続的に取り組むよう働きかけている	1	2	3	4	5	☐
16)	園長・施設長は懸案事項について、 <u>専門的助言</u> を得ることができている 【 からの助言 】	1	2	3	4	5	☐
17)	園長・施設長は園において食育に取り組んでいる	1	2	3	4	5	☐
18)	園長・施設長は、事故や災害発生時の対応体制及び非難への備えを行っている	1	2	3	4	5	☐
19)	園長・施設長は保護者に幼児期の教育に関する理解を深めてもらう機会を設けている	1	2	3	4	5	☐

4. 主任保育者について（※副園長や主幹教諭は含みません）

問 4-1 主任保育者についてお伺いします。以下の項目それぞれについて、もっともあてはまると思う数字 1 つに○をつけてください。

		まったくそう 思わない	あまりそう 思わない	どちらとも いえない	ややそう 思う	とてもそう 思う	
1)	主任は自身が教育・保育実践に関わる時には、新しい仕事や任務に取り組んでいる	1	2	3	4	5	☐
2)	主任は多様な情報や意見を集め、自分の実践について改めて分析し見直している	1	2	3	4	5	☐
3)	主任は研修等に積極的に参加し日々の実践が他の職員のモデルとなるよう努めている	1	2	3	4	5	☐
4)	主任は保護者の相談を受容的に受け止め適切な助言を行っている	1	2	3	4	5	☐
5)	主任は保護者と他の保育者の関係構築をサポートしている	1	2	3	4	5	☐
6)	主任は地域の実情を理解し、自治体や地域関係者等、園外の関係者との連携を図っている	1	2	3	4	5	☐
7)	主任は研修や会議の企画立案・運営を行っている	1	2	3	4	5	☐
8)	主任は園内研修の場でファシリテーターの役割を果たしている	1	2	3	4	5	☐
9)	主任は若手や非常勤の保育者が考えや悩みを率直に言えるような関係づくりをしている	1	2	3	4	5	☐
10)	主任は会議等における保育者同士の話し合いの中心的な役割を果たしている	1	2	3	4	5	☐
11)	主任は他の学級やクラス、他の職員の様子を見て、園全体の動きや自らの動きを調整している	1	2	3	4	5	☐

(問 4-1 の続き)

		まったくそう 思わない	あまりそう 思わない	どちらとも いえない	ややそう 思う	とてもそう 思う	
12)	主任は、園のいろいろな職員が交わり、複数人で取り組む仕組みや機会を作り出している	1	2	3	4	5	☐
13)	主任は他クラスの保育者が保育中に見学したり、そのクラスの実践に参加する機会を確保している	1	2	3	4	5	☐
14)	主任は細かな配慮により、職員が働きやすい職場環境を作り出している	1	2	3	4	5	☐
15)	主任は園運営の中核となって教育・保育を計画・運営している	1	2	3	4	5	☐
16)	主任は園長と保育者とのコミュニケーション・ギャップを解消している	1	2	3	4	5	☐
17)	主任は園の教育目標達成のための調整役を果たしている	1	2	3	4	5	☐
18)	主任は新任保育者や後輩、同僚の教職員に指導や助言を行っている	1	2	3	4	5	☐

5. 保育者について

⑥=3

問 5-1 貴園の保育者についてお伺いします。園全体の傾向について以下の項目それぞれについて、もっともあてはまると思う数字1つに○をつけてください。

		まったくそう 思わない	あまりそう 思わない	どちらとも いえない	ややそう 思う	とてもそう 思う	
1)	保育者は、子どもとの信頼関係を築いている	1	2	3	4	5	⑦
2)	保育者は、子どもが身近な環境とのかかわりを通して興味関心や生活力を向上させることができるよう教育・保育を行っている	1	2	3	4	5	⑧
3)	保育者は、遊びを通した総合的な指導など、子どもの探究心を支え主体的な活動を尊重している	1	2	3	4	5	⑨
4)	保育者は、一人ひとりの発達の特性に合った保育を行っている	1	2	3	4	5	⑩
5)	保育者は子どもの主体性を大切にし、環境を通して行う教育・保育を行っている	1	2	3	4	5	⑪
6)	保育者は、日頃から他の職員と協力・連携して保育を行っている	1	2	3	4	5	⑫
7)	保育者は、自園の良さや課題に基づき、保育・教育課程の見直しを行っている	1	2	3	4	5	⑬
8)	保育者は、より高度な専門知識や技能を身に付けるため、園内・園外の研修に積極的に参加している	1	2	3	4	5	⑭
9)	保育者は、園内研修に積極的に取り組んでいる	1	2	3	4	5	⑮
10)	保育者は、自園の課題に基づき、園内研修の目標や年間計画を立てている	1	2	3	4	5	⑯

(問 5-1 の続き)

		まったくそう 思わない	あまりそう 思わない	どちらとも いえない	ややそう 思う	とてもそう 思う	
11)	保育者は、保育の記録を適切に行い、日々の実践の振り返りに生かしている	1	2	3	4	5	⑰
12)	保育者は、保育を可視化（記録や日誌等）し、保護者や地域に発信している	1	2	3	4	5	⑱
13)	保育者は、保育の指導計画の作成・実践・評価の重要性を認識し、幼児の実態に基づいた指導計画を作成している	1	2	3	4	5	⑲
14)	保育者は、国の要領や指針と日々の保育の実践との繋がりについて理解している	1	2	3	4	5	⑳
15)	保育者は、家庭との連携を十分に図っている	1	2	3	4	5	☐
16)	保育者は、保育の安全管理の重要性を理解し、日々の保育実践や環境構成に取り組んでいる	1	2	3	4	5	☐

6. 幼保小接続・連携の推進

問 6-1 貴施設の幼保小接続・連携についてお伺いします。以下の項目それぞれについて、あてはまる方に○をつけてください。またカッコ（ ）内に平成 30 年度に実施された回数をお書きください。

1)	園児の小学校行事（運動会や祭りなど）への参加・見学による交流を行っている	1 はい () 回	2 いいえ	☐ ☐
2)	他の施設類型の園の行事（運動会や祭りなど）への参加・見学による交流を行っている	1 はい () 回	2 いいえ	☐ ☐

(問 6-1 の続き)

3)	小学校の施設見学を通して園児の学校体験を行っている	1 はい () 回	2 いいえ	☐ ☐
4)	小学校の体験授業を通して園児の学校体験を行っている	1 はい () 回	2 いいえ	☐ ☐
5)	他の施設タイプの園と、年間交流計画の決定や情報交換のための打ち合わせを行っている	1 はい () 回	2 いいえ	☐ ☐
6)	小学校と年間交流計画の決定や情報交換のための打ち合わせを行っている	1 はい () 回	2 いいえ	☐ ☐
7)	指導要録・保育要録・こども要録による情報伝達を行っている	1 はい	2 いいえ	☐ ☐ =skip
8)	園内研修等において、幼保小接続・連携に関する内容を扱っている	1 はい () 回	2 いいえ	☐ ☐
9)	貴施設の保育者と <u>小学校の教職員</u> が、互いの行事（運動会・発表会など）の参観や参加により交流を行っている	1 はい () 回	2 いいえ	☐ ☐
10)	貴施設の保育者と <u>他施設タイプの保育者</u> が、互いの行事（運動会・発表会など）の参観や参加により交流を行っている	1 はい () 回	2 いいえ	☐ ☐
11)	貴施設の保育者と <u>小学校教員</u> による相互交流研修・合同研修を行っている	1 はい () 回	2 いいえ	☐ ☐
12)	貴施設の保育者と <u>他施設タイプの保育者</u> による相互交流研修・合同研修を行っている	1 はい () 回	2 いいえ	☐ ☐
13)	貴施設の保育者と <u>小学校教員</u> による相互の授業参観・保育参観や授業・保育後の協議会の機会がある	1 はい () 回	2 いいえ	☐ ☐
14)	貴施設の保育者と <u>他施設タイプの保育者</u> による相互の保育参観や保育後の協議会の機会がある	1 はい () 回	2 いいえ	☐ ☐
15)	接続を意識したカリキュラムを作成している	1 はい	2 いいえ	☐ ☐ =skip
16)	接続を意識したカリキュラムに基づく保育・教育を行っている	1 はい	2 いいえ	☐ ☐ =skip
17)	特別な教育的支援を必要とする子どもへの援助・指導についての研修会を行っている	1 はい () 回	2 いいえ	☐ ☐

7. 特別な支援を必要とする子どもへの対応に関する支援

⑥=4

問 7-1 貴園では特別な支援を必要とする子どもがいますか。あてはまるものに○をつけてください。

1 いる

2 いない

└─▶ 「2 いない」に○を付けた方は 16 ページ問 8-1 に
進んでください。

⑦

問 7-2 問 7-1 で「1 いる」に○をつけた方に、保育者による特別な支援を必要とする子どもへの対応に関して伺います。以下の項目それぞれについて、あてはまる方に○をつけてください。

1)	特別な支援を必要とする子どものための園内支援体制（園内委員会の設置や特別支援コーディネーターの指名、研修の実施等）が整備されている	1 はい	2 いいえ	⑧
2)	特別な支援を必要とする子どもについて、個別の指導計画や個別の保育・教育支援計画が作成されている	1 はい	2 いいえ	⑨
3)	特別な支援を必要とする子どもについて、就学支援シートを活用するなど小学校との連携が適切に図られている	1 はい	2 いいえ	⑩

問 7-3 問 7-1 で「1 いる」に○をつけた方に、保育者による特別な支援を必要とする子どもへの対応に関して伺います。以下の項目それぞれについて、もっともあてはまると思う数字 1 つに○をつけてください。

		まったくそう 思わない	あまりそう 思わない	どちらとも いえない	ややそう 思う	とてもそう 思う	
1)	特別な支援や特別な支援を必要とする子どもの理解に基づいたかかわりができている	1	2	3	4	5	⑪
2)	特別な支援を必要とする子どもについて、保護者との向き合い、家庭との連携が適切に図られている	1	2	3	4	5	⑫
3)	地域の専門機関についての情報を十分に得ることができている	1	2	3	4	5	⑬
4)	特別支援や特別な支援を必要とする子どもの理解に基づいた環境構成ができている	1	2	3	4	5	⑭
5)	特別な支援を必要とする子どもについて、医療機関・福祉機関との連携が適切に図られている	1	2	3	4	5	⑮

8. 地域の関連機関に関する情報の入手や関係者への働きかけについて

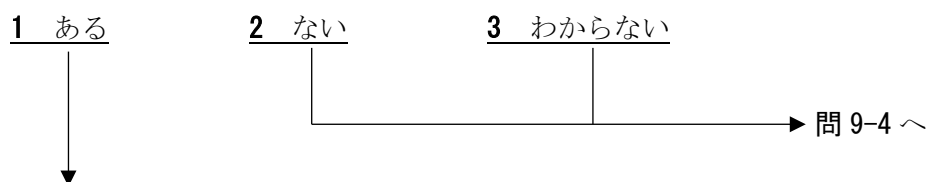
問 8-1 地域の関連機関に関する情報の入手や関係者への働きかけについて伺います。以下の項目それぞれについて、もっともあてはまると思う数字 1 つに○をつけてください。

		まったくそう 思わない	あまりそう 思わない	どちらとも いえない	ややそう 思う	とてもそう 思う	
1)	同じ自治体内の他の幼児教育施設の教育・保育実践や内容に関する先進的な取り組みの情報を得ている	1	2	3	4	5	⑬
2)	自治体の幼児教育に関するビジョンを理解している	1	2	3	4	5	⑭
3)	自治体の幼児教育支援に関する広報や文書の内容を理解し、情報収集している	1	2	3	4	5	⑮
4)	講習会やイベントの実施などを通して、家庭や地域の幼児教育に関する理解が深まっている	1	2	3	4	5	⑯
5)	就学時検診時の保護者からの相談に対し、就学予定小学校長への仲立ちを行う等、就学に係る保護者への支援が得られている	1	2	3	4	5	⑰
6)	(園児の進学先の) 近隣の小学校に関する情報が得られている	1	2	3	4	5	□

9. 幼児教育アドバイザーについて

※「幼児教育アドバイザー」とは、乳幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のことです。「幼児教育アドバイザー」という名称を用いない場合でも、同様の業務に従事する職員は含みます。

問 9-0 これまでに、貴施設に幼児教育アドバイザーが訪問したことがありますか。



□

※問 9-1～問 9-3 は、問 9-0 で「1 ある」に○をつけた方にお伺いします。

※幼児教育アドバイザーの訪問がこれまでにない幼児教育施設の先生は問 9-1～問 9-3 に答える必要はございません。問 9-4 に回答してください。

問 9-1 幼児教育アドバイザーは 2018 年何月何日に、何人訪問しましたか。

(すでに 3 回以上の訪問がある場合は、以下の情報を記した別紙を付けて下さい。)

1 回目	2018 年	月	日	訪問人数	人	□～□、□□
2 回目	2018 年	月	日	訪問人数	人	□～□、□□
3 回目	2018 年	月	日	訪問人数	人	□～□ □□

問 9-2 幼児教育アドバイザーは具体的に、どのような活動をしましたか。以下のうちあてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 園内研修への参加及び指導・助言
- 2 園外研修についての情報提供
- 3 管轄内の他の幼児教育施設についての情報共有
- 4 幼保小接続・連携に関する助言
- 5 特別な支援を必要とする子どもの対応に関する助言
- 6 家庭・地域に対する幼児教育理解の普及
- 7 園長、施設長からの相談対応・助言
- 8 保育者からの相談対応・助言
- 9 保育参観への参加及び指導・助言
- 10 その他 ()

□

問 9-3 幼児教育アドバイザーの訪問があった幼児教育施設に伺います。以下の項目それぞれについて、もっともあてはまると思う数字1つに○をつけてください。

		まったくそう 思わない	あまりそう 思わない	どちらとも いえない	ややそう 思う	とてもそう 思う	
1)	幼児教育アドバイザーの支援内容は明確である	1	2	3	4	5	☐
2)	幼児教育アドバイザーの支援内容は限定的である	1	2	3	4	5	☐
3)	幼児教育アドバイザーへの訪問要請の方法は明確である	1	2	3	4	5	☐
4)	幼児教育アドバイザーの資質能力に不安がある	1	2	3	4	5	☐
5)	幼児教育アドバイザーの支援できる専門分野と、自園の助言を受けたい課題がマッチしている	1	2	3	4	5	☐
6)	幼児教育アドバイザーの訪問に関するスケジュール調整はスムーズである	1	2	3	4	5	☐
7)	幼児教育アドバイザーへの訪問要請を行うと、すぐに対応してもらえる	1	2	3	4	5	☐
8)	幼児教育アドバイザーは、園の自主性を尊重した支援をしている	1	2	3	4	5	☐
9)	幼児教育アドバイザーに対し、どのような内容を相談していいのかわからない	1	2	3	4	5	☐
10)	幼児教育アドバイザーを受け入れることによって、仕事が増える	1	2	3	4	5	☐

(問 9-3 の続き)

		まったくそう 思わない	あまりそう 思わない	どちらとも いえない	ややそう 思う	とてもそう 思う	
11)	幼児教育アドバイザーは園の良い取り組みを認め、後押ししてくれる	1	2	3	4	5	☐
12)	幼児教育アドバイザーによって園の課題や方向性が明確になった	1	2	3	4	5	☐
13)	継続的に幼児教育アドバイザーに支援してほしい	1	2	3	4	5	☐

——▶ 幼児教育アドバイザーの訪問があった幼児教育施設の先生はこれにて調査終了です。

問 9-4 幼児教育アドバイザーの訪問がこれまでにない幼児教育施設の先生にお伺いいたします。幼児教育アドバイザーの派遣を希望されますか。あてはまる方に○をつけてください。

また「1 希望する」に○をつけた方は、派遣希望があるが実施されていない理由を、「2 希望しない」に○をつけた方は、問 9-3 の各項目も参考に、その理由をカッコ() 内にお書きください。

1 希望する (派遣が実施されていない理由 :

) ☐

2 希望しない (派遣を希望しない理由 :

) ☐

☐

質問は以上です。ご協力、ありがとうございました。
保育者票と一緒に返信用封筒に入れてご返送ください。

保育者票

幼児教育の推進体制構築事業受託調査へのご協力をお願い

謹啓 爽秋の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センターは、文部科学省「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析事業」の委託を受けて幼児教育の推進体制構築事業に関する調査を実施することになりました。本調査は、園外研修や園内研修の頻度・内容、教職員の変容、幼保小接続・連携等、保育の質に関する幼児教育施設側の認識を明らかにすることを目的としています。

ご回答はすべて統計的に処理され、個人やお勤めの幼児教育施設・自治体が特定されることは一切ございません。ご多忙の折にご迷惑をおかけして恐縮ではございますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ◆ 各問については、原則として選択回答式を採用しておりますので、あてはまる選択肢の番号等を○で囲んでご回答ください。
- ◆ お答えが難しい質問については、ご回答いただかなくても構いません。部分的な回答でも結構ですので、10月25日(木)までに同封の個別封入用封筒に厳封の上、園長・施設長の先生にお渡しください。なお、個別封入用封筒及び、ご返送用の封筒は園長・施設長の先生宛てにお送りしております。
- ◆ 調査結果は文部科学省及び発達保育実践政策学センターのウェブサイトに掲載する予定です。
- ◆ 調査の趣旨をご理解のうえ、是非ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ◆ 回答時間の目安は約30分です。

ご不明な点などありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

謹白

〈お問い合わせ先〉

調査目的・内容について	調査票の発送・回収など実査について
〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学大学院教育学研究科准教授 研究代表者:村上祐介 担当:佐々木織恵 E-mail: jichitai@p.u-tokyo.ac.jp	〒104-0061 東京都中央区銀座 6-16-12 一般社団法人 中央調査社 管理部 TEL : 03-3549-3125 : 0120-48-5351 (平日 9時～17時)

問0 先生ご自身についてお伺いいたします。下記の項目について、カッコ () には回答をご記入いただき、選択肢の場合にはあてはまるものに○をつけてください。

⑥=1

A	本調査にご回答いただく先生の役職	1 主任 2 主幹 3 その他： () 4 特に役職には就いていない ↳ (1～3 に○をつけた方に) 役職に就いてからの経験年数 () 年目	⑦ ⑧⑨
B	担任を受け持っておられるクラス	1 0歳児クラス 2 1歳児クラス 3 2歳児クラス 4 3歳児クラス 5 4歳児クラス 6 5歳児クラス 7 担任を持っていない	⑩
C	勤務形態	1 常勤（正規任用） 2 常勤（臨時的任用） 3 非常勤	⑪
D	貴園での勤続年数	() 年目	⑫⑬
E	保育者経験年数 ※他園での経験年数も含みます ※施設類型、公私の別は不問です	() 年目	⑭⑮
F	先生ご自身が保有されている幼児教育・保育に関する免許や資格 ※「 1 幼稚園教諭」に○をつけた方は免許状の別（ (1)～(3) ）についても○をつけてください。	1 幼稚園教諭 ↳ { (1) 専修免許状 (2) 一種免許状 (3) 二種免許状 2 保育士 3 その他： ()	⑯ ⑰
G	最終学歴	1 高等学校・高等専修学校 2 専門学校を含む専修学校 3 短期大学 4 四年制大学 5 その他 ()	⑱
H	性別	1 男性 2 女性	⑲
I	年齢	() 歳	⑳□

⑩

⑪

⑫⑬

⑭⑮

①

⑪

⑮

①

②0 ☐

1. 園外研修や公開保育（他園で実施するもの）について

問 1-1 園外研修や公開保育（他園で実施するもの）についてお伺いします。以下の項目それぞれについて、もっともあてはまると思う数字 1 つに○をつけてください。

		まったく そう 思わない	あまり そう 思わない	どちら とも いえない	やや そう 思う	とても そう 思う	
1)	園外研修や公開保育（他園で実施するもの）に関する情報を入手している	1	2	3	4	5	☐
2)	代替職員の確保など、保育者が園外研修や公開保育（他園で実施するもの）に参加できる環境が整備されている	1	2	3	4	5	☐
3)	園外研修や公開保育（他園で実施するもの）に参加する意欲や興味を持っている	1	2	3	4	5	☐
4)	園外研修や公開保育（他園で実施するもの）を通して他の幼児教育施設職員や自治体職員と意見交換する機会がある	1	2	3	4	5	☐
5)	園外研修や公開保育（他園で実施するもの）で学んできたことを職員間で共有する仕組みが整備されている	1	2	3	4	5	☐

2. 園内研修について

問 2-1 次に園内研修についてお伺いします。

以下の項目それぞれについて、もっともあてはまると思う数字 1 つに○をつけてください。

		まったくそう 思わない	あまりそう 思わない	どちらとも いえない	ややそう 思う	とてもそう 思う		
1)	園内研修の時間を工夫して確保している	1	2	3	4	5	☐	
2)	園内研修が活発となるよう事前準備や進行などを工夫している。	1	2	3	4	5	☐	
3)	意欲をもって園内研修に参加している	1	2	3	4	5	☐	
4)	同じ自治体の他の幼児教育施設における園内研修の取り組みや工夫をまとめた資料について、活用の仕方を理解している (※上記の資料が無い等、該当なしの場合は「0」に○をつけてください)	0	1	2	3	4	5	☐
5)	園内研修の際、あらかじめ自己課題を明確にして臨んでいる	1	2	3	4	5	☐	
6)	園内研修のノウハウや情報を、他の幼児教育施設と共有できる場や機会がある	1	2	3	4	5	☐	
7)	公開保育や研究会で得た学びを自園の保育の見直しに繋げている	1	2	3	4	5	☐	
8)	園内研修の実施にあたって、小学校や地域の他の専門機関と連携している	1	2	3	4	5	☐	

3. 園長・施設長の先生に関して

問 3-1 園長・施設長の先生についてお伺いします。

以下の項目それぞれについて、もっともあてはまると思う数字 1 つに○をつけてください。

		まったくそう 思わない	あまりそう 思わない	どちらとも いえない	ややそう 思う	とてもそう 思う	
1)	園長・施設長は園の <u>教育・保育の理念・方針</u> について、保育者や保護者に対して明確に示している	1	2	3	4	5	☐
2)	園長・施設長は園の <u>経営理念・方針</u> について、保育者や保護者に対して明確に示している	1	2	3	4	5	☐
3)	園長・施設長は新任の保育者に対し、子どもや保護者との関わりについて指導している	1	2	3	4	5	☐
4)	園長・施設長は保育者の指導計画や日誌等の内容を理解している	1	2	3	4	5	☐
5)	園長・施設長は幼稚園教育要領・保育所保育指針等の内容について理解している	1	2	3	4	5	☐
6)	園長・施設長は保育時間中に園内を回り、子どもや保育者の様子を見ている	1	2	3	4	5	☐
7)	園長・施設長は保護者から保育者や園に対して要求・要望があった場合、保護者に寄り添った対応をしている	1	2	3	4	5	☐
8)	園長・施設長は自園の運営方針の中に、保育者の意見や要望を生かしている	1	2	3	4	5	☐
9)	園長・施設長は保育者が意見や疑問を言い出しやすい雰囲気を作っている	1	2	3	4	5	☐
10)	園長・施設長は保育者同士の関係性が良好に保たれるようにしている	1	2	3	4	5	☐

(問 3-1 の続き)

		まったくそう思わない	あまりそう思わない	どちらともいえない	ややそう思う	とてもそう思う	
11)	園長・施設長は保育者の専門性向上のため、保育者同士で日々の教育・保育実践を振り返る時間を設けている	1	2	3	4	5	☐
12)	園長・施設長は保育者の体調や精神衛生に配慮している	1	2	3	4	5	☐
13)	園長・施設長は保育者の仕事に対する意見や要望、価値観を尊重し、保育者がやりがいを持って働き続けられるよう支援している	1	2	3	4	5	☐
14)	園長・施設長は園外の研修会や学習会に積極的に参加している	1	2	3	4	5	☐
15)	園長・施設長は保育者に対して、専門職としての資質向上に継続的に取り組むよう働きかけている	1	2	3	4	5	☐
16)	園長・施設長は園において食育に取り組んでいる	1	2	3	4	5	☐
17)	園長・施設長は、事故や災害発生時の対応体制及び非難への備えを行っている	1	2	3	4	5	☐
18)	園長・施設長は保護者に幼児期の教育に関する理解を深めてもらう機会を設けている	1	2	3	4	5	☐

4. 主任保育者について（※副園長や主幹教諭は含みません）

問 4-1 主任保育者についてお伺いします。

以下の項目それぞれについて、もっともあてはまると思う数字 1 つに○をつけてください。ご自身が主任保育者である場合はご自身について、主任保育者でない場合は主任保育者についてお分かりになる範囲でご回答ください。

		まったく そう 思わない	あまり そう 思わない	どちら とも いえ ない	やや そう 思う	とても そう 思う	
1)	主任は自身が教育・保育実践に関わる時には、新しい仕事や任務に取り組んでいる	1	2	3	4	5	☐
2)	主任は多様な情報や意見を集め、自分の実践について改めて分析し見直している	1	2	3	4	5	☐
3)	主任は研修等に積極的に参加し日々の実践が他の職員のモデルとなるよう努めている	1	2	3	4	5	☐
4)	主任は保護者の相談を受容的に受け止め適切な助言を行っている	1	2	3	4	5	☐
5)	主任は保護者と他の保育者の関係構築をサポートしている	1	2	3	4	5	☐
6)	主任は地域の実情を理解し、自治体や地域関係者等、園外の関係者との連携を図っている	1	2	3	4	5	☐
7)	主任は研修や会議の企画立案・運営を行っている	1	2	3	4	5	☐
8)	主任は園内研修の場でファシリテーターの役割を果たしている	1	2	3	4	5	☐
9)	主任は若手や非常勤の保育者が考えや悩みを率直に言えるような関係づくりをしている	1	2	3	4	5	☐
10)	主任は会議等における保育者同士の話し合いの中心的な役割を果たしている	1	2	3	4	5	☐

(問 4-1 の続き)

		まったくそう 思わない	あまりそう 思わない	どちらとも いえない	ややそう 思う	とてもそう 思う	
11)	主任は他の学級やクラス、他の職員の様子を見て、園全体の動きや自らの動きを調整している	1	2	3	4	5	☐
12)	主任は、園のいろいろな職員が交わり、複数人で取り組む仕組みや機会を作り出している	1	2	3	4	5	☐
13)	主任は他クラスの保育者が保育中に見学したり、そのクラスの実践に参加する機会を確保している	1	2	3	4	5	☐
14)	主任は細かな配慮により、職員が働きやすい職場環境を作り出している	1	2	3	4	5	☐
15)	主任は園運営の中核となって教育・保育を計画・運営している	1	2	3	4	5	☐
16)	主任は園長と保育者とのコミュニケーション・ギャップを解消している	1	2	3	4	5	☐
17)	主任は園の教育目標達成のための調整役を果たしている	1	2	3	4	5	☐
18)	主任は新任保育者や後輩、同僚の教職員に指導や助言を行っている	1	2	3	4	5	☐

5. 保育者について

⑥=2

問 5-1 貴園の保育者（ご自身）についてお伺いします。

以下の項目それぞれについて、もっともあてはまると思う数字 1 つに○をつけてください。

		まったくそう 思わない	あまりそう 思わない	どちらとも いえない	ややそう 思う	とてもそう 思う	
1)	子どもとの信頼関係を築いている	1	2	3	4	5	⑦
2)	子どもが身近な環境とのかかわりを通して 興味関心や生活力を向上させることができ るよう教育・保育を行っている	1	2	3	4	5	⑧
3)	遊びを通した総合的な指導など、子どもの探 究心を支え主体的な活動を尊重している	1	2	3	4	5	⑨
4)	一人ひとりの発達の特性に合った保育を行 っている	1	2	3	4	5	⑩
5)	子どもの主体性を大切に、環境を通して行 う教育・保育を行っている	1	2	3	4	5	⑪
6)	日頃から他の職員と協力・連携して保育を行 っている	1	2	3	4	5	⑫
7)	自園の良さや課題に基づき、保育・教育課程 の見直しを行っている	1	2	3	4	5	⑬
8)	より高度な専門知識や技能を身に付けるた め、園内・園外の研修に積極的に参加してい る	1	2	3	4	5	⑭
9)	園内研修に積極的に取り組んでいる	1	2	3	4	5	⑮
10)	自園の課題に基づき、園内研修の目標や年間 計画を立てている	1	2	3	4	5	⑯

(問 5-1 の続き)

		まったくそう思わない	あまりそう思わない	どちらともいえない	ややそう思う	とてもそう思う	
11)	保育の記録を適切に行い、日々の実践の振り返りに生かしている	1	2	3	4	5	⑰
12)	保育を可視化（記録や日誌等）し、保護者や地域に発信している	1	2	3	4	5	⑱
13)	保育の指導計画の作成・実践・評価の重要性を認識し、幼児の実態に基づいた指導計画を作成している	1	2	3	4	5	⑲
14)	国の要領や指針と日々の保育の実践との繋がりについて理解している	1	2	3	4	5	⑳
15)	家庭との連携を十分に図っている	1	2	3	4	5	☐
16)	保育の安全管理の重要性を理解し、日々の保育実践や環境構成に取り組んでいる	1	2	3	4	5	☐

6. 幼保小接続・連携の推進

問 6-1 貴施設の幼保小接続・連携についてお伺いします。以下の項目それぞれについて、あてはまる方に○をつけてください。

1)	園児の小学校行事（運動会や祭りなど）への参加・見学による交流を行っている	1 はい	2 いいえ	☐
2)	他の施設類型の園の行事（運動会や祭りなど）への参加・見学による交流を行っている	1 はい	2 いいえ	☐
3)	小学校の施設見学を通して園児の学校体験を行っている	1 はい	2 いいえ	☐
4)	小学校の体験授業を通して園児の学校体験を行っている	1 はい	2 いいえ	☐
5)	他の施設類型の園と、年間交流計画の決定や情報交換のための打ち合わせを行っている	1 はい	2 いいえ	☐
6)	小学校と年間交流計画の決定や情報交換のための打ち合わせを行っている	1 はい	2 いいえ	☐
7)	指導要録・保育要録・こども要録による情報伝達を行っている	1 はい	2 いいえ	☐
8)	園内研修等において、幼保小接続・連携に関する内容を扱っている	1 はい	2 いいえ	☐
9)	貴施設の保育者と <u>小学校の教職員</u> が、互いの行事（運動会・発表会など）の参観や参加により交流を行っている	1 はい	2 いいえ	☐
10)	貴施設の保育者と <u>他施設類型の保育者</u> が、互いの行事（運動会・発表会など）の参観や参加により交流を行っている	1 はい	2 いいえ	☐
11)	貴施設の保育者と <u>小学校教員</u> による相互交流研修・合同研修を行っている	1 はい	2 いいえ	☐
12)	貴施設の保育者と <u>他施設類型の保育者</u> による相互交流研修・合同研修を行っている	1 はい	2 いいえ	☐
13)	貴施設の保育者と <u>小学校教員</u> による相互の授業参観・保育参観や授業・保育後の協議会の機会がある	1 はい	2 いいえ	☐

(問 6-1 の続き)

14)	貴施設の保育者と他施設類型の保育者による相互の保育参観や保育後の協議会の機会がある	1 はい	2 いいえ	☐
15)	接続を意識したカリキュラムを作成している	1 はい	2 いいえ	☐
16)	接続を意識したカリキュラムに基づく保育・教育を行っている	1 はい	2 いいえ	☐
17)	特別な教育的支援を必要とする子どもへの援助・指導についての研修会を行っている	1 はい	2 いいえ	☐

7. 特別な支援を必要とする子どもへの対応に関する支援

問 7-1 貴園では特別な支援を必要とする子どもがいますか。あてはまるものに○をつけてください。

1 いる

2 いない

☐

└─▶「2 いない」に○を付けた方は 14 ページ問 8-1 に進んでください。



問 7-2 問 7-1 で「1 いる」に○を付けた方に、保育者による特別な支援を必要とする子どもへの対応に関して伺います。以下の項目それぞれについて、あてはまる方に○をつけてください。

1)	特別な支援を必要とする子どものための園内支援体制（園内委員会の設置や特別支援コーディネーターの指名、研修の実施等）が整備されている	1 はい	2 いいえ	☐
2)	特別な支援を必要とする子どもについて、個別の指導計画や個別の保育・教育支援計画が作成されている	1 はい	2 いいえ	☐
3)	特別な支援を必要とする子どもについて、就学支援シートを活用するなど小学校との連携が適切に図られている	1 はい	2 いいえ	☐

問 7-3 問 7-1 で「1 いる」に○を付けた方に、保育者による特別な支援を必要とする子どもへの対応に関して伺います。

以下の項目それぞれについて、もっともあてはまると思う数字 1 つに○をつけてください。

		まったくそう 思わない	あまりそう 思わない	どちらとも いえない	ややそう 思う	とてもそう 思う	
1)	特別な支援や特別な支援を必要とする子どもの理解に基づいたかかわりができている	1	2	3	4	5	☐
2)	特別な支援を必要とする子どもについて、保護者との向き合い、家庭との連携が適切に図られている	1	2	3	4	5	☐
3)	地域の専門機関についての情報を十分に得ることができている	1	2	3	4	5	☐
4)	特別支援や特別な支援を必要とする子どもの理解に基づいた環境構成ができている	1	2	3	4	5	☐
5)	特別な支援を必要とする子どもについて、医療機関・福祉機関との連携が適切に図られている	1	2	3	4	5	☐

8. 地域の関連機関に関する情報の入手や関係者への働きかけについて

問 8-1 地域の関連機関に関する情報の入手や関係者への働きかけについて伺います。

以下の項目それぞれについて、もっともあてはまると思う数字 1 つに○をつけてください。

		まったくそう 思わない	あまりそう 思わない	どちらとも いえない	ややそう 思う	とてもそう 思う	
1)	同じ自治体内の他の幼児教育施設の教育・保育実践や内容に関する先進的な取り組みの情報を得ている	1	2	3	4	5	☐
2)	自治体の幼児教育に関するビジョンを理解している	1	2	3	4	5	☐
3)	自治体の幼児教育支援に関する広報や文書の内容を理解し、情報収集している	1	2	3	4	5	☐
4)	講習会やイベントの実施などを通して、家庭や地域の幼児教育に関する理解が深まっている	1	2	3	4	5	☐
5)	就学時検診時の保護者からの相談に対し、就学予定小学校長への仲立ちを行う等、就学に係る保護者への支援が得られている	1	2	3	4	5	☐
6)	(園児の進学先の) 近隣の小学校に関する情報が得られている	1	2	3	4	5	☐

問 9-2 幼児教育アドバイザーの訪問があった幼児教育施設の保育者に伺います。

以下の項目それぞれについて、もっともあてはまると思う数字 1 つに○をつけてください。

		まったくそう 思わない	あまりそう 思わない	どちらとも いえない	ややそう 思う	とてもそう 思う	
1)	幼児教育アドバイザーの支援内容は明確である	1	2	3	4	5	☐
2)	幼児教育アドバイザーの支援内容は限定的である	1	2	3	4	5	☐
3)	幼児教育アドバイザーの資質能力に不安がある	1	2	3	4	5	☐
4)	幼児教育アドバイザーの支援できる専門分野と、自園の助言を受けたい課題がマッチしている	1	2	3	4	5	☐
5)	幼児教育アドバイザーは、園の自主性を尊重した支援をしている	1	2	3	4	5	☐
6)	幼児教育アドバイザーに対し、どのような内容を相談していいのか分からない	1	2	3	4	5	☐
7)	幼児教育アドバイザーを受け入れることによって、仕事が増える	1	2	3	4	5	☐
8)	幼児教育アドバイザーは園の良い取り組みを認め、後押ししてくれる	1	2	3	4	5	☐
9)	幼児教育アドバイザーによって園の課題や方向性が明確になった	1	2	3	4	5	☐
10)	継続的に幼児教育アドバイザーに支援してほしい	1	2	3	4	5	☐

質問は以上です。ご協力、ありがとうございました。

個別封入用封筒に厳封の上、園長・施設長の先生にお渡しください。

附録

4. 幼児教育施設を対象とする 調査票の単純集計

幼児教育の推進体制構築事業受託調査 園長・施設長票

問0-1-A-1. 公私の別（総数=86）

	総数	割合
公立	62	72.1%
私立	21	24.4%
無回答	3	3.5%

問0-1-A-2. 施設類型（総数=86）

	総数	割合
幼稚園	45	52.3%
認定こども園	10	11.6%
保育所	26	30.2%
無回答	5	5.8%

問0-1-B. 園児数（総数=86）

	総数	割合
1～9名	1	1.2%
10～29名	13	15.1%
30～49名	22	25.6%
50～99名	19	22.1%
100～199名	25	29.1%
200～299名	3	3.5%
300名以上	0	0%
無回答	3	3.5%

問0-1-C-1. クラス数（特別支援クラスを除く）
（総数=86）

	総数	割合
1～4クラス	41	47.7%
5～9クラス	35	40.7%
10～14クラス	7	8.1%
15～19クラス	0	0%
20～24クラス	0	0%
25～29クラス	0	0%
30クラス以上	0	0%
無回答	3	3.5%

問0-1-C-2. 特別支援クラス数（総数=86）

	総数	割合
なし	66	76.7%
1クラス	1	1.2%
2クラス	0	0%
3クラス	1	1.2%
4クラス	0	0%
5クラス以上	0	0%
無回答	18	20.9%

問0-1-D. 保育者数（総数=86）

	常勤（正 規任用） 保育者	割合	常勤（臨 時的任 用）保育	割合	非常勤 保育者	割合	その他	割合
いない	0	0%	7	8.1%	20	23.3%	27	31.4%
1～4人	41	47.7%	46	53.5%	34	39.5%	25	29.1%
5～9人	21	24.4%	14	16.3%	13	15.1%	10	11.6%
10～19人	17	19.8%	13	15.1%	6	7.0%	4	4.7%
20～29人	4	4.7%	0	0%	0	0%	1	1.2%
30～39人	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
40人以上	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
無回答	3	3.5%	6	7.0%	13	15.1%	19	22.1%

問0-2-A. 勤務形態（総数=86）

	総数	割合
常勤（正規任用）	75	87.2%
常勤（臨時的任用）	7	8.1%
非常勤	1	1.2%
無回答	3	3.5%

問0-2-B. 勤続年数（総数=86）

	総数	割合
1～4年目	60	69.8%
5～9年目	4	4.7%
10～19年目	6	7.0%
20～29年目	8	9.3%
30～39年目	5	5.8%
40年目以上	1	1.2%
無回答	2	2.3%

問0-2-C. 園長（施設長）の経験年数
（総数=86）

	総数	割合
1～4年目	42	48.8%
5～9年目	27	31.4%
10～14年目	5	5.8%
15～19年目	4	4.7%
20～24年目	1	1.2%
25年目以上	5	5.8%
無回答	2	2.3%

問0-2-D. 保育者としての経験年数
（総数=86）

	総数	割合
なし	5	5.8%
1～4年目	4	4.7%
5～9年目	1	1.2%
10～14年目	0	0%
15～19年目	5	5.8%
20～24年目	9	10.5%
25～29年目	10	11.6%
30～34年目	12	14.0%
35年目以上	36	41.9%
無回答	4	4.7%

問0-2-E. 小学校長との兼任の有無

(総数=86)

	総数	割合
有り	5	5.8%
記入あり	4	4.7%
記入なし	1	1.2%
無し	79	91.9%
無回答	2	2.3%

問0-2-F. 他幼児教育施設長との兼任の有無

(総数=86)

	総数	割合
有り	2	2.3%
記入あり	2	2.3%
記入なし	0	0%
無し	82	95.3%
無回答	2	2.3%

問0-2-G. 保有している幼児教育・保育に関する免許や資格 (総数=86)

	総数	割合
幼稚園教諭	68	79.1%
保育士	57	66.3%
小学校教諭	31	36.0%
その他	8	9.3%
無回答	5	5.8%

問0-2-G. 幼稚園教諭の免許状の別

(該当者=68)

	該当者	割合
専修免許状	0	0%
一種免許状	25	36.8%
二種免許状	45	66.2%
無回答	0	0%

問0-2-H. 最終学歴 (総数=86)

	総数	割合
高等学校・高等専修学校	3	3.5%
短期大学	56	65.1%
専門学校を含む専修学校	4	4.7%
四年制大学	21	24.4%
大学院(修士課程以上)	0	0%
無回答	2	2.3%

問0-2-I. 性別 (総数=86)

	総数	割合
男性	15	17.4%
女性	69	80.2%
無回答	2	2.3%

問0-2-J. 年齢 (総数=86)

	総数	割合
19歳以下	0	0%
20～24歳	0	0%
25～29歳	0	0%
30～34歳	0	0%
35～39歳	0	0%
40～44歳	6	7.0%
45～49歳	10	11.6%
50～54歳	7	8.1%

	総数	割合
55～59歳	34	39.5%
60～64歳	22	25.6%
65歳以上	5	5.8%
無回答	2	2.3%

1. 園外研修や公開保育（他園で実施するもの）について

問1-1. 園外研修や公開保育（他園で実施するもの）への保育者の参加状況（総数=86）

	参加して いない	参加し ている	1～4 名	5～9 名	10～ 19名	20～ 29名	30～ 39名	40名 以上	無回答	無回答
1) 常勤（正規任用）保育者	2	84	44	18	13	4	0	1	4	0
割合	2.3%	97.7%	51.2%	20.9%	15.1%	4.7%	0%	1.2%	4.7%	0%
2) 常勤（臨時的任用）保育者	7	68	47	11	6	0	0	0	4	11
割合	8.1%	79.1%	54.7%	12.8%	7.0%	0%	0%	0%	4.7%	12.8%
3) 非常勤保育者	30	23	19	2	1	0	0	0	1	33
割合	34.9%	26.7%	22.1%	2.3%	1.2%	0%	0%	0%	1.2%	38.4%

問1-2. 園外研修や公開保育（他園で実施するもの）について

	まったく そう 思わな い	あまり そう 思わ ない	どちら とも い えない	やや そ う 思 う	とても そ う 思 う	無回答
1) 園外研修や公開保育（他園で実施）に関する情報を入手している	2	1	1	33	49	0
割合	2.3%	1.2%	1.2%	38.4%	57.0%	0%
2) 保育者が園外研修等に参加できる環境が整備されている	14	16	16	32	8	0
割合	16.3%	18.6%	18.6%	37.2%	9.3%	0%
3) 園外研修や公開保育に参加する意欲や興味を持っている	0	0	6	45	35	0
割合	0%	0%	7.0%	52.3%	40.7%	0%
4) 園外研修等を通して他の幼児教育職員等と意見交換する機会がある	1	5	11	45	24	0
割合	1.2%	5.8%	12.8%	52.3%	27.9%	0%
5) 園外研修等で学んできたことを職員間で共有する仕組みがある	1	2	10	54	19	0
割合	1.2%	2.3%	11.6%	62.8%	22.1%	0%

2. 園内研修や公開保育（自園で実施するもの）について

問2-1. 園内研修や公開保育（自園で実施するもの）の実施状況（総数=86）

	総数	割合
園内研修を行っている	83	96.5%
公開保育（自園で実施するもの）を行っている	51	59.3%
園内研修も公開保育も行っていない	2	2.3%
無回答	0	0%

問2-1-1. 園内研修の開始時期（該当者=83）

（年）

	該当者	割合
平成元年～平成4年	2	2.4%
平成5～9年	1	1.2%
平成10～14年	1	1.2%
平成15～19年	2	2.4%
平成20～24年	7	8.4%
平成25～29年	13	15.7%
平成30年	21	25.3%
無回答	36	43.4%

（月）

	該当者	割合
1月	1	1.2%
2月	0	0%
3月	0	0%
4月	32	38.6%
5月	3	3.6%
6月	2	2.4%
7月	0	0%
8月	1	1.2%
9月	2	2.4%
10月	1	1.2%
11月	1	1.2%
12月	1	1.2%
無回答	39	47.0%

問2-1. 園内研修開始のきっかけ（該当者=83）

	該当者	割合
記入あり	48	57.8%
記入なし	35	42.2%

問2-1-2. 公開保育（自園で実施するもの）の開始時期（該当者=51）

（年）

	該当者	割合
平成元年～平成4年	0	0%
平成5～9年	1	2.0%
平成10～14年	0	0%
平成15～19年	2	3.9%
平成20～24年	3	5.9%
平成25～29年	10	19.6%
平成30年	17	33.3%
無回答	18	35.3%

（月）

	該当者	割合
1月	0	0%
2月	0	0%
3月	0	0%
4月	13	25.5%
5月	3	5.9%
6月	6	11.8%
7月	2	3.9%
8月	0	0%
9月	3	5.9%
10月	3	5.9%
11月	3	5.9%
12月	0	0%
無回答	18	35.3%

問2-1. 公開保育（自園で実施するもの）開始のきっかけ（該当者=51）

	該当者	割合
記入あり	32	62.7%
記入なし	19	37.3%

問2-2. 園内研修への保育者の参加状況（該当者=83）

	参加して いない	参加し ている	1～4 名	5～9 名	10～ 19名	20～ 29名	30～ 39名	40名 以上	無回答	無回答
1) 常勤（正規任用）保育者	2	80	43	20	14	2	0	0	1	1
割合	2.4%	96.4%	51.8%	24.1%	16.9%	2.4%	0%	0%	1.2%	1.2%
2) 常勤（臨時的任用）保育者	9	62	43	13	5	0	0	0	1	12
割合	10.8%	74.7%	51.8%	15.7%	6.0%	0%	0%	0%	1.2%	14.5%
3) 非常勤保育者	27	21	15	3	1	0	0	0	2	35
割合	32.5%	25.3%	18.1%	3.6%	1.2%	0%	0%	0%	2.4%	42.2%

問2-3. 公開保育（自園で実施するもの）への保育者の参加状況（該当者=51）

	参加して いない	参加し ている	1～4 名	5～9 名	10～ 19名	20～ 29名	30～ 39名	40名 以上	無回答	無回答
1) 常勤（正規任用）保育者	0	51	30	14	6	0	0	0	1	0
割合	0%	100%	58.8%	27.5%	11.8%	0%	0%	0%	2.0%	0%
2) 常勤（臨時的任用）保育者	3	42	31	6	4	0	0	0	1	6
割合	5.9%	82.4%	60.8%	11.8%	7.8%	0%	0%	0%	2.0%	11.8%
3) 非常勤保育者	13	20	16	4	0	0	0	0	0	18
割合	25.5%	39.2%	31.4%	7.8%	0%	0%	0%	0%	0%	35.3%

問2-4. 園内研修について（該当者=83）

	まったく そう 思わない	あまり そう 思わない	どちら とも いえない	やや そう 思う	とても そう 思う	該当 なし	無回答
1) 園内研修の時間を工夫して確保している	0	2	6	40	34	0	1
割合	0%	2.4%	7.2%	48.2%	41.0%	0%	1.2%
2) 園内研修が活発となるよう事前準備や進行などを工夫している	0	1	15	47	20	0	0
割合	0%	1.2%	18.1%	56.6%	24.1%	0%	0%
3) 保育者は意欲をもって園内研修に参加している	0	0	13	40	29	0	1
割合	0%	0%	15.7%	48.2%	34.9%	0%	1.2%
4) 同自治体他施設との取組の資料について、活用の仕方を理解している	0	6	26	20	11	20	0
割合	0%	7.2%	31.3%	24.1%	13.3%	24.1%	0%
5) 園内研修の際、あらかじめ自己課題を明確にして臨んでいる	0	3	25	35	20	0	0
割合	0%	3.6%	30.1%	42.2%	24.1%	0%	0%
6) 園内研修のノウハウや情報を、他施設と共有できる場や機会がある	2	11	23	32	14	0	1
割合	2.4%	13.3%	27.7%	38.6%	16.9%	0%	1.2%
7) 公開保育や研究会で得た学びを自園の保育の見直しに繋げている	1	2	9	55	16	0	0
割合	1.2%	2.4%	10.8%	66.3%	19.3%	0%	0%
8) 小学校や地域の他の専門機関と連携している	5	18	25	24	10	0	1
割合	6.0%	21.7%	30.1%	28.9%	12.0%	0%	1.2%

問3-1. 園長・施設長の先生に関して（総数=86）

	まったく そう 思わない	あまり そう 思わない	どちら とも いえない	やや そう 思う	とても そう 思う	無回答
1) 教育・保育の理念・方針について、保育者等に明確に示している	0	0	7	54	25	0
割合	0%	0%	8.1%	62.8%	29.1%	0%
2) 経営理念・方針について、保育者等に対して明確に示している	1	2	18	48	17	0
割合	1.2%	2.3%	20.9%	55.8%	19.8%	0%
3) 新任保育者に子どもや保護者との関わりについて指導している	0	2	4	47	28	5
割合	0%	2.3%	4.7%	54.7%	32.6%	5.8%
4) 保育者の指導計画や日誌等の内容を理解している	0	3	3	49	31	0
割合	0%	3.5%	3.5%	57.0%	36.0%	0%
5) 幼稚園教育要領・保育所保育指針等の内容について理解している	0	1	10	55	19	1
割合	0%	1.2%	11.6%	64.0%	22.1%	1.2%
6) 保育時間中に園内を回り、子どもや保育者の様子を見ている	0	3	4	42	37	0
割合	0%	3.5%	4.7%	48.8%	43.0%	0%
7) 要求・要望があった場合、保護者に寄り添った対応をしている	0	0	3	41	42	0
割合	0%	0%	3.5%	47.7%	48.8%	0%
8) 自園の運営方針の中に、保育者の意見や要望を生かしている	0	2	7	51	26	0
割合	0%	2.3%	8.1%	59.3%	30.2%	0%
9) 保育者が意見や疑問を言い出しやすい雰囲気を作っている	0	0	12	46	28	0
割合	0%	0%	14.0%	53.5%	32.6%	0%
10) 保育者同士の関係性が良好に保たれるようにしている	0	0	9	47	30	0
割合	0%	0%	10.5%	54.7%	34.9%	0%
11) 保育者同士で、日々の教育・保育実践を振り返る時間を設けている	0	6	17	42	21	0
割合	0%	7.0%	19.8%	48.8%	24.4%	0%
12) 保育者の体調や精神衛生に配慮している	0	0	0	57	29	0
割合	0%	0%	0%	66.3%	33.7%	0%
13) 保育者がやりがいを持って働き働き続けられるよう支援している	0	0	8	51	27	0
割合	0%	0%	9.3%	59.3%	31.4%	0%
14) 園外の研修会や学習会に積極的に参加している	0	2	15	39	30	0
割合	0%	2.3%	17.4%	45.3%	34.9%	0%
15) 保育者に対し、資質向上に継続的に取り組むよう働きかけている	0	0	6	51	29	0
割合	0%	0%	7.0%	59.3%	33.7%	0%
16) 懸案事項について、専門的助言を得ることができている	0	10	21	30	19	6
割合	0%	11.6%	24.4%	34.9%	22.1%	7.0%
17) 園において食育に取り組んでいる	0	4	8	57	16	1
割合	0%	4.7%	9.3%	66.3%	18.6%	1.2%

(次頁に続く)

	まったく そう 思わな い	あまり そう思 わない	どちら ともい えない	ややそ う思う	とても そう思 う	無回答
18) 事故や災害発生時の対応体制及び避難への備えを行っている	0	0	3	54	29	0
割合	0%	0%	3.5%	62.8%	33.7%	0%
19) 保護者に幼児期教育に関する理解を深めてもらう機会を設けている	0	0	19	52	15	0
割合	0%	0%	22.1%	60.5%	17.4%	0%

問3-1-16. 専門的助言（総数=86）

	総数	割合
記入あり	40	46.5%
記入なし	46	53.5%

問4-1. 主任保育者について（総数=86）

	まったく そう 思わない	あまり そう 思わない	どちら とも いえない	やや そう 思う	とても そう 思う	無回答
1) 自身が教育・保育実践に関わる時に、新しい仕事や任務に取り組む	0	2	13	30	12	29
割合	0%	2.3%	15.1%	34.9%	14.0%	33.7%
2) 多様な情報や意見を集め、自分の実践について分析し見直している	1	6	14	30	7	28
割合	1.2%	7.0%	16.3%	34.9%	8.1%	32.6%
3) 研修等に積極的に参加し、他職員のモデルとなるよう努めている	0	4	15	24	14	29
割合	0%	4.7%	17.4%	27.9%	16.3%	33.7%
4) 保護者の相談を受容的に受け止め適切な助言を行っている	0	2	8	28	20	28
割合	0%	2.3%	9.3%	32.6%	23.3%	32.6%
5) 保護者と他の保育者の関係構築をサポートしている	0	2	12	26	18	28
割合	0%	2.3%	14.0%	30.2%	20.9%	32.6%
6) 地域の実情を理解し、自治体や地域関係者等との連携を図っている	1	10	16	23	7	29
割合	1.2%	11.6%	18.6%	26.7%	8.1%	33.7%
7) 研修や会議の企画立案・運営を行っている	3	5	7	34	9	28
割合	3.5%	5.8%	8.1%	39.5%	10.5%	32.6%
8) 園内研修の場でファシリテーターの役割を果たしている	2	6	18	23	9	28
割合	2.3%	7.0%	20.9%	26.7%	10.5%	32.6%
9) 若手や非常勤の保育者と率直な関係づくりをしている	0	5	17	23	13	28
割合	0%	5.8%	19.8%	26.7%	15.1%	32.6%
10) 会議等における保育者同士の話し合いの中心的役割を果たしている	1	6	15	22	14	28
割合	1.2%	7.0%	17.4%	25.6%	16.3%	32.6%
11) 他の学級等の様子を見て園全体の動きや自らの動きを調整している	0	4	16	20	18	28
割合	0%	4.7%	18.6%	23.3%	20.9%	32.6%
12) 複数人の職員で取り組む仕組みや機会を作り出している	0	4	19	28	7	28
割合	0%	4.7%	22.1%	32.6%	8.1%	32.6%
13) 他クラスの保育者が見学や実践参加する機会を確保している	1	13	16	24	4	28
割合	1.2%	15.1%	18.6%	27.9%	4.7%	32.6%
14) 細かな配慮により、職員が働きやすい職場環境を作り出している	0	8	14	24	12	28
割合	0%	9.3%	16.3%	27.9%	14.0%	32.6%
15) 園運営の中核となって教育・保育を計画・運営している	0	8	16	25	9	28
割合	0%	9.3%	18.6%	29.1%	10.5%	32.6%
16) 園長と保育者とのコミュニケーション・ギャップを解消している	0	3	22	25	8	28
割合	0%	3.5%	25.6%	29.1%	9.3%	32.6%
17) 園の教育目標達成のための調整役を果たしている	0	8	13	29	8	28
割合	0%	9.3%	15.1%	33.7%	9.3%	32.6%
18) 新任保育者や後輩、同僚の教職員に指導や助言を行っている	0	4	9	28	17	28
割合	0%	4.7%	10.5%	32.6%	19.8%	32.6%

問5-1. 保育者について（総数=86）

	まったく そう 思わない	あまり そう 思わない	どちら とも いえない	やや そう 思う	とても そう 思う	無回答
1) 子どもとの信頼関係を築いている	0	0	0	37	43	6
割合	0%	0%	0%	43.0%	50.0%	7.0%
2) 子どもの興味関心や生活力を向上させる教育・保育を行う	0	0	8	40	33	5
割合	0%	0%	9.3%	46.5%	38.4%	5.8%
3) 子どもの探究心を支え主体的な活動を尊重している	0	0	13	37	31	5
割合	0%	0%	15.1%	43.0%	36.0%	5.8%
4) 一人ひとりの発達の特성에 応じた保育を行っている	0	1	6	45	29	5
割合	0%	1.2%	7.0%	52.3%	33.7%	5.8%
5) 子どもの主体性を大切に、環境を通した教育・保育を行う	0	0	11	41	29	5
割合	0%	0%	12.8%	47.7%	33.7%	5.8%
6) 日頃から他の職員と協力・連携して保育を行っている	0	0	10	34	37	5
割合	0%	0%	11.6%	39.5%	43.0%	5.8%
7) 自園の良さや課題に基づき、保育・教育課程の見直しを行う	0	2	21	43	15	5
割合	0%	2.3%	24.4%	50.0%	17.4%	5.8%
8) より高度な専門知識等を身に付けるため、研修に積極的に参加	0	2	15	34	30	5
割合	0%	2.3%	17.4%	39.5%	34.9%	5.8%
9) 園内研修に積極的に取り組んでいる	1	1	13	40	26	5
割合	1.2%	1.2%	15.1%	46.5%	30.2%	5.8%
10) 自園の課題に基づき、園内研修の目標や年間計画を立てている	1	3	22	37	17	6
割合	1.2%	3.5%	25.6%	43.0%	19.8%	7.0%
11) 保育の記録を適切に行い、日々の実践の振り返りに生かしている	0	3	10	40	24	9
割合	0%	3.5%	11.6%	46.5%	27.9%	10.5%
12) 保育を可視化（記録や日誌等）し、保護者や地域に発信している	0	11	18	34	14	9
割合	0%	12.8%	20.9%	39.5%	16.3%	10.5%
13) 幼児の実態に基づいた指導計画を作成している	0	2	11	42	22	9
割合	0%	2.3%	12.8%	48.8%	25.6%	10.5%
14) 国の要領や指針と日々の保育の実践との繋がりを理解している	0	2	27	42	6	9
割合	0%	2.3%	31.4%	48.8%	7.0%	10.5%
15) 家庭との連携を十分に図っている	0	0	2	37	38	9
割合	0%	0%	2.3%	43.0%	44.2%	10.5%
16) 安全管理の重要性を理解し、日々の保育実践や環境構成に取り組む	0	0	7	39	31	9
割合	0%	0%	8.1%	45.3%	36.0%	10.5%

問6-1. 幼保小接続・連携の推進（総数=86）

	はい	1回	2回	3回	4回
1) 園児の小学校行事への参加・見学による交流を行っている	73	5	14	19	4
割合	84.9%	5.8%	16.3%	22.1%	4.7%
2) 他の施設類型の園の行事への参加・見学による交流を行っている	41	6	8	13	4
割合	47.7%	7.0%	9.3%	15.1%	4.7%
3) 小学校の施設見学を通して園児の学校体験を行っている	81	42	18	6	3
割合	94.2%	48.8%	20.9%	7.0%	3.5%
4) 小学校の体験授業を通して園児の学校体験を行っている	60	34	12	6	0
割合	69.8%	39.5%	14.0%	7.0%	0%
5) 他の施設類型の園と、年間交流計画の決定等の打合せを行っている	57	12	7	15	5
割合	66.3%	14.0%	8.1%	17.4%	5.8%
6) 小学校と年間交流計画の決定や情報交換のための打ち合わせを行う	77	18	20	14	3
割合	89.5%	20.9%	23.3%	16.3%	3.5%
7) 指導要録・保育要録・子ども要録による情報伝達を行っている	72	0	0	0	0
割合	83.7%	0%	0%	0%	0%
8) 園内研修等において、幼保小接続・連携に関する内容を扱っている	61	24	7	6	1
割合	70.9%	27.9%	8.1%	7.0%	1.2%
9) 小学校教職員と、互いの行事の参観や参加により交流を行っている	68	20	19	12	2
割合	79.1%	23.3%	22.1%	14.0%	2.3%
10) 他施設類型保育者と、互いの行事の参観や参加による交流を行う	41	10	16	8	1
割合	47.7%	11.6%	18.6%	9.3%	1.2%
11) 小学校教員と、相互交流研修・合同研修を行っている	57	22	19	9	2
割合	66.3%	25.6%	22.1%	10.5%	2.3%
12) 他施設類型の保育者と、相互交流研修・合同研修を行っている	47	9	11	4	3
割合	54.7%	10.5%	12.8%	4.7%	3.5%
13) 小学校教員と、相互の授業参観・保育参観等の機会がある	58	22	22	5	2
割合	67.4%	25.6%	25.6%	5.8%	2.3%
14) 他施設類型の保育者との、相互の保育参観等の機会がある	39	15	5	3	4
割合	45.3%	17.4%	5.8%	3.5%	4.7%
15) 接続を意識したカリキュラムを作成している	60	0	0	0	0
割合	69.8%	0%	0%	0%	0%
16) 接続を意識したカリキュラムに基づく保育・教育を行っている	72	0	0	0	0
割合	83.7%	0%	0%	0%	0%
17) 特別な教育的支援を必要とする子どもへの援助等の研修会を行う	72	10	14	8	3
割合	83.7%	11.6%	16.3%	9.3%	3.5%

（次頁に続く）

	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	無回答	いいえ	無回答
1)	14	7	1	1	1	4	3	10	3
割合	16.3%	8.1%	1.2%	1.2%	1.2%	4.7%	3.5%	11.6%	3.5%
2)	7	1	0	0	0	1	1	41	4
割合	8.1%	1.2%	0%	0%	0%	1.2%	1.2%	47.7%	4.7%
3)	2	3	0	0	0	1	6	4	1
割合	2.3%	3.5%	0%	0%	0%	1.2%	7.0%	4.7%	1.2%
4)	4	2	0	0	1	0	1	24	2
割合	4.7%	2.3%	0%	0%	1.2%	0%	1.2%	27.9%	2.3%
5)	3	5	1	0	0	2	7	26	3
割合	3.5%	5.8%	1.2%	0%	0%	2.3%	8.1%	30.2%	3.5%
6)	6	2	0	1	1	5	7	6	3
割合	7.0%	2.3%	0%	1.2%	1.2%	5.8%	8.1%	7.0%	3.5%
7)	0	0	0	0	0	0	72	10	4
割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	83.7%	11.6%	4.7%
8)	2	0	0	0	0	2	19	21	4
割合	2.3%	0%	0%	0%	0%	2.3%	22.1%	24.4%	4.7%
9)	5	3	1	2	0	0	4	17	1
割合	5.8%	3.5%	1.2%	2.3%	0%	0%	4.7%	19.8%	1.2%
10)	0	0	1	1	0	0	4	43	2
割合	0%	0%	1.2%	1.2%	0%	0%	4.7%	50.0%	2.3%
11)	1	0	1	0	0	1	2	28	1
割合	1.2%	0%	1.2%	0%	0%	1.2%	2.3%	32.6%	1.2%
12)	5	1	2	0	0	6	6	38	1
割合	5.8%	1.2%	2.3%	0%	0%	7.0%	7.0%	44.2%	1.2%
13)	1	0	0	0	0	2	4	26	2
割合	1.2%	0%	0%	0%	0%	2.3%	4.7%	30.2%	2.3%
14)	5	1	1	1	0	0	4	46	1
割合	5.8%	1.2%	1.2%	1.2%	0%	0%	4.7%	53.5%	1.2%
15)	0	0	0	0	0	0	60	25	1
割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	69.8%	29.1%	1.2%
16)	0	0	0	0	0	0	72	13	1
割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	83.7%	15.1%	1.2%
17)	7	4	1	0	0	3	22	12	2
割合	8.1%	4.7%	1.2%	0%	0%	3.5%	25.6%	14.0%	2.3%

7. 特別な支援を必要とする子どもへの対応に関する支援

問7-1. 特別な支援を必要とする子どもの有無（総数=86）

	総数	割合
いる	80	93.0%
いない	5	5.8%
無回答	1	1.2%

問7-2. 保育者による特別な支援を必要とする子どもへの対応について（該当者=80）

	はい	いいえ	無回答
1) 特別な支援を必要とする子どものための園内支援体制が整備	66	14	0
割合	82.5%	17.5%	0%
2) 個別の指導計画や個別の保育・教育支援計画が作成されている	75	5	0
割合	93.8%	6.3%	0%
3) 就学支援シートを活用するなど小学校との連携を適切に図っている	67	12	1
割合	83.8%	15.0%	1.3%

問7-3. 保育者による特別な支援を必要とする子どもへの対応について（該当者=80）

	まったく くそう 思わな い	あまり そう思 わない	どちら ともい えない	ややそ う思う	とても そう思 う	無回答
1) 子どもの理解に基づいたかかわりができている	0	0	3	49	27	1
割合	0%	0%	3.8%	61.3%	33.8%	1.3%
2) 保護者との向き合い、家庭との連携が適切に図られている	0	0	3	42	34	1
割合	0%	0%	3.8%	52.5%	42.5%	1.3%
3) 地域の専門機関についての情報を十分に得ることができている	0	0	10	42	27	1
割合	0%	0%	12.5%	52.5%	33.8%	1.3%
4) 子どもの理解に基づいた環境構成ができている	0	2	13	45	19	1
割合	0%	2.5%	16.3%	56.3%	23.8%	1.3%
5) 医療機関・福祉機関との連携が適切に図られている	0	1	11	40	26	2
割合	0%	1.3%	13.8%	50.0%	32.5%	2.5%

問8-1. 地域の関連機関に関する情報の入手や関係者への働きかけについて（総数=86）

	まったく そう 思わな い	あまり そう思 わない	どちら ともい えない	ややそ う思う	とても そう思 う	無回答
1) 同じ自治体内の他の幼児教育施設の先進的な取り組みの情報を得る	0	11	22	43	10	0
割合	0%	12.8%	25.6%	50.0%	11.6%	0%
2) 自治体の幼児教育に関するビジョンを理解している	0	5	21	45	15	0
割合	0%	5.8%	24.4%	52.3%	17.4%	0%
3) 自治体の幼児教育支援に関する広報等を理解し、情報収集している	0	2	17	48	18	1
割合	0%	2.3%	19.8%	55.8%	20.9%	1.2%
4) 講習会等を通して、家庭や地域の幼児教育に関する理解が深まる	0	4	39	36	7	0
割合	0%	4.7%	45.3%	41.9%	8.1%	0%
5) 就学に係る保護者への支援が得られている	0	0	9	37	38	2
割合	0%	0%	10.5%	43.0%	44.2%	2.3%
6) （園児の進学先の）近隣の小学校に関する情報が得られている	0	1	7	42	35	1
割合	0%	1.2%	8.1%	48.8%	40.7%	1.2%

9. 幼児教育アドバイザーについて

問9-0. 幼児教育アドバイザー訪問の有無（総数=86）

	総数	割合
ある	37	43.0%
ない	44	51.2%
わからない	5	5.8%
無回答	0	0%

問9-1. 幼児教育アドバイザーの訪問（該当者=37）

（月）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	無回答
1回目	0	1	0	3	3	4	4	1	4	3	1	1	12
割合	0%	2.7%	0%	8.1%	8.1%	10.8%	10.8%	2.7%	10.8%	8.1%	2.7%	2.7%	32.4%
2回目	0	0	0	1	2	1	1	1	4	2	0	0	25
割合	0%	0%	0%	2.7%	5.4%	2.7%	2.7%	2.7%	10.8%	5.4%	0%	0%	67.6%
3回目	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	1	0	32
割合	0%	0%	0%	0%	0%	5.4%	2.7%	0%	0%	2.7%	2.7%	0%	86.5%

（日）

	1～9 日	10～19 日	20～29 日	30、 31日	無回答
1回目	4	6	14	1	12
割合	10.8%	16.2%	37.8%	2.7%	32.4%
2回目	4	4	4	0	25
割合	10.8%	10.8%	10.8%	0%	67.6%
3回目	2	1	2	0	32
割合	5.4%	2.7%	5.4%	0%	86.5%

問9-1. 幼児教育アドバイザーの訪問（人数）（該当者=37）

	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答
1回目	14	10	2	0	0	11
割合	37.8%	27.0%	5.4%	0%	0%	29.7%
2回目	8	4	0	0	0	25
割合	21.6%	10.8%	0%	0%	0%	67.6%
3回目	3	2	0	0	0	32
割合	8.1%	5.4%	0%	0%	0%	86.5%

問9-2. 幼児教育アドバイザーの具体的な活動（該当者=37）

	該当者	割合
園内研修への参加及び指導・助言	27	73.0%
園外研修についての情報提供	10	27.0%
管轄内の他の幼児教育施設についての情報共有	6	16.2%
幼保小接続・連携に関する助言	11	29.7%
特別な支援を必要とする子どもの対応に関する助言	26	70.3%
家庭・地域に対する幼児教育理解の普及	8	21.6%
園長、施設長からの相談対応・助言	17	45.9%
保育者からの相談対応・助言	19	51.4%
保育参観への参加及び指導・助言	10	27.0%
その他	4	10.8%
無回答	1	2.7%

問9-3. 幼児教育アドバイザーについて（該当者=37）

	まったく そう 思わない	あまり そう 思わない	どちら とも いえない	やや そう 思う	とても そう 思う	無回答
1) 幼児教育アドバイザーの支援内容は明確である	0	0	4	14	15	4
割合	0%	0%	10.8%	37.8%	40.5%	10.8%
2) 幼児教育アドバイザーの支援内容は限定的である	4	10	11	6	2	4
割合	10.8%	27.0%	29.7%	16.2%	5.4%	10.8%
3) 幼児教育アドバイザーへの訪問要請の方法は明確である	0	2	7	14	10	4
割合	0%	5.4%	18.9%	37.8%	27.0%	10.8%
4) 幼児教育アドバイザーの資質能力に不安がある	14	11	6	2	0	4
割合	37.8%	29.7%	16.2%	5.4%	0%	10.8%
5) アドバイザーの専門分野と自園の課題がマッチしている	0	1	9	11	12	4
割合	0%	2.7%	24.3%	29.7%	32.4%	10.8%
6) 幼児教育アドバイザーの訪問に関するスケジュール調整はスムーズ	0	0	11	13	8	5
割合	0%	0%	29.7%	35.1%	21.6%	13.5%
7) 幼児教育アドバイザーへの訪問要請を行うと、すぐに対応	0	0	12	10	9	6
割合	0%	0%	32.4%	27.0%	24.3%	16.2%
8) 幼児教育アドバイザーは、園の自主性を尊重した支援をしている	0	0	5	15	13	4
割合	0%	0%	13.5%	40.5%	35.1%	10.8%
9) どのような内容を相談していいのかわからない	11	17	3	1	1	4
割合	29.7%	45.9%	8.1%	2.7%	2.7%	10.8%

（次頁に続く）

10) 幼児教育アドバイザーを受け入れることによって、仕事が増える	9	10	9	5	0	4
割合	24.3%	27.0%	24.3%	13.5%	0%	10.8%
11) 園の良い取り組みを認め、後押ししてくれる	0	0	5	11	17	4
割合	0%	0%	13.5%	29.7%	45.9%	10.8%
12) 幼児教育アドバイザーによって園の課題や方向性が明確になった	0	0	7	15	11	4
割合	0%	0%	18.9%	40.5%	29.7%	10.8%
13) 継続的に幼児教育アドバイザーに支援してほしい	0	0	6	16	11	4
割合	0%	0%	16.2%	43.2%	29.7%	10.8%

問9-4. 幼児教育アドバイザーの派遣希望（該当者=49）

	該当者	割合
希望する	31	63.3%
希望しない	16	32.7%
無回答	2	4.1%

問9-4. 幼児教育アドバイザー派遣が実施されていない理由（該当者=31）

	該当者	割合
記入あり	26	83.9%
記入なし	5	16.1%

問9-4. 幼児教育アドバイザー派遣を希望しない理由（該当者=16）

	該当者	割合
記入あり	13	81.3%
記入なし	3	18.8%

保育者票

問0_A. 回答者の役職（総数=253）

	総数	割合
主任	60	23.7%
主幹	5	2.0%
その他	36	14.2%
特に役職には就いていない	136	53.8%
無回答	16	6.3%

問0_A. 役職の経験年数（該当者=101）

	総数	割合
1～4年目	43	42.6%
5～9年目	5	5.0%
10～14年目	3	3.0%
15～19年目	2	2.0%
20～24年目	1	1.0%
25年目以上	1	1.0%
無回答	46	45.5%

問0-B. 担任を受け持っているクラス（総数=253）

	総数	割合
0歳児クラス	4	1.6%
1歳児クラス	32	12.6%
2歳児クラス	9	3.6%
3歳児クラス	56	22.1%
4歳児クラス	30	11.9%
5歳児クラス	83	32.8%
担任を持っていない	50	19.8%
無回答	6	2.4%

合成表0_A,B. 回答者の役職・担任

	総数	割合
役職のみあり	46	18.2%
担任クラスのみあり	133	52.6%
役職と担任クラスあり	53	20.9%
役職も担任クラスもなし	3	1.2%
不明	18	7.1%

問0-C. 勤務形態（総数=253）

	総数	割合
常勤（正規任用）	204	80.6%
常勤（臨時的任用）	37	14.6%
非常勤	6	2.4%
無回答	6	2.4%

問0_D. 勤続年数（総数=253）

	総数	割合
1～4年目	146	57.7%
5～9年目	58	22.9%
10～19年目	20	7.9%
20～29年目	13	5.1%
30～39年目	9	3.6%
40年目以上	1	0.4%
無回答	6	2.4%

問0_E. 保育者経験年数（総数=253）

	総数	割合
1～4年目	20	7.9%
5～9年目	32	12.6%
10～19年目	86	34.0%
20～29年目	65	25.7%
30～39年目	39	15.4%
40年目以上	5	2.0%
無回答	6	2.4%

**問0_F. 保有している幼児教育・保育に関する
免許や資格（総数=253）**

	総数	割合
幼稚園教諭	233	92.1%
保育士	232	91.7%
その他	30	11.9%
無回答	4	1.6%

問0_F. 幼稚園教諭の免許状の別（該当者=233）

	該当者	割合
専修免許状	2	0.9%
一種免許状	70	30.0%
二種免許状	158	67.8%
無回答	5	2.1%

問0_G. 最終学歴（総数=253）

	総数	割合
高等学校・高等専修学校	0	0%
専門学校を含む専修学校	18	7.1%
短期大学	166	65.6%
四年制大学	64	25.3%
その他	1	0.4%
無回答	4	1.6%

問0_H. 性別（総数=253）

	総数	割合
男性	8	3.2%
女性	240	94.9%
無回答	5	2.0%

問0_I. 年齢（総数=253）

	総数	割合
19歳以下	0	0%
20～24歳	16	6.3%
25～29歳	19	7.5%
30～34歳	37	14.6%
35～39歳	39	15.4%
40～44歳	41	16.2%
45～49歳	35	13.8%
50～54歳	26	10.3%
55～59歳	30	11.9%
60～64歳	5	2.0%
65歳以上	0	0%
無回答	5	2.0%

問1.1. 園外研修や公開保育（他園で実施するもの）について（総数=253）

	まったく そう 思わな い	あまり そう思 わない	どちら ともい えない	ややそ う思う	とても そう思 う	無回答
1) 園外研修や公開保育（他園で実施）に関する情報を入手している	1	9	33	110	97	3
割合	0.4%	3.6%	13.0%	43.5%	38.3%	1.2%
2) 保育者が園外研修等に参加できる環境が整備されている	17	60	47	81	45	3
割合	6.7%	23.7%	18.6%	32.0%	17.8%	1.2%
3) 園外研修や公開保育に参加する意欲や興味を持っている	0	7	19	145	80	2
割合	0%	2.8%	7.5%	57.3%	31.6%	0.8%
4) 園外研修等を通して他の幼児教育職員等と意見交換する機会がある	5	25	46	128	46	3
割合	2.0%	9.9%	18.2%	50.6%	18.2%	1.2%
5) 園外研修等で学んできたことを職員間で共有する仕組みがある	2	15	49	139	46	2
割合	0.8%	5.9%	19.4%	54.9%	18.2%	0.8%

問2.1. 園内研修について（総数=253）

	まったく そう 思わな い	あまり そう思 わない	どちら ともい えない	ややそ う思う	とても そう思 う	該当な し	無回答
1) 園内研修の時間を工夫して確保している	5	25	39	121	55	0	8
割合	2.0%	9.9%	15.4%	47.8%	21.7%	0%	3.2%
2) 園内研修が活発となるよう事前準備や進行などを工夫している	5	27	56	122	34	0	9
割合	2.0%	10.7%	22.1%	48.2%	13.4%	0%	3.6%
3) 意欲をもって園内研修に参加している	2	11	49	116	66	0	9
割合	0.8%	4.3%	19.4%	45.8%	26.1%	0%	3.6%
4) 同自治体他施設の実施の資料について、活用の仕方を理解している	2	27	70	62	11	66	15
割合	0.8%	10.7%	27.7%	24.5%	4.3%	26.1%	5.9%
5) 園内研修の際、あらかじめ自己課題を明確にして臨んでいる	1	35	67	120	20	0	10
割合	0.4%	13.8%	26.5%	47.4%	7.9%	0%	4.0%
6) 園内研修のノウハウや情報を、他施設と共有できる場や機会がある	15	68	76	73	11	0	10
割合	5.9%	26.9%	30.0%	28.9%	4.3%	0%	4.0%
7) 公開保育や研究会で得た学びを自園の保育の見直しに繋げている	0	16	34	151	41	0	11
割合	0%	6.3%	13.4%	59.7%	16.2%	0%	4.3%
8) 小学校や地域の他の専門機関と連携している	19	57	68	77	17	0	15
割合	7.5%	22.5%	26.9%	30.4%	6.7%	0%	5.9%

問3.1. 園長・施設長の先生に関して（総数=253）

	まったく そう 思わな い	あまり そう 思わ ない	どちら とも い えない	やや そ う 思 う	と と も そ う 思 う	無回答
1) 教育・保育の理念・方針について、保育者等に明確に示している	0	12	22	83	95	41
割合	0%	4.7%	8.7%	32.8%	37.5%	16.2%
2) 経営理念・方針について、保育者等に対して明確に示している	1	15	43	73	77	44
割合	0.4%	5.9%	17.0%	28.9%	30.4%	17.4%
3) 新任保育者に子どもや保護者との関わりについて指導している	2	25	29	79	72	46
割合	0.8%	9.9%	11.5%	31.2%	28.5%	18.2%
4) 保育者の指導計画や日誌等の内容を理解している	4	15	22	91	82	39
割合	1.6%	5.9%	8.7%	36.0%	32.4%	15.4%
5) 幼稚園教育要領・保育所保育指針等の内容について理解している	0	8	27	70	106	42
割合	0%	3.2%	10.7%	27.7%	41.9%	16.6%
6) 保育時間中に園内を回り、子どもや保育者の様子を見ている	9	27	27	79	74	37
割合	3.6%	10.7%	10.7%	31.2%	29.2%	14.6%
7) 要求・要望があった場合、保護者に寄り添った対応をしている	1	12	15	76	111	38
割合	0.4%	4.7%	5.9%	30.0%	43.9%	15.0%
8) 自園の運営方針の中に、保育者の意見や要望を生かしている	1	23	27	83	81	38
割合	0.4%	9.1%	10.7%	32.8%	32.0%	15.0%
9) 保育者が意見や疑問を言い出しやすい雰囲気を作っている	5	25	32	72	82	37
割合	2.0%	9.9%	12.6%	28.5%	32.4%	14.6%
10) 保育者同士の関係性が良好に保たれるようにしている	10	15	35	78	78	37
割合	4.0%	5.9%	13.8%	30.8%	30.8%	14.6%
11) 保育者同士で、日々の教育・保育実践を振り返る時間を設けている	12	33	49	80	42	37
割合	4.7%	13.0%	19.4%	31.6%	16.6%	14.6%
12) 保育者の体調や精神衛生に配慮している	4	18	32	75	89	35
割合	1.6%	7.1%	12.6%	29.6%	35.2%	13.8%
13) 保育者がやりがいを持って働き続けられるよう支援している	8	18	48	75	68	36
割合	3.2%	7.1%	19.0%	29.6%	26.9%	14.2%
14) 園外の研修会や学習会に積極的に参加している	2	10	22	69	113	37
割合	0.8%	4.0%	8.7%	27.3%	44.7%	14.6%
15) 保育者に対し、資質向上に継続的に取り組むよう働きかけている	2	10	28	93	82	38
割合	0.8%	4.0%	11.1%	36.8%	32.4%	15.0%
16) 園において食育に取り組んでいる	5	18	40	98	56	36
割合	2.0%	7.1%	15.8%	38.7%	22.1%	14.2%
17) 事故や災害発生時の対応体制及び避難への備えを行っている	0	10	16	74	119	34
割合	0%	4.0%	6.3%	29.2%	47.0%	13.4%
18) 保護者に幼児期教育に関する理解を深めてもらう機会を設けている	3	20	44	94	54	38
割合	1.2%	7.9%	17.4%	37.2%	21.3%	15.0%

問4_1. 主任保育者について（総数=253）

	まったく そう 思わない	あまり そう 思わない	どちら とも いえない	やや そう 思う	とても そう 思う	無回答
1) 自身が教育・保育実践に関わる時に、新しい仕事や任務に取り組む	1	14	58	73	31	76
割合	0.4%	5.5%	22.9%	28.9%	12.3%	30.0%
2) 多様な情報や意見を集め、自分の実践について分析し見直している	2	19	47	77	35	73
割合	0.8%	7.5%	18.6%	30.4%	13.8%	28.9%
3) 研修等に積極的に参加し、他職員のモデルとなるよう努めている	4	19	43	84	32	71
割合	1.6%	7.5%	17.0%	33.2%	12.6%	28.1%
4) 保護者の相談を受容的に受け止め適切な助言を行っている	0	10	36	82	57	68
割合	0%	4.0%	14.2%	32.4%	22.5%	26.9%
5) 保護者と他の保育者の関係構築をサポートしている	6	14	53	68	43	69
割合	2.4%	5.5%	20.9%	26.9%	17.0%	27.3%
6) 地域の実情を理解し、自治体や地域関係者等との連携を図っている	7	18	53	70	34	71
割合	2.8%	7.1%	20.9%	27.7%	13.4%	28.1%
7) 研修や会議の企画立案・運営を行っている	8	18	38	72	42	75
割合	3.2%	7.1%	15.0%	28.5%	16.6%	29.6%
8) 園内研修の場でファシリテーターの役割を果たしている	10	19	50	58	36	80
割合	4.0%	7.5%	19.8%	22.9%	14.2%	31.6%
9) 若手や非常勤の保育者と率直な関係づくりをしている	5	21	35	75	48	69
割合	2.0%	8.3%	13.8%	29.6%	19.0%	27.3%
10) 会議等における保育者同士の話し合いの中心的役割を果たしている	8	14	43	70	50	68
割合	3.2%	5.5%	17.0%	27.7%	19.8%	26.9%
11) 他の学級等の様子を見て園全体の動きや自らの動きを調整している	4	17	28	82	57	65
割合	1.6%	6.7%	11.1%	32.4%	22.5%	25.7%
12) 複数人の職員で取り組む仕組みや機会を作り出している	9	24	58	60	33	69
割合	3.6%	9.5%	22.9%	23.7%	13.0%	27.3%
13) 他クラスの保育者が見学や実践参加する機会を確保している	21	30	65	44	17	76
割合	8.3%	11.9%	25.7%	17.4%	6.7%	30.0%
14) 細かな配慮により、職員が働きやすい職場環境を作り出している	8	20	53	65	39	68
割合	3.2%	7.9%	20.9%	25.7%	15.4%	26.9%
15) 園運営の中核となって教育・保育を計画・運営している	10	18	44	74	37	70
割合	4.0%	7.1%	17.4%	29.2%	14.6%	27.7%
16) 園長と保育者とのコミュニケーション・ギャップを解消している	12	15	57	65	38	66
割合	4.7%	5.9%	22.5%	25.7%	15.0%	26.1%
17) 園の教育目標達成のための調整役を果たしている	5	19	53	70	34	72
割合	2.0%	7.5%	20.9%	27.7%	13.4%	28.5%
18) 新任保育者や後輩、同僚の教職員に指導や助言を行っている	4	16	27	87	54	65
割合	1.6%	6.3%	10.7%	34.4%	21.3%	25.7%

問5.1. 保育者について（総数=253）

	まったく そう 思わない	あまり そう 思わない	どちら とも いえない	やや そう 思う	とても そう 思う	無回答
1) 子どもとの信頼関係を築いている	0	0	7	147	87	12
割合	0%	0%	2.8%	58.1%	34.4%	4.7%
2) 子どもの興味関心や生活力を向上させる教育・保育を行う	0	1	35	152	49	16
割合	0%	0.4%	13.8%	60.1%	19.4%	6.3%
3) 子どもの探究心を支え主体的な活動を尊重している	0	5	45	143	46	14
割合	0%	2.0%	17.8%	56.5%	18.2%	5.5%
4) 一人ひとりの発達の特性に応じた保育を行っている	0	2	22	160	57	12
割合	0%	0.8%	8.7%	63.2%	22.5%	4.7%
5) 子どもの主体性を大切にし、環境を通した教育・保育を行う	0	2	45	150	43	13
割合	0%	0.8%	17.8%	59.3%	17.0%	5.1%
6) 日頃から他の職員と協力・連携して保育を行っている	0	2	20	133	86	12
割合	0%	0.8%	7.9%	52.6%	34.0%	4.7%
7) 自園の良さや課題に基づき、保育・教育課程の見直しを行う	1	14	78	121	27	12
割合	0.4%	5.5%	30.8%	47.8%	10.7%	4.7%
8) より高度な専門知識等を身に付けるため、研修に積極的に参加	0	18	69	120	33	13
割合	0%	7.1%	27.3%	47.4%	13.0%	5.1%
9) 園内研修に積極的に取り組んでいる	3	15	75	98	46	16
割合	1.2%	5.9%	29.6%	38.7%	18.2%	6.3%
10) 自園の課題に基づき、園内研修の目標や年間計画を立てている	7	18	64	121	26	17
割合	2.8%	7.1%	25.3%	47.8%	10.3%	6.7%
11) 保育の記録を適切に行い、日々の実践の振り返りに生かしている	0	20	44	132	39	18
割合	0%	7.9%	17.4%	52.2%	15.4%	7.1%
12) 保育を可視化（記録や日誌等）し、保護者や地域に発信している	5	18	83	105	24	18
割合	2.0%	7.1%	32.8%	41.5%	9.5%	7.1%
13) 幼児の実態に基づいた指導計画を作成している	1	9	52	137	36	18
割合	0.4%	3.6%	20.6%	54.2%	14.2%	7.1%
14) 国の要領や指針と日々の保育の実践との繋がりを理解している	1	19	86	118	10	19
割合	0.4%	7.5%	34.0%	46.6%	4.0%	7.5%
15) 家庭との連携を十分に図っている	0	2	20	153	62	16
割合	0%	0.8%	7.9%	60.5%	24.5%	6.3%
16) 安全管理の重要性を理解し、日々の保育実践や環境構成に取り組む	0	0	26	160	50	17
割合	0%	0%	10.3%	63.2%	19.8%	6.7%

問6_1. 幼保小接続・連携の推進（総数=253）

	はい	いいえ	無回答
1) 園児の小学校行事への参加・見学による交流を行っている	204	40	9
割合	80.6%	15.8%	3.6%
2) 他の施設類型の園の行事への参加・見学による交流を行っている	130	114	9
割合	51.4%	45.1%	3.6%
3) 小学校の施設見学を通して園児の学校体験を行っている	214	26	13
割合	84.6%	10.3%	5.1%
4) 小学校の体験授業を通して園児の学校体験を行っている	171	67	15
割合	67.6%	26.5%	5.9%
5) 他の施設類型の園と、年間交流計画の決定等の打合せを行っている	142	96	15
割合	56.1%	37.9%	5.9%
6) 小学校と年間交流計画の決定や情報交換のための打ち合わせを行う	185	56	12
割合	73.1%	22.1%	4.7%
7) 指導要録・保育要録・子ども要録による情報伝達を行っている	210	32	11
割合	83.0%	12.6%	4.3%
8) 園内研修等において、幼保小接続・連携に関する内容を扱っている	136	99	18
割合	53.8%	39.1%	7.1%
9) 小学校教職員と、互いの行事の参観や参加により交流を行っている	158	76	19
割合	62.5%	30.0%	7.5%
10) 他施設類型保育者と、互いの行事の参観や参加による交流を行う	103	136	14
割合	40.7%	53.8%	5.5%
11) 小学校教員と、相互交流研修・合同研修を行っている	131	106	16
割合	51.8%	41.9%	6.3%
12) 他施設類型の保育者と、相互交流研修・合同研修を行っている	130	109	14
割合	51.4%	43.1%	5.5%
13) 小学校教員と、相互の授業参観・保育参観等の機会がある	119	119	15
割合	47.0%	47.0%	5.9%
14) 他施設類型の保育者との、相互の保育参観等の機会がある	83	146	24
割合	32.8%	57.7%	9.5%
15) 接続を意識したカリキュラムを作成している	176	55	22
割合	69.6%	21.7%	8.7%
16) 接続を意識したカリキュラムに基づく保育・教育を行っている	188	43	22
割合	74.3%	17.0%	8.7%
17) 特別な教育的支援を必要とする子どもへの援助等の研修会を行う	188	44	21
割合	74.3%	17.4%	8.3%

問7_1. 特別な支援を必要とする子どもの有無（総数=253）

	総数	割合
いる	223	88.1%
いない	22	8.7%
無回答	8	3.2%

問7_2. 保育者による特別な支援を必要とする子どもへの対応について（該当者=223）

	はい	いいえ	無回答
1) 特別な支援を必要とする子どものための園内支援体制が整備	165	50	8
割合	74.0%	22.4%	3.6%
2) 個別の指導計画や個別の保育・教育支援計画が作成されている	205	12	6
割合	91.9%	5.4%	2.7%
3) 就学支援シートを活用するなど小学校との連携を適切に図っている	168	38	17
割合	75.3%	17.0%	7.6%

問7_3. 保育者による特別な支援を必要とする子どもへの対応について（該当者=223）

	まったく そう 思わな い	あまり そう思 わない	どちら ともい えない	ややそ う思う	とても そう思 う	無回答
1) 子どもの理解に基づいたかかわりができている	0	3	20	134	61	5
割合	0%	1.3%	9.0%	60.1%	27.4%	2.2%
2) 保護者との向き合い、家庭との連携が適切に図られている	0	6	21	117	74	5
割合	0%	2.7%	9.4%	52.5%	33.2%	2.2%
3) 地域の専門機関についての情報を十分に得ることができている	3	13	41	112	49	5
割合	1.3%	5.8%	18.4%	50.2%	22.0%	2.2%
4) 子どもの理解に基づいた環境構成ができている	2	9	46	128	33	5
割合	0.9%	4.0%	20.6%	57.4%	14.8%	2.2%
5) 医療機関・福祉機関との連携が適切に図られている	2	9	51	109	47	5
割合	0.9%	4.0%	22.9%	48.9%	21.1%	2.2%

問8_1. 地域の関連機関に関する情報の入手や関係者への働きかけについて（総数=253）

	まったく そう 思わな い	あまり そう 思わ ない	どちら とも い えない	やや そ う 思 う	と て も そ う 思 う	無回答
1) 同じ自治体内の他の幼児教育施設の先進的な取り組みの情報を得る	6	48	99	75	10	15
割合	2.4%	19.0%	39.1%	29.6%	4.0%	5.9%
2) 自治体の幼児教育に関するビジョンを理解している	13	35	98	77	13	17
割合	5.1%	13.8%	38.7%	30.4%	5.1%	6.7%
3) 自治体の幼児教育支援に関する広報等を理解し、情報収集している	13	35	96	82	11	16
割合	5.1%	13.8%	37.9%	32.4%	4.3%	6.3%
4) 講習会等を通して、家庭や地域の幼児教育に関する理解が深まる	4	30	110	84	11	14
割合	1.6%	11.9%	43.5%	33.2%	4.3%	5.5%
5) 就学に係る保護者への支援が得られている	2	9	48	129	46	19
割合	0.8%	3.6%	19.0%	51.0%	18.2%	7.5%
6) (園児の進学先の) 近隣の小学校に関する情報が得られている	0	8	38	133	60	14
割合	0%	3.2%	15.0%	52.6%	23.7%	5.5%

問9_0. 幼児教育アドバイザー訪問の有無（総数=253）

	総数	割合
ある	125	49.4%
ない	70	27.7%
わからない	40	15.8%
無回答	18	7.1%

問9_1. 幼児教育アドバイザーの具体的な活動（該当者=125）

	該当者	割合
園内研修への参加及び指導・助言	97	77.6%
園外研修についての情報提供	33	26.4%
管轄内の他の幼児教育施設についての情報共有	16	12.8%
幼保小接続・連携に関する助言	43	34.4%
特別な支援を必要とする子どもの対応に関する助言	74	59.2%
家庭・地域に対する幼児教育理解の普及	24	19.2%
園長、施設長からの相談対応・助言	44	35.2%
保育者からの相談対応・助言	59	47.2%
保育参観への参加及び指導・助言	42	33.6%
その他	8	6.4%
無回答	4	3.2%

問9_2. 幼児教育アドバイザーについて（該当者=125）

	まったく そう 思わな い	あまり そう思 わない	どちら ともい えない	ややそ う思う	とても そう思 う	無回答
1) 幼児教育アドバイザーの支援内容は明確である	0	10	20	48	43	4
割合	0%	8.0%	16.0%	38.4%	34.4%	3.2%
2) 幼児教育アドバイザーの支援内容は限定的である	4	25	57	27	3	9
割合	3.2%	20.0%	45.6%	21.6%	2.4%	7.2%
3) 幼児教育アドバイザーの資質能力に不安がある	41	41	27	6	3	7
割合	32.8%	32.8%	21.6%	4.8%	2.4%	5.6%
4) アドバイザーの専門分野と自園の課題がマッチしている	1	11	30	53	25	5
割合	0.8%	8.8%	24.0%	42.4%	20.0%	4.0%
5) 幼児教育アドバイザーは、園の自主性を尊重した支援をしている	3	5	27	55	28	7
割合	2.4%	4.0%	21.6%	44.0%	22.4%	5.6%
6) どのような内容を相談していいのか分からない	20	58	20	20	1	6
割合	16.0%	46.4%	16.0%	16.0%	0.8%	4.8%
7) 幼児教育アドバイザーを受け入れることによって、仕事が増える	14	27	39	30	7	8
割合	11.2%	21.6%	31.2%	24.0%	5.6%	6.4%
8) 園の良い取り組みを認め、後押ししてくれる	1	6	25	53	31	9
割合	0.8%	4.8%	20.0%	42.4%	24.8%	7.2%
9) 幼児教育アドバイザーによって園の課題や方向性が明確になった	0	12	30	58	18	7
割合	0%	9.6%	24.0%	46.4%	14.4%	5.6%
10) 継続的に幼児教育アドバイザーに支援してほしい	2	9	29	47	31	7
割合	1.6%	7.2%	23.2%	37.6%	24.8%	5.6%

附録

5. 受託自治体対象の質問票

【文部科学省委託調査事業】

幼児教育の推進体制構築事業受託自治体への質 問紙調査ご協力のお願い

〈本調査の目的〉

本調査では、幼児教育の推進体制構築事業を受託している都道府県と市区町村のご担当者様を対象に、事業の詳細を明らかにし、類型化を行うことで、効果的・効率的な幼児教育推進体制の構築に向けた学術的な調査研究を行います。

なお、本調査は文部科学省「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析事業」の委託を受けて実施するものです。

本調査には、以下の設問が含まれています。ご担当部局が複数に分かれている場合はそれぞれ最も詳しい方にご回答いただいた上でご回答下さい。

- ◆ 自治体の実施体制などについて
- ◆ 幼児教育センターについて
- ◆ 幼児教育アドバイザーについて
- ◆ 都道府県・市区町村の関係について

1. ご回答は統計処理を行い、調査目的のみに使用いたします。調査研究のため、個別の自治体のご回答を公表する可能性があります。その際は不利益を被ることがないように配慮をさせていただきます。
2. ご質問やご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
3. 調査結果につきましては、全国自治体のご担当者の皆様にご報告するとともに、文部科学省及び発達保育実践政策学センターのウェブサイトに掲載する予定です。

お手数ですがこの質問用紙にデータ等記載の上、メールでご返信くださいますようお願い申し上げます。

◇◆◇ 平成 30 年 10 月 17 日（水曜日）までに**ご返信**ください◇◆◇

東京大学大学院教育学研究科附属 発達保育実践政策学センター（Cedep）
The Center for Early Childhood Development, Education, and Policy Research
研究代表者：村上祐介
調査担当者：阿部慶徳、佐々木織恵
【本調査に関するお問い合わせ先】 jichitai2@p.u-tokyo.ac.jp

0-1 自治体名をご記入下さい

都道府県名	市区町村名

0-2 本調査にご回答いただいた部局をご記入下さい。複数の部局で回覧してご回答いただいた場合は、ご回答をとりまとめた部局をご記入下さい。

--

1. 自治体の実施体制などについて

1-1 貴自治体の幼児教育担当部局の体制（a 担当部局、b 人員、c 所掌業務）について教えてください。携わる部署が複数ある場合は、部署ごとに教えてください。

①幼児教育担当部局

a-1. 幼児教育担当部局名 _____

b-1. 幼児教育に携わる者のみ（幼児教育に携わる職員の数。課であれば、その課長以下の職員数） _____ 名
（うち常勤 _____ 名、非常勤 _____ 名）

b-2 b-1 のうち他課の発令がある職員がいれば、どのような役職の人が、どの課と併任しているのか、またその職員が現場経験を有する場合、勤務経験のある学校・施設の種類について教えてください。（以下の表で収まらない場合は別添の資料を付けて下さい。

	幼児教育担当部局における職名	併任している課の名称	現場経験のある学校・施設
1			
2			
3			
4			
5			
6			

c-1 各幼児教育担当部局の所掌事務について、以下の例を参考に自由に記述してください。
（a.幼稚園教諭・保育士などへの研修機会の提供、b.大学など地域の養成機関との連携・調

査研究、c.園に対する指導助言、d.保育・幼児教育アドバイザーなどの人材育成、e.（都道府県の場合）市区町村に対する指導助言、f.幼保小連携の推進、g.待機児童解消の支援など）

(自由記述)

幼児教育に関する部署が複数にまたがる場合は、以下に記入してください。

②幼児教育担当部局

a-1. 幼児教育担当部局名 _____

b-1. 幼児教育に携わる者のみ（幼児教育に携わる職員の数。課であれば、その課長以下の職員数） _____ 名
（うち常勤 _____ 名、非常勤 _____ 名）

b-2 b-1 のうち他課の発令がある職員がいれば、どのような役職の人が、どの課と併任しているのか、またその職員が現場経験を有する場合、勤務経験のある学校・施設の種類について教えてください。（以下の表で収まらない場合は別添の資料を付けて下さい）

	幼児教育担当部局における職名	併任している課の名称	現場経験のある学校・施設
1			
2			
3			
4			
5			
6			

c-1 各幼児教育担当部局の所掌事務について、以下の例を参考に自由に記述してください。

（a.幼稚園教諭・保育士などへの研修機会の提供、b.大学など地域の養成機関との連携・調査研究、c.園に対する指導助言、d.保育・幼児教育アドバイザーなどの人材育成、e.（都道府県の場合）市区町村に対する指導助言、f.幼保小連携の推進、g.待機児童解消の支援など）

(自由記述)

--

幼児教育に関する部署が複数にまたがる場合は、以下に記入してください。

③幼兒教育担当部局

a-1. 幼児教育担当部局名_____

b-1. 幼児教育に携わる者のみ（幼児教育に携わる職員の数。課であれば、その課長以下の職員数） _____ 名

(うち常勤 名、非常勤 名)

b-2 b-1 のうち他課の発令がある職員がいれば、どのような役職の人が、どの課と併任しているのか、またその職員が現場経験を有する場合、勤務経験のある学校・施設の種類について教えてください。（以下の表で収まらない場合は別添の資料を付けて下さい）

	幼児教育担当部局における職名	併任している課の名称	現場経験のある学校・施設
1			
2			
3			
4			
5			
6			

c-1 各幼児教育担当部局の所掌事務について、以下の例を参考に自由に記述してください。

(a.幼稚園教諭・保育士などへの研修機会の提供、b.大学など地域の養成機関との連携・調査研究、c.園に対する指導助言、d.保育・幼児教育アドバイザーなどの人材育成、e.（都道府県の場合）市区町村に対する指導助言、f.幼保小連携の推進、g.待機児童解消の支援など）

(自由記述)

1-2 貴自治体は、幼児教育に関する事務について一元化を実施していますか。当てはまるものに○をつけた上で、一元化を実施している場合、その形態を採用した理由を教えてください。

ださい。

- a. 全部一元化している（理由を記載の上、1-3 に進んでください）
- b. 一部で一元化している（理由を記載の上、1-3 に進んでください）
- c. 実施していない(1-5 に進んでください)

（理由）

1-3 何の業務を一元化していますか。

（業務）

1-4 一元化したことでの成果や課題について教えてください。特に幼小接続に関しては必ず記載するようにしてください。

（自由記述）

1-5 幼児教育分野の関係部局の連携状況について伺います。以下の選択肢で連携状況について最も当てはまるものに○をつけてください。

- a よく連携できている
- b ある程度連携できている
- c あまり連携できていない、
- d 全く連携できていない

1-6 幼児教育分野の関係部局の連携上、課題となっていることやその対策などがありましたら、自由に記述してください。

（自由記述）

1-7 都道府県の担当者の方に伺います（市区町村の方は、次の 2. 幼児教育センターについての質問に進んでください）。出先機関に幼児教育担当者を配置していますか。配置している場合、所属部局と人数も教えてください。また、本庁との連携をいかに行っているか、役割分担について、記述してください。

a. 担当者を配置していない。

b. 担当者を配置している。

b-1 所属する部局（b-1-1 教育事務所、b-1-2 首長部局、b-1-3 その他_____）

b-2 人数（_____名）

b-3 本庁との連携・役割分担

（自由記述）

2. 幼児教育センターについて

2-1 貴自治体は幼児教育センター（類似の組織も含む）を設置していますか。

- a. 組織として設置（2-2 に回答の上、2-3 に進んでください）
- b. 部署間連携で代替（2-4 に進んでください）
- c. 設置していない（3. 「幼児教育アドバイザーについて」に進んでください）

2-2 幼児教育センター（類似の施設を含む）について、組織としてどの部署に位置づけていますか。以下で当てはまるものに○をつけてください。

- b. 教育委員会（本庁）
- c. 教育委員会（教育センター）
- d. 首長部局
- e. その他（自由記述_____）

2-3 幼児教育センターが設置されている場所は、貴自治体のどの辺に位置しますか。

a.本庁内に設置

(その場合、どの部署に席が置かれていますか。 _____)

b.本庁以外に設置

(その場合、本庁からの物理的な距離はどれくらいですか (約○m/km、○分等)
_____)

2-4 (幼児教育センターを設置している場合は、次の「3.幼児教育アドバイザーについて」に進んでください)。幼児教育センターを組織としては設置せず、部局間連携によってセンター機能を代替している場合、具体的に、どのような部署間連携の方法により、センター機能を担っていますか。自由に記述してください。

(自由記述)

3. 幼児教育アドバイザーについて

3-1 幼児教育アドバイザー（類似の取組を含む）の配置に関して伺います。現在、配置している幼児教育アドバイザーより以前に、アドバイザー機能を有する取組を実施していたら、a.その取組の概要を以下に記載してください。名称などに変更があれば、その変遷も記入してください。なお、アドバイザーに相当する役職が複数ある場合は、それぞれについて回答してください（回答欄が足りない場合は、追加してください）。

また、b.どのようなきっかけから、その取組から現在の制度を採用するに至ったのかの経過も含め、その理由を記述してください。

a.1 取組の概要

名称	
配置人数	
設置時期	
アドバイザーの経歴	
アドバイザーの主な業務	
アドバイザーの所属部局	

アドバイザーの派遣対象者	
派遣対象地域	

b.1 現在の制度を採用するに至った経過・理由

(自由記述)

a.2 取組の概要

名称	
配置人数	
設置時期	
アドバイザーの経歴	
アドバイザーの主な業務	
アドバイザーの所属部局	
アドバイザーの派遣対象者	
派遣対象地域	

b.2 現在の制度を採用するに至った経過・理由

(自由記述)

a.3 取組の概要

名称	
配置人数	
設置時期	
アドバイザーの経歴	
アドバイザーの主な業務	

アドバイザーの所属部局	
アドバイザーの派遣対象者	
派遣対象地域	

b.3 現在の制度を採用するに至った経過・理由

(自由記述)

3-2 幼児教育アドバイザーの訪問内容と支援方法について伺います。

a.典型的な訪問の際の一日の流れを教えてください（(例) 午前中に訪問→保育参観→園内研修や打ち合わせでの協議・助言等）。

また、b.典型的な訪問以外に園内研修支援、接続カリキュラム作成支援、特別な配慮が必要な子どもへの支援などアドバイザーの支援内容が複数パターンある場合はその支援内容についても教えてください。

加えて、c. 具体的な派遣の仕組みについても教えてください。（(例) 1 年を 3 期に分けて募集し、1 期あたり 9 回訪問など）

(a.典型的な一日の流れ)

(b.典型的な訪問以外の支援内容)

(c.具体的な派遣の仕組み)

3-3 幼児教育アドバイザーが現場を支援する際に気を付けていることや大切にしている理念等について、その内容及びなぜ大切にしているのかその理由を教えてください。

(自由記述)

3-4 現職の幼児教育アドバイザーの質の向上のためどのような取り組みを行っていますか。実施している場合、取組の概要及び成果や課題についてお答えください(参考 a.指導主事の同行、b.専門が異なる複数名で訪問する、c.アドバイザーを支援するスーパーバイザーの配置、d.園内研修の手引き・園評価シート・ガイドライン等の活用、e.アドバイザーを対象とした連絡協議会・研修の開催、f.毎回の訪問記録の作成や訪問後のアンケート調査をアドバイザー間で共有、など)。

(自由記述)

3-5 新任のアドバイザー育成研修について伺います。

3-5-1 研修を実施している場合、a.その研修内容、b.対象者及びその募集方法、当該募集方法にしている狙いや理由について教えてください。

a. 研修内容

(自由記述)

b. 対象者及びその募集方法、当該募集方法にしている狙いや理由

(自由記述)

3-5-2 新任のアドバイザーについて幼児教育アドバイザー研修を通してどのような資質・能力を育成しようとしているのか教えてください。

(自由記述)

3-5-3 新任の幼児教育アドバイザー育成研修を実施する際、幼児教育アドバイザーの育成を目的とした研修であることを明示して募集をしていますか。

a.募集している。

b.募集していない。

3-5-4 新任のアドバイザー育成研修後、参加者にどのような役割を与えていますか。また、活用の展望を持って研修の仕組みづくりをしていますか（実際にアドバイザーとして活用できていますか）。

(自由記述)

3-5-5 都道府県の方に伺います（市区町村の方は、3-5-6に進んでください）。新任のアドバイザー育成研修修了者の活用について、市区町村に対してどのような連携や役割分担を求めていますか。

(自由記述)

3-5-6 新任のアドバイザー育成研修実施に関する経費負担について伺います。どの機関がどの割合で経費分担をしていますか。項目ごとにその負担割合を教えてください。

a.研修の企画・実施経費

(a-1 都道府県 _____ 割負担、a-2 市区町村 _____ 割負担、

a-3 その他関連機関 _____ 割負担)

b.講師派遣に係る経費

(b-1 都道府県_____割負担、b-2 市区町村_____割負担、
b-3 その他関連機関_____割負担)

c.参加者の交通費

(c-1 都道府県_____割負担、c-2 市区町村_____割負担、
c-3 その他関連機関_____割負担)

d.1 その他_____ (欄が足りない場合は、追加してください)

(d1-1 都道府県_____割負担、d1-2 市区町村_____割負担、
d1-3 その他関連機関_____割負担)

d.2 その他_____

(d2-1 都道府県_____割負担、d2-2 市区町村_____割負担、
d2-3 その他関連機関_____割負担)

d.3 その他_____

(d3-1 都道府県_____割負担、d3-2 市区町村_____割負担、
d3-3 その他関連機関_____割負担)

3-5-7 新任のアドバイザー育成研修の実施にあたって大学と連携している場合、その連携が可能となっている経緯や背景、連携内容、と課題について教えてください。

(自由記述)

3-6 本庁又は出先機関の指導主事は、a.どのくらいの頻度で巡回・訪問していますか。また、b.訪問対象施設、c.訪問地域についても教えてください。

本庁の指導主事 a-1 (年間_____回程度訪問)

b-1 訪問対象施設(_____)

c-1 訪問地域(_____)

出先機関の指導主事 a-2 (年間_____回程度訪問)

b-2 訪問対象施設(_____)

c-2 訪問地域(_____)

3-7 指導主事とアドバイザーの訪問内容や役割分担に違いはありますか。以下で当てはまるものに○をつけてください。内容・役割分担に違いがある場合は、その内容についても記述してください。

a. 全く同じである

b. ほぼ同じである

(異なる内容や役割)

c. 全く異なる

(異なる内容や役割)

3-8 特別支援教育の専門家が域内の幼児教育施設を巡回していますか。以下のうち当てはまるものに○をつけてください。

a. 特別支援の専門家は域内を巡回していない

b. 特別支援の専門家が幼児教育アドバイザーとして任用され、巡回している

c. 特別支援の専門家は幼児教育アドバイザーとしては任用されていないが、別の仕組みにより巡回している

d. その他 (_____)

3-9 特別支援教育の専門家が所属する担当部局及び課の名称を教えてください。

担当部局及び課名_____

3-10 幼児教育アドバイザーの派遣や育成等について、自治体における主な課題及び改善のための工夫について記入してください。

(自由記述)

4. 都道府県と市町村の役割分担や連携の内容について

4-1 幼児教育分野に関し、担当者連絡協議会など（類似の組織も含む）都道府県と市区町村の連携に資する会議等は開催していますか。開催している場合、その頻度や参加メンバー（役職）、主な内容、成果物についてお答えください。

a. 開催していない

b. 開催している

b-1 その頻度：年間_____回程度

b-2 参加メンバー(_____)

b-3 会議の主な内容

(内容)

b-4 成果物があれば、その内容について教えてください。

(内容)

4-2 a. 幼児教育センター及び幼児教育アドバイザーに関して、都道府県と市区町村の役割分担や連携方法について自治体独自で取り組んでいることがあれば教えてください。

また、b. 上記以外の幼児教育の質の向上に関する取組（法令上定められている事務を除く）について、自治体独自で行っていることがあれば教えてください。なお、いずれも取組の成果及び課題も教えてください。

a.幼児教育センター及び幼児教育アドバイザーに関する取組

(自由記述)

【都道府県の取組】

【市区町村の取組】

b.上記以外の幼児教育の質の向上に関する自治体独自の取組（法令上定められている事務を除く）

(自由記述)

【都道府県の取組】

【市区町村の取組】

※質問は以上です。ご協力、ありがとうございました。